

# 自己点検評価報告書



平成26年12月

公立大学法人

滋賀県立大学

# 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	6
	基準2 教育研究組織	9
	基準3 教員及び教育支援者	25
	基準4 学生の受入	45
	基準5 教育内容及び方法	65
	基準6 学習成果	130
	基準7 施設・設備及び学生支援	143
	基準8 教育の内部質保証システム	172
	基準9 財務基盤及び管理運営	185
	基準10 教育情報等の公表	205

## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市

#### (3) 学部等の構成

##### ○学部

環境科学部、工学部、人間文化学部

人間看護学部

##### ○研究科

環境科学研究科、工学研究科

人間文化学研究科、人間看護学研究科

##### ○関連施設

図書情報センター、環境管理センター、地域共生センター、産学連携センター

##### ○環境科学部附属

圃場実験施設、湖沼環境実験施設、集水域実験施設

##### ○工学部附属

実習工場、ガラス工学研究センター

##### ○人間看護学部附属

地域交流看護実践研究センター

#### (4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部2,509人、大学院279人

専任教員数：190人

助手数：12人

### 2 特徴

滋賀県立大学は、公立短期大学として全国最大規模の10学科2専攻を有した滋賀県立短期大学を前身とし、琵琶湖をとりまく自然と歴史・文化を育くみ、環境と調和した産業の発展を願う県民の期待を背負って、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに平成7年度に3学部（環境科学部、工学部、人間文化学部）を擁して開学した。その後、平成11年度に各学部を基礎とした大学院博士前期課程（修士課程）を、平成13年度に大学院博士後期課程を設置するとともに、平成15年度に

人間看護学部を開設した。

また、平成18年4月には地方独立行政法人法に基づき公立大学法人としてスタートを切り、平成24年度からは第2期中期目標期間（6年間）に入っている。

この間、時代の流れに対応して、学部学科の再編や新設を行うとともに、平成22年5月には滋賀県立大学の10年後を見据えた「滋賀県立大学将来構想—USP 2020ビジョン」を策定するとともに、本構想に沿って、国際コミュニケーション学科を開設した。

また、本学の特色である地域志向を明確にするために、平成25年度からは、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業：以下COC事業とする）」にも取り組んでいる。

#### 【人が育つ大学】

- 豊かな人間性を育みつつ、基礎的な知識・技術を身に付け、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の養成を目指している。このため、4年一貫教育のカリキュラムをとり、配当科目を「全学共通科目」と「専門科目」とに大別し、双方の有機的な連携を図りつつ、1年次から専門科目を配置している。「全学共通科目」には外国語や情報処理、健康・体力科学などの「全学共通基礎科目」と、人間と社会を深く見つめ、新しい視点を探ろうとする「人間学」がある。
- 学生と教員の日常的なふれあいを重視する方針のもとに、フィールドワークや実験・実習等の少人数による対話・討論型授業を多くし、教育効果を高めている。特に、1年次前期に導入教育科目として「人間探求学」を必修とし、1クラス5～6人の少人数教育を行っている。

#### 【環境重視の大学】

環境こだわり県である滋賀県の大学として環境科学部を全国で初めて設置した大学であり、ISO14001の拡大審査を平成16年3月に受け、その後、平成24年4月からは大学として「滋賀県立大学環境指針」を次のとおり制定している。

#### （基本理念）

公立大学法人滋賀県立大学では、活力ある持続可能な

社会をめざして、環境保全のための教育・研究の充実等をはかり、積極的な社会貢献を果たしていくとともに、本学のあらゆる活動が環境に及ぼす影響に配慮して、自ら率先して環境改善に向けた取り組みを進め、地球および地域の環境と共生し調和するエコキャンパスを構築します。

(基本指針)

- (1) 地球環境および地域環境の保全を目的とする教育を推進し、環境に関する倫理と高い知見と技術を備えた人材の育成に努めるとともに、環境保全に積極的に貢献する研究と地域への普及・啓発活動を推進します。
- (2) 教育研究活動、大学運営活動から生じるあらゆる環境負荷の低減・抑制に全学挙げて積極的に取り組み、継続的な改善を図ります。
- (3) 環境関連法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めるだけでなく、よりよき環境の創成をめざします。

この指針を学生にも徹底するために、人間学「環境マネジメント総論」を1年次前期に全学必修科目として受講させ、環境問題を俯瞰的・総合的に理解させることとしている。

#### 【地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学】

- ・ 学部学生が地域に入り、地域の人々とのふれあいの中で地域に学ぶフィールドワークや実習を初年時から実施している。この経験をもとに、学生が主体的に地域の課題に取り組む課外教育プログラムとして、「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」を実施している（平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択。平成19年度からは自己資金で継続。学生のべ約400名～500名参加/年）。
- ・ 大学院では地域再生のための活動を企画、実践するリーダー、コーディネーターとして活躍できる人材（コミュニティ・アーキテクト「近江環人」）を養成するため近江環人地域再生学座を開設し、大学・行政企業・地域等の連携による教育研究を行っている。
- ・ 平成18年4月の公立大学法人化後も地域社会の要請に応えるとともに教育研究分野の進展を的確に捉え、

教育研究組織を柔軟かつ継続的に見直し、効率的な教育研究を推進している。

平成18年10月

近江環人地域再生学座（大学院課程）開設

平成19年4月

人間看護学研究科（修士課程）開設

工学部にガラス工学研究センター開設

平成20年4月

工学部を改組し、電子システム工学科開設

環境科学部・人間文化学部の学科再編

平成20年6月

環境共生システム研究センター開設

平成21年4月

大学院工学研究科博士後期課程再編

先端工学専攻開設

平成24年4月

工学研究科電子システム工学専攻開設

人間文化学部国際コミュニケーション学科開設

- ・ 平成25年度に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」の採択を受けたことから、さらに地域志向を明確にし、地域と大学が人材を共有し、地域を共創する自立圏域の形成をめざしている。

## Ⅱ 目的

### 1. 基本理念

本学は、建学の際の基本構想において、①高度化、総合化をめざす教育研究、②柔軟で多様性に富む教育研究、③地域社会への貢献、④国際社会への貢献という4つの教育研究の方針を打ち出した基本理念を定めている。

### 2. 設置目的

滋賀県立大学は、その設置目的を、教育基本法および学校教育法に則りながら「公立大学法人滋賀県立大学学則 第1章総則 第1節目的 第1条」において、「滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。」と定めている。また、「大学院学則 第1章総則 第1節目的および自己評価 第2条」において、「本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

### 3. 教育に関する目的

上記の基本的目標をもとに、大学の中期計画では、教育力の向上のために意欲と能力に優れた学生の確保、学生の質保証制度の導入や教授能力の向上、課外活動・就職などの学生支援などの取組みを、また研究の質の向上のために戦略的研究の推進、研究費の評価配分などの取組みを掲げている。その基盤となる人材の養成に関する目的その他の教育上の目的について、公立大学法人滋賀県立大学学部規程（公立大学法人滋賀県立大学規程第124号。平成20年4月1日制定、平成24年4月1日一部改正）において次のとおり定めている。

**環境科学部**は、琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。

**工学部**は、工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

**人間文化学部**は、地域的視点と国際的視点との双方を往復しながら、わたしたちの生活をどのように見直し、どのように持続していくかを考えるための教育を行う。文化の多様性をとらえ、そこに参加していく方法を身につけることによって、それぞれの文化の衣食住環境や人間関係に沿った新たな関係を創造していくことのできる人材の養成を目的とする。

**人間看護学部**は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

また、大学院各研究科における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程（公立大学法人滋賀県立大学規程第113号。平成19年4月1日制定）において次のとおり

り定めている。

**環境科学研究科**は、人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

**工学研究科**は、ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

**人間文化科学研究科**は、高齢化とグローバル化が急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的な知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。

**人間看護学研究科**は、少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

#### 4. 研究に関する目的

建学の精神に基づき、本学の特長を生かした研究の推進、高度化および活性化を図るために、研究の戦略的目標を次のとおり定めている。

1. 「地域から世界へ」という視点に立ち、地域課題に取り組むとともに、国際的に卓越した研究分野を育成し、地域の発展、人類への貢献を目指す。
2. 「滋賀県」「びわ湖」を研究のフィールドや起点として、先人の歴史や暮らしを探究するとともに、自然と調和する持続可能な社会の仕組みを提案し、地域住民の健康や福祉に寄与する。
3. 産学官民連携や地域ならびに国内連携、国際共同研究など様々な機関・団体との連携を強化し、独創的および実践的研究に取り組み、その成果を社会に還元する。

#### 5. 社会貢献に関する目的

社会貢献については、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を目指した教育・研究活動を通じて社会との連携を深めるといった基本的な考え方に基づき、組織的に推進するために、次の基本方針を定めている。

- 1 本学は、教育機能を広く社会に開放することにより、あらゆる世代の教育環境づくりに寄与するとともに、地方自治体・企業等との連携を通じて、高度専門職業人の養成を図り、地域社会に貢献する人材を育成するものとする。
- 2 本学は、自由な発想に基づく基礎研究から社会の要請に応える応用研究まで、創造的な研究を行い、その

研究の成果を積極的に社会に還元するものとする。

- 3 本学は、共同研究・受託研究等による産業界との持続的な連携を重視するとともに、大学の有する知的・人的資源等を地域産業の振興および地域経済の発展に積極的に活用していくものとする。
- 4 本学は、県内の学術の中心として、滋賀県および県内市町の政策立案や地域活動等に関して連携・協力をを行い、活力ある地域づくりに積極的な役割を果たすものとする。また、本学が立地する彦根市において、大学間連携および産学官連携を推進することにより、彦根市が大学の街として発展するよう取り組むものとする。
- 5 本学は、社会貢献活動に対して組織的に取り組むものとし、教職員が活動を適切に行えるよう、教職協働体制を構築するとともに、自己点検・評価を通じてその質の向上に努めるものとする。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

##### 【観点到る状況】

大学の目的および大学の基本的な目標は、学校教育法第 83 条および建学の際の基本理念を踏まえて学則および中期目標として定められている。

大学の基本的な目標に定める「『環境と人間』をキーワードとした教育研究」は、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」という基本理念を現したものである。

また、滋賀県立大学は、「滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の発展および人間の健康に寄与することを目的とする。」と建学の基本理念に謳っている。

この大学設置の基本理念を踏まえて、第 2 期中期目標期間では以下の基本的な目標を定めている。

- ① 「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」という開学当初からのモットーをより一層発展させ、琵琶湖を抱く滋賀ならではの教育研究をさらに進める。
- ② 時代の流れを先取りし、先駆的・戦略的なものの見方ができる、先取の気性に富む人が育つ大学づくりを進める。
- ③ グローバル化の進展等による国際化の諸問題に対応する新しい時代に向けたモデルとなる大学を目指す。

また、上記に対応して各学部および学科においては、大学の目的と基本的な目標を踏まえ、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定めている。

資料 1-1-1-1 滋賀県立大学設置認可申請書

#### 滋賀県立大学設置認可申請書（抜粋）

##### 大学設置の趣旨

滋賀県は、水とみどりと歴史の郷土である。琵琶湖を中心に四周を取り巻く山野は、変化に富んだ県土を形成し、多様な文化を培い、また、歴史上しばしば重要な役割を担ってきた。特に、近畿、中部、北陸の結接点にある立地環境は、活気ある環境をもたらし、進取の気性と堅実さを備えた県民性を育み、幅広い分野において日本の先駆的な指導者や企業人を輩出してきた。

このような本県の特性を生かしながら、来るべき 21 世紀に向けて県勢の持続的な発展を期するため、滋賀県では「湖国 21 世紀ビジョン」を策定し、「人の時代、活力創生の郷土づくり」の基軸として“新しい時代を切り拓くひとづくり”を提唱している。とりわけ、国際化や高度技術化・情報化が進むなかで、時代を担う人材の育成と学術研究機能の高度化は県政の重要課題であり、大学の誘致や試験研究機関の整備など知的環境の形成に積極的に取り組んでいるところである。

新しい時代においても、滋賀県が力強く、ゆとりをもった歩みを進めていくためには、高度な知識や技術力広い視野、豊かな想像力に加え、道に挑戦する気概を身につけた有為な人材の育成と併せ、新しい「淡海文化」の創造の道を探りつつ、日本と世界の学問や文化の新たな進展に貢献する総合的な学術研究拠



点の創設が焦眉の課題となっている。

このため、滋賀の多様な自然環境と歴史、文化を舞台に、滋賀県立短期大学において培われてきた教育研究の成果と人的・物的資源を活用しつつ、本県の学術文化の振興と県政の持続的発展、さらには人類の諸課題の解決に向け積極的に寄与する四年制の「滋賀県立大学」を設置しようとするものである。

### 学部学科構成と特色

#### 1 滋賀県立大学の学部学科構成

上述のとおり、県内高等教育機関の量的・質的充実、県立短期大学の改組転換、世界への貢献さらには地域社会への対応といった観点から、次の3学部で構成する県立四年制大学を、本県東北部の中核都市である彦根市に設置することとした。

この新しい大学は、広い視野と豊かな人間性、創造性を身につけ、これからの時代をリードする人材の養成はもとより、地域社会に対する学問的貢献や社会人への学習機会の提供など、新たな教育研究の拠点として、学術文化の振興と県勢の持続的発展に寄与しようとするものである。

- (1) 人間と環境の多様で複雑な相互作用についての深い理解の上に立って、幅広い知識および技術を身につけ、今日最大の課題である自然と調和した人間社会の実現に創造的に取り組む人材を養成する環境科学部
- (2) 新しい時代における“ものづくり”の基盤となる材料および機械システムに関する基礎知識と先端技術を身につけ、世界的視野から人間生活を豊かにする工学の進展に取り組む人材を養成する工学部
- (3) 人間生活と文化にかかわるさまざまな社会事象についての総合的な理解力と実践的な判断力を身につけ、人間にとって真に豊かな生活文化の創造に取り組む人材を養成する人間文化学部

#### (人間看護学部の設置認可申請書より抜粋：平成14年度)

豊かな自然と文化に恵まれ、健康の増進、回復を図り、生活環境を整え、人間の絆を深めるためには最適の環境にある滋賀の地で、医療技術の進歩、ヘルスプロモーションの考え方や人々のニーズなどを学び、人が人として生きていくその生き方を支える看護の在り方を追求し、地域社会との連携をもとに、多面的な視野に立って人間と健康に関わる問題を解決できる看護実践の中核的な役割を果たす人が育つ教育の確立を目指す。

資料 1-1-1-2 中期目標 大学の基本的な目標

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html>

資料 1-1-1-3 学則

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/gakusoku.pdf>

資料 1-1-1-4 学部規程

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/gakubukitei.pdf>

#### 【分析結果とその根拠理由】

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の発展および人間の健康に寄与することを目的としている。平成18年度の公立大学法人化に際して、大学の基本的な目標が設置の理念を踏まえて上記のように明確に定められている。これらの目的、目標は、学校教育法第83条に規定されている大学一般に求められる目的と合致していると判断する。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

## 【観点に係る状況】

学部での成果をさらに発展させ、充実した環境で時代の要請に一層適切に対応するために、博士課程の設置を視野に入れながら、環境科学研究科、工学研究科、人間文化科学研究科の3研究科からなる大学院博士前期課程（修士課程）を平成11年4月に設置し、高度で専門的な知識と技術を有し、かつ幅広い視野と豊かな人間性を身につけた、優れた研究者と職業人を養成し、学際的な教育研究を推進することとなった。

さらに、その2年後、大学院博士後期課程の設置が認められ、大学、国公立研究機関、企業の研究部門、シンクタンク等で必要となる優れた研究者、行政機関や社会の多様な方面で高度で専門的な業務に従事するのに必要な研究能力を有する人材の養成を目指すこととなった。本学大学院の設置の目的は、大学院学則第2条に学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することと定められている。

さらに、平成15年4月に設置した人間看護学部が完成年度を迎えるのに伴い、平成19年4月に人間看護学研究科修士課程を設置した。

平成21年4月から工学研究科博士後期課程を機械システム工学専攻、材料科学専攻の2専攻から先端工学専攻に統合すること、課程修了に必要な履修単位数増を骨子とする大学院博士後期課程の改編を行うとともに、平成24年4月からは、電子システム工学科の学年進行に合わせて、電子システム工学専攻博士前期課程の設置をおこなった。

資料 1-1-2-1 大学院学則

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/daigakuinngakusoku.pdf>

資料 1-1-2-2 大学院研究科規程

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/daigakuinkenkyuka.pdf>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の設置の目的は、大学院学則第2条に学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することと定められている。さらに、平成19年4月に研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院研究科規程として定めた。

これらの目的は、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的と合致していると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・法人化に際して、建学時の設置理念等を勘案して基本理念と目標を観点1-1-①の【観点に係る状況】に記述したように明確に定めている。また、これらを大学内外に広く周知させることに努力している。

## 【改善を要する点】

- ・現在、改善を要する点は特に認められない。

## 基準 2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

観点 2-1-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の教育研究の目的は、学則第 1 条に定めているように、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り開く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することである。

この教育研究の目的を達成するために、本学の学士課程の教育組織は、4 学部（環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部）によって構成されている。また、各学部の教育研究の目的は学部規程に定めており、この目的を達成するために、各学部の学科構成は、環境科学部は環境生態学科、環境建築デザイン学科、環境政策計画学科、生物資源管理学科の 4 学科、工学部は材料科学科、機械システム工学科、電子システム工学科の 3 学科、人間文化学部は地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科、人間関係学科、国際コミュニケーション学科の 5 学科、人間看護学部は人間看護学科の 1 学科となっている。（資料 2-1-1-1）（資料 2-1-1-2）

平成 18 年度の法人化以降、平成 20 年度に環境科学部と人間文化学部について学科の再編を行うとともに、工学部に電子システム工学科を設置し、平成 24 年度には人間文化学部国際コミュニケーション学科を開設した。また、全学共通教育実施のために他学部から独立した存在として設置された国際教育センターの役割は、全学共通教育推進機構に移行し、国際教育センターの教員は、それぞれ人間文化学部の生活栄養学科、国際コミュニケーション学科等に所属することとなった。

平成 25 年度の文部科学省「地（知）の拠点整備事業」採択により、地域共生センターを地域課題に対する教育研究を推進する組織とし、専任教員を配置し、平成 27 年度より全学共通の地域基礎教育を充実させる予定である。

資料 2-1-1-1 学則(抜粋)

第 3 節 組 織				
(学部、学科および定員)				
第 3 条 本学に次の学部を置く。				
(1) 環境科学部				
(2) 工学部				
(3) 人間文化学部				
(4) 人間看護学部				
2 前項に規定する学部には置く学科ならびにその学生の入学定員、3 年次編入学定員および収容定員は、次のとおりとする。				
学 部	学 科	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
環境科学部	環境生態学科	30 人	—	120 人
	環境政策・計画学科	40 人	—	160 人
	環境建築デザイン学科	50 人	—	200 人
	生物資源管理学科	60 人	—	240 人

工学部	材料科学科	50人	—	200人
	機械システム工学科	50人	—	200人
	電子システム工学科	50人	—	200人
人間文化学部	地域文化学科	60人	—	240人
	生活デザイン学科	30人	—	120人
	生活栄養学科	30人	—	120人
	人間関係学科	30人	—	120人
	国際コミュニケーション学科	50人	—	200人
人間看護学部	人間看護学科	70人	10人	300人

3 学部に置く組織は、別に定める。

## 資料 2-1-1-2 学部規程(抜粋)

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 学則第1条第2項に規定する学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
環境科学部	環境科学部は、琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。
工学部	工学部は、工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
人間文化学部	人間文化学部は、地域的視点と国際的視点との双方を往復しながら、わたしたちの生活をどのように見直し、どのように持続していくかを考えるための教育を行う。文化の多様性をとらえ、そこに参加していく方法を身につけることによって、それぞれの文化の衣食住環境や人間関係に沿った新たな関係を創造していくことのできる人材の養成を目的とする。
人間看護学部	人間看護学部は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に則して、学部および学科は構成され、学士課程の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、本学の目的に沿ったものである。

上記のような本学の学部及びその学科等の構成はこの目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

## 観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

## 【観点に係る状況】

本学では、いわゆる教養教育は全学共通科目として位置づけられ、その内訳は、外国語教育科目、情報教育科目、健康・体力科学科目の3科目群から成る全学共通基礎科目と、「人間学」から構成されている。全学共通科目としてはこれらの科目以外にキャリア教育・ボランティア関連科目、資格関連科目がある。また、全学共通の地域教育のため、副専攻として近江楽士（地域学）副専攻を設けている。

このような共通教育は、全学の教員（助手を除く）が兼務する全学共通教育推進機構が担っている。全学共通教育推進機構は、全学共通教育運営会議のもとに8つの部会を設け、全教員がいずれかの部会に所属し、全学体制で臨む組織が主体であるが、専任教員1名、外国語の特任准教授5名、日本語特任教授1名が在籍している。全学共通教育運営会議は共通教育に関する重要事項および企画立案を行う、また各教育部会はそれぞれの教育分野についての具体的な事項について企画立案と実施計画を検討する。（資料 2-1-2-1、資料 2-1-2-2、資料 2-1-2-3）

教養教育の一つとして開学の特色である「人間学」は、一部の例外を除き全学部からの参加体制により人間学専門委員会の下で科目の検討を行い平成26年度は4クラスター45科目を実施している。（資料 2-1-2-4）

文部科学省「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」採択により、平成27年度より地域課題に関する教育を全学的に展開する。全学共通科目に地域課題教育に関する科目を設定するとともに、人間学の再編成を行う予定である。

## 資料 2-1-2-1 全学共通教育推進機構規程（抜粋）

第2条 本学の全ての教員は、全学共通教育に責任を負うとともに、学部および研究科は機構の運営に協力しなければならない。

（業務）

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育の推進に係る企画立案および実施の総括に関する事項
- (2) 全学共通教育に係る教育課程の編成および実施に関する事項
- (3) 全学共通教育に係る評価に関する事項
- (4) その他全学共通教育の推進に必要な事項

（副機構長）

第4条 機構に副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、理事長が指名する者をもって充てる。

3 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

4 副機構長の任期は、理事長が定める。

（機構長補佐）

第4条の2 機構に機構長補佐を置くことができる。

2 機構長補佐は、機構長が指名する者をもって充てる。

3 機構長補佐は、機構長の命を受け、特命事項を処理する。

4 機構長補佐の任期は、機構長が定める。

（部等の設置）

第5条 機構に、次の部を置く。

- (1) 企画推進部
  - (2) 全学共通教育部
- （企画推進部の業務）

第6条 企画推進部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育の推進に係る企画立案および実施の総括に関する事項
- (2) 第13条第1項に規定する全学共通教育運営会議の運営に関する事項
- (3) 全学共通教育の推進に係る学部および研究科との連携に関する事項
- (4) その他全学共通教育の推進に必要な事項

第9条 全学共通教育部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育の企画立案ならびに実施方策の検討および具体化に関する事項
- (2) 全学共通教育の教育課程の編成および実施に関する事項
- (3) 全学共通教育の評価に関する事項
- (4) 全学共通教育の学部、研究科および科目領域間の調整に関する事項
- (5) その他全学共通教育の推進に必要な事項

(科目領域部会)

第10条 全学共通教育部に、全学共通教育の科目領域を所掌する次の部会を置く。

- (1) 外国語教育部会
- (2) 情報教育部会
- (3) 保健体育教育部会
- (4) 人間学部会
- (5) 教職課程部会
- (6) 学芸員課程部会
- (7) キャリア教育部会
- (8) 地域教育部会

2 部会は、全学共通教育の所掌する科目領域に係る前条の業務を行う。

3 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学共通教育部員)

第12条 全学共通教育部に部員を置き、部員は本学の全ての教員（助手を除く。）をもって充てる。

2 全学共通教育部員は、第10条に規定する部会のいずれかに所属する。

3 全学共通教育部員は、全学共通教育の授業科目を担当する。

(運営会議)

第13条 全学共通教育部に、その業務を円滑かつ適切に推進するため、第10条に規定する部会を所掌する全学共通教育運営会議を置く。

2 前項の会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(副専攻)

第14条 副専攻の運営に関し必要な事項は、別に定める。

資料 2-1-2-2 全学共通教育推進機構全学共通教育部全学共通教育運営会議運営規程および副専攻運営規程（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程（以下「機構規程」という。）第14条第3項の規定に基づき、滋賀県立大学全学共通教育推進機構（以下「全学共通教育推進機構」という。）の全学共通教育部に置く全学共通教育運営会議および副専攻運営会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 全学共通教育運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学共通教育（副専攻を除く。以下この項において同じ。）の企画立案に関する事項
- (2) 全学共通教育の教育課程の編成および実施に関する事項
- (3) 全学共通教育の評価に関する事項
- (4) 全学共通教育の学部および科目領域間の調整に関する事項
- (5) その他全学共通教育推進機構の運営に関する事項

2 副専攻運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 副専攻の企画立案に関する事項
- (2) 副専攻の教育課程の編成および実施に関する事項
- (3) 副専攻の修了の認定に関する事項
- (4) 副専攻に係る科目等履修生の入学および退学に関する事項
- (5) 副専攻の学部および研究科間の調整に関する事項

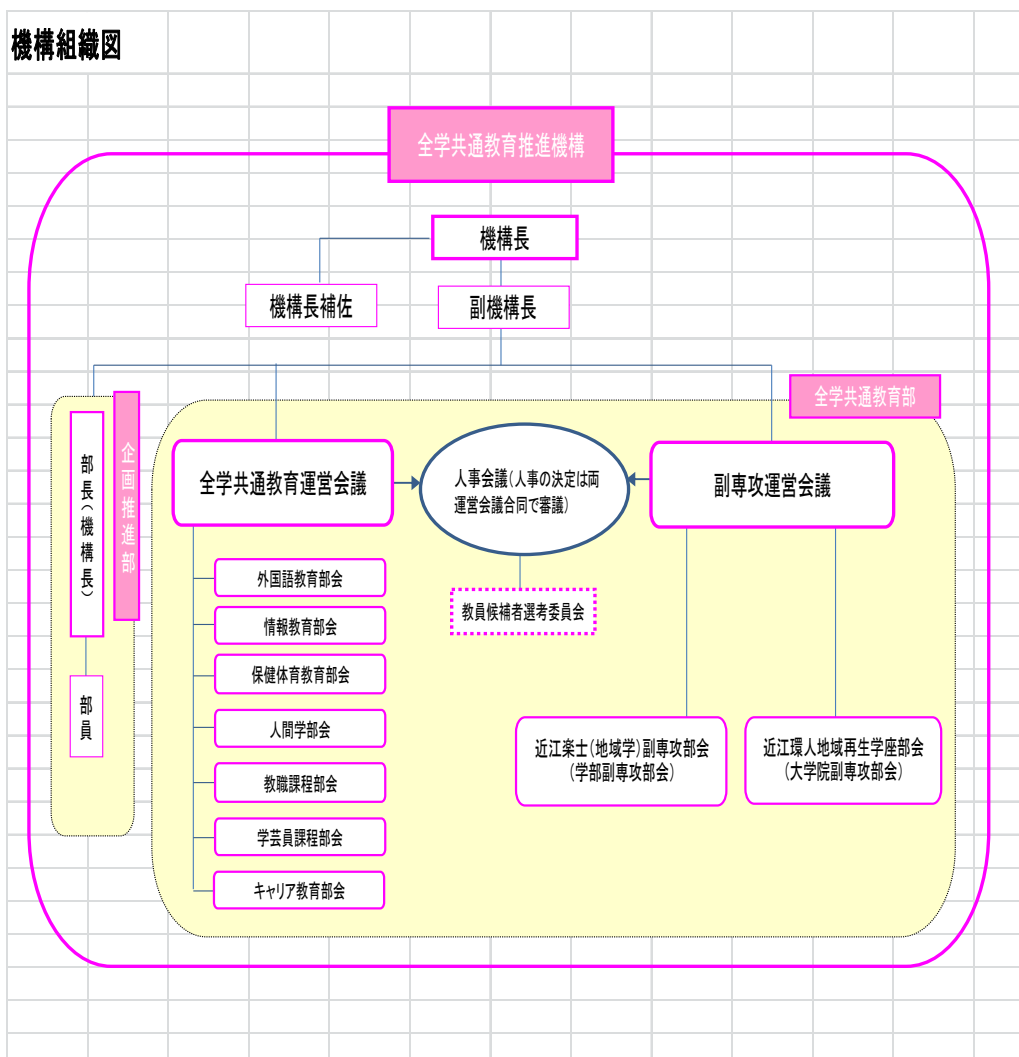
3 公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程（以下「教員選考規程」という。）第7条の規定に基づき、全学共通教育推進機構の教員の人事に関する事項は、全学共通教育運営会議と副専攻運営会議が合同で開催する人事会議（以下「人事会議」という。）で審議するものとする。

第3条 全学共通教育運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構規程第10条第1項第1号から第7号までに規定する部会の部会長
- (4) 企画推進部部員
- (5) その他機構長が必要と認めた者

- 2 副専攻運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 機構長
  - (2) 地域共生センター長
  - (3) 副機構長
  - (4) 機構規程第11条第1項第1号および第2号に規定する部会の部会長
  - (5) 各学部長（各研究科長）
  - (6) その他機構長が必要と認めた者
- 3 第2条第3項の人事会議は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 機構長
  - (2) 地域共生センター長
  - (3) 副機構長
  - (4) 全学共通教育運営会議および副専攻運営会議から選出された教授
  - (5) その他機構長が必要と認めた教授
- 4 機構長は、全学共通教育推進機構の人事に関する事項を審議する必要があるときは、教員選考規程第9条第1項の規定に基づき、人事会議に教員候補者選考委員会を置くものとする。  
(委員長)
- 第4条 全学共通教育運営会議および副専攻運営会議にそれぞれ委員長を置き、全学共通教育運営会議にあっては機構長を、副専攻運営会議にあっては地域共生センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、所管する運営会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、副機構長または予め委員長が指名した者がその職務を代行する。

資料 2-1-2-3 全学共通教育推進機構組織図



## 資料 2-1-2-4 平成 26 年度「人間学」開講科目

<b>必修科目 2科目</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間探求学</li> <li>・ 環境マネジメント総論</li> </ul>	
<b>選択科目 43科目 (4クラスター)</b>	
○ こころ (Ethics)	○ しぜん (Ecology)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差別と人権 (同和問題)</li> <li>・ 比較文明論</li> <li>・ セルフケア論 (心理臨床論)</li> <li>・ 人間にとって環境とは何か</li> <li>・ 人間の行動と空間</li> <li>・ 生命・人間・倫理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然保護論</li> <li>・ 滋賀の自然史</li> <li>・ 材料史</li> <li>・ 自然科学の視点</li> <li>・ 空間論</li> <li>・ 自然現象のしくみ</li> <li>・ 水環境政策論</li> </ul>
○ しくみ (Sociology)	○ わざ (Technology)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現代経済論</li> <li>・ びわこ環境行政論</li> <li>・ 近江文化論</li> <li>・ 異文化理解 A</li> <li>・ 異文化理解 B</li> <li>・ 若者の健康と栄養</li> <li>・ 地元学入門</li> <li>・ 社会福祉論</li> <li>・ 性を考える</li> <li>・ 地域探究学</li> <li>・ 国際協力論</li> <li>・ 多文化共生論</li> <li>・ 農業問題入門</li> <li>・ 国際環境マネジメント</li> <li>・ 現代社会と若者</li> <li>・ 憲法</li> <li>・ Medieval Japan</li> <li>・ Modernizing Japan</li> <li>・ 地域づくり人材像</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こころのテクノロジー</li> <li>・ 人間と病気</li> <li>・ 持続的農業論</li> <li>・ 比較都市論</li> <li>・ 機械技術と人間</li> <li>・ 電子社会と人間</li> <li>・ 比較住居論</li> <li>・ 栄養と人間</li> <li>・ 明日から考える食のテクニク</li> <li>・ 生活と健康</li> <li>・ 植物の病気</li> </ul>

## 【分析結果とその根拠理由】

教養教育科目と位置づけられる「全学共通科目」としては、「全学共通基礎科目」（外国語、情報処理、保健体育）と「人間学」（人間と社会を深く見つめ、新しい視点を探ろうとする科目）を開設している。「全学共通教育推進機構」は「全学共通基礎科目」教育実施のために全学の教員によって構成される組織で、外国語、情報、保健体育、人間学、教職課程、学芸員課程、キャリア教育、地域教育の部会が配置されている。このように全学共通教育は全学共通教育推進機構を中心として運営されていて、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

なお、全学共通教育に関して、非常勤講師の割合が高いことについては、検討すべきものと考えている。

また、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」採択により、平成 27 年度より全学共通基礎科目に地域基礎科目 11 科目を設定するとともに近江楽士（地域学）副専攻を充実させ、地域教育を拡充させるとともに人間学科目を再編成する予定である。これにより、これからの地域を担う人材の養成に関してさらに充実した教養教育が可能となる。



観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院教育研究の目的は大学院学則において定められており、この目的を達成するために、4研究科が設置されている。各研究科は学士力よりさらに高度な研究能力と専門知識を持つ人材の養成をめざすとともに、社会人の再教育機関として、独創性、広い視野をあわせもつ次世代の研究者を養成することを目指している。

（資料 2-1-3-1、資料 2-1-3-2-①、2-1-3-2-②）

このような人材養成の目的を達成するために大学院研究科は、各学部・学科を母体にして設置された。すなわち、環境科学研究科（環境動態学専攻、環境計画学専攻）、工学研究科（材料科学専攻、機械システム工学専攻、電子システム工学専攻、（以上、博士前期課程）先端工学専攻（博士後期課程））、人間文化学研究科（地域文化学専攻、生活文化学専攻）、人間看護学研究科（人間看護学専攻（修士課程））の4研究科9専攻となっている。各研究科における教育研究の目的は大学院研究科規程に定められている。

また、文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムに採択された「近江環人地域再生学座」を平成18年10月に開設し、平成23年度からは全学共通の博士前期課程の副専攻として整備し、大学院における地域教育の充実を図った。

資料 2-1-3-1 大学院学則（抜粋）

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 第5条第1項各号に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

（研究科、専攻、課程および定員）

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

（1）環境科学研究科

（2）工学研究科

（3）人間文化学研究科

（4）人間看護学研究科

2 前項に規定する研究科に置く専攻および課程ならびにその入学定員および収容定員は、次とおりとする。

資料 2-1-3-2-① 大学院入学定員・収容定員一覧

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	3人	9人
	環境計画学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	2人	6人
工学研究科	材料科学専攻	博士前期課程	18人	36人
	機械システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	電子システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	先端工学専攻	博士後期課程	3人	9人
人間文化学研究科	地域文化学専攻	博士前期課程	9人	18人
		博士後期課程	3人	9人
	生活文化学専攻	博士前期課程	7人	14人
		博士後期課程	2人	6人
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	8人	16人

## 資料 2-1-3-2-② 大学院研究科規程（抜粋）

第2条 大学院学則第2条第2項に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

研究科	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
環境科学研究科	人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
工学研究科	ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
人間文化科学研究科	高齢化とグローバル化が急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。
人間看護学研究科	少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

## 【分析結果とその根拠理由】

それぞれの研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、滋賀県立大学大学院研究科規程に明確に定められており、それに照らして、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

教育研究などの目的を達成するために、本学の組織規程において全学付属施設として、図書情報センター、学生支援センター、環境管理センター、地域共生センターおよび産学連携センターを置くことが定められている。

(資料 2-1-5-1、資料 2-1-5-2)

各センターは、該当の理事をセンター長として、各学部等から選出された委員で運営委員会が構成されている。これらのセンターは学生および教職員等に対する教育研究上の支援活動や情報提供などを行い、教育研究を推進していくために活動している。(資料 2-1-5-3、資料 2-1-5-4)

平成 25 年度には、地域貢献推進体制を見直し、学長を本部長とする地域連携推進本部を設置し、地域連携の強化を図った。また、地域共生センターについては研究のみでなく、地域教育を進める中核的役割をになう組織に改組した。(資料 2-1-5-1、資料 2-1-5-5)

資料 2-1-5-1 組織規程(抜粋)

<p>(地域連携推進本部)</p> <p>第 8 条の 2 法人に大学の地域連携活動を総合的に推進するため地域連携推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。</p> <p>2 推進本部に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(図書情報センター)</p> <p>第 9 条 図書情報センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 学術情報の調査、収集、提供および保存に関すること</p> <p>(2) 統合情報ネットワークシステムの整備に関すること</p> <p>(3) 図書の整備に関すること</p> <p>(4) 図書の閲覧および貸出しに関すること</p> <p>2 図書情報センターにその運営を審議するため図書情報センター運営委員会を置く。</p> <p>3 図書情報センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(地域共生センター)</p> <p>第 10 条 地域共生センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 地域教育の企画立案に関すること</p> <p>(2) 地域教育の教育課程の編成および実施に関すること</p> <p>(3) 地域教育の効果検証等に関すること</p> <p>(4) 地域課題の解決や地域共生等に関する研究に関すること</p> <p>(5) 地域との連携および交流に関すること</p> <p>(6) 地域における人材育成に関すること</p> <p>(7) 生涯学習に関すること</p> <p>2 地域共生センターにその運営を審議するため地域共生センター運営委員会を置く。</p> <p>3 地域共生センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(環境管理センター)</p> <p>第 11 条 環境管理センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 環境管理計画の策定および実施に関すること</p> <p>(2) 環境保全に関する教育および啓発に関すること</p> <p>(3) 廃棄物等の適正な処理およびその指導に関すること</p> <p>2 環境管理センターにその運営を審議するため環境管理センター運営委員会を置く。</p> <p>3 環境管理センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(産学連携センター)</p> <p>第 12 条 産学連携センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 産学連携事業に関すること</p> <p>(2) 受託研究および共同研究（地域共生センターに属するものを除く。）に関すること</p> <p>(3) 奨励寄付金研究に関すること</p> <p>2 産学連携センターにその運営を審議するため産学連携センター運営委員会を置く。</p>
--

3 産学連携センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学生支援センター)

第13条 学生支援センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学生の学習の支援に関する事
- (2) 学生の進学および就職活動の支援に関する事
- (3) 学生の課外活動の支援に関する事
- (4) 学生の健康の支援に関する事
- (5) その他学生の支援に関する事

2 学生支援センターの運営は、学生支援委員会において審議する。

資料 2-1-5-2 付属施設

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/centers/index.html>

資料 2-1-5-3 地域連携推進本部規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第8条の2第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学地域連携推進本部(以下「推進本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進本部は、本学における地域連携の一元的な窓口として、全学的な地域連携活動を総合的に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長および本部員を置く。

2 本部長は、理事長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。

4 副本部長は、地域連携を所掌する理事をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 本部員は、副理事長、副本部長の任にあたる理事以外の理事および学部長とする。

(本部員会議)

第4条 推進本部に、本学の地域連携活動に関する方針等の決定を行うため、本部員会議を置く。

2 本部員会議に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

資料 2-1-5-4 図書情報センター規程(抜粋)

(目的)

第2条 センターは、滋賀県立大学(以下「本学」という。)の教育および研究活動に必要な図書、学術雑誌等(以下「学術資料」という。)および情報関連環境を整備し、これを効果的に運用および提供することによって、本学の教育および研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 教育および研究に関連する情報の収集、蓄積、処理および提供
- (2) 情報および通信関連システムの整備、管理および運営
- (3) 教材開発およびマルチメディア環境を活用した教育活動の支援
- (4) 学術資料の収集、整理、保存および提供

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生および研修員を含む。)
- (2) 公立大学法人滋賀県立大学(以下「法人」という。)の役員
- (3) 法人の職員(契約職員および非常勤職員を含む。)
- (4) その他図書情報センター長(以下「センター長」という。)が適当と認めた者

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後8時までとし、次の各号に掲げる施設は午前9時から午後7時までとする。

- (1) 情報処理演習室

- |                                     |
|-------------------------------------|
| (2) LL教室<br>(3) AVスタジオ<br>(4) CAI教室 |
|-------------------------------------|

## 資料 2-1-5-5 地域共生センター規程(抜粋)

## (目的)

第2条 センターは、滋賀県立大学（以下「本学」という。）が有する人的および知的資源を活用し、地域課題の解決や地域共生に関する教育（副専攻を含む。以下「地域教育」という。）および研究を推進するとともに、地域社会で活躍する人材の育成等により、地域の文化、産業等の振興および地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域教育の企画立案に関する事
- (2) 地域教育の教育課程の編成および実施に関する事
- (3) 地域教育の効果検証等に関する事
- (4) 地域課題の解決や地域共生等に関する研究に関する事
- (5) 地域との連携および交流に関する事
- (6) 地域における人材育成に関する事
- (7) 生涯学習に関する事
- (8) その他センターの目的達成のために必要な業務

## (組織)

第4条 センターにセンター長を置き、地域連携を所掌する理事をもって充てる。

- 2 センターに専任教員を置く。
- 3 センターに兼務教員を置き、学部の専任教員から、センター長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 4 センターに特別研究員を置くことができる。
- 5 前3項に定める者のほか、センター長は、理事長の了承を得てセンターの運営に必要と認められた者をセンターに置くことができる。

## (センター運営委員会)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、地域共生センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) センターの業務の企画、実施および評価に関する事
  - (2) センターの人事に関する事
  - (3) その他センターの運営に関する事
- 3 委員会は、センター長が委員長となり、専任教員、兼務教員、事務局次長および事務局地域連携推進グループ統括が委員となる。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長は、センターの運営上、必要と認められた者を委員会の委員に加えることができる。

## 【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターは、学生の自学自習および情報処理教育について支援するとともに、教員の教育研究に必要な情報を提供している。学生支援センターは、学生生活を送るうえで必要となる手続きや各種の相談対応を行っている。環境管理センターは、学内排水系を管理することにより地域環境を保全するとともに学内の環境保全教育活動を行っている。地域共生センターは、地域課題の解決や地域共生に関する教育、研究および地域社会で活躍する人材の育成等を行っている。産学連携センターは、産官学連携の拠点施設として、大学と産業界等との交流により、企業の研究開発を支援するとともに、本学教員と地域産業の連携を推進している。

このように現在設置されている図書情報センター、学生支援センター、環境管理センター、地域共生センターおよび産学連携センターは、その設置の趣旨、活動内容から本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の教育活動に関する審議組織は全学的組織として教育研究評議会、全学教育構想委員会、教務委員会、全学共通教育推進機構全学教育部全学共通教育運営会議および副専攻運営会議があり、これに加えて部局ごとに分かれて教育課程等に関する事項を審議する学部等の教授会がある。これらの会議体は学則および教授会規程の定めるところにより運営がなされている。

教育研究評議会は中期目標、中期計画および学則における教育研究に関する重要事項を審議し、加えて、教員人事、教育課程の編成方針などを審議の対象とする。（資料 2-2-1-1）

教授会は、学則第 18 条に定めるところに従い、（１）教育課程の編成に関する事項、（２）学生の厚生補導に関する事項、（３）入学、退学、転学、留学、休学、卒業など学生の身分に関する事項、および、学位の授与に関する事項。（４）学長から学部長等に付議された教員人事に関する事項、（５）その他教育研究に関する重要事項、を対象として審議を行っている。各学部教授会は原則として月 1 回定期的に開催されている。（資料 2-2-1-3、資料 2-2-1-4）

全学教育構想委員会は本学において重点的に推進する教育に関する課題の検討および施策の企画・立案を行い、本学の教育の高度化および活性化を図ることを目的としている。審議事項は、教育目標に関する事項、教育内容および教育方法に関する事項、その他教育に関する重要事項である。（資料 2-2-1-2）

教育課程および教育方法を検討する常設委員会としては、学則第 14 条により設置されている全学教育構想委員会および教務委員会が主たるものである。

教務委員会は、（１）全学の教務に関する事項、（２）学部間における教務の連絡調整に関する事項、（３）他大学との教育の連携に関する事項、（４）全学の教務に係る調査および研究に関する事項、（５）その他教務に関する重要事項を審議対象として活動をしている。（資料 2-2-1-5、資料 2-2-1-6）

広範な活動対象のため、内部に①第一専門委員会（大学連携事業関連）、②第二専門委員会（高大連携事業関連）、③人間学専門委員会、④シラバス編集専門委員会、⑤時間割編成専門委員会、⑥成績評価方法検討委員会（WG）を設置することで全体構成とし、課題別の審議体制を整えている。関係する会議を総合すると平均して月 1.5 回の開催頻度となり多くの案件を処理している。この組織と各学部等の教務委員会とは連携し、それぞれの部局の課題と全学共通の課題との調整が図られている。

全学共通教育機構全学共通教育部全学共通教育運営会議は、全学共通教育（副専攻を除く）の企画立案に関する事項、教育課程の編成および実施に関する事項、評価に関する事項、学部および科目領域間の調整に関する事項、その他全学共通教育推進機構の運営に関する事項を審議する。

副専攻運営会議は副専攻に関する次の事項を審議する。企画立案に関する事項、教育課程の編成および実施に関する事項、修了の認定に関する事項、科目等履修生の入学および退学に関する事項、学部および研究科間の調整に関する事項である。（前掲資料 2-1-2-2）

#### 資料 2-2-1-1 定款（抜粋）

第 2 節 教育研究評議会  
（設置および構成）

第 22 条 滋賀県立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、委員 20 人以内で組織し、教育研究評議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事長が指名する理事
  - (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち理事長が指名する者
  - (5) 教育研究評議会が定めるところにより理事長が指名する職員
  - (6) 法人の役員または職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い見識のあるものの中から教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するもの
- 3 前項第 6 号に該当する委員の定数は、3 人とする。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、第 2 項第 1 号から第 4 号までに該当する委員は、当該職の任期とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

（招集）

第 23 条 教育研究評議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員（理事長を除く。）の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により教育研究評議会の開催の要求があったときは、速やかに教育研究評議会を招集しなければならない。

（議事）

第 24 条 教育研究評議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究評議会を主宰する。
  - 3 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
  - 4 教育研究評議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
- （審議事項）

第 25 条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画および年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程等の制定または改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

#### 資料 2-2-1-2 全学教育構想委員会規程（抜粋）

（目的）

第 2 条 委員会は、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において重点的に推進する教育に関する課題の検討および施策の企画・立案を行い、本学の教育の高度化および活性化を図ることを目的とする。

（審議事項）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育目標に関する事項
- (2) 教育内容および教育方法に関する事項
- (3) その他教育に関する重要事項

（組織）

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育を所掌する理事
  - (2) 理事長が指名する理事
  - (3) 各学部長の推薦に基づき理事長が任命する本学専任教員
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

## 資料 2-2-1-3 学則（抜粋）

## 第5節 教授会

## （教授会）

第18条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該学部に所属する教授をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、教授会が必要と認めたときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学部に関する次に掲げる事項を審議する。

（1）教育課程（全学共通教育に係るものを除く。）の編成に関する事項

（2）学生の厚生補導に関する事項

（3）学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業その他学生の身分に関する事項および学位の授与に関する事項

（4）学長から学部長に付議された教員人事に関する事項

（5）その他教育研究に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 資料 2-2-1-4 教授会規程（抜粋）

## （会議）

第2条 教授会の会議は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長は、構成員の4分の1以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長の指名を受けた者がその職務を代行する。

## （定足数）

第3条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

## （表決）

第4条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 資料 2-2-1-5 教務委員会規程（抜粋）

## （趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学教務委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）全学の教務に関する事項

（2）学部間における教務の連絡調整に関する事項

（3）他大学等との教育の連携に関する事項

（4）全学の教務に係る調査および研究に関する事項

（5）その他教務に関する重要事項

## （組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）教務を所掌する理事

（2）理事長が指名する理事

（3）各学部の学科ごとに教授および准教授のうちから1人

（4）事務局次長

（5）全学共通教育推進機構副機構長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。



## 資料 2-2-1-6 教務委員会開催状況

## 平成年度 教務委員会開催状況

	月 日	審 議 事 項
第1回	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 第1および第2専門委員会について</li> <li>・平成25年度 前期成績処理の日程について</li> <li>・平成26年度 時間割編成および履修の手引編集スケジュールについて</li> <li>・大学院長期履修規程の改正について</li> <li>・教育課程編成・実施方針および学位授与方針の策定について</li> </ul>
第2回	9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 後期履修登録スケジュール（案）について</li> <li>・平成25年度 後期成績処理・卒業判定の日程（案）について</li> <li>・学位規定の一部改正について</li> <li>・学位授与方針および教育課程編成・実施方針の公表について</li> <li>・ルーブリック（成績評価基準）の作成について</li> </ul>
第3回	12月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度学年暦について</li> <li>・履修登録確認期間について</li> <li>・「履修の手引」に関するアンケート集計結果および「履修の手引」の今後の方針について</li> <li>・気象警報発令時における休講措置について</li> <li>・モンゴル語を第二外国語とすることについて</li> <li>・平成26年度環びわ湖大学・地域コンソーシアム提供科目について</li> <li>・学位授与方針および教育課程編成・実施方針の策定状況について</li> </ul>
第4回	2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修規程等の改正について</li> <li>・特別研究学生に係る規程の改正等について</li> <li>・大学院長期履修規程の改正について</li> <li>・教務委員会規程の改正について</li> <li>・第3年次編入学生に関する申し合わせの改正について</li> <li>・平成26年度 時間割の決定について</li> <li>・平成26年度 履修の手引の決定について</li> <li>・平成26年度 オリエンテーションについて</li> <li>・平成26年度 履修登録および成績入力スケジュール等について</li> <li>・全学の学位授与方針および教育課程編成・実施方針（案）について</li> <li>・平成26年度 滋賀大学との単位互換科目について</li> </ul>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の教育活動に関する事項は、その重要性和内容レベルに応じて教育研究評議会、教授会、全学教育構想委員会、全学共通教育推進機構全学共通教育部全学共通教育運営会議および副専攻運営会議など相応する会議体で審議されている。また、本学では教育課程や教育方法をめぐる委員会組織が相互に連携している。なお、それぞ

れの委員会はそれぞれの審議事項について必要な回数開催頻度を維持している。

以上のことから、教授会等、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成されており、必要な活動が行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・ 全学教育構想委員会において、本学の教育上の目的を達成するための課題と改善の方策を取りまとめ、具体的な実施案が教務委員会で検討され、教育研究評議会で決定される。決定事項は全学共通教育については全学共通教育推進機構、学部の専門教育については各学部教授会を通して実行される過程がよく機能している。
- ・ 教育実践支援室が定期的に行うFD研修によって、教員の教育能力の向上が図られている。
- ・ 全学共通教育を推進する一元的な組織である全教員参加の全学共通教育推進機構の設置により、全教員の協力の下で全学共通教育が実施されている。

### 【改善を要する点】

- ・ 平成 25 年度に見直した地域貢献推進体制について、地域課題教育を定着させ、今後さらに推進していく組織として体制整備を行っていく必要がある。
- ・ 学内の委員会等については、整理統合を図ってきているが、大学の規模や職員数から判断するとまだ数が多いため、引き続き整理統合を行う必要がある。

### 基準3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

#### 【観点到る状況】

本学の教員組織については、組織規程において、学部、研究科の組織編制の基本事項を定めている。各学部・学科の教員組織は大学設置基準に則し、教授、准教授、講師、助教などの配置バランスと教育研究に必要な教員数を確保している。学部学科において教育研究活動を行うための教員組織として、講座・部門などを組織し、教員の階層別とグループ別との複合化による有機的な連携体制を構築している。これらは時代の変化や学問の動向に柔軟に対応できる教育と研究のための体制となっている。（資料3-1-1-1）

各教員は基本的には学部所属し、大学院の教育と研究指導を担当するとともに、一部教員は全学共通教育の授業を受け持っている。学部あるいは大学院の責任体制として学部長、研究科長、学科長、専攻長を置き、各学部・学科の専門分野において教授、准教授、講師、助教の組織的な連携体制を通じて教育研究における責任の所在を明確にするるとともに、各教員は学内の各種委員会の委員を担当し、連携体制は機能している。（資料3-1-1-2、資料3-1-1-3）また、学部にあつては学科会議、学科長会議、学部教授会という段階構成で、大学院では研究部門を基礎とした専攻会議、専攻長会議、研究科会議の段階構成で教育研究の責任所在が明確にされている。

#### 資料3-1-1-1 組織規程（抜粋）

<p>(工学部に置く部門)</p> <p>第17条 工学部材料科学科に、無機材料部門および有機材料部門を置く。</p> <p>2 工学部機械システム工学科に、機械システム工学部門を置く。</p> <p>3 工学部電子システム工学科に、電子工学部門、電子応用部門および情報部門を置く。</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>(人間看護学部に置く講座)</p> <p>第19条 人間看護学部人間看護学科に、基礎看護学講座、成育看護学講座、成熟看護学講座および環境看護学講座を置く。</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>(環境科学研究科に置く研究部門)</p> <p>第21条 環境科学研究科環境動態学専攻に、生物圏環境研究部門、生態系保全研究部門、および生物生産研究部門を置く。</p> <p>2 環境科学研究科環境計画学専攻に、環境意匠研究部門および地域環境経営研究部門を置く。</p> <p>(工学研究科に置く研究部門)</p> <p>第22条 工学研究科材料科学専攻に、無機材料部門および有機材料部門を置く。</p> <p>2 工学研究科機械システム工学専攻に、機械システム工学部門を置く。</p> <p>3 工学研究科電子システム工学専攻に、電子工学部門、電子応用部門および情報部門を置く。</p> <p>(人間文化学研究科に置く研究部門)</p> <p>第23条 人間文化学研究科地域文化学専攻に、日本・地域文化論部門、アジア・地域文化論部門および考現学・保存修景論部門を置く。</p> <p>2 人間文化学研究科生活文化学専攻に、生活デザイン部門、健康栄養部門および人間関係部門を置く。</p> <p>(人間看護学研究科に置く研究分野)</p> <p>第23条の2 人間看護学研究科人間看護学専攻に、基盤看護学分野、生涯健康看護学分野およびCNSコース慢性疾患看護学分野を置く。</p>
--

## 資料 3-1-1-2 学部学則（抜粋）

（学部長）  
 第 9 条 学部に学部長を置く。  
 （全学共通教育推進機構長）  
 第 9 条の 2 全学共通教育推進機構に全学共通教育推進機構長を置く。  
 （附属施設長）  
 第 10 条 第 5 条第 1 項各号の附属施設に附属施設長を置く。  
 （学科長）  
 第 11 条 学部（人間看護学部を除く。）の各学科に学科長を置く

## 資料 3-1-1-3 大学院学則

（研究科長）  
 第 7 条 研究科に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。  
 （専攻長）  
 第 8 条 研究科（人間看護学研究科を除く。）の各専攻に専攻長を置く。  
 2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に則して、学科単位で教授、准教授、講師、助教を配置し、さらに教員の教育研究活動を行う組織として必要に応じて学科内に講座、部門を配置して教員組織の編成に当っており、また、各学部・学科において教員の役割分担と連携は明確な責任体制の下で機能している。

教員は学部と大学院を兼務するとともに全学共通教育も分担している。また、教育と研究に関する各種委員会活動における役割分担も、職階によりレベル構成がされており、この点からも教員の責任分担と連携とは組織的に明確であるといえる。

したがって、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員編制がなされていると判断する。

- 観点 3-1-②：** 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。  
 また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

## 【観点に係る状況】

本学の学士課程においては、大学現況表のとおり、大学設置基準により要件づけられている必要教員数と現員数を対比すると、各学科における専任教員数はそれぞれの学科ごとに設置基準で必要な専任教員数を配置実数が上回っていて、必要数は十分確保されている。（資料 3-1-2-1）

また、それぞれの各学部・学科開設の講義科目のうち、重要で専門必修の位置づけとなる科目には原則として専任の教授または准教授を配置し、指導レベルの維持と学生とのコミュニケーション密度の確保を図っている。

ただ、全学的に見ると講義科目数が多いため、非常勤講師の担当する科目も多く、履修科目の体系化にあわせて、開講科目を整理する必要があると考えている。（資料 3-1-2-2、資料 3-1-2-3）

資料 3-1-2-1 学科等ごとの専任教員数（学部）

学 部	学 科	専任教員数（現員）					設置基準で 必要な 専任教員数	
		教授	准教授	講師	助教	計		助手
環境科学部	環境生態学科	5	4	0	5	14	8	
	環境政策・計画学科	5	4	0	3	12		
	環境建築デザイン学科	4	5	2	1	12		
	生物資源管理学科	6	8	0	4	18		
工学部	材料科学科	6	6	2	3	17	8	
	機械システム工学科	5	5	0	3	13		
	電子システム工学科	5	7	0	1	13		
人間文化学部	地域文化学科	7	4	1	1	13	1	
	生活デザイン学科	4	2	1	2	9		
	生活栄養学科	3	6	0	2	11		
	人間関係学科	4	4	0	2	10		
	国際コミュニケーション学科	6	5	2	1	14		
人間看護学部	人間看護学科	12	9	0	6	27	11	12
(全学共通)	全学共通教育推進機構		2		1			

資料 3-1-2-2 年次別科目配当表（平成 26 年度版履修の手引の各学部該当ページを参照）

資料 3-1-2-3 専任教員と非常勤教員の割合

学部・学科		専任教員数	必修科目	選択必修科目	選択科目	小計	合計	比率	
環境科学部	環境生態学科	14	専任教員	25	0	41	66	77	85.7%
			非常勤講師	0	0	11	11		
	環境政策・計画学科	12	専任教員	22	28	12	62	73	84.9%
			非常勤講師	0	5	6	11		
環境建築デザイン学科	12	専任教員	20	0	28	48	59	81.4%	
		非常勤講師	2	0	9	11			
生物資源管理学科	18	専任教員	12	11	72	95	114	83.3%	
		非常勤講師	0	0	19	19			
工学部	材料科学科	17	専任教員	23	0	34	57	63	90.5%
			非常勤講師	1	0	5	6		
	機械システム工学科	13	専任教員	25	0	27	52	62	83.9%
			非常勤講師	5	0	5	10		
	電子システム工学科	13	専任教員	26	0	37	63	68	92.6%
			非常勤講師	4	0	1	5		

人間文化学部	地域文化学科	13	専任教員	7	18	52	77	98	78.6%
			非常勤講師	0	1	20	21		
	生活デザイン学科	9	専任教員	9	13	31	53	65	81.5%
			非常勤講師	0	1	11	12		
	生活栄養学科	12	専任教員	4	23	39	66	75	88.0%
			非常勤講師	0	2	7	9		
	人間関係学科	10	専任教員	6	8	38	52	70	74.3%
			非常勤講師	0	0	18	18		
	国際コミュニケーション学科	14	専任教員	10	27	44	81	114 (126)	71.1%
			非常勤講師	0	15	18	33		
人間看護学科	38	専任教員	46	17	0	63	73	86.3%	
		非常勤講師	6	4	0	10			

※科目については、平成26年度生のカリキュラム(演習、卒業研究等も含む)  
 ※複数学科共通科目、共通開設科目などは担当者(非常勤講師含む)の所属学科でカウントしている。  
 ※非常勤講師については、授業科目を1人で担当、または複数で全コマ担当する科目について1科目としてカウントしている。  
 ※担当者未定の科目は専任教員としてカウントしている。  
 ※隔年開講科目も科目数に含まれている。  
 ※国際コミュニケーション学科の科目数合計は3年次開講科目。カッコ内は4年次までの全科目数

## 【分析結果とその根拠理由】

学士課程に必要な教員数を定めている大学設置基準の要件は全ての学科で充足している。また、教育上主要な授業科目である必修の講義科目について、担当者は原則として専任の教授または准教授が配置されており、教育内容の維持は確保できている。

以上のことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保され、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

## 【観点に係る状況】

大学院博士前期課程と博士後期課程における研究指導教員と研究指導補助教員の数は大学現況表のとおりである。大学設置基準の定めるところと対比させると、すべての研究科・専攻において必要数を十分満たしている。

研究指導補助教員の配置数についても、博士前期課程および博士後期課程について全ての研究科で大学設置基準の要件数を上回る配置となっている。(資料3-1-3-1、資料3-1-3-2)

大学院における授業科目はその大部分を専任教員が担当している、(資料3-1-3-3)

資料 3-1-3-1 大学院の専攻ごとの研究指導教員数および研究指導補助教員数（博士前期課程・修士課程）

研究科・専攻		現 員			設置基準で必要な研究指導教員 および研究指導補助教員		
		研究指導教員数		研究指 導補 助 教員数	研究指導教員数		研究指 導補 助 教員数
		小計	教授数 (内)		小計	教授数 (内数)	
環境科学研究科	環境動態学専攻	24	10	5	4	3	3
	環境計画学専攻	24	10	2	4	3	3
工学研究科	材料科学専攻	14	6	4	4	3	3
	機械システム工学専攻	10	5	3	4	3	3
	電子システム工学専攻	13	5	1	4	3	3
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	15	9	3	3	2	2
	生活文化学専攻	27	13	4	4	3	2
人間看護学研究科	人間看護学専攻	11	10	9	6	4	6

資料 3-1-3-2 大学院の専攻ごとの研究指導教員数および研究指導補助教員数（博士後期課程）

研究科・専攻		現 員			設置基準で必要な研究指導教員 および研究指導補助教員		
		研究指導教員数		研究指 導補 助 教員数	研究指導教員数		研究指 導補 助 教員数
		小計	教授数 (内)		小計	教授数 (内数)	
環境科学研究科	環境動態学専攻	16	10	10	4	3	3
	環境計画学専攻	12	10	12	4	3	3
工学研究科	先端工学専攻	19	16	12	4	3	3
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	10	7	5	3	2	2
	生活文化学専攻	21	11	6	4	3	2

資料 3-1-3-3 年次別科目担当表（大学院履修の手引参照）

## 【分析結果とその根拠理由】

大学院では全ての研究科で研究指導教員および研究指導補助教員の配置数は大学設置基準の要件を充たしており、必要な教員数が確保でき、大学院の授業科目の大部分は専任教員で担当されている。

これらのことから大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点 3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

教育組織の活性化は時代の変化と社会のニーズに柔軟な対応を図ることが重要であるが、本学では従来の固定的な組織構成のあり方を改善するため、教員定数の一部に学長管理枠を設けている。これは、教育・研究組織等の再編に柔軟に対応でき、かつ、重要と緊急性の高い組織に人的資源を配分するために教員定数の5% (11名) を学長管理枠として確保し、学長がその運用を管理するものである。(資料 3-1-4-1)

一方、教員採用は原則として公募採用制であり、本学の人事方針にそって人材を広く求めて外部との交流の維持および教員組織の継続的な活性化を図っている。(資料 3-1-4-2)

全教員数は200人前後であり、教員に占める女性教員の割合は平成26年5月現在29.2%であり、国公立大学の平均以上である。大学全体として女性教員の割合は適切と思われるが、学部ごとに見ると人間看護学部は女性教員が大多数であり、逆に工学部は男性教員のみである。(資料 3-1-4-3、資料 3-1-4-4)

平成26年5月1日現在教員の年齢構成は、学生の教育を考える際には性別と並ぶ大きな要素となるが、近年55歳以上の教員の割合が多く、高齢者寄りに偏っていたが、定年退職と新規採用によりともに若い教員の割合が増えて年齢構成のバランスは取れている。(資料 3-1-4-5)

一部組織においては教員の活動の活性化と流動性を図るため任期制を採用している。(資料 3-1-4-6) 任期付教員については、産学連携センターに1名(5年間)、ガラス工学研究センターに2名(3年間)、地域共生センターに3名(5年間)工学部に2名(3年間：平成26年12月時点では欠員)の任期制教員がおり、教員組織の活性化には不可欠な流動性の確保という一面の効果を得ている。(資料 3-1-4-7)

外国人教員については専任教員として環境科学部2名、工学部1名、人間文化学部3名、全学共通教育推進機構1名の合計7名が在籍していて、全教員に占めるその割合は3.5%である。(資料 3-1-4-8)

また、教員の研究をより活性化するための措置としてサバティカル制度を導入し、自己研鑽に専念する機会の提供を図っている。(資料 3-1-4-9、資料 3-1-4-10)

教員の教育研究活動の活性化を図るため、優秀な教育研究業績を上げた教員について表彰制度を設けている。(資料 3-1-4-11)

また、教育実践支援室によるFD研修会を学内外からの講師を招いて年数回実施し、教員の教育活動の活性化を図っている。(基準 8-2 参照)

## 資料 3-1-4-1 学長管理枠の導入について

## 1 趣 旨

今後の教育・研究組織等の再編に柔軟に対応でき、かつ、重要と緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教職員定数の一定割合を「学長管理枠」として確保し、学長がその運用を管理するものとする。

## 2 学長管理枠総数

平成18年度定数の5%とする。

## 3 学長管理枠の用途

- (1) 学科、専攻の新設に伴い必要となるポスト
- (2) 学部、学科横断的な教育・研究組織の設置に伴い必要となるポスト
- (3) 全学共通基礎科目の教育の充実のために必要とされるポスト
- (4) 学長が大学の戦略的運営のために必要とするポスト

## 4 管理枠の算定・運用方法

- (1) 各学部等の定数に管理枠算定率5%を乗じて、学部等ごとの管理枠数を算定する。  
(計算結果を四捨五入する。)
- (2) 各学部等は、第1期中期目標期間(平成18年度～平成23年度)中において、割り当てられた学長管理枠数を供出するものとする。



- (3) 学長は、各学部等の管理枠配分数を上限として、補充人事を凍結することができる。  
 実際にどの教員の補充を凍結するかは、教育研究分野の状況およびその他の状況を勘案して学長と各学部等長間で協議を行う必要があるが、凍結対象は、特定の教員を指定するものではなく、対象者の推移等に基づき、常に当該枠数を確保できればよいものとする。
- (4) 管理枠の充当期間は、5年以内とする。ただし、必要がある場合は延長を妨げないものとする。

## 資料 3-1-4-2 人事方針（抜粋）

## 2 人事の原則

- (1) 教職員の採用および昇任のための選考は、法人の理念・将来構想・目標を踏まえた上で、この人事方針に沿って行う。
- (2) 教員選考は、公募によることを原則とし、年齢構成を加味して適任者が得られるよう努力を行う。ただし、法人の将来構想に沿った戦略的人事の場合には、候補者を限定することができる。
- (3) 教員選考においては、企業経験者、外国人および女性の積極的な任用に努めるものとする。また、同一の教育研究分野に同一大学の出身者が偏らないように努めるものとする。
- (4) 事務局の職員については、法人運営業務および教育研究支援業務の専門的職能集団としての機能が発揮できるような採用方法を導入する。
- (5) 法人は、この人事方針に沿って、自律的な定数管理による人事計画を策定するものとする。

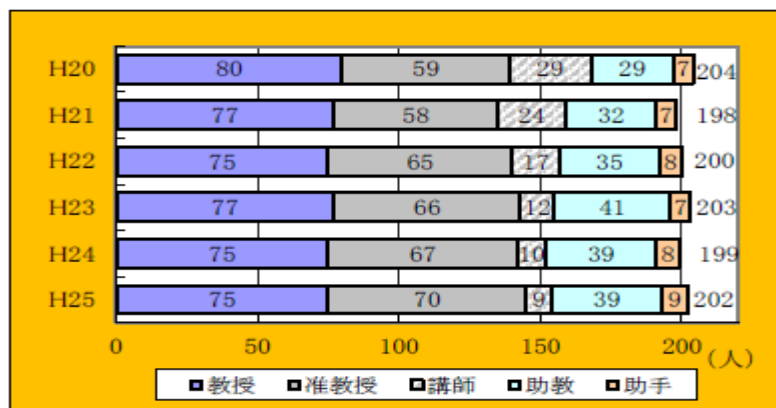
## 3 教員選考の方法

- (1) 教員の公募にあたっては、人事計画に基づき、担当する専門分野、授業科目を明確にするものとする。
- (2) 教員の選考にあたっては、教育研究の業績、社会への貢献、国際貢献、本学での教育・研究に対する今後の抱負などを多面的に評価するとともに、面接、プレゼンテーション等の手法により教育に関する能力を具体的に評価するものとする。

## 資料 3-1-4-3 教員数

平成26年5月1日現在																			
	教授		准教授		講師		助教		助手		合計								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計						
環境科学部	19	1	20	1	2		8	5			49	7	56						
工学部	16		18		2		7				43	0	43						
人間文化学部	19	5	12	9	3	1	4	4	1		39	19	58						
人間看護学部	4	8	1	8				6		11	5	33	38						
その他	1		4				2				7	0	7						
計	59	14	55	18	7	1	21	15	1	11	143	59	202						
大学院担当者	58	14	54	17	7	1	21	15	0	0	140	47	187						
休職者					1						1	0	1						
外国人	3		4								7	0	7						
※「その他」： 地域産学連携センター 教授1 全学共通教育推進機構 准教授2 助教1 ガラス工学研究センター 准教授1 助教1 地域共生センター 准教授1																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学長</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>														学長		男	女	1	0
学長																			
男	女																		
1	0																		
<b>(大学院担当者)</b>																			
	教授		准教授		講師		助教		助手		合計								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計						
環境科学研究科	19	1	20	1	2		8	5			49	7	56						
工学研究科	16		19		2		8				45	0	45						
人間文化学研究科	19	5	13	9	3	1	4	4			39	19	58						
人間看護学研究科	4	8	1	7				6			5	21	26						
副専攻 近江環人			1				1				2	0	2						
合計	58	14	54	17	7	1	21	15	0	0	140	47	187						

資料 3-1-4-4 教員数の変遷



※ 出所：学校基本調査（毎年5月1日現在）

資料 3-1-4-5 教員の年齢構成（学部等別）（単位：人）

教員年代別内訳

年代	2015. 3末				計	率
	環境科学部	工学部	人間文化学部	人間看護学部		
60～65	9	7	12	7	35	18%
50～59	16	14	17	10	57	29%
40～49	22	16	17	8	63	32%
30～39	9	5	11	11	36	18%
20～29	0	1	1	2	4	2%
計	56	43	58	38	195	

資料 3-1-4-6 教員の任期に関する規程（抜粋）

<p>(任期を定める組織)</p> <p>第2条 法第5条第1項により適用される法第4条第1項第1号または第2号に基づく任期を定めて教員の任用を行う教育研究組織、職、任期および労働契約の更新（以下「再任」という。）に関する事項は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 法第5条第1項により適用される法第4条第1項第3号に基づく任期を定めて教員の任用を行う大学が定めまたは参画する特定の計画、教育研究組織、職、任期および再任に関する事項は、別表2のとおりとする。</p> <p>(任用される者の同意)</p> <p>第3条 任期を定めて任用する場合には、別記様式により任用される者の同意を得なければならない。</p>
---

資料 3-1-4-7 任期を定めて教員の任用を行う教育研究組織・職・任期等に関する事項一覧

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
産学連携センター	教授 准教授 講師	5年	再任可。 ただし、1回限りとし、再任された場合の任期は5年以内とする。
工学部 ガラス工学研究 センター	教授 准教授 講師 助教 助手	3年 ただし、ガラス工学研究センター寄附講座の存続期間内に限る。	再任可

全学共通教育推進機構 企画推進部	教授 准教授 助教	5年	再任可
工学部 電子システム工学科 電子応用部門	助教	3年	再任可。ただし1回限りとし、再任された場合の任期は、工学部振興基金により措置された期間とする。
環境科学部 環境政策・計画学科 環境法分野	教授 准教授	5年	再任不可
地域共生センター	教授 准教授 助教	5年	再任可

大学が定めまたは参画 する特定の計画	教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
地（知）の拠点整備事業	地域共生センター	准教授	平成30年3月31日まで	再任不可

## 資料 3-1-4-8 女性教員数と外国人教員数の割合

	国立	公立	私立	県大
女性比率	15.20%	28.00%	26.40%	29.20%
外国人比率	3.60%	3.80%	4.30%	3.50%
※ 出所：学校基本調査（毎年5月1日現在）				

## 資料 3-1-4-9 公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修細則(抜粋)

<p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において教員とは、本学専任の教授、准教授、講師、助教および助手をいう。</p> <p>2 この細則においてサバティカル研修とは、教員の教育および研究等の能力を向上させることを目的として、教員が従事する教育および学内委員会等にかかる職務の全部または一部を一定期間免除し、自己研鑽に専念させる研修をいう。</p> <p>(期間)</p> <p>第3条 サバティカル研修の期間は、原則として6ヶ月間とする。</p> <p>2 サバティカル研修の始期は、原則として4月または10月とする。</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 教員は、本学に教員として採用された日から継続して7年以上勤務した場合は、理事長にサバティカル研修を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、サバティカル研修の申し出をすることができない。</p> <p>(1) サバティカル研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合</p> <p>(2) 公立大学法人滋賀県立大学在外研修取扱要綱に基づく長期在外研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合</p> <p>(3) サバティカル研修の期間終了後、1年以上本学において勤務できない場合</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 理事長は、次の各号に定める基準を満たしていると認められる教員に対し、サバティカル研修を許可することができる。</p> <p>(1) 十分な準備と計画がなされ、計画を実施することにより、教員の専門的な能力の向上が見込まれること。</p> <p>(2) 所属する学部または全学共通教育推進機構において、計画が了承されていること。</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 教員は、サバティカル研修が終了した日から90日以内に、サバティカル研修実施結果報告書を理事長に提出するものとする。</p>
---

## 資料 3-1-4-10 サバティカル制度実績

年度	人数
H21	3
H22	4
H23	5
H23	4
H24	4
H25	1

## 資料 3-1-4-11 職員表彰規程

(表彰の種類)

第2条 職員の表彰は、優秀職員表彰、功績表彰、永年勤続表彰および特別表彰とする。

(優秀職員表彰)

第3条 優秀職員表彰は、次の各号のいずれかに該当し、理事長が適当を認めた職員に対して行う。

- (1) 法人の事業の推進に関し、実効性があり、かつ、特に有益な政策提案を行った職員
- (2) 業務改善に取り組み、その効果を顕著に生じさせ、または業務改善について具体的で特に有益な提案を行った職員
- (3) 職務上有益な発明、発見または顕著な改良をした職員
- (4) 身の危険を顧みず職務を遂行した職員
- (5) 通常の職務の範囲を超え、解決困難な課題を有する職務を遂行し、相当の努力をした職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、通常の職務の範囲を超え、職務を遂行し、表彰することが適当であると認められる顕著な業績をあげた職員

(功績表彰)

第4条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当し、理事長が適当を認めた職員に対して行う。

- (1) 職務外において、社会的に有益な発明、発見または顕著な改良をした職員
- (2) 職務外において、身の危険を顧みず篤行をした職員
- (3) 職務外の行為について、広く賞賛を受け、著しく職員の名誉を高揚した職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職務外において、表彰することが適当であると認められる善行のあった職員

## 【分析結果とその根拠理由】

学長管理枠の導入による戦略的な人事を行うことで、組織再編への柔軟な対応、人事方針としての広く公募を原則とする教員採用、任期制による採用、実務経験者の採用、加えてサバティカル制度の導入、優秀職員表彰制度など、教員組織の活性化については適切な努力を行ってきている。

従って、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

しかし、外国人教員の割合はまだ少なく、また女性教員についても専門分野の関係もあるが学部間に大きな偏りが見られるなど今後の努力が必要である。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

## 【観点に係る状況】

本学における教員の選考は、教員等選考規程に基づき、それぞれの学部での「教員等の選考に関する内規」により行われている。学内の教育研究体制の活性化を図るためにも大学の人事方針の定めるところに従い、人事計画と教員選考規程に基づいて原則として公募採用によって行われている。また、戦略的に内部昇格が必要なときは戦略的人事として昇任人事が行われている。（前掲資料 3-1-4-2、資料 3-2-1-1、資料 3-2-1-2）

公募では、担当科目および職位に相当する具体的な研究業績および教育歴などを要件とする募集要項が、募集単位である学科会議、学部教授会を経て、学長決裁を得た後に大学ウェブサイトや研究者人材データベースなどを通じて公表される。（資料 3-2-1-4）

教員選考については、各学部において教員候補者選考委員会が組織され、業績評価、面接、模擬講義などを行い候補者を選考し、教授会において候補者を決定し、学長に推薦する。なお、教員の採用、昇格基準について教授は大学院後期博士課程主指導資格を有することが前提となっているが、各専門分野で選考基準が定められている。（資料 3-2-1-3）

教育研究指導能力が高いレベルで要求される大学院課程にあつては、研究科ごとに「特別研究担当教員の資格審査基準」を基本的な選任基準として設けており、それを受けてそれぞれの専攻または部門が設ける「資格審査要項」が具体的な教育研究分野に応じて、いわゆる④および合の判定を行うことで機能している。（資料 3-2-1-5）

教育上の指導能力については、応募者に対する面接に際して模擬講義、プレゼンテーションを求めて指導能力の評価に務めている。

資料 3-2-1-1 人事計画策定表

		教 職 員 定 数 表					
区 分		H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
環境科学部	教授	20	20	20	20	20	20
	管理枠充当分						
	准教授	20	20	20	20	20	20
	講師	2	2	2	2	2	2
	助教（助手）	15	15	15	15	15	15
	学部計	57	57	57	57	57	57
工学部	教授	20	20	20	20	20	20
	管理枠充当分						
	准教授	19	19	19	19	19	19
	講師	1	1	1	1	1	1
	助教（助手）	9	9	9	9	9	9
	学部計	49	49	49	49	49	49
人間文化学部	教授	24	24	24	24	24	24
	管理枠充当分						
	准教授	21	21	21	21	21	21
	講師	5	5	5	5	5	5
	助教（助手）	8	8	8	8	8	8
	学部計	58	58	58	58	58	58
人間看護学部	教授	13	13	13	13	13	13
	管理枠充当分	2	2				
	准教授	8	8	8	8	8	8
	講師	1	1	1	1	1	1
	助教（助手）	15	15	15	15	15	15
	学部計	39	39	37	37	37	37
全学共通教育推進機構	教授						
	准教授	1	1	1	1	1	1
	助教						
企画推進部	教授						
	准教授	1	1	1	1	1	1
	助教						
学連携センタ	教授	1	1	1	1	1	1
合 計	教授	78	78	78	78	78	78
	管理枠充当分	2	2				
	准教授	70	70	70	70	70	70
	講師	9	9	9	9	9	9
	助教（助手）	47	47	47	47	47	47
	管理枠保留分	4	4	6	6	6	6
	全学計	210	210	210	210	210	210
	法人職員	19	21	23	25	29	31
事務局	県派遣職員	37	35	33	31	27	25
	事務局計	56	56	56	56	56	56

※合計欄の「管理枠充当分」は、人事計画策定時に確定している数のみ記載している。  
従って、今後管理枠充当に伴い「管理枠充当分」および「管理枠保留分」は変動する。  
※合計欄の職階毎の定数は、全学共通教育推進機構（企画推進部含）の職階定数に幅があるので、参考までに「准教授」でカウントしている。

資料 3-2-1-2 教員選考規程

（採用選考の方法）

第2条教員の採用選考は、次条から第6条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会および社会における活動、健康等が本学の教員として適すると認められるものうちから、学部長、全学共通教育推進機構長または大学附属施設長（専任の教員を配置する施設に限る。以下同じ。）（以下「部局の長」という。）の推薦に基づき理事長が行う。

## (教授の資格)

第3条教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる者

## (准教授の資格)

第4条准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助手またはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

## 資料 3-2-1-3 教員の選考に関する内規例：環境科学部（別添資料）

## 資料 3-2-1-4 教員公募案内（例：工学部）

工学部電子システム工学科では下記のとおり教員を公募しますので、お知らせいたします。

1. 募集人員：教授 1名
2. 所 属：工学部 電子システム工学科 情報部門
3. 専門分野：人間や生体に関連する情報・画像についての処理・解析・利用に関する研究
4. 担当科目：電子システム工学科担当の情報系専門科目（コンピュータソフトウェアなど）・情報系基礎科目および大学院配当科目など。
5. 応募資格：
  - (1) 博士の学位を有すること。
  - (2) 専門分野に研究実績があり大学院博士後期課程の教育研究指導を担当できること。
  - (3) 新しい研究分野の開拓に意欲があること。
  - (4) 教授として教育・研究・管理運営に熱意を持って取り組めること。
6. 採用予定日：平成28年4月1日までのできるだけ早い時期
7. 待遇：公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則およびその他の規程による。
8. 勤務形態：常勤（任期なし）
9. 応募書類：以下の全書類をPDFファイルにまとめCD-RまたはUSBフラッシュメモリに保存し、応募書類一式を印刷したものとともに郵送して下さい。
  - (1) 履歴書（写真貼付、本応募指定様式）
  - (2) 個人調書（別紙様式第2号）
  - (3) 研究業績・その他一覧（別紙様式第3号を使用して、著書、学術論文、学位論文、国際会議プロシーディングス（全文査読有）、参考論文（上記以外の論文および国際会議等のプロシーディングス、解説および総説を含む。）、特許、他の知的財産、学会発表、科学研究費等の採択状況に整理して記載すること。）
  - (4) 教育実績・その他一覧（別紙様式第4号）
  - (5) 代表的な学術論文5編以内の別刷またはコピー
  - (6) 現在までの教育と研究の概要（A4用紙2ページ以内）
  - (7) 着任後の教育と研究に関する構想（A4用紙2ページ以内）
  - (8) 照会可能な方2名の氏名と連絡先
10. 応募締切：平成27年1月9日（金）必着
11. 選考内容：書類選考後、面接（プレゼンテーション）を行います。なお、応募者が選考を受けるために必要な費用（交通費等）は応募者の負担とします。選考の結果は可否にかかわらず応募者全員に通知します。

## 12. 書類提出先・問い合わせ先：

〒522-8533 彦根市八坂町 2500

滋賀県立大学工学部電子システム工学科 学科長 柳澤 淳一

電話：0749-28-8371 e-mail：yanagisawa.j@e.usp.ac.jp

(応募書類の封筒には、「情報部門教員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留にて郵送して下さい。応募書類は原則として返却いたしません。)

なお、履歴書および別紙様式については、「研究者人材データベース (JREC-IN)」  
<http://jrecin.jst.go.jp/>に登録されている本応募用指定様式をお使いください。  
指定様式は下記からもダウンロード出来ます。

資料 3-2-1-5 大学院博士課程特別研究担当教員の資格審査基準例：

環境科学研究科内規 (別添資料)

## 【分析結果とその根拠理由】

教員採用に際しての大学全体および各学部等での基準は明確に定められており、原則公募による採用が行われており、選考委員会における選考基準に基づいた業績評価、模擬授業の実施などが行われ、適切な評価がなされた上で教授会の審議によって候補者が決められ、学長に推薦し、採用が決定される。また、内部昇任の場合には外部委員の参加による厳格な審査が行われている。また、教授採用に際しては大学院課程における研究指導資格に準拠しているかの審査がなされている。

以上より、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われていると判断する。

**観点 3-2-②：** 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

## 【観点到に係る状況】

教員の業績評価については教育研究活動及び社会連携活動などを多様な側面から評価する自己評価表を毎年度末に教員が提出することで評価を行っている。この自己評価表に基づいて研究費を傾斜配分する制度を導入している。この自己評価表は教員の業績を研究、教育、社会貢献、および学内貢献の4区分に対して、各評価項目の配点に従って点数化し、その得点によって一般研究費の50%を3段階に傾斜配分している。自己評価表の評価項目は研究戦略委員会において問題部分は毎年毎年チェックされ改善されている。(資料 3-2-2-1)

また、教員の教育研究活動を検証し、問題点を改善するため、全学の自己評価委員会および部局ごとの自己評価委員会が設けられている。(資料 3-2-2-2)

また、3年ごとに全学および各学部の自己点検・自己評価を実施し、外部評価の結果と併せて報告書を作成し公開している。(資料 3-2-2-3)

教員自身による自己評価に加えて、学生による授業評価アンケートを実施し、毎年アンケートを集計した結果は自己評価委員会を通じて、学部等へフィードバックし、教員に通知するとともに授業内容の改善に活用している。その結果評価の平均ポイントは微増であるが年々改善されている。(基準 8-1 参照)

平成 26 年度より授業評価アンケートを紙ベースから携帯電話等を用いた電子化を行い、教員がより早く授業評価結果に対応できるようにしている。また、レスポンス・ペーパーを導入し、学生の講義内容の理解の促進、



講義方法の改善に役立っている。

さらに、これらの取り組み結果を講義内容、方法の改善に反映させるため、教育実践支援室を設置し、教員のFD活動を通じて教育方法の改善に取り組んでいる。（基準8-2参照）

資料 3-2-2-1 自己評価表（別添資料）

資料 3-2-2-2 自己評価委員会規程（抜粋）

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）自己点検および評価の基本方針に関する事項
- （2）自己点検および評価の項目の設定に関する事項
- （3）自己点検および評価の実施に関する事項
- （4）自己点検および評価に関する報告書の作成および公表に関する事項
- （5）その他滋賀県立大学の自己点検および評価に関する事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）副理事長
- （2）常勤である理事
- （3）各学部長
- （4）各学部ごとに選出される教授1人
- （5）事務局次長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認められた者を委員に加えることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、評価を所掌する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（実施委員会）

第7条 委員会に、全学自己評価実施委員会、環境科学部自己評価実施委員会、工学部自己評価実施委員会、人間文化学部自己評価実施委員会および人間看護学部自己評価委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

2 実施委員会は、委員会により策定された実施計画に基づき点検および評価を行い、その結果等について委員会に報告するものとする。

3 実施委員会の組織等については、委員会が別に定める。

資料 3-2-2-3 自己点検自己評価・外部評価報告書

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/hyouka.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動は業績評価として毎年提出される各教員の自己評価表から把握し、評価している。自己評価表の各評価項目については見直し改善が行われている。専門教育については教育の質は個々の教員の研究レベルと密接な関係がある。そこで教員の研究業績について大学情報データベースを構築し、さらに総合的にこれを把握する取り組みを行っている。また、授業評価アンケート結果を集計、分析し、各学部等にフィードバックして改善に活用するとともに、教育実践支援室を設置し、FD活動を通して、講義内容、方法の改善の取り組みを行っている。

このように教員の教育研究活動に関する定期的な評価が行われており、また、その結果把握された事項に対し

て教育面での適切な取組がなされていると判断する。

しかし、評価の結果が給与面に反映されていないことは、今後の検討事項である。

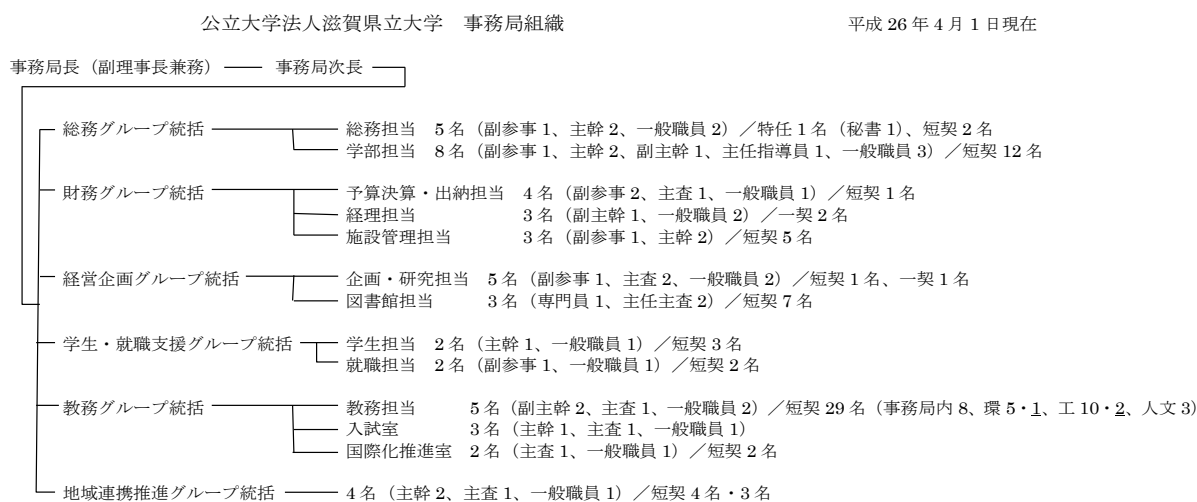
**観点 3-3-①：** 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

**【観点到係る状況】**

教育活動を展開するために必要な事務組織としては、事務局組織中の教務グループが対応している。（資料 3-3-1-1）教務グループはグループ統括の下に教務、入学試験、国際関係に関する職務を遂行している。教務担当職員、入試室担当職員、契約職員が管理棟で勤務している。通常の教務関連の仕事以外に、学生支援センター窓口において、履修など教務関係の学生の問い合わせに対応している。また、大学の国際化に対応して海外の大学との交流協定、留学に関する業務を行う国際化推進室を設置し、そこに外国人を室長とし、英語に対応できる職員を配置している。（資料 3-3-1-2）共通講義棟実験室および各学部実験室等で、各学部専門科目の実験、実習などの補助を行うため契約職員による実習助手を配置している。（資料 3-3-1-3）またこのほかに教育活動を展開するために必要な図書情報センターに図書専門職員と情報処理専門職員を配置している。図書情報センターの司書職員は経営企画グループ図書館担当として職務を行っている。（資料 3-3-1-1）

優秀な学生に対する教育効果の獲得も兼ねて大学院学生をTAとして採用している。TAは主として、実験、演習、フィールドワークなどの教員の補助に当たっている。（資料 3-3-1-4）

**資料 3-3-1-1 大学事務局組織図**



凡 例 短契：短時間契約職員 一契：一般契約職員 特任：特任職員 特プロ：特定プロジェクト職員 アンダーライン：外部資金

**役職員の人数**

区 分	人 数	内 訳
役 員	9 人	常勤 5、非常勤 4
教 員	201 人	運営費交付金 198、外部資金 3
職 員	56 人	県派遣職員 35、法人職員 21
特定プロジェクト職員	2 人	特定プロジェクト研究員 2

区 分	人 数	内 訳
特任職員	20 人	運営費交付金 12、外部資金 8
短時間契約職員	71 人	運営費交付金 65、外部資金 6
一般契約職員	3 人	運営費交付金 3

資料 3-3-1-2 事務分掌表（抜粋：教務グループ）

分 掌 事 務	主 任	副 主 任
1 グループ内事務の総括に関する事 2 グループ内職員の服務、管理、研修に関する事 3 公印の管守に関する事 4 教務・入試・国際交流に係る大学改革、中期計画の推進・企画検討に すること	統括	主幹 副主幹 主査

## 教務担当

分 掌 事 務	主 任	副 主 任
1 教務担当事務の総括に関する事 2 全学共通教育推進機構の企画推進部、人事会議、全学共通教育運営会議 副専攻運営会議、副専攻部会に関する事 3 全学共通教育推進機構の予算および教員の服務等に関する事 4 グループの予算その他グループ内事務に関する事 5 教務に係る学則、履修規程等の改正に関する事 6 教務に係る新入学生オリエンテーションに関する事 7 大学間連携・県市町連携の調査企画・推進に関する事 8 共通実験室の管理に関する事	副主幹	統括      主査
1 全学教育構想委員会に関する事 2 シラバス編成の総括に関する事 3 非常勤講師の出講および報償費・旅費等の支払いに関する事 4 全学共通教育推進機構の保健体育教育部会、教職課程部会に関する事	副主幹	主査 主任主事 主事
1 研究科長連絡会議の運営および大学院課程制度の調査研究に関する事 2 学位記(博士学位記を含む)に関する事 3 学務事務システムの更新に関する事 4 学務管理事務システム(全体)の保守契約および運用改善(教務分)等に 関する事 5 e-ラーニングシステムの保守管理および充実に関する事 6 共通講義室の管理に関する事	主査	副主幹 主任主事
1 時間割の編成に関する事 2 学内試験の実施および単位認定・成績管理に関する事 3 教務委員会に関する事 4 全学共通教育推進機構の人間学部会に関する事	主任主事	主査 副主幹
1 成績証明、卒業証明、単位修得証明等の各種証明に関する事 2 シラバスの編成に関する事 3 看護師等資格課程に関する事 4 管理栄養士課程、生活栄養学科の資格に関する事 5 全学共通教育推進機構の学芸員課程部会に関する事 6 TOEIC-IP試験の実施に関する事 7 教育実践支援室の運営に関する事	主事	副主幹 主任主事
1 全学共通教育推進機構の外国語教育部会に関する事	主査	副主幹
1 全学共通教育推進機構の情報教育部会、キャリア教育部会に関する事	主任主事	副主幹
1 履修登録、履修指導助言に関する事	副主幹	主事2名 主査

1 教育（栄教・養教を含む）実習、介護実習等の実習実施に関すること 2 学外教育実習計画の調整および指導補助に関すること 3 学外実習施設および資格関係機関・団体との連絡調整に関すること 4 教職免許等各種資格取得の指導助言に関すること 5 教職相談室の運営に関すること	契約職員	副主幹 契約職員
1 F W・環び演習、学芸員・栄養・看護実習等の実習実施に関すること 2 学外実習施設および資格関係機関・団体との連絡調整に関すること 3 教職免許等各種資格取得の相談助言に関すること 4 資格関連情報の収集提供その他教職相談室の運営補助に関すること 5 教職等各種資格の取得（見込）証明に関すること	契約職員	副主幹 契約職員
1 全学共通教育推進機構の庶務に関すること 2 全学共通教育推進機構の広報資料に関すること 3 全学共通教育推進機構の簡易な照会・回答に関すること 4 教務担当事務の補助（図書・雑誌等の購入含む）に関すること	契約職員	副主幹
1 化学実験室（共通講義棟A3-104）の運営に関すること 2 化学実験実習教育の補助に関すること 3 化学実験実習教育の準備等に関すること 4 他共通実験室の支援に関すること	契約職員	契約職員 2名
1 生物実験室（共通講義棟A3-204）の運営に関すること 2 生物実験実習教育の補助に関すること 3 生物実験実習教育の準備等に関すること 4 他共通実験室の支援に関すること	契約職員	契約職員 2名
1 物理・地学実験室（共通講義棟A3-303）の運営に関すること 2 物理実験実習教育の補助に関すること 3 物理実験実習教育の準備等に関すること 4 他共通実験室の支援に関すること	契約職員	契約職員2名
1 情報処理演習室（図書情報センター棟）の運営に関すること 2 情報処理演習教育の補助に関すること 3 情報処理演習教育の準備等に関すること	契約職員	主任主事
1 語学教育に係る資料の準備等、授業補助に関すること 2 LL教室の運営、管理に関すること 3 eラーニングシステムの管理・運営に関すること	契約職員	副主幹 主査

## 入試室

分 掌 事 務	主 任	副 主 任
1 入試室事務の総括に関すること 2 入学試験委員会に関すること 3 入試制度改革の調査・検討に関すること 4 特別選抜（募集要項を含む）に関すること 5 大学入試センター試験の実施および連絡調整に関すること 6 編入学生の募集・選抜に関すること	主幹	主査 主事
1 入試実施本部の運営に関すること 2 一般選抜（募集要項含む）に関すること 3 大学院に係る学生の募集および選抜に関すること 4 高校大学間連携の調査企画および連携事業の推進に関すること	主査	主幹 主事
1 オープンキャンパスの実施に関すること 2 教務・入試案内に係るHP、入試説明会その他の広報に関すること 3 入試事務管理情報システムの運用および更新に関すること 4 入試に係る情報収集および文書管理に関すること 5 科目等履修生、特別聴講学生、研究生等の受入に関すること 6 再入学生の募集・選抜および学生の転学部・転学科等に関すること	主事	主幹 主査

## 国際化推進室

分 掌 事 務	主 任	副 主 任
1 国際化推進事務の総括に関すること 2 国際交流委員会に関すること 3 交換留学生の受入（宿舎問題含む）に関すること 4 外国人留学生の授業料等減免に関すること 5 留学生（派遣・受入）の奨学金に関すること 6 滋賀県留学生交流推進会議および留学生宿舎支援協議会に関すること	主査	主任主事
1 本学学生の留学、短期海外研修等に関すること 2 外国人留学生（研究生含む）の指導・助言に関すること 3 海外大学等との交流協定等に関すること 4 留学助成金に関すること 5 サマープログラムの実施に関すること 6 海外旅行保険に関すること 7 彦根3大学国際交流部会に関すること 8 JCMUとの連絡調整に関すること	主任主事	主査
1 本学学生の留学資格および留学手続きの支援に関すること 2 外国人留学生の募集・説明会に関すること 3 外国人留学生（研究生含む）の生活・学修・活動支援に関すること 4 交換留学生宿舎の管理に関すること 5 学内チューターの人選、指導に関すること 6 入国管理事務に関すること 7 学内留学生支援会に関すること 8 英語版パンフレットに関すること 9 協定締結大学等との連絡調整に関すること 10 国際交流に係る情報収集および調査報告に関すること	契約職員 2名	主査 主任主事

## 資料 3-3-1-3 各学部における契約職員による実習助手の配置

分 掌 事 務	主 任
1 環境科学部の実験実習教育の補助に関すること 2 環境科学部の実験実習教育の準備等に関すること 3 環境科学部の教育・研究機器の管理に関すること	契約職員 5名
1 工学部の実験実習教育の補助に関すること 2 工学部の実験実習教育の準備等に関すること 3 工学部の教育・研究機器の管理に関すること	契約職員 9名
1 人間文化学部の実験実習教育の補助に関すること 2 人間文化学部の実験実習教育の準備等に関すること 3 人間文化学部の教育・研究機器の管理に関すること	契約職員 2名
1 人間文化学部生活栄養学科の実験実習教育の補助に関すること 2 人間文化学部生活栄養学科の実験実習教育の準備等に関すること 3 人間文化学部生活栄養学科の教育・研究機器の管理に関すること	契約職員 1名
1 工学教育推進委員会の運営の補助に関すること 2 工学部の教育改善のための成績評価資料等の保存、整理に関すること 3 工学部支援会の運営の補助に関すること	契約職員 1名

資料 3-3-1-4 TA委嘱状況及び実験実習助手委嘱状況

TA委嘱状況(平成26年度)				
	前期		後期	
	延べ人数	時間数	延べ人数	時間数
環境科学部	54	3,645	47	3,053
工学部	50	3,338	47	3,825
人間文化学部	18	878	21	1,028
人間看護学部	11	540	8	420
非常勤実習助手委嘱状況(平成26年度)				
	前期		後期	
	延べ人数	時間数	延べ人数	時間数
環境科学部	1	30	0	0
工学部	0	0	0	0
人間文化学部	9	225	8	150
人間看護学部	0	0	0	0
全学共通教育推進機構	10	270	12	270

## 【分析結果とその根拠理由】

事務職員の配置は、職務分掌表が示す通りその職務範囲の整備は十分に体系的であり、年度中にあっても状況に応じて業務や体制の変更が可能であることなど、柔軟な対応が図られている。しかし、教務事務の仕事量は学生の増加などより、年々増加している。教務職員の増員が望まれる。TAについては述べ数で約100人弱の大学院学生が従事している。非常勤実習助手については年間50名弱が教育支援に当っており、その配置も全体的には適切であるが、一部で科目内容の変化に伴うTAの配置見直しなど流動性の確保が課題として指摘されている面もある。

また、教育補助員制度ESは、自学自習を促すための教育プログラムに対して授業教育支援を行うものであり、学部学生を採用しているが、受講者はもちろんES自体の教育効果も非常に大きい。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・ 本学の教育課程を担う人的要素として、教員は数の上でも質の上でもすべて大学設置基準を十分に満足すると同時に、それにより構成される教育組織もまた客観的要件に欠けるところはない。
- ・ 教員人事に際しても公募採用を原則とし、一部任期制を採用するなど広く人材を求める方針が背景にあり、優れた人材を確保できている。
- ・ 十分な研究実績に裏付けられた授業科目を展開することにより、指導補助的な人員の活用もあいまって、教育課程のレベルの確保が図られている。

## 【改善を要する点】

- ・ 教員構成を全体的に見ると、教授層の高齢化の傾向が明確になっていたが、徐々に改善されつつある。しかし、将来的に大学全体の年齢構成や、性別、国籍等を考えて、教員採用を行うことが必要である。
- ・ 学生数の増加による事務量の増加は事務職員の業務の増大による肉体的、精神的疲労を招いている。今後、事務職員の増加を含めて改善を図りたい。
- ・ 全学的に見て講義科目数が多く、専任教員で担当できる科目数を超えているため、必然的に非常勤講師の割合が高いことが課題である。

## 基準 4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

学士課程に対する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学全体の教育目標を定めるとともに各学部・学科毎にその専門分野に応じた求める学生像と入学者選抜の基本方針について、アドミッション・ポリシーを定めている。大学全体の目標は開学以来のモットーである「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」を念頭に置いて「地域に根ざし、地域に学ぶ」実践教育、今後の社会の中で生きていく人間として必要な高い教養を持ち、思考力と判断力に富む人材の育成、またグローバル化の進展による新しい時代に活躍できる人材養成の教育を目指すことである。この目標に沿って4学部 13 学科の全てでアドミッション・ポリシーが明確に定められている。（資料 4-1-1-1）

大学院課程についても同様に、求める学生像と入学者選抜の基本方針についてのアドミッション・ポリシーを各研究科・専攻で定めている。（資料 4-1-1-2）

アドミッション・ポリシーについては、キャンパスガイド、入学者選抜要項および大学のウェブサイトで公表されている。

資料 4-1-1-1 大学の目標と各学部学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

#### 大学の目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としています。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としています。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定めています。

- ・「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」という開学当初からのモットーをより一層発展させ、琵琶湖を抱く滋賀ならではの教育研究をさらに進めます。
- ・時代の流れを先取りし、先駆的・戦略的なものの見方ができる、進取の気性に富む人が育つ大学づくりを進めます。
- ・グローバル化の進展等による国際化の諸問題に対応する新しい時代に向けたモデルとなる大学を目指します。

#### 環境科学部

21 世紀の地球が直面している環境問題は、人類の英知を結集して解決すべき課題のひとつです。環境科学部は環境課題に取り組む幅広い学術研究の推進と、創造性豊かな人材の育成を目指しています。学生は教室において環境基礎から専門にいたる科目を体系的に学ぶ一方、琵琶湖とその周辺地域をフィールドとする調査、観察、実習を通して実践的な環境応用力を身につけます。環境リーダーを目指す若者の入学を期待しています。

（環境生態学科）

環境生態学科は、自然環境の総合的理解と環境中で生じている問題の解決を目指しています。この理念に基づき、琵琶湖とその流域（集水域）の環境を実地に利用した授業が数多くあります。また学生には、自然と人間が複雑に関わりあう環境での問題を発見し、その科学的解決法を提案することを求めます。そのため、理科および数学など自然科学についての知識を持つとともに、環境科学を学ぶ上で必要な国語・英語・地理歴史・公民などの基礎学力を持った人、あるいは自分の力で洞察する能力の高い人を求めます。

**(環境政策・計画学科)**

環境政策・計画学科は、環境と調和した社会を形成するために、社会を形成している企業、政府、市民の行動を環境調和型に変革していく人材を養成します。そのために、社会科学や自然科学に基づいて環境政策・計画を策定する能力と、実践の技法とを身につけるための教育を行っています。地理歴史・公民・理科など、人間社会と自然環境の広い範囲にわたって関心を有するとともに、これらを学ぶ上で必要な国語・数学・英語の基礎学力を身につけた人を求めます。

**(環境建築デザイン学科)**

環境建築デザイン学科は、持続的発展可能な社会の建設のために、建築学を基礎に、建築を巡る環境や地域が抱えるさまざまな課題を発見、理解し、解決する能力をもった人材の育成を目標としています。そのため、都市、地域、景観、防災、資源、エネルギーなど広い視野から横断的に建築デザインを学ぶ必要があります。これに向けて本学科志望者は数学、理科の理系の教科と同時に、国語、英語、地理歴史・公民の文系の教科も十分に学習しておくことが必要です。更に芸術、家庭の教科の中で、ものづくり、造形に関わる知識、能力の習得も大切です。これらの基礎の上に、環境建築デザインの知識、能力、倫理観、創造力を職能として身につけ、社会で活躍したいという意欲ある人を求めます。

**(生物資源管理学科)**

生物資源管理学科は、生物資源と環境に関わる幅広い視野と知識を持ち、農林水産業などの生物資源生産と生物資源循環、生物資源生産・循環に関わる土壌・水資源の保全と活用、生物機能を用いた物質生産や環境改善など、生物資源の管理と活用に関する基本的な知識と技術を有する人材の養成を目的としています。これからの循環型社会を支えるうえで、生物生産と生物機能が重要な役割を果たすと考えています。そのため、これらの課題について学ぶ意欲を示し、これらを学ぶための理科、数学、外国語等の基礎的学力を有し、柔軟な思考と積極的行動力をもつ人を求めます。

**工学部**

工学部では、21世紀の「ものづくり」において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指した国際的に活躍できる人材の育成を行うとともに、先進的な研究を通じて人類の発展に貢献し、我が国および地域の文化と産業の拠点としての役割を果たすことを理念として、教育、研究、社会貢献に努めています。この理念に沿って、「ものづくり」に興味を持って何事にも意欲的に取り組む人、必要な基礎学力を持つとともに専門知識の習得に努め、独創的な科学技術を創造する人、国際的な視野を持って、工学の分野の発展に貢献したいという強い意志を持っている人を求めます。

**(材料科学科)**

材料科学科は、人間と環境への配慮を基盤とし、材料の“科学・技術”の進歩に貢献する高度専門職業人を養成します。そのために、学問の基礎的理解と実験や演習などの実践を重視し、無機から有機までの幅広い物質、新エネルギー材料や環境材料などの様々な用途について、基礎から応用にわたる多面的な教育・研究を行います。これらの基礎となる数学、物理、化学、英語の学力を有し、“ものづくり”や新材料に興味を持ち、自己の能力向上を目指す人を求めます。

**(機械システム工学科)**

機械システム工学科では、機械工学の基礎と体系的なセンスを備え、高機能な機械を設計・開発でき、柔軟な発想能力の備わった技術者の養成を目指しています。そのため、材料力学、熱力学、流体力学、機械力学の4力学に加えて、制御工学、メカトロニクス、生産工学などの幅広い科目を配し、さらに多くの演習や実験を取り入れることによって、基礎から応用にわたる多面的な教育・研究を行います。したがって、大学の専門科目と関連の深い数学、物理、化学、英語などの基礎学力を有するとともに、“ものづくり”に関心をもち、自己の能力向上を目指し、さらに技術開発に独創性を発揮できる人を求めます。

**(電子システム工学科)**

電子システム工学科は、電気・電子・情報工学分野で高度な技術と知識を持ち、地域はもとより世界に通用する創造力豊かな高度専門職業人となり得る人材の育成を目指しています。このため、本学科では、電気・電子・情報工学の分野を学ぶために必要な、数学、理科（物理、化学）、英語などの基礎学力を有するとともに、これらの分野に夢や魅力を感じ、基礎から応用まで幅広い素養を身につけて積極的に活躍していきたい人、知的好奇心を持って常に新しいことに挑戦し、これらの分野を通して積極的に貢献していきたい人を求めます。

**人間文化学部**

人間文化学部は、文化の視点から、人間の活動を捉えかえし、一方では、人々が活動する「地域」を、個性豊かで確かさを実感できる生活空間として再生させるとともに、他方では、新しい生活観、生活のスタイル・生活のあり方を生み出すことを目指しています。そのためには、異文化理解に基づく、地域研究の基礎づけに合わせて、最先端の生活科学が切り開いた、知と技能の確保も不可欠です。先例に学びつつ、新たな未来を構想する本学部は、何よりも人間という存在に関心をもち、常識にとらわれない自由な発想と、柔軟な思考、積極的な行動力をそなえた人を求めます。



**(地域文化学科)**

地域文化学科は、環琵琶湖地域を核とした日本を中心に、密接な交流の歴史を有する中国・朝鮮をも視野において、これらの社会に関わる過去と現在の諸問題を学びます。そのために、社会を分析するさまざまな方法を習得し、フィールドワークを通じて、それぞれの地域に生きる人々の姿を見つめ、これからの地域のあり方について研究します。入学者には、これらの基礎となる国語・英語・地理歴史・公民の科目の学力を有し、歴史・文化・社会に強い関心を持って、自ら行動し、学んだことを地域に還元し、社会貢献できる学生を求めます。

**(生活デザイン学科)**

生活デザイン学科では、人間に最も身近な生活環境としての住居・道具・服飾のデザインの理論と実践を学びます。身近な生活環境を観察・分析して問題を発見し、その解決策を考え、造形的・論理的に表現できる能力を身に付け社会で活躍したいと考える人を求めています。そのために必要な基礎学力(国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語)、表現力、そして柔軟な思考と積極的行動力をもった人の入学を期待します。

**(生活栄養学科)**

生活栄養学科は、食物を介して栄養が健康に寄与するという意識を基盤として、人の健康に貢献する高度な専門職業人を養成します。そのために、基礎知識の習得および実践に至る実験・実習科目を重視し、栄養学に関して基礎から応用にわたる多面的な教育・研究を行います。これらの基礎となる数学、化学、生物、英語の学力を有するとともに、食、栄養、運動、健康の関わりに興味を持ち、自己の能力向上ならびに社会的貢献に意欲のある人を求めます。

**(人間関係学科)**

人間関係学科は、心理学、社会学、教育学など人間関係論にかかわる各分野の教育・研究を通じて、人間らしい心の発達と生きがいの感じられる生活や社会システムの構築に参加できる人材の養成をめざしています。そこで、「心の発達と人とのかかわり」「コミュニケーションと社会・文化の形成」「生涯にわたる発達と教育的援助」などの諸問題に関心を持ち、少人数ゼミにおける積極的な討論や、様々な実験、調査、分析などを通じて主体的、創造的に学習や研究をしたいと考えている人を求めます。このため、入学者には、これらの基礎となる国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語をはじめとした幅広い学力をバランスよく備えていることが期待されます。

**(国際コミュニケーション学科)**

国際コミュニケーション学科は、国際化する現代社会において、広く活躍することのできる見識とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的としています。そのため、英語または他の外国語についての学力を有し、また幅広い知識や教養の基盤となる国語、地理歴史・公民、数学、理科についての基礎的な学力を有する学生を求めます。

**人間看護学部 (人間看護学科)**

人間看護学部は、人間の健康と生活に関連したニーズをもとに、「人が人として生きる」—そのことを支える看護のあり方を探求します。このため、全学共通基礎科目の「人間学」から、看護学や医学の専門科目まで、学際的・実践科学的な教育・研究を行います。入学生には、人間の尊厳を重んじ、生物・化学・数学・英語などの基礎学力を有し、幅広い知識と教養をもとに豊かな感性を身につけ、地域に貢献できる看護職者を目指す人を求めます。

## 資料 4-1-1-2 大学院における入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) ・ (博士前期過程)

**環境科学研究科****(環境動態学専攻)**

環境動態学専攻は、大学院博士前期課程段階の専門知識を有し、より良い自然環境・生物生産環境の保全と維持管理のあり方を提案でき、国際的な場で活躍できる研究資質を有するものを求める。

**(環境計画学専攻)**

環境意匠研究部門では、自然環境と建築環境、さらに生活空間、都市空間、地域社会などの間の様々な関係について基本的に理解しているとともに、新しい建築・都市空間のあり方を自由に提案するための素養として基礎的な空間表現の技能を有するものを求める。

地域環境経営研究部門では、環境問題に関する基礎的知識と研究の能力、および講義を理解するに足る日本語能力を有するものを求める。

**工学研究科****(材料工学専攻)**

材料科学専攻は、21世紀の高度化した工業技術の進展に貢献でき、地球環境に調和した先端材料の研究と開発を目指し、無機材料から有機材料までの各種材料に関する幅広い知識と開発能力を有し、さらに高度

な材料技術開発にも対応できる人材を養成します。そのために、学問の基礎と応用の理解と実践を重視し、無機から有機までの幅広い物質、新エネルギー材料や環境材料などの様々な用途について、基礎から応用にわたる多面的な教育・研究を行います。これらの基礎となる物理化学、無機化学、有機化学、材料科学、英語の学力を有し、“ものづくり”や新材料に興味を持ち、自己の能力向上を目指す学生を選抜します。

(機械システム工学専攻)

機械システム専攻においては、単に機械の構成要素の技術開発や組合せを論ずるのではなく、機械全体を一つのシステムとして捉え、機械工学と他の工学分野との融合を図りながら、その構築ができる人材を養成します。特に最近ではシステムの機能、効率に加えてマンマシンインターフェース、環境調和を考慮できる能力も必要とされています。そのために技術開発研究に必要な熱力学、流体力学、材料力学、機械力学などの基礎学力に加えて、生産システム、制御工学、人間工学、環境工学などの応用について教育研究を行います。したがって、“ものづくり”において多面的に物事を観察し、推敲し、コミュニケーションが取れる学生を選抜します。

(電子システム工学専攻)

電子システム工学専攻は、ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造を目指し、本専攻と関連がある各種工学分野の発展に寄与し得る技術者、および社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。そのために、電磁気学、電気回路、電子回路、半導体・物性、コンピュータハードウェア、コンピュータソフトウェアの基礎専門科目に関する学力、工業数学の基礎学力、英語による基礎的なコミュニケーション能力、および自己表現能力を有するとともに、旺盛なチャレンジ精神と行動力によって専門領域における問題設定・解決能力を高めることに強い意欲を持った学生を選抜します。

## 人間文化学研究科

(地域文化学専攻)

「地域」の歴史、特性を考察し、それが激変する現代社会の中においてどのような意味を持ち、また未来に向けてどうあるべきかを考察してゆく。そのための方法論として、歴史学、考古学、民俗学、社会学、文化人類学、考現学、保存修景学、地理学などが援用される。したがってそれらの学問分野に関する基本的な知識をもち、関連する文献を読みこなすことができ、また史料読解、発掘、測量、社会調査、語学力など各学問分野に必要とされる基本的技術を身につけた学生を求める。特に「人間」そのものを対象とする分野である以上、他者の立場を尊重し、敬意をもって接することのできる学生を望む。

(生活文化学専攻)

生活科学、人間科学の立場からライフスタイルと人間関係の問題を対象とする高度な教育研究を行う。すなわち、人間のライフサイクル全体を通して、生活と社会との関わりを、生活デザイン、健康と栄養、人間関係の諸領域にわたって綿密に再検討し、真に充足された健康で快適な生活文化と生活環境を見いだすための教育研究を行う。このために、生活デザイン論、健康栄養論、人間関係論の3研究部門それぞれにおいて、必要とされる当該分野の基礎知識、思考力、語学力および研究資質を有する学生を求める。

生活デザイン部門は、生活の中でのデザインを探究し、健全なライフスタイルと生活環境をデザインすることを目的とした実践的な教育研究を展開する。このために、デザインに関する基礎知識と思考力および英語読解力(留学生の場合は日本語能力)を持ち、生活デザインに関する研究資質を有する学生を求める。

健康栄養部門は、食に関する基礎から応用までの生活科学に運動生理学領域をも加え、幅広く有機的な研究を行っている。食生活に関する知恵や文化を科学的に捉えるとともに健康の維持・増進などの実践的な諸問題にも取り組み、健康な生活の実現を目的とした教育研究を行っている。このことから、当該分野に関する基礎知識および思考力並びに英語読解力(留学生の場合は日本語能力)を持ち、食生活を通じた健康に関する栄養学および運動生理学を探究しようとする学生を求める。

人間関係部門は、望ましい生活環境を創造することができる、新たな人間関係を創出することを目的に、人間の発達・形成、「社会化」のメカニズム、および現代社会における人間関係の特性を、心理学、社会学、教育学等の立場から教育研究する。このために、当該分野に関する基礎知識と思考力および英語読解力(留学生の場合は日本語能力)、研究資質を有する学生を求める。

## 人間看護学研究科

(人間看護学専攻)

人命および人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造をめざし、大学の教育理念を基盤として、豊かな感性や人間性と高度な専門職業人としての倫理観を養い、高等化ならびに専門化する看護学に要求される知識や技術を修得し、実践の科学としての看護学を探究します。

## 【分析結果とその根拠理由】

学士課程である学部学科の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）は、いずれもその教育目的を述べ、続いて求める学生像と入学受入の基本方針を明らかにしている。また、学科ごとに入学に際して必要な基礎学力を示している。用語は共通して平易であり、受験生等が理解しやすいことに留意している。

大学院課程についての入学受入方針（アドミッション・ポリシー）は、専攻ごとの求める学生像と入学受入の基本方針を明確にしている。

以上のことから、入学受入方針が明確に定められていると判断する。

## 観点 4-1-②： 入学受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

## 【観点に係る状況】

入学受入方針（アドミッション・ポリシー）の周知については、学生募集要項に記載するとともに、受験志願者に向けてウェブサイトなどで公表するなど十分な方策を講じており、志願者はその内容を確認して受験をしている。学士課程について本学における入学試験としては、特別選抜試験、一般選抜試験、編入学試験及び再入学試験が実施されており、各学科単位で志願者を募集し、入学者を決定している。（資料 4-1-2-1、資料 4-1-2-2、資料 4-1-2-3）

大学院課程については、各研究科で独自の試験日程を作成し、各専攻のアドミッション・ポリシーに沿った試験問題を課し、面接を行うことによって入学者を選抜している。（資料 4-1-2-4）

学士課程における特別選抜試験は、県内高校および県内在住者を対象にした推薦入試、帰国子女と私費留学生を対象とした入学試験である。特別選抜試験の推薦入試では、各学科の入学定員の2割（人間看護学科は3割）を募集定員としているが、各学科のアドミッション・ポリシーにそった総合問題あるいは実技試験を課すとともに調査書と推薦書の内容と面接によって、求める学生像に合致する受験生を合格者として選抜している。面接では、学科の教育内容と受験生本人の志望動機との確認を求めることを通じて、アドミッション・ポリシーが選抜に際して実質的に機能するように努めている。（資料 4-1-2-5、資料 4-1-2-6、資料 4-1-2-7）

一般選抜試験は、前期日程と後期日程であり、大学入試センター試験の結果と個別試験の結果を用いて入学者を選抜している。各学科は入学者を選抜するにあたって、アドミッション・ポリシーに沿ってセンター試験科目の採用と個別試験問題の作成により、入学生を選抜している。（資料 4-1-2-8）

編入学試験については、学部ごとに3年次に編入を志望する受験生に対して3年次編入学募集要項を作成し、人間看護学部では社会人枠も設けて募集を行っている。試験は各学科のアドミッション・ポリシーに基づいて科目が設定されるとともに、面接を行って可否を判定している。（資料 4-1-2-9）

資料 4-1-2-1 平成27年度学生募集要項（特別選抜）（別添資料）

資料 4-1-2-2 平成27年度学生募集要項（一般選抜）（別添資料）

資料 4-1-2-3 平成27年度第3年次編入学学生募集要項（環境科学部、工学部、人間看護学部）

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/sannen.html>

資料 4-1-2-4 平成27年度大学院（学生募集要項（環境科学研究科、工学研究科、人間文化科学研究科、人間看護学研究科）

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/in\\_nittei.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/in_nittei.html)

## 資料 4-1-2-5 特別選抜推薦入試における選抜方法

## 3 選抜方法

大学入試センター試験を免除し、総合問題（または造形実技）および評定平均値を含む調査書などに基づく面接の結果を総合して選抜します。

## (1) 選抜期日・時間割

選抜期日 平成26年11月23日（日）

学 部	時 間 割					
	9:15	9:30	11:30	12:45	13:00	17:00
環 境 科 学 部 工 学 部 人 間 文 化 学 部 人 間 看 護 学 部		入 室	総 合 問 題 (※造形実技)		受 験 者 控 室 に 集 合	面 接

※環境科学部環境建築デザイン学科は、出願時に試験科目（造形実技または総合問題）を選択します。

## 資料 4-1-2-6 特別選抜試験実施状況（平成 27 年度）

実施日 【11月23日（日）】（推薦・帰国・留学）					
	昨年度				
1. 欠 席 者 : 1名	[ 3名 ]				
(推薦 :                    留学 : 1名                    )					
2. 別室受験の措置 : 0件	[ 0件 ]				
3. 仮受験票の発行 : 0件	[ 2件 ]				
4. 問題訂正の件数 : 0件	[ 1件 ]				
5. 質問等の件数 : 2件	[ 5件 ]				
<table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">質問 :</td> <td style="padding: 0 5px;">2件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">補足説明 :</td> <td style="padding: 0 5px;">件</td> </tr> </table>	質問 :	2件	補足説明 :	件	]
質問 :	2件				
補足説明 :	件				
6. 当日のクロスチェックの指摘 : 0件	[ 1件 ]				
7. その他					
・天候                    晴れ					
・報道関係取材        1件（中日新聞）					
・公共交通機関正常運転（バス増便3台）					
・監督者遅刻            なし                    （昨年度：なし）					
・入試委員遅刻        なし                    （昨年度：なし）					
・出題委員遅刻        なし（    ）            （昨年度：1名）					
・面接試験終了時刻    午後16時30分頃					

## 資料 4-1-2-7 特別選抜試験面接にかかる面接要領

<p>1. 面接の目的</p> <p>推薦入学試験制度は、滋賀県立大学へ進学を希望する者への門戸を拓げるため、入学定員の20%（人間看護学部は2/7）について、出身学校長の推薦に基づき、総合問題（または実技）と面接により入学志願者の能力・適性等を多角的に検査し入学者を選抜するものである。</p> <p>したがって、推薦入学試験で行う面接は、推薦書および調査書に基づき、志願者の良識ある社会性、修学意欲のほか、適応力・協調性・表現力等について問うものであり、総合問題の成績と同じく総合判定のひとつの資料とするものである。</p> <p>2. 面接時の質問事項</p> <p>質問の内容は、各学部・学科で、それぞれアドミッション・ポリシーを反映させつつ、受験者に質問しようとする項目をあらかじめ設定して面接担当者全員に配布し、十分な事前打合せを行うものとし、次の事項については、受験者の人権侵害や推薦学校との信頼関係を損なうおそれがあるため、質問しないものとする。</p> <p>(1) 本人の能力・適性・意欲・責任と直接かかわりのないことに関する質問</p> <p>例 ア. 本籍地・住所 イ. 保護者・家族・保証人の学歴・職業・勤務先ならびに職種・役職 ウ. 家庭の資産・住居状態、収入、本人の小遣いの額、使途、家庭環境 エ. 本人の身体的特徴、嗜好</p> <p>(2) 本人・保護者の思想・信条に関する質問</p> <p>例. 支持政党、宗教、信条としている言葉、尊敬する人物、人生観、愛読書 購読新聞</p> <p>(3) 何のための質問かその真意が測りしれない内容および秘匿しておきたい内容の質問</p> <p>例. 自分の欠点、交友関係、欠席理由、他校の受験状況、休みの過ごし方、落ちたらどうするか等</p> <p>(4) 本人に合格への期待を過度に抱かせ、あるいは落胆させるおそれのある内容</p> <p>(5) 推薦書および調査書の評価等に関する質問</p> <p>○：調査書の客観的な数字や、A, B, C等による成績評価や出欠の記録の部分、クラブ活動等の特別活動の記録部分（通知表によって本人に知らせている。）</p> <p>×：「指導上参考となる諸事項」、「備考」欄の記入者の評価に関する記述部分（本人が知らない部分であり、その目的が損なわれるおそれがあるため、記述内容がわかるような質問は避ける。）</p> <p>(6) オープンキャンパスへの参加の有無</p> <p>3. 面接の評定</p> <p>面接結果の評定にあたっては、事前に学部入試委員会等で協議された評価基準に基づいて行うものとする</p>
--

## 資料 4-1-2-8 一般選抜入学試験実施方法

<p><b>2 選抜方法</b></p> <p>入学者の選抜は、大学入試センター試験および個別学力検査等の成績ならびに調査書の内容を総合して行います。</p> <p>なお、大学入試センター試験で指定した教科・科目（英語はリスニングテストを含む。）を受験しなかった場合は、出願しても失格となり合格者となることができません。</p>
--

## (1) 個別学力検査等の試験時間割

前期日程選抜期日		平成27年2月25日(水)									
学部等	試験時間および教科										
	9:30	10:00	11:30	12:30	12:50	14:20	14:50	15:20	15:40	17:40	
環境科学部 環境生態学科 生物資源管理学科			試験 説明			理科(120)			試験 説明	数学(120)	
環境科学部 環境政策・計画学科	試験 説明	* 英語(90)							試験 説明	* 数学(120)	
環境科学部 環境建築デザイン学科	試験 説明	英語(90)		試験 説明		理科(120)			試験 説明	数学(120)	
工学部 材料科学科 機械システム工学科 電子システム工学科	試験 説明	英語(90)		試験 説明		理科(120)			試験 説明	数学(120)	
人間文化学部 地域文化学科 生活デザイン学科 人間関係学科 国際コミュニケーション学科	試験 説明	英語(90)		試験 説明		国語(90)					
人間文化学部 生活栄養学科	試験 説明	英語(90)		試験 説明		理科(120)					
人間看護学部 人間看護学科	試験 説明	英語(90)									

\* 環境科学部環境政策・計画学科は、出願時に選択した科目(英語または数学)を受験することとします。

後期日程選抜期日		平成27年3月12日(木)							
学部等	試験時間および教科								
	9:30	10:00	12:00	13:00	13:10	13:30	15:30	16:30	
環境科学部 環境生態学科	試験 説明		理科(120)						
環境科学部 環境政策・計画学科	試験 説明		総合問題 (120)						
環境科学部 環境建築デザイン学科	試験 説明		造形実技 (120)						
環境科学部 生物資源管理学科	試験 説明		理科(120)			試験 説明	数学(120)		
工学部 材料科学科 機械システム工学科 電子システム工学科	試験 説明		理科(120)			試験 説明	数学(120)		
人間文化学部 地域文化学科 人間関係学科 国際コミュニケーション学科	試験 説明		小論文 (120)						
人間文化学部 生活デザイン学科	試験 説明		デッサン(180)						
人間文化学部 生活栄養学科	試験 説明		理科(120)						
人間看護学部 人間看護学科			試験 説明			面接			

※「試験説明」では注意事項を説明します。試験説明開始時刻までに、試験室に入室してください。

## 資料 4-1-2-9 人間看護学部第3年次編入学試験募集要項（抜粋）

1. 募集人員および試験会場			
(1) 募集人員			
学 部	学 科	募 集 区 分	募 集 人 員
人間看護学部	人間看護学科	一般選抜	10名（社会人特別選抜若干名を含む。）
		(内訳)	
		・看護学探究コース	2名程度
		・助産師課程履修コース	3名程度（女子のみ）
		・保健師課程履修コース	5名程度

※ 試験結果によっては、合格者数が募集定員に満たない場合があります。

試験日：平成26年9月6日（土）

試験科目	試験時間	試験場
英 語	9:00～10:30 (90分)	人間看護学部
専 門 科 目	11:00～12:30 (90分)	
面 接	13:30～	

専門科目の出題範囲：専門基礎、基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学

## 【分析結果とその根拠理由】

学士課程の特別選抜試験では、学力試験や実技試験を課すとともに推薦書、調査書、面接によりアドミッション・ポリシーに沿った総合的な判断で入学者を選抜している。また、一般選抜試験では各学科のアドミッション・ポリシーにより各学科独自に大学入試センター試験の採用科目の選定と、個別試験の科目の決定を行い、入学者を選抜している。また、特別選抜試験では面接試験で受験の動機について、いずれの学科も丁寧に確認を求めているなど、本学での入学選抜試験の流れを追うと、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れている。

また大学院課程においても、各専攻においてアドミッション・ポリシーに沿った独自の学力試験を課し、面接を行うことによって入学者を選抜している。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生の受け入れ方法が採用されていると判断する。

## 観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

## 【観点到係る状況】

学部の入学者選抜については、選抜方法、学力試験実施科目、学生募集、試験実施法などの基本的事項、結果の検討、改善など、すべてに関して入学試験委員会決定する。その入学試験委員会は、教育担当理事を入試委員長とし、業務に通じた入試副委員長、各学部長、各学科の専任教員、事務職員で構成している。また、試験問題の作成については各教科の主任出題委員と出題委員により行い、試験問題はアドミッション・ポリシーに沿う内容で作成するとともに、適切な問題点検体制を作り、出題ミス防止している。さらに、点検体制としては出題委員以外

の点検委員をおき、数回にわたって点検する体制を構築している。（資料 4-1-3-1、資料 4-1-3-2、資料 4-1-3-3）

特別選抜試験および前期・後期の一般選抜試験の実施に当たっては、学長を本部長として、入試委員長、入試副委員長、各学部長、入試委員等で構成する入学試験実施本部を設置して、試験監督など試験実施に関するすべての業務を運営、監督している。また、学力試験実施中は出題委員は待機し、出題に関する問題の最終点検と受験生の質問に対応している。採点は出題委員と採点委員によって各科目の採点基準に沿ってなされている。（資料 4-1-3-4-①, 4-1-3-4-②）

最終的な合格者決定手続きもまた学科会議、学部教授会、入学試験委員会など一連の適切な合議を経て行われている。

大学院の入学試験については、問題作成から試験実施体制まですべて各研究科が責任を持って行っている。

#### 資料 4-1-3-1 大学試験問題作成の基本的な考え方

<p>I 総括的事項</p> <p>1. 入学試験は、本学に入学を志願する者に対し大学全体として実施する試験であり、志願者の高等学校等における学習の達成の程度を判定し、かつ、各学部・学科が、それぞれの判断と創意工夫に基づき、本学の大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を、それぞれのアドミッション・ポリシーに沿いつつ多面的に判定するために実施するものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（注）主として、前段の「高等学校等における学習の達成の程度の判定」は、大学入試センター試験を利用することにより行い、後段の「大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定」は、本学が独自に実施する一般選抜試験等において、各学部・学科ごとに試験科目、内容を設定することにより志願者の潜在能力、応用力等をみることを意味する。</p> </div> <p>2. 「高等学校学習指導要領」に準拠するとともに、「高等学校学習指導要領解説」および高等学校で使用されている教科書を基礎とし、特定の分野に偏りが生じないように留意するとともに、高等学校等における教育の実態に配慮し、その範囲を超えることのないようにする。</p> <p>3. 基礎的事項の理解の程度のほか、思考力・応用力・総合力等受験者の能力を総合的に測定できるよう工夫し、単に記憶力のみに基づく知識だけを検査する出題は避ける。</p> <p>4. 時事的な社会現象、特定地域に係る事項、政治、思想、信条、宗教、民族、性などに関する事項については、受験上不公平でなく、教育的に公正であるように配慮する。</p> <p>5. 学内外からの評価結果や入学者の追跡調査などを十分踏まえ、更なる良問の作成に努力する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（注1）学外からの評価には次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験雑誌、受験参考書等への本学入試問題の登載とコメント等</li> <li>・滋賀県高等学校教育研究会進路指導研究会進学部会の講評</li> <li>・日本化学会近畿支部化学教育協議会のとりまとめによる近畿府県の高等学校からの要望書（質問書）</li> </ul> <p>（注2）出題委員会としても、採点の後で試験問題の評価を行い、次年度へ引き継いでいく必要がある。（注3）試験区分ごとに入学者の追跡調査を継続的にを行い、試験科目の見直しなど入試制度改革に反映させる必要がある。</p> </div>
<p>II 各科目出題委員会が行うべき事項</p> <p>1. 出題委員全員が担当科目に関する「高等学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領解説」、教科書の全範囲を読み、会議では全範囲に関し意見を出すよう、主任出題委員が指導する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（注）試験問題の当該分野を専門とする出題委員が専門家として点検するだけでなく、専門外の委員が受験生の立場に立って点検することが必要である。</p> </div> <p>2. 各科目の出題委員会は、問題作成・採点に当たっての留意事項等についてマニュアルを作成し、次年度に引き継ぐ。特に、出題形式や文章表現については、必ず各科目でフォーマットを作成する。問題に使用される用語は全て教科書で使われている表現に準拠する。</p>



注) マニュアル(フォーマット)作成に当たっては、毎年度当初に主任出題委員会議で決定される「入試問題作成に関する申し合わせ」、「入試問題・解答冊子原稿作成要領」および『化学』の出題委員会が作成した「入試問題作成・採点マニュアル(【4】問題フォーマット)」(添付省略)を参考に作成すること。

3. 会議の開催日時、出席・欠席委員名(A, B, Cなどのコード名で)、作業内容を記した委員会の作業日誌を作成する。
4. 問題の作成に関して、チェックシートを作成する。チェックシートには、次の内容を必ず含むこと。
  - ① 設問、正解、仮配点
  - ② 出題のねらいと配点基準、採点基準
  - ③ 大問、小問ごとに、学習指導要領のどの科目のどの項目に属するのか。
  - ④ 募集要項に記載の出題範囲について適合しているのか。
  - ⑤ 各大問、小問、専門用語は、どれだけの教科書に、どのように位置付けられているか。
  - ⑥ 時事的な社会現象、特定地域に係る事項、政治、思想、信条、宗教、民族、性などに関する事項について、偏った問題になっていないか。
  - ⑦ 文献を引用した場合は、その著者名、住所、書名、引用箇所、出版社名、所在地など、礼状送付や著作権に関する連絡に必要な事項

(注1) 「入試問題チェックシート」(添付省略)を参考に作成すること。

5. 不測の事態に対処できるよう正規の試験問題以外に1回分の予備問題を必ず作成する。

(注) そのために、主要試験科目の出題委員は1人2問以上を作成し、正規の問題を選択して決める方法を採用すること。

6. 全ての問題と、問題の解答を全委員で検討し、特に出題範囲の妥当性、問題の難易度、問題の偏り、過去の出題(他大学の問題を含む。)に考慮して問題の成熟度をあげる努力をする。
7. 出題委員会は、採点后、各問ごとの正答率(得点率)、相関関係等について検討し、試験問題の妥当性等の評価、判断を行う。
8. 主任出題委員は、スケジュールに沿って、適切に委員会を運営する。
9. 前記2のマニュアル・フォーマット、3の作業日誌、4のチェックシートおよび7の評価結果は、入学試験委員会委員長(以下「入試委員長」という。)に提出する。  
提出の時期は次のとおりとする。

第1回: 試験問題原稿の提出時

(マニュアル・フォーマット、作業日誌、チェックシート)

第2回: 試験直前の最終点検実施後(作業日誌、チェックシート)

第3回: 採点后(作業日誌、評価結果)

10. 前記7の試験問題の評価終了後、各科目主任出題委員は、次年度問題作成に資するため主任出題委員会議をもち、科目間での講評、評価、反省を行う。
11. 問題作成に使用した教科書・参考書・問題集等は、各科目の出題委員会ごとに、保管場所を定め、出題委員が替わっても代々引き継いで利用する。

(注) 主任出題委員は出題委員から返却された教科書等を一箇所に保管するか、後任の委員に引き継ぐ。事務局においても、教科書等を一箇所に保管し、委員の利用に供するよう努める。

12. 「総合問題」、「小論文」、「実技」の各科目についても、この考え方に準拠して入学試験問題作成をするとともに、これらに特有の課題(例えば「小論文」や「実技」における採点項目、採点基準の問題など)については、関係する科目の主任出題委員で会議をもって、情報や意見の交換を行うことにより、可能な限り共通認識のもとに問題作成や採点に当たるよう努める。

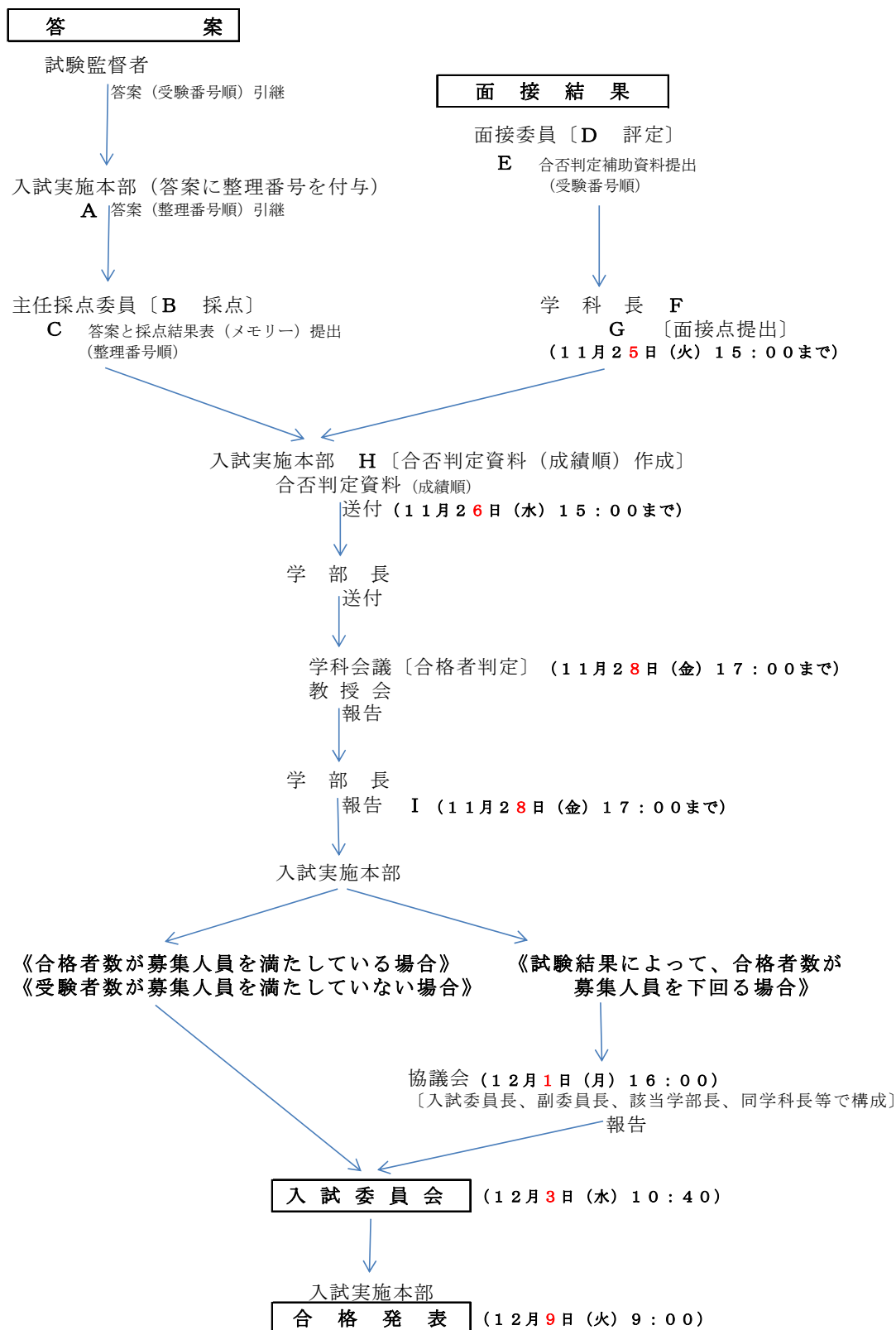
### III 科目間クロスチェックの実施に関する事項

1. 事前クロスチェックの実施  
作成する試験問題が原案の段階で、出題分野や内容の重複を避けるため、入試委員長の指示により、科目間のクロスチェックを行う。  
実施時期などの実施内容は別に定める。
2. 分野別クロスチェックの実施  
完成した試験問題・解答用紙原稿について、入試委員長の指示により、科目間のクロスチェックを行う。  
実施時期などの実施内容は別に定める。
3. 第三者点検の実施について  
理事長が、各科目主任出題委員から推薦された適任者を試験問題点検委員に任命する。  
試験問題点検委員による点検の実施時期は別に定める。

資料 4-1-3-2 平成 27 年度特別選抜試験の場合の合格者決定フロー

### 特別選抜試験合格者決定フローとチェックリスト（平成27年度用）

採点・面接集計・合否判定の点検チェックは、別紙チェックリストにより行い、次の合格者決定フローチャートに沿って、引き継いでいく。



## 資料 4-1-3-3 入学試験委員会規定(抜粋)

## (審議事項)

第2条委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜実施のための制度、組織および方法に関する事項
- (2) 大学入試センター試験に関する事項
- (3) 学力検査実施教科および科目に関する事項
- (4) 学生募集要項に関する事項
- (5) 試験場の設置に関する事項
- (6) 入学者選抜についての調査および研究に関する事項
- (7) その他入学者選抜に関する重要事項

## (組織)

第3条委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 入学試験を所掌する理事
- (2) 各学部長
- (3) 各学部の学科ごとに教授および准教授のうちから1人
- (4) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

## 資料 4-1-3-4-① 入学試験委員会議事録の例

## 平成26年度 第1回入学試験委員会議事録

日 時 平成26年5月13日(火) 16時30分～18時30分

場 所 A1棟208会議室

## 【議 事】

- 1 平成25年度第9回入学試験委員会議事録(案)について案のとおり承認された。
- 2 平成26年度入学試験について  
平成26年度入学試験の総括、平成25年度入学試験委員会の議事内容および平成25年度入学試験委員会等の開催実績について、資料に基づき事務局から説明があった。
- 3 平成27年度入学試験および平成26年度入学試験委員会の実施について (1)入学試験の実施日程、問題作成日程、入学試験委員会の日程 資料に基づき事務局から説明があった

## 資料 4-1-3-4-② 入学者選抜の試験実施要領、実施マニュアル (別添資料)

## 【分析結果とその根拠理由】

入学試験に関する主な事項は全学の入学試験委員会において決定され、実際の実施体制としては学長を本部長とする入学試験実施本部を設置している。

また、問題作成の基本的な考え方に示されるように出題のあり方から厳密な公正さをもとめ、また適切な問題の点検体制を作っている。

試験の実務体制から最終的な合否判定まで、明確な責任体制の下にあり、入学者選抜が適切な体制により公正に実施されていると判断する。

観点4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、毎年5月の入学試験委員会において、前年度に実施された入学者選抜試験について「入学試験の総括」を議題とする審議が行われる。ここで、前年度の試験内容について実施体制のあり方をも含む関連事項が再確認されるとともに、引き続き検討すべき事項の確認が行われる。この一連の確認作業を通じて、入学試験が当初明らかにされた受け入れ方針に沿うものかが検証されることになると同時に、出題内容自体についても出題委員会での確認と反省点の整理が行われている。高校等、各方面の課題の指摘と合わせて、その後の入試のための検討を加え改善を行っている。また各学部・学科において、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜になっているかの検討がされている。（資料4-1-4-1、資料4-1-4-2、資料4-1-4-3）

#### 資料4-1-4-1 入学試験の総括

##### 平成26年度入学試験の総括

平成26年度入試の全体志願者数は、2,867名（昨年度3,019名）、と昨年度より152名、5.0%の減少であった。

学部別にみると、環境科学部では828名（昨年度903名、昨年度比8.3%減）、工学部では640名（同759名、同15.7%減）、人間文化学部では1,090名（同1,133名、同3.8%減）、人間看護学部では309名（同224名、同37.9%増）であった。

人間看護学部が大幅に増加した一方、環境科学部、工学部は大幅な減となった。以下、募集区分ごとの総括である。

##### 1 推薦入学試験

募集人員126名に対し、273名（昨年度291名）の出願があった。志願倍率は2.2倍（同2.3倍）であり、ほぼ昨年度並みであった。

環境科学部では、環境生態学科が14名→14名、環境政策・計画学科が10名→7名、環境建築デザイン学科が21名→13名、生物資源管理学科が16名→18名、合計61名→52名と9名の減少であった。

工学部では、推薦入試Aで材料科学科が13名→17名、機械システムが24名→20名、電子システムが17名→22名、合計54名→59名と5名の増加であった。また、推薦入試Bは材料科学科が1名→3名、機械システムが1名→3名、電子システムが0名→1名、合計2名→7名と増加した。

人間文化学部では、地域文化学科が24名→18名、生活デザイン学科が15名→17名、生活栄養学科が25名→26名、人間関係学科が16名→17名、国際コミュニケーション学科が41名→22名、合計121名→100名と21名の減少であった。

人間看護学部人間看護科では、55名→55名で昨年度と同数であった。

最も志願倍率が高かったのは、生活栄養学科（4.3倍）であった。

##### 2 帰国子女特別選抜

出願者3名（建築デザイン学科、材料科学科、地域文化学科）、全員合格となったが、その内入学者は1名（材料科学科）であった。

##### 3 中国引揚者特別選抜

出願者1名（機械システム工学科）、合格者なし。

##### 4 私費外国人留学生特別選抜

全体で29名（昨年度38名）の出願があり、昨年度に比して9名の減となった。合格者は全体で11名、その内入学者は4名（中国籍3名、韓国籍1名）であった。

##### 5 一般選抜前期日程

前期日程は1,083名（昨年度1,065名）の出願があり、昨年度比1.7%の増となった。

学部別では環境科学部で314名（昨年度比10.6%増）、工学部で205名（同18.7%減）、人間文化学部で454名（同8.1%増）、人間看護学部で110名（0.9%減）であった。

昨年度大幅に増加した環境生態学科は、一転して大幅に減少している。一方で、建築デザイン学科、生活栄養学科は大幅に増加している。また、昨年度大きく減少した政策・計画学科も大きく増加した。

前期合格者の入学率は、環境科学部93.1%（昨年度87.5%）、工学部88.1%（同88.1%）、人間文化学部82.9%（同81.1%）、人間看護学部93.0%（同83.3%）、合計88.3%（同85.6%）。募集人員305名に対し310名の入学者となった。

## 6 一般選抜後期日程

後期日程は 1478 名（昨年度 1,622 名）の出願があり、昨年度比 8.9%の減となった。学部別にみると環境科学部 450 名（昨年度比 18.0%減）、工学部 361 名（同 17.2%減）、人間文化学部 523 名（同 9.4%減）、人間看護学部 144 名（同 140.0%増）であった。

前年度増加した環境科学部、工学部は、大きく減少しており、逆に前年度大きく減少した人間看護学部の出願者が大きく増加した。

合格者の入学率は、追加合格者を含めた集計で、環境科学部が 72.4%（昨年度 62.8%）、工学部が 60.5%（同 62.3%）、人間文化学部が 71.4%（同 73.5%）、人間看護学部が 100.0%（同 88.9%）、合計 71.3%（同 67.8%）。

募集人員 169 名と同数の 169 名の入学者となった。

追加合格者は、後期日程から生物資源管理学科 9 名、電子システム工学科 4 名、人間関係学科 1 名計 14 名（昨年度 32 名）を 3 月 28 日に発表している。（定員割：9 名 → 電話連絡：14 名）

## 7 出身県別入学者

上位 6 府県（滋賀、京都、大阪、愛知、岐阜、兵庫）で、全体の 85.8%（昨年度 86.6）を占めた。近畿 6 府県では、77.4%（同 75.7%）、これに三重、福井、岐阜、愛知の近隣を加えると 92.2%（同 91.4%）であった。

県内者の割合は、38.2%（同 37.8%）で、学部別にみると環境科学部 30.8%（同 29.1%）、工学部 42.5%（同 39.3%）、人間文化学部 36.1%（同 36.3%）、人間看護学部 54.3%（同 61.4%）であった。

引き続き通学可能圏を中心とした近隣府県の入学者が多いことから、今後も学生募集にあたっては、近隣府県を重点的に広報することが効果的と考えられる。

## 8 一般選抜県内高校別出願者

一般選抜の県内出身高校別出願者数は、石山、守山、東大津、八日市と続き、以下グラフの順であった。

上位校の中でも守山高校からの出願は特に年を追って増加している。

一方で、昨年度大幅に増加した彦根東高校は、一転して大きく減少した（H25:67 名→H26:36 名）。

引き続き、質の高い県内高校生の確保ため、進学説明会や高校訪問、高大連携事業等を通じて県内高校のニーズ把握に努めるとともに、本学の魅力を発信していく必要がある。

## 9 最後に

平成 26 年度入試は、志願者数は前年度を下回った。（対 H25  $\Delta$ 152 人、 $\Delta$ 5.0%）特に、事前の情報では理系学科の志願者が多いとのことだったが、一部の学科を除き、理系学科の出願者数は低調となった。

一方で受験者数はほぼ前年度並みとなり（対 H25  $\Delta$ 25 人、 $\Delta$ 1.2%）、また入学辞退者数は前年度より減少し、合格者数に対する入学者数の割合は約 4%改善した。（H25：80.1%→H26:83.9%）。

受験生は、大学での学習内容だけでなく、資格取得や就職先、就職率など、大学卒業後を踏まえて進路を選択する傾向が高まっていると考えられることから、就職支援の強化などにより、本学の魅力を高めていくことと併せて、その魅力を効果的に発信していく必要があると考える。

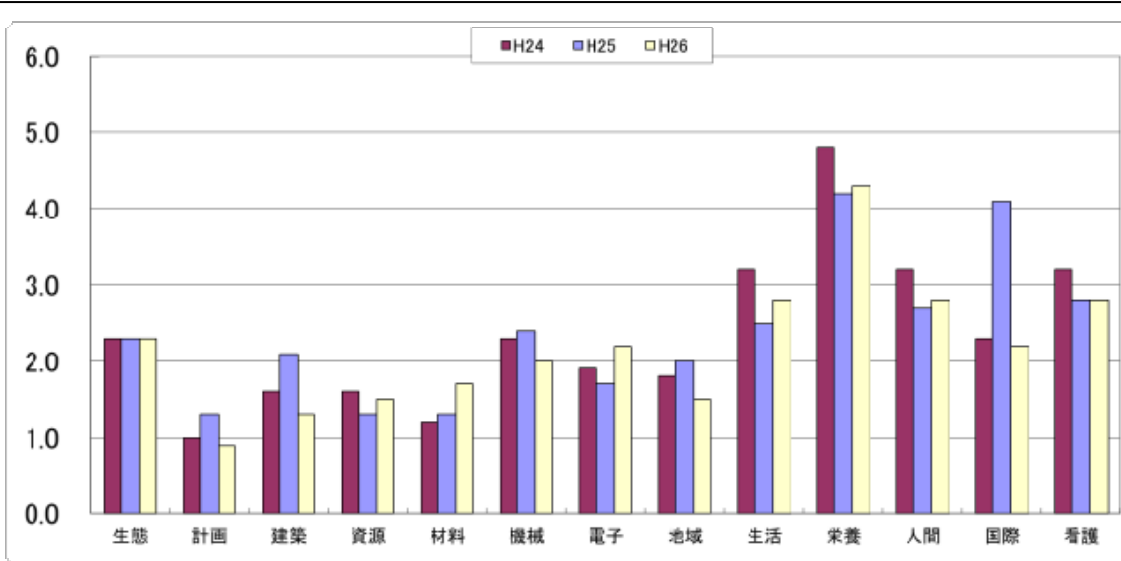


図1 推薦入学 過去3ヶ年の志願倍率

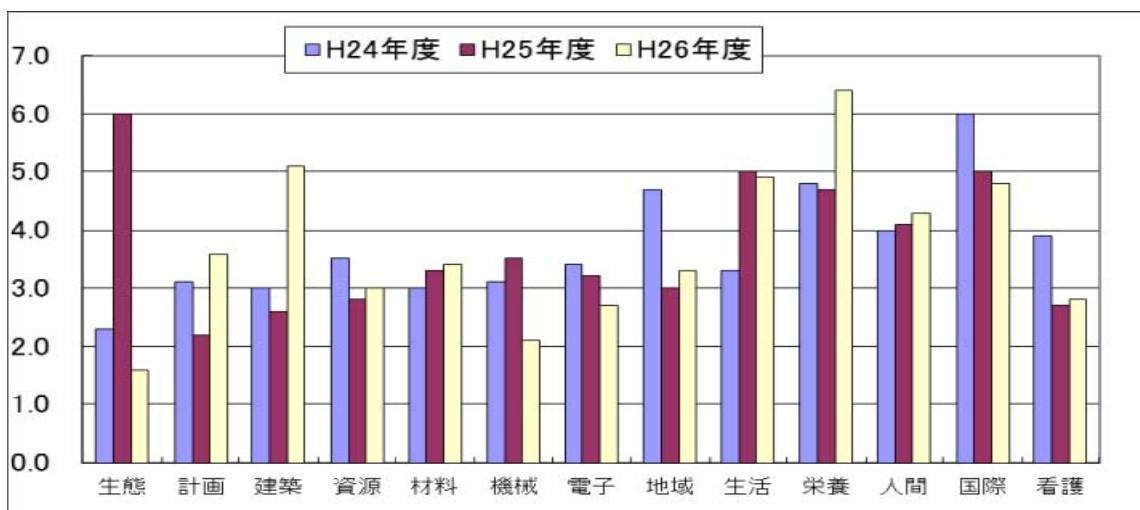


図2 前期日程 過去3ヶ年の志願倍率

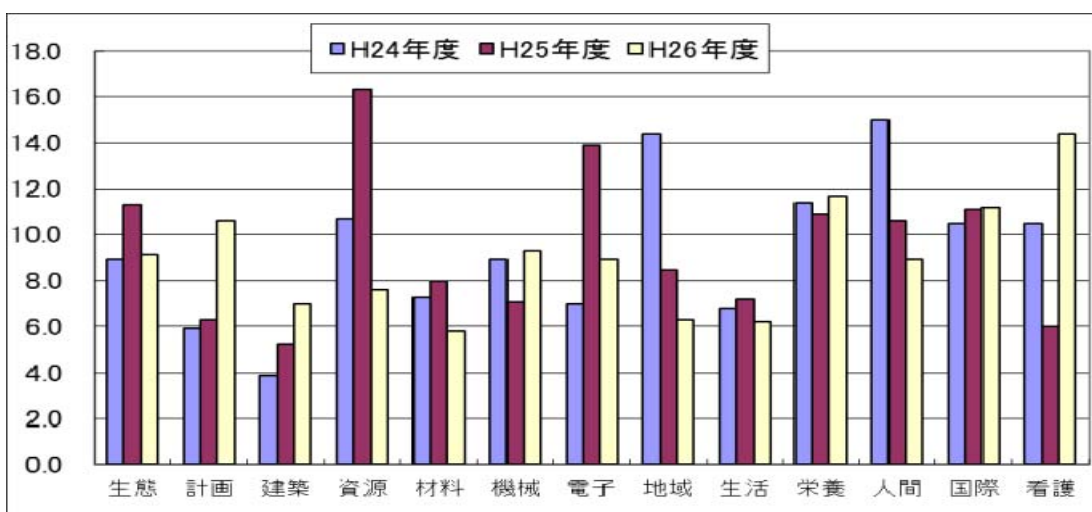


図3 後期日程 過去3ヶ年の志願倍率

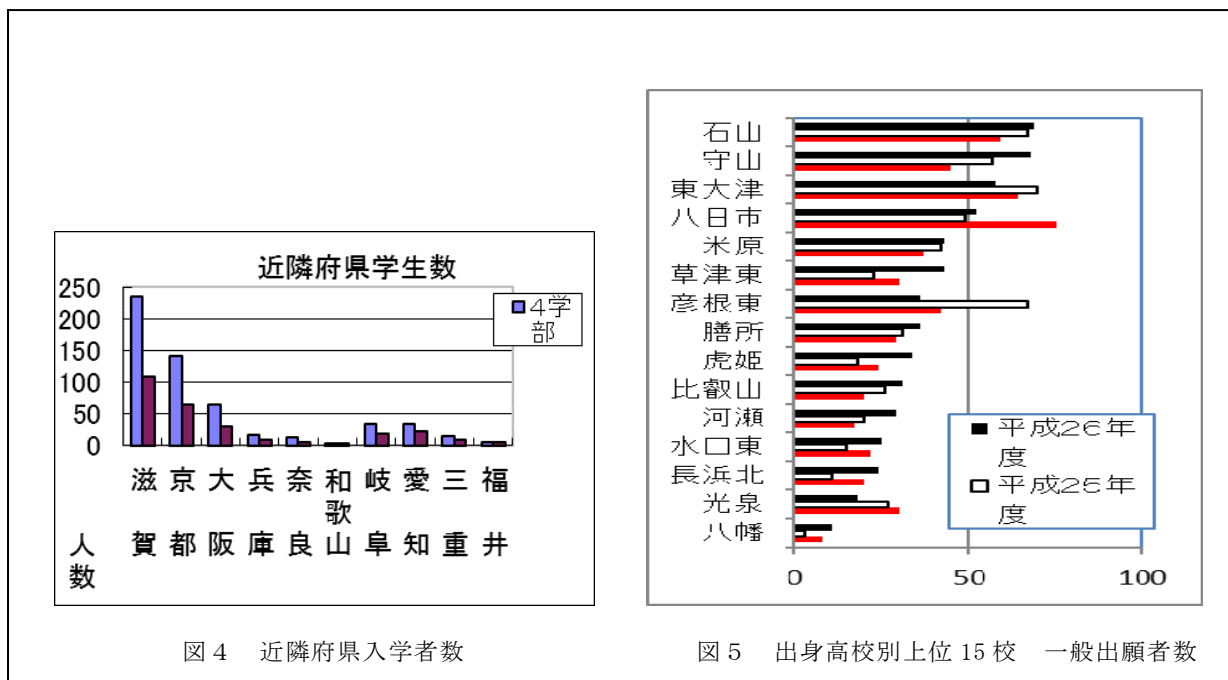


図4 近隣府県入学者数

図5 出身高校別上位15校 一般出願者数

資料 4-1-4-2 入学試験委員会議事録（抜粋）（前掲資料 4-1-3-4-①に同じ）

平成26年度 第1回入学試験委員会議事録

日時 平成26年5月13日（火） 16時30分～18時30分

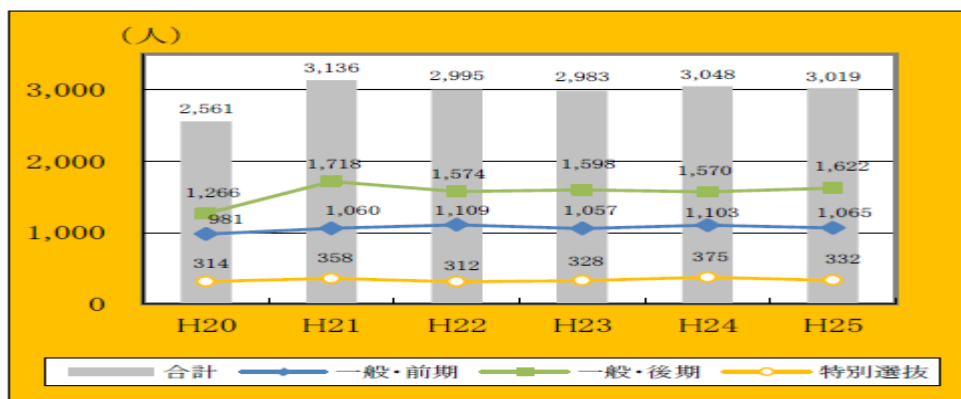
場所 A1棟208会議室

【議事】

- 1 平成25年度第9回入学試験委員会議事録（案）について  
案のとおり承認された。
- 2 平成26年度入学試験について  
平成26年度入学試験の総括、平成25年度入学試験委員会の議事内容および平成25年度入学試験委員会等の開催実績について、資料に基づき事務局から説明があった。

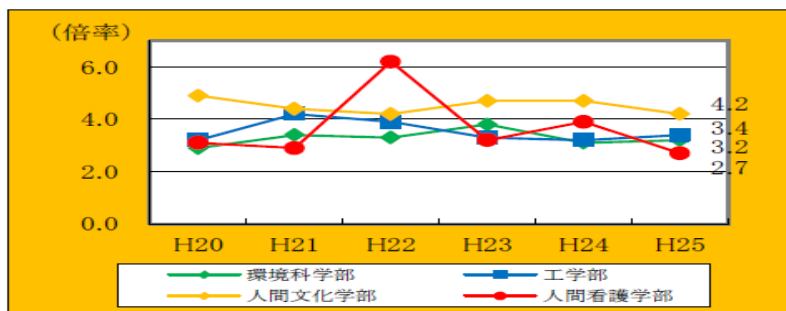
資料 4-1-4-3 入試結果に関する各種データ

志願者の推移



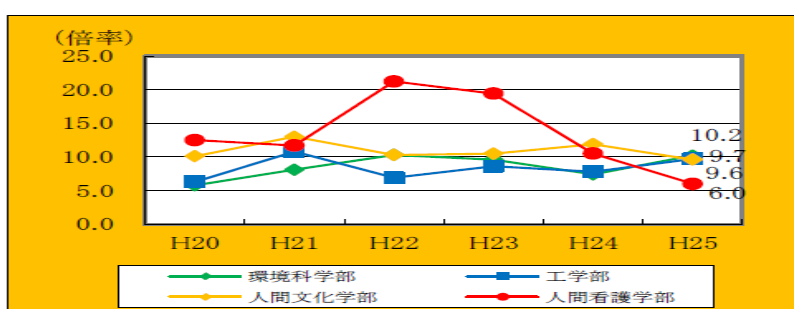
志願者総数は平成21年度以降、大きな変化はなく、一定の志願者を確保している。

前期日程志願者倍率 (学部別)

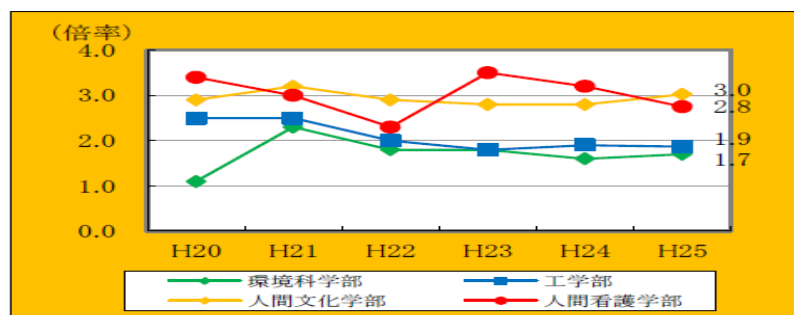


一部増減があるが毎年一定の志願者を確保している。

後期日程志願者倍率 (学部別)



推薦入試志願者倍率



人間文化学部と人間看護学部の倍率が高い。

【分析結果とその根拠理由】

入学試験委員会において、前年度に実施された選抜試験について検討され、改善が行われている。検証の結果からより選抜の趣旨に合った選抜試験が行われるように努力している。入学試験委員会で採択された主な改善点を挙げる。

推薦入試では大学における学習活動ができる能力を持った学生を選抜するために、募集定員を満たさない場合もありうることを決めている。また、学校長が推薦できる人数を各学科2名であったところを、人間看護学科では3名に拡大している。また、学科によっては平成28年度入学者から推薦入試に大学入試センター試験の成績を加味することが決まっている。いずれも受け入れ方針の具体化を、より忠実に果たすための取り組み結果としての改善である。



観点4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

資料4-2-1-1に示すとおり、学部においての実入学者の数は編入学を除き、定員に対して0.99から1.07倍程度となっている。一般選抜試験の後期日程で合格者の辞退により、各学科において実入学者数が入学定員を下回る状況になるときは、後期日程の試験結果より追加合格者を決定している。

大学院における充足率は人間看護学研究科の修士課程をのぞいて、他の研究科の博士前期課程の充足率は1.0を超えている。しかし博士後期課程になると工学研究科の充足率は1.0を下回っている。（資料4-2-1-2、資料4-2-1-3、資料4-2-1-4）

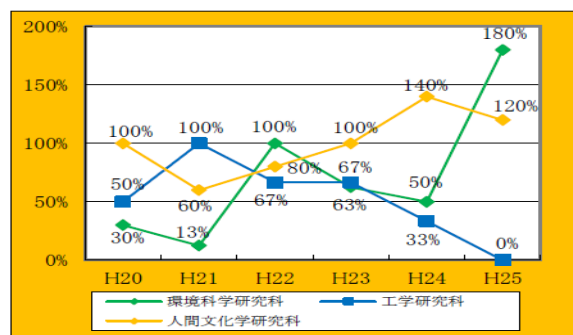
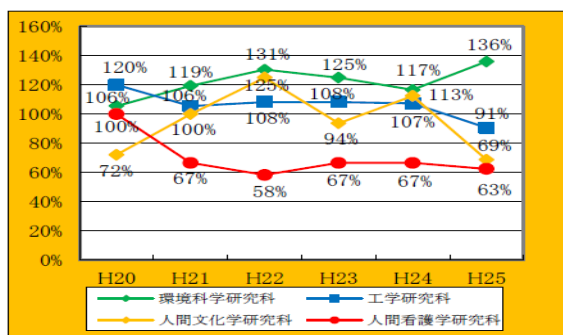
大学院において、実入学者が少なく入学定員を充足していない研究科では、入学定員と実入学者の関係の適正化を図る努力をしている。たとえば、環境科学研究科環境動態学専攻では、博士後期課程の入学定員を平成25年より6名から3名に削減している。また工学研究科では、博士後期課程の専攻を先端工学専攻の1専攻に統合している。

資料4-2-1-1 学士課程の充足率（別添資料）  
 資料4-2-1-2 大学院博士前期課程の充足率（別添資料）  
 資料4-2-1-3 大学院博士後期課程の充足率（別添資料）

資料4-2-1-4 大学院博士前期課程及び博士後期課程の充足率の変遷

博士前期課程

博士後期課程



資料4-2-1-5 入学試験結果概要(学部) (別添資料)  
 資料4-2-1-6 入学試験結果概要(大学院) (別添資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の実績を見ると、学部の段階では入学者実数の入学定員に対する関係は、実入学者が入学定員をわずかに上回る程度であり、実入学者と入学定員の関係は適正であると判断できる。

しかし、大学院に限定して考察すると、博士後期課程では実入学者数が入学定員を充足していない研究科があることから課題は存在する。入学定員と実入学者数の関係が適正でない研究科は、入学定員削減や専攻の統合などの適正化の努力をしている。

従って、学士課程では実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないと判断する。しかし、大学院の博士後期課程では入学定員と実入学者の関係が適正でない研究科が存在する。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・大学全体、学部、学科、それぞれの段階でのアドミッション・ポリシーは確立され、その公表と周知は十分に  
なされている。
- ・入学者選抜もアドミッション・ポリシーに沿って適切に行われている。
- ・学力試験の問題作成については、各科目について厳密な点検体制をとることによって、出題ミス  
を未然に防止  
することに努めている。

### 【改善を要する点】

- ・特別選抜および一般選抜入試の前期・後期における募集定員の比率は開学以来、ほとんど変わっていない。今  
後は、全国的な入学試験の動向や、選抜方法別に見た本学入学後の学生の成績の伸び率など、各種情報を分析  
しながら、募集定員の割合について検討を行うことが必要である。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点5-1-1①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では各学部、学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された能力を持つ学生を育てるために、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を各学部・学科において定め、カリキュラム・ポリシーに沿って年次的に段階を踏んだ体系的な教育課程を定めている。

外国語教育科目、情報処理科目、健康・体力科学科目、人間学およびキャリア教育から構成される全学共通教育についてもカリキュラム・ポリシーを定め、卒業後社会人として必要な基礎力を持つ人材を養成するための教育課程を定めている。また、これらはウェブサイトにて公開されている。（資料5-1-1-1）

なお、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」に伴い、平成27年度より全学共通科目に地域基礎科目で導入することとなり、人間学の内容も一部再編される。

資料5-1-1-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/index.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/index.html)

#### 滋賀県立大学 教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

滋賀県立大学は、「知と実践力をそなえた人が育つ大学」として、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成するため、環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部を置き、以下の方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

##### A. 全学共通科目

広い視野と実践力を養い、大学の目的である高度化・総合化および柔軟性・多様性を実現するため、「全学共通科目」を設置し、外国語（英語、第2外国語）、健康・体力科学、情報処理の3科目群からなる「全学共通基礎科目」と「人間学」を設置します。

「人間学」では、主体的に学び、考える学生を育てることを意図して、「人間」という存在について具体的、現実的な問題を通して考え、人間と社会を深く見つめながら、広い視野、深い教養、そして、人権感覚を磨くとともに、新しい問題を発見する能力、新しい視点から発想する能力を身につけることを目指します。

##### B. 専門教育科目

専門的な知識や技能を高めるとともに、主体性、創造力および課題発見・解決能力等の育成を目指し、各学部・学科に専門教育科目を設置します。

各学部・学科の専門科目の編成に関しては、専門基礎科目（学部共通科目）、複数学科共通科目、学科専門科目といった構成およびその配当年次によって、基礎的科目から発展（応用）的科目への学習の流れに沿って展開します。

##### C. 副専攻

主専攻の学びを更に社会で活用できる能力を養うため、学部学科を横断した教育プログラムとして、近江楽士（地域学）副専攻を設置します。

副専攻では、「地域に根ざし、地域に学び、地域を学ぶ大学」として、コミュニケーション力、行動力、問題解決能力の3つの要素からなる社会人基礎力を強化します。

#### 環境科学部

##### [環境生態学科]

環境生態学科では、実際の環境問題を発見し、その対処法を提案する能力を培うことを目的として、必要な分野に関する科目を教授するための課程を以下のようなカテゴリーに分けて、カリキュラム（教育課

程)を編成しています。科目履修のモデルとして構造・機能・保全修復科学の科目について陸域環境保全コースおよび水域環境保全コースを設置し、専門化を行います。

<人間学・健康体力科学・専門科目>

A. 人間・社会・環境の関係について多様な側面から理解できる能力を養うための科目を配置している。

<外国語教育科目・専門科目>

B. 外国語で意思疎通し、与えられた課題について情報を入手し発信する基礎能力を養うための科目を配置している。

<情報処理・専門科目>

C. 生態系の構造と機能を探求するのに必要な科学的基礎力を修得するための科目を配置している。

<専門科目>

D. 様々な生態系の構造と機能について幅広い知識を身につけ、それらを自然科学(物理学・化学・生物学・地球科学)的方法論を用いて理解できる能力を修得するための科目を配置している。

<専門科目>

E. 生態系の保全と修復に関する知識を身につけるとともに、その保全修復に積極的に関わる態度を養うための科目を配置している。

<専門科目>

F. 物理的・化学的・生物的・地球科学的環境因子の調査測定、解析に必要な技術を修得するための科目を配置している。

<人間学・専門科目>

G. 環境問題に対し、自らの見解を形成できる能力を養うための科目を配置している。

<人間学・専門科目>

H. 調査結果等を口頭発表、論文作成等の適切な手法を用いて表現できる能力を身につけるための科目を配置している。

<人間学・専門科目>

I. 他者と論理的に議論できる能力を身につけるための科目を配置している

[環境計画・政策学科]

環境政策・計画学科では、環境を配慮した政策や計画の理論と技法を学び取ることを目標に、環境政策や環境計画に関する科目を習得するための課程を以下のようなカテゴリーに分けて編成しています。

A. 基礎・理論系科目

政策立案・計画策定についての基礎的な理論を学ぶ。

B. 基礎・技法系科目

フィールドワークや地域調査といった現場にふれる技法から、計画演習といった環境問題にかかわる政策・計画を行う基礎的な技法を学ぶ。

C. 発展・技法系科目

政策立案・計画策定により深く切り込むための発展的な技法を学ぶ。

D. 発展・理論系科目

政策立案・計画策定にさまざまな視点から深く切り込むための多様な理論を学ぶ。

E. 選択科目

政策立案・計画策定にかかわる多様な領域の考え方を学ぶ。

[環境建築デザイン学科]

環境建築デザイン学科は、環境と調和し持続発展可能な社会の建設に資する建築・環境デザイナーを養成するという目的のために、必要な分野に関する科目を教授するための課程を以下のようなカテゴリーに分けてカリキュラム(教育課程)を編成しています。

<全学共通基礎科目>

A. 人間と環境や社会について広く理解し、環境科学の基礎的な知見を身につけるための、人間学に関する科目

B. 学士としての基本的な能力を身につけるための語学、健康・体力科学、情報科学・情報処理に関する科目

<学部共通基礎科目>

C. 環境建築デザインの基礎となる環境科学の基礎的な知識と調査・分析手法について学ぶ科目

D. 環境建築デザインに関わる主題や論点についてその背景と課題について学ぶ科目

<専門基礎科目>

E. 環境建築デザイン分野に共通する基礎的な知識と論理を習得し、デザインと表現の技法を身につける科目

<専門展開科目>

F. 環境建築デザインの高度な知識と理論、技法を習得する科目

計画、デザイン、歴史・理論、エンジニアリングの4つの分野の科目群を系統的に履修する

＜演習・実習科目＞

- G. 専門科目で修得した知見をもとに、環境建築デザインの幅広い課題の理解と分析、解決と提案を行う技術を実践を通じて習得する演習科目
- H. 専門科目で修得した知見を基に地域の課題を理解し解決するための技術と技能を習得する科目

＜卒業研究・卒業設計＞

- I. 上記の教育課程で修得した知見と技術を応用し、研究テーマに関して卒業論文または卒業設計としてまとめる

[生物資源管理学科]

生物資源管理学科では「生物資源と環境に関わる幅広い視野と知識を持ち、生物資源の管理と活用に関する基本的な知識と技術を有する人材を養成する」という目的を達成するために、各分野に関する科目を教授するための課程を以下のようなカテゴリーに分けて、カリキュラム（教育課程）を編成しています。

- A. 人間性・倫理観形成科目（教養・言語科目）
  - 人間と自然・社会の関係について多面的に理解することで、豊かな人間性と倫理観を養成する。
  - A-1. 教養形成科目：幅広い教養を習得し、環境問題を解決するための基礎的能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力および文章表現能力を養成する。
  - A-2. 言語教育科目：外国語によるコミュニケーション能力および異文化を理解する能力を養成する。
- B. 生物資源管理学基礎科目
  - 生物資源管理学の基礎となる知識と技術を養成する。
- C. 生物資源管理学関連科目
  - 生物資源管理学に関連する幅広い専門知識を養成する。
- D. 生物資源管理学科目
  - 生物資源管理学の幅広い分野について俯瞰した上で、自ら選択した個別分野について深く理解し、応用できる能力を養成する。
  - D-1. 生物資源管理学専門科目
    - 各専門分野における専門知識を体系的に身につけ、自ら選択した個別分野について、高度な専門知識と応用力を養成する。
  - D-2. 生物資源管理学実験・実習科目
    - 実験・実習を通じて、実践的な専門技術、結果の解析能力、論理的思考力およびレポート作成能力を養成する。
- E. 生物資源管理学応用・展開科目（1）
  - 生物資源管理学に関係する諸問題を、自らの専門性に基づいて発見し、問題解決に向けて主体的・協同的に行動できる能力を養成する。
- F. 生物資源管理学応用・展開科目（2）
  - 専門分野の調査研究結果を他者に分かりやすく発表し、論理的にディスカッションできる能力、および科学論文の作成能力を養成する。

**工学部**

[材料科学科]

材料科学科は、環境と調和した持続可能な人間社会の構築のために、科学技術に裏打ちされた材料技術の進歩に貢献できる、高度専門職業人を養成するという目的を達成するために、各分野に関する科目を教授するための課程を以下のようなカテゴリーに分けて、カリキュラム（教育課程）を編成しています。

- A. 滋賀県立大学の卒業生に共通する学士力を身につけるための科目
  - A-1. 学士としての基本的人間力を身につけるための語学、健康・体力科学、情報科学・処理に関する科目
  - A-2. 人間そのもの、および人間と環境・社会の関係を理解し、科学技術に正しく携わるために必要な広い視野を身につけるための、人間学に関する科目
- B. 科学技術への取り組みの背景となる工学部共通科目
  - B-1. 工学についての幅広い視点を身につけるための科目
  - B-2. 事象を論理的かつ定量的に扱うための基礎となる数学に関する科目
- C. 多様な材料に共通する内容について学ぶ科目
  - C-1. 材料科学とその応用を俯瞰し材料全体へのイメージを養うことで個々の材料への理解に資する科目
  - C-2. 材料の研究および開発において的確な実験を行い、得られた結果を適切に解釈できるようにするための、分析化学に関する科目および実験に関する科目
  - C-3. 材料全般に共通する考え方を身につけて応用できるようにするための物理化学系および材料力学系科目
- D. 個別の材料について基礎から応用まで学ぶ科目
  - D-1. 主に無機系の材料や複合材料、電子デバイスなどに関連する無機化学および無機・金属材料系の科目

D-2. 主に有機系の材料や複合材料、環境調和型材料などに関連する有機化学および有機材料系科目

#### E. 卒業研究

材料科学の発展にはどのようなアプローチが必要かを、実践を通して学ぶ卒業研究

#### [機械システム工学科]

機械システム工学科は、機械工学の基礎と体系的なセンスと、高機能な機械の設計・開発能力を備え、柔軟な発想能力を発揮する技術者を養成します。この目標を達成するために、下記のように「教養科目」および「基礎から応用にわたる幅広い専門科目」によって、カリキュラム（教育課程）を編成しています。

#### <教養科目>

広い視野とコミュニケーション能力を身につけるために、語学、健康・体力科学、情報処理などの基礎科目および人間学、人間探求学を配置する。

- ・導入科目：機械システム工学への入門として、身近な工業製品の分解・再組立などを通して「ものづくり」の基礎を体験するための導入科目を配置する。
- ・基礎科目：機械システムの数理解理解や表現能力を深く身につけるために、材料力学・熱力学、流体力学、機械力学、制御工学などの機械システム工学の基礎科目を配置する。
- ・実習科目：機械システムの製作のための基本的な加工技術の実習と機械製図の実習を通して「ものづくり」の感性を養うための実習科目を配置する。
- ・応用科目：機械の力学の応用を学ぶとともに、情報処理、メカトロニクス、生産工学など、機械の制御法、知能化・生産の方法について学ぶための応用科目を配置する。
- ・実験・演習科目：実験・演習を通して機械システムの設計、試作、機能評価を総合的に学ぶための実験演習科目を配置する。

#### [電子システム工学科]

電子システム工学科は、電気・電子・情報工学分野の高度な技術と知識に裏打ちされた創造力豊かな高度専門職業人を養成するという目的を達成するために、各分野に関する科目を教授するための過程を次のようなカテゴリーに分けて編成している。

#### A. 人間存在と環境・社会について深く理解し、豊かな人間性を身につける科目

A-1. 人間の心身および人間と自然や社会とのかかわりなどについて、興味に応じて多面的に学習し、大学教養レベルの知識と複雑化・流動化していく現代社会の中で将来の指針を見出していく能力を身につける科目

A-2. 技術が環境や社会に与える影響や効果について理解し、技術者としての責任感と倫理観を身につける科目

#### B. 国際的に活躍する世界市民に必要な外国語によるコミュニケーション能力の基礎を身につける科目

#### C. 電子システム工学分野の基礎となる、大学工学部共通基礎レベルの数学、物理学、化学および情報処理技術に関する知識とそれらを活用する能力を身につける科目

#### D. 電子システム工学分野の幅広い基礎知識を習得し、さらにそれらを基礎として高度な専門知識を身につける科目

D-1. 電気・電子・情報工学をカバーする電子システム工学分野の幅広い技術について、大学工学部学科専門レベルの基礎知識とそれらを駆使して課題を探索し組み立て解決する能力を身につける科目

D-2. 電気・電子・情報工学をカバーする電子システム工学分野の幅広い技術の中から興味に応じて選択した個別技術について、大学工学部学科専門レベルの高度な専門知識とそれらを駆使して課題を探索し組み立て解決する能力を身につける科目

#### E. 電子システム工学分野の実験、実習の実践を通して、工学課題を設定・遂行・解決する能力を身につける科目

E-1. 電気・電子・情報工学をカバーする電子システム工学分野の幅広い技術について、大学工学部学科専門レベルの実験遂行能力と、結果の解析・考察・説明能力および報告書の作成能力を身につける科目

E-2. 電子システム工学分野の技術者に要求される実験計画能力と問題や課題を理解し設定する能力および与えられた制約下でそれらの問題や課題に対する工学的な解決法を見つけだして計画的に仕事を進め成果としてまとめるエンジニアリングデザイン能力と実行力を身につける科目

#### F. 自分の論点や考え方について論文や口頭でわかり易く論理的に発表しディスカッションを行う、日本語によるコミュニケーション能力を身につける科目

#### G. 技術者としての明確な目的意識を持ち、生涯にわたって自発的に学習する能力を身につける科目

### 人間文化学部

#### [地域文化学科]

地域文化学科は、幅広い知識を身につけ、課題を解決する人材を育成するという目的を達成するために、地域文化に関する科目を教授するための過程を以下のように編成している。

#### A. 分析力

- ・史料、資料、図像、地図などから情報を収集し分析する能力を学ぶ。
- ・現状を分析し目的や課題を明らかにする能力を学ぶ。
- ・自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する状況把握力を養成する。

## B. 思考力

- ・自ら考える力を養成する。
- ・論理的に思考する能力を養成する。

## C. 創造力

- ・既存の概念に束縛されない自由な発想力を養う。
- ・既存のものを組み合わせて新たな価値を生み出す力を養成する。

## D. コミュニケーション力

- ・世代、国籍、専門を越えた意思疎通・共感力を養う。
- ・外国語の運用能力を養成する。
- ・文字、言葉を越えた意思疎通を養う。

## E. リーダーシップ

- ・課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する計画力を養成する。
- ・目的を設定し確実に実行する力を養う。
- ・チームで問題解決できるコラボレーション力を養成する。

## F. 変化対応力

- ・複眼的な広い視野を養う。
- ・社会的変化、自己を取り巻く環境変化への対応力を養う。
- ・過去にとらわれない自由な発想力を養う。

## G. 自己実現力

- ・自己の適性を把握し伸ばす力を養う。
- ・社会の未来像と自己の将来像を見通す力を養う。
- ・自己の能力を発揮しつつ社会に貢献しようとする意欲を養う。

## [生活デザイン学科]

生活デザイン学科では、人々の様々な生活シーンに関連する種々の問題を深く洞察し、研究分析を根拠とする実践的なデザイン発想を以て解決・提案のできる人材を育成することを目的としている。その目的を達成するために、生活デザイン学に関する科目を教授するための課程を、以下のカテゴリーに分けて編成している。

人間文化に関する科学的知見と、実践的な調査・分析手法を学ぶ。

## &lt;複数学科の共通科目&gt;

専門分野に留まらない、幅広い視点から物事を考察する為の知見を学ぶ。

## &lt;本学科の学生を対象とする科目&gt;

当該科目は、生活環境の構成に密接に関連する以下の3分野に大別される。また、3分野をまたぐ科目が配当されている。

## (a) 住居系：

住空間には、安全性、利便性、社会的公共性など様々な配慮が必要である。人の生活空間である住居および公共空間のインテリアを含むデザインについて、これを実践する為の技術と知識を身につける

## (b) 道具系：

人がその生活を支えるために使う工作物（モノ、プロダクト、製品）を道具と定義し、これらのデザインを具体的に実践する為に必要な技術と知識を身につける。

## (c) 服飾系：

着衣基体としての人体と、自然、社会、文化に広く関わる服飾について、自らの感性を活かして主体的にデザインを行うために必要な技術と知識を身につける

## [生活栄養学科]

生活栄養学科は、DPを達成するために、各分野に関する科目を教授するための課程を以下のようなカテゴリーに分けて、カリキュラム（教育課程）を編成しています。

## A. 自然環境、社会、人間に関する理解および管理栄養士の役割に関する理解

- A-1. 自然環境、社会、人間について地球的視点や地域の視点、さまざまな立場から多面的に理解し、幅広く深い教養を身につける。
- A-2. 人間の活動が人間・社会・自然に及ぼす影響および管理栄養士が社会に対して負っている責任について理解する能力および実践力を養う。

## B. 国際的にコミュニケーションできる基礎能力を身につける。

## C. 栄養学の基礎となる幅広い分野について理解する。

- C-1. 社会・環境の視点からみた健康について理解する。
- C-2. 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちについて理解する。
- C-3. 運動の視点からみた健康について理解する。

- C-4. 食べ物の視点からみた健康について理解する
- D. 専門分野に関する基礎学力を修得する。
  - D-1. 栄養学の基礎となる基礎栄養学、応用栄養学を理解する。
  - D-2. 栄養学の応用となる臨床栄養学、公衆栄養学、栄養教育論、給食経営管理論、スポーツ栄養学を理解する。
  - D-3. 講義で学んだ知識を実験、実習、演習を通してより具体的に理解し、栄養管理に応用できる能力を養成する。
- E. 大学で学んだ栄養学の知識と技術を臨地実習で活用することができる。
- F. 自分の意見を論理的に整理し相手に分かりやすく伝える力、相手の意見を聴き理解する力を養う。
- G. 自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む力、継続的に自己啓発と学習を続けていく力を養う。
- H. 課題の解決への道筋を明らかにする力、目標に向け確実に行動する力を身につける

#### [人間関係学科]

本学科では、人間らしい心の発達と生きがいの感じられる生活や社会システムの構築に参加できる人材の養成をめざしています。心理学、教育学、社会学など人間関係論にかかわる各分野の関連専門科目が以下のようなカテゴリーに分けて配置され、学生はこれらを学びます。さらに学びの集大成として人間関係論にかかわるテーマで卒業研究にとりくみ、論文を作成します。

##### <学科基礎演習・実習科目>

基礎的な演習・実習を通して基本的なスキルや教養を身につける。

##### <学科専門講義科目>

専門的な講義を通して心理学、教育学、社会学をはじめ関連分野の知見を学ぶ。人間関係論をめぐる諸問題に関心を寄せ、視野を広げながら自分の興味を絞り込んでいく。

##### <学科専門演習・実習科目>

研究興味の重なる教員、学生と共同調査や文献の輪読などを行う。少人数学習の場の活発な議論を通じて専門的な研究力量を養う。問題を発見し、解決するための手法を探る。プレゼンテーション、ディスカッション、論理的思考のための力を少人数の演習・実習で身につける。

##### <卒業研究・卒業論文>

個々人の問題意識にもとづいて設定した研究テーマに沿って、調査・実験・分析する。それらをまとめ、わかりやすく表現する技法を習得し、独創性と論理性を備えた卒業論文を完成させる。

#### [国際コミュニケーション学科]

国際コミュニケーション学科では、自国や諸外国の社会・文化・歴史等に関する幅広い知識や教養、英語を中心とした複数の外国語の運用能力と国際的視野を身につけ、学生一人一人がグローバル化する現代社会において活躍できる「知と実践力」を身につけるための課程を、以下のようなカテゴリーに分けて編成しています。

##### A. 学科基礎科目

国際的なコミュニケーションの基礎を身につけ、言語学の知識を身につける。

##### B. 言語コミュニケーション科目

- B-1. 英語：「読む・聞く・話す・書く」の四技能をバランス良く身につける。
- B-2. 実践英語：TOEIC、TOEFLなどの検定試験に対応する力を身につける。
- B-3. 初習外国語：ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、モンゴル語によるコミュニケーション能力を身につける。
- B-4. 言語と文化：言語・文学・文化など理論的な側面から学ぶ。英語による講義を理解する。

##### C. 多文化コミュニケーション科目

- C-1. 多文化共生：多民族・多文化化する現代の世界や地域社会の課題を理解し、それに対応できる知と実践力を身につける。
- C-2. 国際教養：国際的視野を身につけ、異文化を理解するための方法論を身につける。
- C-3. 国際文化論：世界各地域、とりわけ留学先の文化・歴史・社会等への理解を深める。

##### D. 演習科目

各科目群の学びをさらに深め、同時にプレゼンテーション、ディスカッション、論理的思考、問題発見・解決のための力を少人数の演習で身につける。

##### E. 卒業研究・論文

論理的なアカデミック・ライティングと、内容の独創性を備えた卒業研究・論文で学びを集大成する。

#### 人間看護学部

##### [人間看護学科]

人間看護学部は、本学の「全学共通教育の目標」の達成を前提として、本学部独自のカリキュラムを構成している。興味・関心を持つことで知識・理解を促し、専門職者としての思考・判断能力や技術・技能および倫理観を備えた態度を培うことを目標として9つのディプロマポリシー(DP)を掲げている。



DP を基にしたカリキュラム構成として、1～2 年次に基礎となる看護学や対象を理解するための科目(共通科目・専門基礎・基礎看護学科目群等)を配置し、1～2 年次で養った能力を応用・発展させることを目的に、3～4 年次に領域別看護学\*の演習・実習科目群を配置している。また、本学部では領域別看護学実習科目群、人間看護学統合実習ならびに卒業研究を、9 つの DP の到達を評価するための総括科目として位置づけている。

\*領域別看護学とは、成人看護学、老年看護学、精神看護学、小児看護学、育成看護学、在宅看護学の総称です。

<人間学・専門科目>

A. 人の生命に対する畏敬の念を持ち、人の尊厳と権利を擁護する倫理観を確立するために、以下の科目を配置している。(DP-A)

1 年次に人間理解を深め、倫理観のベースを培うための科目を配置し、そこで培った人間に対する尊厳、倫理観を各年次に配置している基礎看護学実習科目ならびに領域別看護学実習科目群を通してより深め発展させる。

<専門科目>

B. 看護学に興味・関心を持ち、その知識を用いて、人間を多角的・総合的に理解するために以下の科目を配置している。(DP-B)

看護の基本概念の修得に向けて、主に 1～2 年次に人間看護学概論・看護理論を配置し、さらに人間理解を深めるために 2～3 年次に領域別看護学概論・演習科目群を配置している。

<人間学・情報処理・専門科目>

C. 健康上のさまざまな課題に対して科学的に評価・判断し、解決のための方策を考えるために以下の科目を配置している。(DP-C)

評価・判断・解決能力の基礎となる、専門基礎科目を 1～2 年次に配置し、それを基に看護アセスメント能力を応用させるべく、2～3 年次に領域別看護学演習科目群等を配置している。さらに、その能力を発展していくために、3～4 年次には、選択科目群(看護の探究力、看護の実践力)を配置している。

<人間学・保健体育・専門科目>

D. 人に対する深い洞察力を持ち、人の感情に共感する態度を形成するために以下の科目を配置している。(DP-D)

人間・社会について学ぶという観点で 1～4 年次に人間学 46 科目を配置している。また、チームワークが重要となる健康体力科学を 1～2 年次に配置している。2～4 年次に配置されている領域別看護学演習・実習科目群で、洞察力・共感的態度を養い、3～4 年次にはそれらの能力を発展するための選択科目(看護実践能力)に配置している。

<専門科目>

E. 専門知識を基に、基礎から応用に至る看護技術を習得するために以下の科目を配置している。(DP-E)

1～2 年次に基礎看護学技術に関する科目を配置し、それらの技術を応用・発展するために 3～4 年次に領域別看護学演習・実習科目群を配置している。

<専門科目>

F. コミュニケーション技能を身につけ、ヘルスケアチームの一員として多職種と協働できるために以下の科目を配置している。(DP-F)

コミュニケーション技能を身に付けるために、1 年次に基礎看護技術ならびに心理学系の科目、3 年次に領域別看護学演習・実習科目群を配置している。また、ヘルスケアチームを理解するための看護管理学や、地域看護能力を養うための国際看護・災害看護等を含む選択科目群を 3～4 年次に配置している。

<人間学・専門科目>

G. 社会情勢や地域特性を踏まえ、生活実態に応じた看護を提供できるように以下の科目を配置している。(DP-G)

1～2 年次に、地域社会支援等に関連した科目として、公衆衛生看護学科目群、在宅看護学科目群、精神看護学科目群等を配置している。3 年次には、領域別看護学実習においてその知識を実践で活用していく。また、3～4 年次には、これらの知識を発展させるために選択科目群(地域看護能力)を配置している。

<人間学・語学・専門科目>

H. 地域社会から国際社会まで幅広い視野を持ち、社会に貢献する基礎能力を備えるために以下の科目を配置している。(DP-H)

国際貢献を視野に入れ、1～2 年次に外国語教育科目群を配置している。また、2～3 年次に配置している社会福祉論・公衆衛生看護学・在宅看護学等で、地域社会での看護職の役割を学ぶ。

さらに、専門職者としての社会貢献の在り方を理解するために、3～4 年次に看護管理学、選択科目群(看護の探究力、地域看護能力)を配置している。

＜人間学・専門科目＞

- I. 生涯にわたって研鑽を積み、自らの能力・専門性を高める基本姿勢を備えるために以下の科目を配置している。(DP-I)
- 1 年次に人間探究学で、学ぶことの基本姿勢を修得し、その姿勢を発展させるために、3 年次には領域別看護学実習科目群や選択科目群(看護の探究力)を配置している。さらに、その集大成として、卒業研究を4 年次に配置している。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育および各学科専門教育について、ディプロマ・ポリシーにもとづいた能力を持つ人材を育てるためのカリキュラム・ポリシーが明確に定められていて、カリキュラム・ポリシーに沿って年次別に段階的に学べる体制が整っている。

従って、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

**観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

【観点に係る状況】

本学の教育課程は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）における知識の習得や能力を養成するため、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を体系的に編成している。学生に提供している教育科目は大きく分けて全学共通教育に関する全学共通科目と各学部学科における専門科目に分けられる。（資料 5-1-2-1）

全学共通科目は開学当初から特色の一つでもある「環境」と「人間」をテーマにした教育方針の下、人間というものを深く見詰め、そこから今後の指針を自ら見出していける学生が育つことを願って設けられた「人間学」の科目、外国語、情報処理・健康体力の全学共通基礎科目およびキャリア教育、教職科目などの科目群から構成されている。外国語、情報処理、健康体力の科目は1 年次、2 年次に受講し、人間学は1～4 年次に受講できるようにしている。また、留学生のために日本語科目を開講している。（資料 5-1-2-2、資料 5-1-2-3）

人間学は通常の大学では教養科目であるが、その趣旨を従来の教養科目とは大きく異にし、学問に関する一般的な解説をするのではなく、むしろ課題にトライする研究者の進行形の姿を伝えることに狙いを置いており、「こころ」、「しぜん」、「しくみ」、「わざ」の4 クラスターに分かれた科目群の選択必修科目を設けている。また、「環境と人間」を大学開設の基本としていることから、1 年次に少人数導入教育として1 クラス5 名～6 名で運営される「人間探求学」と全学環境教育として「環境マネジメント総論」が人間学の中で必修科目として位置づけられている。専門科目と並行してこうした科目構成を採用しているのも、それぞれの学部が学士の学位を与えるに相応しい一つの課程としてバランスのとれた人材育成目的の下での教育体系を目標としているためである。（資料 5-1-2-4、資料 5-1-2-5）

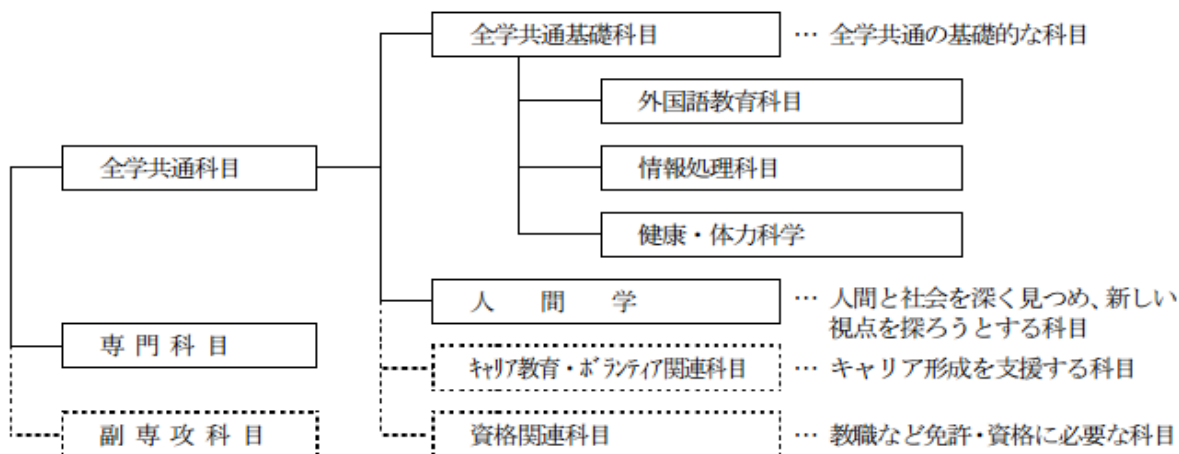
各学部・学科専門科目についてはカリキュラム・ポリシーに沿って学部共通科目、学科専門科目、複数学科共通科目などの分類とともに、必修、選択必修、選択の提示が行われるとともに、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、履修モデルなどを示すことによって科目履修が体系化されている。卒業に必要な単位は全学共通科目 30 単位、専門科目は環境科学部、工学部および人間文化学部 100 単位、人間看護学部 99 単位であり、共通科目の割合を確保することに努めている。（資料 5-1-2-6、資料 5-1-2-7、資料 5-1-2-8、資料 5-1-2-9）

なお、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」により、平成 27 年度から全学共通教育科目として「地域基礎教育科目」を導入し、それに伴い人間学が再編される。

資料 5-1-2-1 履修の手引 別添資料

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/01%E7%A7%91%E7%9B%AE%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

資料 5-1-2-2 講義科目の区分



資料 5-1-2-3 全学共通科目履修の手引

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/02\\_全学共通科目履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/02_全学共通科目履修の手引.pdf)

資料 5-1-2-4 人間学の考え方

人間存在と環境・社会を深く見つめる人間学

大学に入学してからは、それぞれの専門分野の学習と、独立した個人としての志を育てるための4年間を過ごすこととなります。この両者のバランスが重要なのですが、従来の大学教育で行われていた一般教養の組み立て方は、ともすれば並列的に客観的知識として教える内容と、それを教えられる学生とが乖離したままの傾向がありました。変化の早い時代に大学で主体的に学び、考える学生が育つには、それとは異なる新しい座標軸の設定が要請されてきました。

本学ではこの要請に応えるために、開学当初から従来の一般教養とは異なった「人間学」という科目群を設けています。日々、複雑化・流動化してゆく現代社会の中で、人間というものを深く見つけ、そこから今後の指針を自ら見出していける学生が育つことを願って設けられたものです。これらの科目では、具体的、現実的な問題を通して「人間」という存在について考え、将来、新しい問題を発見する能力、新しい視点から発想する能力を、学生諸君自らがそれぞれの個性にしたがって身につけることを目標としています。

身につけた知識や技術が高度で、専門的であるほど、人間・環境・社会・文化というものの理解も深く、幅広くなっていかなければならないでしょうし、それによってこそ専門分野の感性も磨かれるという思いが背景にあります。

本学では、この「人間学」の趣旨にふさわしい45科目を用意しました。これら45科目のうち、「環境マネジメント総論」「人間探求学」の2科目を必修科目に指定します。全学部教員によるオムニバス形式の「環境マネジメント総論」と自己表現能力開発を目指す少人数グループ形式の「人間探求学」は授業展開において対照的な科目ですが、環境と人間への配慮を重視する本学でまず学ぶべきものとして、1年次前期の必修科目とします。あとの43科目は、「こころ」「しくみ」「しぜん」「わざ」の4クラスター(分類群)に分けられています。各クラスターからバランスよく選択して履修してください。

## 資料 5-1-2-5 人間学「人間探求学」の講義概要

(シラバス検索サイト：<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/SyllabusGaku/>)

科目名	人間探求学（環境生態）（150310）
科目名（英文）	Freshman Seminars
担当教員	がつかきょういん ながふちおさむ にしたたかよし くらげよし まさばん しゅうへい うらべみさこ 学科教員 ・ 永淵修 ・ 西田隆義 ・ 倉茂好匡 ・ 伴修平 ・ 浦部美佐子 ・ はまばたえつじ まるおまさひろ のまなおひこ ことななおしげ かごたにやすゆき ひたよしふみ 浜端悦治 ・ 丸尾雅啓 ・ 野間直彦 ・ 後藤直成 ・ 龍谷泰行 ・ 肥田嘉文 ・ どうみつはなこ たなべしろう こおさかけんいち 堂満華子 ・ 田辺祥子 ・ 尾坂兼一
単位数	2単位
授業概要（web用）	この講義は、学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援する。これは、対話型の少人数教育の機会を増やし、個々の学生の質や能力、理解度に応じた学習を支援するものである。授業形態は各学部により異なるが、学部毎に1年生を少人数グループ（5～6名）に分け、担当教員が割り当てられる。環境生態学科では教育ディベートを取り入れて授業を行う。
授業概要（要約版：印刷用）	この講義は、学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援する。これは、対話型の少人数教育の機会を増やし、個々の学生の質や能力、理解度に応じた学習を支援するものである。授業形態は各学部により異なるが、学部毎に1年生を少人数グループ（5～6名）に分け、担当教員が割り当てられる。環境生態学科では教育ディベートを取り入れて授業を行う。
授業計画	各教員が、以下のことをねらいとして独自のプログラムを工夫する。 ・大学で学ぶことの意義付け、人生における位置付け等について考えさせる機会とする ・高校の教育課程から大学の教育課程にスムーズに移行できるようにする（受け身的な教育→自発的に学ぶ姿勢） ・教員や他の学生のもの見方、考え方に直接触れ、触発される機会を提供する ・教育の原点である人間と人間のふれあいの機会をつくる  ・人権感覚を磨く
到達目標	1) 大学で学び、コミュニケーションするための基本技術を習得する。 2) 教育ディベートにより、論理的思考・判断能力、傾聴能力、プレゼンテーション能力を身につける。 3) 環境問題の多面性、複雑さ、議論の難しさを知る。
成績評価（Web版）	レポート、プレゼンテーション等、各担当教員の評価による。
成績評価（要約版：印刷用）	レポート、プレゼンテーション等、各担当教員の評価による。

## 資料 5-1-2-6 各学部授業科目の開設状況

環境科学部履修の手引 <a href="https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/05/E7%92%B0%E5%A2%83%E7%A7%91%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf">https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/05/E7%92%B0%E5%A2%83%E7%A7%91%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf</a>
工学部履修の手引 <a href="https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/06/E5%B7%A5%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf">https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/06/E5%B7%A5%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf</a>
人間文化学部履修の手引 <a href="https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/07/E4%BA%BA%E9%96%93%E6%96%87%E5%8C%96%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%A7%91%E7%9B%AE%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf">https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/07/E4%BA%BA%E9%96%93%E6%96%87%E5%8C%96%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%A7%91%E7%9B%AE%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf</a>

## 人間看護学部履修の手引

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/08%E4%BA%BA%E9%96%93%E7%9C%8B%E8%AD%B7%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%A7%91%E7%9B%AE%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

## 資料 5-1-2-7 授業時間割

## 授業時間割

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/jikanwari.html>

## 資料 5-1-2-8 カリキュラムマップ

**環境科学部**

環境建築デザイン学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/kentiku\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/kentiku_curriculummap.pdf)

生物資源管理学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/seibutsu\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/seibutsu_curriculummap.pdf)

**工学部**

材料科学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/zairyo\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/zairyo_curriculummap.pdf)

機械システム工学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/kikai\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/kikai_curriculummap.pdf)

電子システム工学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/denshi\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/denshi_curriculummap.pdf)

**人間文化学部**

生活デザイン学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/design\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/design_curriculummap.pdf)

生活栄養学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/syokuseikatsu\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/syokuseikatsu_curriculummap.pdf)

国際コミュニケーション学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/kokusai\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/kokusai_curriculummap.pdf)

**人間看護学部**

人間看護学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/kango\\_curriculummap.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/kango_curriculummap.pdf)

(カリキュラムマップの例：人間文化学部生活デザイン学科)

生活デザイン学科カリキュラムマップ

授業科目の名称	学年・学期	単位数			学習・教育目標に対する関与の程度				
		必修	選択必修	選択	A	B	C	D	E
* 比較住居論	1・前			2	○				
デッサン法	1・前		1			○			
生活造形基礎演習	1・前	2				○			
社会調査論	1・前			2	○				
生活素材論	2・前			2	○				
色彩学	2・前			2	○		○		
色彩学演習	2・後		1			○	○	○	○
消費科学Ⅰ	2・前			2	○				
消費科学Ⅱ	2・後			2	○				
デジタルデザイン演習	2		2			○			
人間工学	2・後			2	○				
近代デザイン史	2・前			2	○				
生活デザイン論	2・後	2			○				
構造力学Ⅰ	3・後			2	○				
インテリア計画論	2・前			2	○		○		
一般構造	2・前			2	○				
建築計画論	2・後			2	○				
インテリアコーディネート概説	3・前			1	○				
空間デザイン論(空間意匠の分析)	3・前			2	○				
構造計画	2・後			2	○				
服飾デザイン論	2・後			2	○			○	
基礎設計製図	1・後	2				○			
住環境設計演習Ⅰ	2・前		2		○	○			○
住環境設計演習Ⅱ	2・後		2		○	○			○
住環境設計演習Ⅲ	3・前		2		○	○			○
道具デザイン演習Ⅰ	2・前		2			○	○		
道具デザイン演習Ⅱ	2・後		2			○	○		
道具デザイン演習Ⅲ	3・前		2			○	○		
服飾デザイン演習Ⅱ	3・前		2			○		○	
服飾デザイン演習Ⅲ	3・前		2			○		○	
服飾デザイン演習Ⅲ	3・前		2			○		○	
住環境論	3・後			2	○		○		
服飾造形論	3・前			2	○		○		
マーケティング論	1・後			2	○		○		
マーケティングリサーチ演習	2・後			1		○	○		
人間工学実習	3・前			1	○	○	○		
道具計画論	3・前			2	○				
現代産業デザイン論	3・前			2	○				
建築法規	3・後			2	○				
道具デザイン史	3・後			2	○				
基礎服飾デザイン	1・後	2				○			
考現学概論	1・前			2	○		○		○
比較道具論	1・後			2	○				
比較衣装論	1・後			2	○				
テキスタイルデザイン論	2・後			2	○				
社会調査方法論	2・前			2	○		○		
プレゼンテーション技法	1・後			2	○				
地域再生システム論	2, 3, 4・前			2	○		○	○	
道具デザイン論	3・後			2	○				
サステナブルデザイン論	1・前			2	○				
消費者行動論	3・前			2	○				
服飾心理学	3・後			2	○				
生活デザイン学外演習	1, 2, 3, 4・前後			2		○	○	○	○
生活デザイン論演習Ⅰ	3・前	1			○	○		○	○
生活デザイン論演習Ⅱ	3・後	3				○	○	○	○
卒業研究・制作/論文	4		8			○	○	○	○

\* 複数学科共通科目

資料 5-1-2-9 カリキュラムツリー

**工学部**

材料科学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/zairyo\\_curriculumtree.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/zairyo_curriculumtree.pdf)

機械システム工学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/kikai\\_curriculumtree.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/kikai_curriculumtree.pdf)

電子システム工学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/denshi\\_curriculumtree.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/denshi_curriculumtree.pdf)

**人間文化学部**

生活デザイン学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/design\\_curriculumtree.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/design_curriculumtree.pdf)

生活栄養学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/syokuseikatsu\\_curriculumtree.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/syokuseikatsu_curriculumtree.pdf)

**人間看護学部**

人間看護学科

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/pdf/kango\\_curriculumtree.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/pdf/kango_curriculumtree.pdf)

(カリキュラムツリーの例：工学部電子システム工学科)

電子システム工学科 学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ

学習・教育目標	授業科目名							
	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
A-1	人間探求学	健康・体育科学Ⅰ	健康・体育科学Ⅱ					
	『人間学』の必修科目以外から4科目選択必修							
A-2						経済情報		産業技術マネジメント
B	第一外国語ⅠA(B) 第一外国語ⅠA(B) 第二外国語ⅠA(B)	第一外国語Ⅰ(B) 第一外国語Ⅱ(B) 第二外国語Ⅰ(B)	第一外国語ⅡA(B) 第一外国語ⅡA(B) 第二外国語ⅡA(B) 英米英語講習ⅠA	第一外国語Ⅲ(B) 第一外国語Ⅲ(B) 第二外国語Ⅲ(B) 英米英語講習ⅡA	科学技術英語			
C	情報リテラシー (情報倫理を含む) 微積分Ⅰ 線形代数Ⅰ 基礎力学 基礎化学 分析化学	情報科学概論 確率統計 微積分Ⅱ 線形代数Ⅱ 情報学概論 基礎電気電子回路 電子と化学総論	プログラミング基礎 微積分Ⅲ 微積分Ⅳ 微分方程式	工学数学 工学数学				
D-1	材料科学概論 機械システム工学概論 電子システム工学概論	電気数学Ⅰ 電気回路Ⅰ 電子力学概論 情報概論 情報科学概論 アルゴリズムとデータ構造	電気数学Ⅱ 電子回路Ⅱ 半導体基礎 物性デバイス基礎 デジタル信号処理 コンピュータハードウェア プログラミング言語	電気電子計測Ⅰ 電子回路Ⅲ 制御工学 電力工学Ⅰ 電気エネルギーシステム工学 半導体デバイス 情報通信工学 コンピュータアーキテクチャ コンピュータソフトウェア 電子電子計測Ⅱ	電気電子計測Ⅱ 電力工学Ⅱ			
D-2					電気回路Ⅳ 電子デバイス 電気機械 高圧回路設計基礎 制御システム工学 制御ネットワーク工学 電気回路演習・追加演習	プラズマ工学 半導体デバイス パワーエレクトロニクス ロボット工学		卒業研究
E-1	電子システム工学ゼミナール	電子システム工学演習Ⅰ	電子システム工学演習Ⅱ	電子システム工学演習Ⅲ				
E-2					電子システム工学演習Ⅳ			卒業研究
F								卒業研究
G	電子システム工学ゼミナール							卒業研究

※1 英語必修。ただし、留学生は、英語および日本語から選択必修。  
 ※2 ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、モンゴル語、初級英語(留学生のみ)、英語(留学生のみ)、日本語(留学生のみ)から選択必修。  
 ただし、モンゴル語については前期にⅠA・ⅠBが、後期にⅡA・ⅡBが並行して開講されます。



**【分析結果とその根拠理由】**

大学の教育目標に基づいて、全学共通教育科目を配置するとともに、各学部・学科においてはそれぞれのカリキュラム・ポリシーに基づく専門科目を配置している。教養教育と専門教育の関係、年次配当、それらに支えられるそれぞれの授業内容などは、履修の手引からも分かるように学部の教育目標、カリキュラム・ポリシーを反映しつつ、履修課程が体系化されていて、教育の内容、水準が、授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

しかし、一部の学科においては、教育課程の体系化が十分でなく、カリキュラム・ポリシーと履修科目の整合性が不明確で、わかりにくさを残している。

**観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。****【観点に係る状況】**

教育課程の編成および授業内容については、全学共通教育推進機構およびそれぞれの学部・学科を通じて学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して、継続的な見直しを進めてきている。

## 1) 新学科の創設

本学の一つの教育目標である国際的に活躍できるグローバルな人材の育成を目指して、国際教育センターを改組し、平成24年度に人間文化学部国際コミュニケーション学科を設置した。この学科では外国語教育に重点を置き、1年間の海外留学を推奨し、単位化している。(資料5-1-3-1)

## 2) 英語による講義科目の開設

国際コミュニケーション学科の開設に伴い、留学希望者の増加と海外からの留学生の増加に対応して、英語による授業科目を人間学科目に2科目、人間文化学部共通科目に1科目を設けるとともに、国際コミュニケーション学科の専門科目として6科目を開講している。(資料5-1-3-2)

## 3) 地域教育の充実

近江楽士(地域学)副専攻を平成23年度より設置し、本学の教育目標の一つである「地域に学び、地域に貢献する大学」を発展させ、更なる地域貢献を目指している。(資料5-1-3-3)

また、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(COC事業)」による地域教育の充実に対応して、平成27年度より全学共通教育に地域共生の意義を理解し、地域で実践するため、コミュニケーション力に重点を置いた「地域共生論」を必修科目として開講する。また、人間学科目の一部移行と新設科目より構成される地域基礎教育科目群(11科目)を設け、地域教育の充実を図る。それに伴い人間学科目の再編成を行う。(資料5-1-3-4)

## 4) 英語教育の充実

全学共通教育科目である外国語科目として、平成25年度より「実用英語演習」を新設し、国際化への対応として英語教育の充実を図っている。「実用英語演習」ではTOEIC試験の点数による単位認定制度も実施している。また、語学教育を少人数30名クラスで開講しているが、その成果を検証するためにも、1年次(4月・12月)、2年次(12月)の3回にわたり英語のTOEIC試験を受験させており、2年間の英語の学力向上程度を学生自らが確認する方策を実施している。(資料5-1-3-5)

## 5) 情報関連科目の変更

全学共通教育推進機構の情報教育部会で全学共通科目の情報関連科目のあり方を検討して、「情報リテラシー」と「情報科学概論」を必修科目とし、従来あった「プログラミング基礎」を各学科の専門科目に移行した。

(資料 5-1-3-6)

#### 6) キャリア教育の充実

現在の強い社会的要請に応じた事例としては、キャリア教育の充実があげられる。キャリア教育としては1年次から3年次までにインターンシップの単位化も含めて6科目を配当するとともに、キャリア教育推奨科目を6科目設定している。また、東日本大震災を契機にボランティア関連科目として「ボランティア活動」を単位として認定している。これらと併せて、人間学でも生命倫理に関する科目を設けるなど、時代を背景にした社会の要請に応じた人材養成のための柔軟な課程の構造を備えている。(資料 5-1-3-7)

#### 7) 他学部・他学科の授業科目の履修

他学部・他学科科目を受講した単位は、各学科で基準を定めて一定限度内で卒業単位として認定している。

(資料 5-1-3-8)

#### 8) 他大学との単位互換

他大学との単位互換制度としては、滋賀大学との単位互換制度、滋賀県にある13大学からなる環びわ湖大学・地域コンソーシアムとの環びわ湖大学連携単位互換制度、彦根市内にある滋賀大学、聖泉大学、本学との彦根3大学連携単位互換制度がある。(資料 5-1-3-9)

#### 9) 導入教育の実施

入学生の多様化が問題視されている昨今、全学共通の初年次導入科目として「人間探求学」を開講し、教員1名あたり学生5～6名程度の少人数編成のクラスを構成し、大学で学ぶことの意識づけを確認することや自己表現力を身につけることを狙いとしているが、学生からも強く支持されている。(前掲資料 5-1-2-5)

#### 10) 留学制度の充実

国際コミュニケーション学科の開設による海外留学の希望者の増加に伴い、留学制度を整備した。海外留学を交換留学、派遣留学、認定留学の3区分にし、交換留学先の拡充を図っている。

(資料 5-1-3-10)

ここでは主として、全学教育において行われている教育課程の編成と科目内容について述べたが、各学部・学科においても学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して教育課程の編成、授業科目内容の改善を行っている。(各学部自己評価書を参照)

#### 資料 5-1-3-1 国際コミュニケーション学科人材養成目的

##### 人材養成目的

グローバル化する現代社会に適切に対応するため、自国や諸外国の社会・文化・歴史等に関する幅広い知識や教養、英語を中心とした複数の外国語の運用能力と国際的視野を身につけ、それらを活かして、国際社会および地域社会において活躍できる人材を養成する。

#### 資料 5-1-3-2 英語による開講科目

人間学  
 Medieval Japan  
 Modernizing Japan  
 人間文化学部  
 Japanese Culture and Civilization (1年次～4年次担当)  
 国際コミュニケーション学科  
 イングリッシュレクチャーA～F

## 資料 5-1-3-3 近江楽士(地域学)副専攻

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/09%E5%89%AF%E5%B0%82%E6%94%BB%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

## 1. 近江楽士(地域学)副専攻について(23年度～)

本学ではこれまで「地域に学び、地域に貢献する大学」としての特徴を活かし、地域を学ぶさまざまな教育プログラムを全学・学部・学科それぞれの段階ごとに実施してきました。この分野の重要性がさらに増しつつあることから、平成23年度からは新設の科目も含めて関連諸科目を体系化し、全学共通の教育課程として設置しています。各学科専門の教育課程である主専攻とならび、全学共通の教育課程である副専攻としての位置づけになります。

この副専攻は座学や現地学習など地域と連携した多様な内容で、コミュニケーション力、問題解決力、行動力などの向上を目指すものです。多くの皆さんの積極的な参加を期待します。

## 2. 学びのポイント

地域で学び、活動する基礎となるのは、リアルな世界で自ら関係を創り出していく能力、フィールドで考える能力です。本副専攻では「コミュニケーション力(聞く→理解する→伝える)」「行動力(目標設定→戦略→実践)」「問題解決力(状況認知→発想→決断)」の3つの要素からなる「ネットワーク力」の習得を主眼としています。

Point1 地域で学び、活動する力を体系的に習得

Point2 地域人ネットワークによる支援体制

Point3 学習ポートフォリオの活用

## 資料 5-1-3-4 文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC事業)」 びわ湖ナレッジ・commons

<http://coc-biwako.net/kyoiku.html>

## 資料 5-1-3-5 全学共通外国語教育と外国語外部検定認定制度

## ○外国語外部検定認定制度について

本学では自身の英語学習の成果を確認するため、1年次(4月・12月)、2年次(12月)に TOEIC®-IP テストを受験することとしています(無料)。

実用英語演習 I A・I B については、履修登録時点で到達目標である TOEIC®スコア(IP テストも可)を達成していると当該科目の単位が認定される制度を導入しています。(実用英語演習 I A: 500 点以上、実用英語演習 I B: 700 点以上)

詳しい内容については、教務グループまで問い合わせてください。

## 外国語科目一覧(国際コミュニケーション学科を除く)

科目名	単位数	年次	期間	科目名	単位数	年次	期間
英語 I A, B	各1	1	各前・後期	ドイツ語 I A, B	各1	1	各前・後期
英語 II A, B	各1	1	各前・後期	ドイツ語 II A, B	各1	2	各前・後期
英語 III A, B	各1	2	各前・後期	フランス語 I A, B	各1	1	各前・後期
英語 IV A, B	各1	2	各前・後期	フランス語 II A, B	各1	2	各前・後期
初習英語 I A, B	各1	1	各前・後期	中国語 I A, B	各1	1	各前・後期
初習英語 II A, B	各1	2	各前・後期	中国語 II A, B	各1	2	各前・後期
日本語 I A, B	各1	1	各前・後期	朝鮮語 I A, B	各1	1	各前・後期
日本語 II A, B	各1	1	各前・後期	朝鮮語 II A, B	各1	2	各前・後期
日本語 III A, B	各1	2	各前・後期	モンゴル語 I A, B	各1	1	前期
日本語 IV A, B	各1	2	各前・後期	モンゴル語 II A, B	各1	1	後期
				(実用英語演習 I A)※	(1)	(2)	(前期)
				(実用英語演習 I B)※	(1)	(2)	(後期)

※「実用英語演習 I A・I B」の扱いは学科により異なります。各学科の配当表を参照してください。

## 資料 5-1-3-6 全学共通情報処理教育（履修の手引抜粋）

## (2) 情報処理科目

「情報リテラシー（情報倫理を含む）」、「情報科学概論」の4単位が必修です。

## 資料 5-1-3-7 キャリア教育科目およびキャリア教育推奨科目

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/04/E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf>

## ■キャリア教育科目

科目名	単位数	配当年次	備考
思索の視点	2	1年	
地域産業・企業から学ぶ社長講義	1	1年	
キャリアデザイン論Ⅰ	2	2年	【副題】キャリアデザインを描くために
キャリアデザイン論Ⅱ	2	2年	【副題】実践的コミュニケーション技法
インターンシップA	1	3年	
インターンシップB	2	3年	

## ■キャリア教育推奨科目

科目名	配当年次	備考
現代経済論	1年	人間学科目
憲法	1年	人間学科目
社会学概論	1・2年	人間文化学部学科共通専門科目
西洋史	1・2年	人間文化学部国際コミュニケーション学科専門科目
日本史概説	1・2年	人間文化学部地域文化学科専門科目
現代社会と若者	1年	人間学科目

## インターンシップ

## 5) 単位認定されるインターンシップの内容

- ① 対象：全学部全学科の原則として3回生
- ② 実施時期：4月のガイダンス、6月～7月事前研修、夏季休業期間に就業体験、10月事後研修（報告会）
- ③ 授業科目名：「インターンシップA」（就業体験が5日以上である。） 1単位  
「インターンシップB」（就業体験が10日以上である。） 2単位  
\*自由科目とし、卒業単位には加えない。
- ④ 履修登録：受入先決定後行う。
- ⑤ 保険の加入義務：実習中の事故に備え、全員、賠償責任保険に加入する。
- ⑥ 成績評価：就業体験に原則として全て出席していることを前提に「事前学習レポート」「実習日誌」「受入担当者報告書（評価書）」「報告書レポート」の4点を総合的に評価する。
- ⑦ その他：実習にかかる報酬等は支払われない（無報酬である）。交通費、食費は自己負担である。ただし、受入企業・団体が交通費等を補助する場合は、この限りではない。
- ⑧ 注意：インターンシップに申込をした後は、特別な事情がない限り辞退できない。

ボランティア活動

- 1) 科目名：「ボランティア活動」
- 2) 単位数：1 単位（自由科目とし、卒業要件単位には含まれません。）
- 3) 成績評価：「合格・不合格」
- 4) 活動対象：東日本大震災などの災害救助法が適用される災害に対する復興支援活動  
学校や教育委員会から要請を受けた学校ボランティア活動
- 5) 活動期間：30 時間以上のボランティア活動（複数期間の通算可）
- 6) 休業期間中以外の取扱い：不可（休業期間中のみを対象とする。）

資料 5-1-3-8 他学部・他学科の授業科目の履修(学則抜粋)

- (他学部および他大学等における授業科目の履修等)
- 第 38 条 教授会の議を経て、学部長の認めるところにより、学生に他の学部または他の学科の授業科目を履修させることができる。
- 2 教授会の議を経て、学部長が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。
  - 3 前 2 項の規定により修得した単位については、合わせて 60 単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、卒業の要件となる単位とみなすことができる。
  - 4 前 2 項の規定は、第 45 条の規定により留学する場合について準用する。この場合において、第 2 項に規定する「協議」は省略することができる。

資料 5-1-3-9 単位互換制度

滋賀大学との単位互換制度

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/gokan1.html>

環びわ湖大学連携単位互換制度

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/gokan2.html>

彦根 3 大学連携単位互換制度

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/gokan3.html>

資料 5-1-3-10 留学制度一覧

区分	交換留学	派遣留学	短期海外研修	認定留学	その他の留学	人間学異文化理解
期間	通常1年	3ヶ月～1年	1ヶ月程度	3ヶ月～1年	自由	3週間
在籍状態 (※ 1)	留学	留学	在学	留学	休学か 在学	在学
本学の授業料	正規の修業年限内で卒業する場合は要納付。	正規の修業年限内で卒業する場合は要納付。	—	正規の修業年限内で卒業する場合は要納付。	休学しない場合は要納付。	—
留学先の授業料	納付不要	要納付	要納付	要納付	要納付	大学の一部負担後の残額を本学に支払う。
本学の経済的援助	本学を正規の修業年限内で卒業する場合は「留学助成金」を支給。正規の修業年限を超えて卒業する場合は留学中の授業料を減免。	本学を正規の修業年限内で卒業する場合は「留学助成金」を支給。正規の修業年限を超えて卒業する場合は留学中の授業料を減免。	—	正規の修業年限を超えて卒業する場合は留学中の授業料を減免。「留学助成金」は未定。	—	本学の後援会より一部助成。

JASSO 奨学金 (※2)	給付型、貸与型 共に応募可	給付型、貸与型 共に応募可	—	貸与型に 応募可	—	—
教育機関の 選択肢	交換留学協定校	アメリカ・ ランシングコミュ ニティカレッジ	自由	海外の認可大 学等もしくは 同等以上の大 学等	自由	アメリカ・LSSU または中国・ 湖南師範大学
本学での 単位認定 (※3)	留学先で取得し た単位の認定、 単位の読替が可。	留学先で取得し た単位の認定、 単位の読替が可。	不可	留学先で取得 した単位の認 定、単位の読 替が可。	不可	各2単位
その他	大学のサポートが 全面的に得られる	国際コミュニケー ション学科の学 生のみ対象	国際コミュニケー ション学科の学生 のみ対象	—	—	大学のサポー トが全面的に 得られる

※1:休学をした場合、入学後4年で卒業することはできませんので、注意してください。休学をする際は、卒業までの計画を練った上で申請してください。在籍状態が「留学」の場合は在学年限に含まれます。

※2:ここでいう給付型、貸与型は留学する学生への奨学金のことをさし、本学学生が留学とは関係なく受けられる奨学金とは別の物です。詳細は次ページを参照してください。

※3:国際コミュニケーションの「海外留学」の単位認定を除く。

### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程と授業の内容は、学術の発展動向、時代と社会の要請、卒業生・在学生間のニーズ、こうしたものに配慮し、全学共通科目や各学部・学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて常に改善を行っている。それを反映するだけの柔軟な構造を備えていると判断する。

従って、教育課程の編成、または授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

**観点5-2-①:** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

### 【観点に係る状況】

講義、演習、実験、実習等を組み合わせて授業を行うことが学則で定められている。(資料5-2-1-1)

学習指導方法は、学科・専攻の教育の目的とそれを反映したカリキュラム・ポリシーに沿って展開しており、講義や実習の構成割合はそれぞれの学科・専攻で異なる。

例えば、環境科学部では、環境に関わる教育を実践するため、多くの実験・実習・演習・フィールド型授業が配置されている。特に、1・2年次には、学部全学生が必修として「環境フィールドワークⅠ」、「環境フィールドワークⅡ」を履修しなくてはならず(各学年前期、1週あたり3コマ)、これが環境科学部のフィールドワーク教育の根幹をなしている。また、各学科には多くの実験・実習系科目あるいはフィールド型授業を配置している。(資料5-2-1-2)

工学部においては科目を全学共通科目・専門科目に分けてバランスを考慮の上、編成して教育を行っており、専門科目は専門基礎科目、学部共通基礎科目、学科共通基礎科目、学科専門科目に分けられる。材料科学科では3年次末、機械システム工学科および電子システム工学科では4年次に研究分野に配属し、学科専門科目のほか卒業研究を行う。また、授業の内容が教育課程の趣旨に合致するよう、工学部においては基礎科目を先ず学ばせ、基礎的知識をマスターした上で、応用科目、専門科目を学ぶように科目を配置している。さらに、授業の内

容が全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映させるため、科目間の依存性や連携に留意し、無理なく段階的に学習できるよう、常にカリキュラムの改善を続けている。(資料 5-2-1-3)

人間文化学部では共通の必須科目である「人間探求学」と「環琵琶湖文化論実習」を、それぞれ 1 回生段階における導入教育およびフィールドワークを主体とした必修科目として位置づけている。また、教育目標の達成をめざすためにそれぞれの学科で「学びのポイント」を作成し、少人数教育、フィールド重視の実践学習、多角的視点と多彩な手法での教育を実践している。平成 24 年度に新設された国際コミュニケーション学科では、グローバル化する現代社会において活躍できる人材の育成を目指し、語学教育を重視し、長期(1 年)もしくは半期(半年)の留学を強く推奨している。専門教育について、いずれの学科も、教育目標に沿って講義、演習・ゼミ、実習、実験等、多様な形態の授業を開設している。また、少人数教育、対話型・討論型授業、フィールド型等の授業が展開されている。基礎学力が不足している学生に対して、たとえば生活栄養学科では化学分野の「天然物化学基礎」を開講している。(資料 5-2-1-4)

人間看護学部では、授業形態の組み合わせとして、学内での講義・演習の終了後に臨地実習を配置し、学生の理解度を深めるように工夫がなされている。講義においては様々な教育媒体を利用し、学習効果の向上を目指している。学内演習では 5～6 人の少人数にグループ分けし、ティーチング・アシスタント(TA)や臨床指導者の参加を得て、臨場感を持たせながらきめ細かい指導を行っている。臨地実習でも 5～6 人の少人数グループ編成とし、実習の指導は臨床指導者および科目を担当する教員全員で行い、看護実践能力の向上に繋げている。

(資料 5-2-1-5)

いずれの学部も、専門科目になると学生教員比率の有利性を最大限に活かして少人数クラスとなり、学生は密度の高い指導を受けているが、最終的な卒業研究の段階では教員 1 名あたり 3～5 名の学生配置となり、完全な対話・討論型の指導態様となっている。

全学共通教育における人間学では、講義科目以外に必修科目である「人間探求学」について、少人数でのディベートやプレゼンテーションなどが組み込まれている。また、情報処理教育では情報処理演習室を使った実践的な教育を行っている。例えば、CALL 教室については、全学共通科目である語学での E-learning システムを利用した授業や TOEIC 試験への対応、CAI 教室については、環境科学部環境政策・計画学科の地理情報科目での GIS 活用や工学部機械システム工学科、電子システム工学科、環境科学部環境建築デザイン学科の CAD を活用した設計実習など、コンピュータを用いて設計実務に必要な情報技術を習得するとともに、説得力のあるプレゼンテーションを行えるようになるなどの具体的成果も確認できている。(資料 5-2-1-6、資料 5-2-1-7)

#### 資料 5-2-1-1 授業方法(学則より抜粋)

(授業方法)

- 第 34 条の 4 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

資料 5-2-1-2 環境科学部履修の手引 (資料 5-1-2-6 再掲)

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/05%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%A7%91%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

資料 5-2-1-3 工学部履修の手引 (資料 5-1-2-6 再掲)

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/06%E5%B7%A5%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

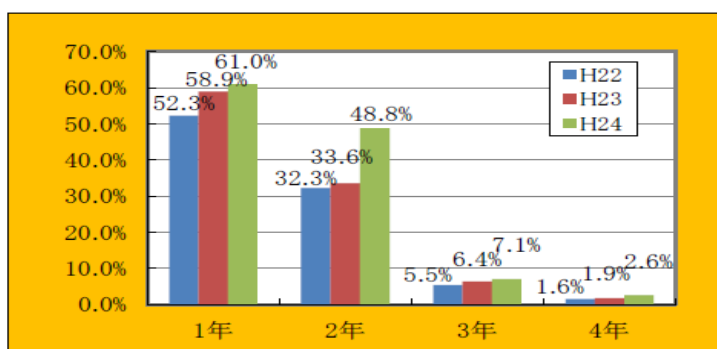
資料 5-2-1-4 人間文化学部履修の手引 (資料 5-1-2-6 再掲)

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/07%E4%BA%BA%E9%96%93%E6%96%87%E5%8C%96%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%A7%91%E7%9B%AE%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

資料 5-2-1-5 人間看護学部履修の手引 (資料 5-1-2-6 再掲)

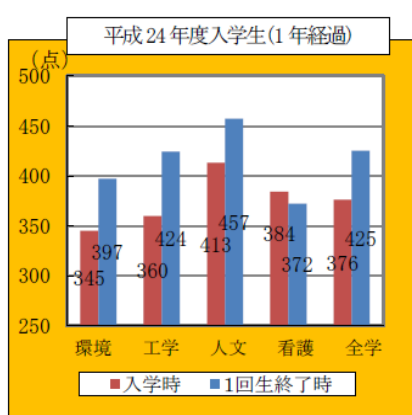
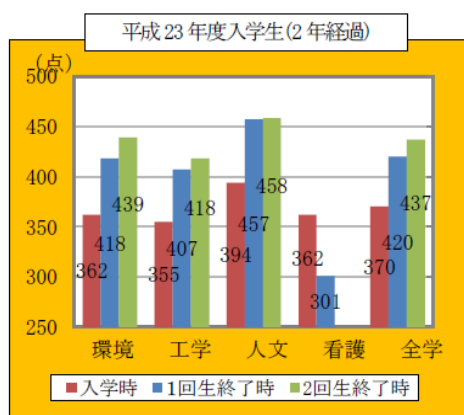
<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/08%E4%BA%BA%E9%96%93%E7%9C%8B%E8%AD%B7%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%A7%91%E7%9B%AE%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

資料 5-2-1-6 E-learning 利用状況



各回生とも利用が増加傾向にあるが、学年の進行とともに利用者が減少する。利用者1人当たりの年間利用時間は、12時間13分で、総ログイン回数とともに平成22年度から増加した。(特定のクラスで1人当たり20時間以上の利用がある。)

資料 5-2-1-7 TOEIC 試験の結果



入学時、1年次終了時、2年次終了時の3回、TOEIC試験の受験を義務付けており、平成23年度入学生は入学時と比べ2年間で平均スコアが18.1%上昇した。

入学年度・回数	平均点	最高点
H23	1回目	370
	2回目	420
	3回目	437
H24	1回目	376
	2回目	425

※ 受験率が低いものは除外した。



## 【分析結果とその根拠理由】

各学部において、教育の目的に沿って体験型授業形態およびIT活用型授業形態等を導入している。各学部とも講義、演習、実験、実習の授業形態の組み合わせとバランスを考慮したカリキュラムを実施している。また環境科学部、人間文化学部では特にフィールドワークに重点を置いた演習、実習を行っている。その他の科目においてもそれぞれの科目編成の目的に応じた形での種々の授業形態が採用され、各分野の総合的な理解を得るために十分な機能を果たしている。

従って、教育目的に照らして、こうした授業形態の組み合わせ、バランスを確保し、適切な指導方法を採用していると判断する。

## 観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

## 【観点に係る状況】

本学の学年暦では、1年間の授業期間は定期試験の期間などを含めて35週を確保し、前期、後期の各学期の授業は定期試験を除いて15週を確保している。（資料5-2-2-1）

学則で単位の計算法を定めている。（資料5-2-2-2）そこでは45時間の学習で1単位と規定され、授業時間は講義科目で15時間、演習科目で30時間、実験・実習科目で45時間をもって1単位である。たとえば講義科目では残り30時間を予習復習に充てることを前提としている。しかし、日本の大学では学生がこの予習、復習時間を十分にとっているとはいえないのが現状である。本学の学生も履修登録に際して多くの科目を履修する傾向にあるため、学生は時間割表を多くの科目で埋めており、必然的に予習復習時間の不足を招く結果になっている。（資料5-2-2-3）単位制度本来のあり方からすれば何らかの改善をすべき状況にあることから、本学では学生の自宅学習を促す教育プログラムを作成し、自学自習を促進している。（資料5-2-2-4）

授業では、小テストの実施、レポート等の課題、レスポンス・ペーパーの活用、オフィスアワーの設定、上級生による学習アドバイザー制度の導入などを行っている。（資料5-2-2-5）

学生が自主的な学習を行える施設としては、その中核的な機能を果たすのが図書情報センターであり、学生が自由に使用できる状況にある。また、図書情報センター以外にA7棟に自習室を新設し、授業時間外の学習に学生が利用できるよう環境整備をしている。

成績評価としてGPA制度を導入しているため、学生が履修科目の選択に際して、より慎重なアプローチをし、自身が選択した科目の学習により注力している。（資料5-2-2-6）

資料5-2-2-1 学年暦（平成26年度）

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/pdf/koyomi2014.pdf>

## 平成26年度(2014年度)学年暦・大学カレンダー

〔基本方針〕

- ① 定期試験を除いて授業回数を15回確保する。
- ② 災害、伝染病の流行等による全日全学臨時休講を実施した場合、原則として調整期間(補講等)に振替授業日を設定する。
- ③ 補講は通常授業と同じ曜日・時間で実施する。
- ④ 試験は通常授業と同じ曜日・時間で実施する。ただし、調整期間(補講等)に試験を実施することもできる。また、全日全学臨時休講が実施された場合は振替授業の日程が優先される。
- ⑤ 定期試験を実施しない科目は、試験実施対象日に補講を実施することができる。ただし、試験で使用する教室と重複する場合は、試験が優先され、代替教室がない場合は、補講対象日に実施することとする。
- ⑥ 休講した場合は、自動的に対象曜日の補講実施日に補講を登録する。補講を実施しない場合は、その旨を教務グループまで連絡する。また、補講実施日に補講をしない場合および2回以上休講した場合は、担当教員が独自に補講実施日を調整することとする。

〔日程上の留意点〕

- ① 休業期間 ○春季休業 前期: ~4/7(月)・後期: 3/23(月)~ ○夏季休業 8/8(金)~9/28(日) ○冬季休業 12/27(土)~1/5(月)
- ② 祝日授業日等 ○6/6(金・開学記念日) ○7/21(月・祝日) ○11/24(月・祝日)
- ③ 曜日変更授業日 ○5/7(水)→月曜科目 ○5/8(木)→火曜科目 ○11/6(木)→月曜科目 ○11/12(水)→月曜科目
- ④ 全学休講日 ○11/7(金)・10(月)湖風祭準備・片付け ○1/16(金)センター試験準備

資料 5-2-2-2 単位の計算方法 (学則より抜粋)

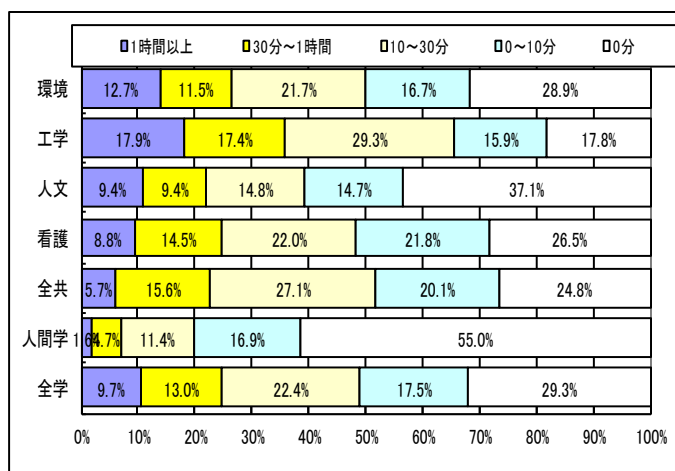
(単位の計算方法)

第35条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

資料 5-2-2-3 1科目に対する授業時間外学習時間 (授業アンケートより)

### 設問3 この授業のための学習に毎週どれだけの時間を使っていますか



全学平均では、「0分」とする割合は30.1%から29.3%へ減少したが、一方で「30分~1時間」「1時間以上」とする割合の合計は各学部等で下記のとおりとなった。

環境	H24後	27.4%	→	H25後	24.2%
工学	H24後	33.5%	→	H25後	35.3%
人文	H24後	20.4%	→	H25後	18.8%
看護	H24後	20.2%	→	H25後	23.3%
全共	H24後	23.3%	→	H25後	21.3%
人間学	H24後	8.2%	→	H25後	6.3%
全学	H24後	23.9%	→	H25後	22.7%

## 資料 5-2-2-4 自宅学習を促す教育プログラム

## 学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル実施報告書(平成 25 年度 後期実施分)

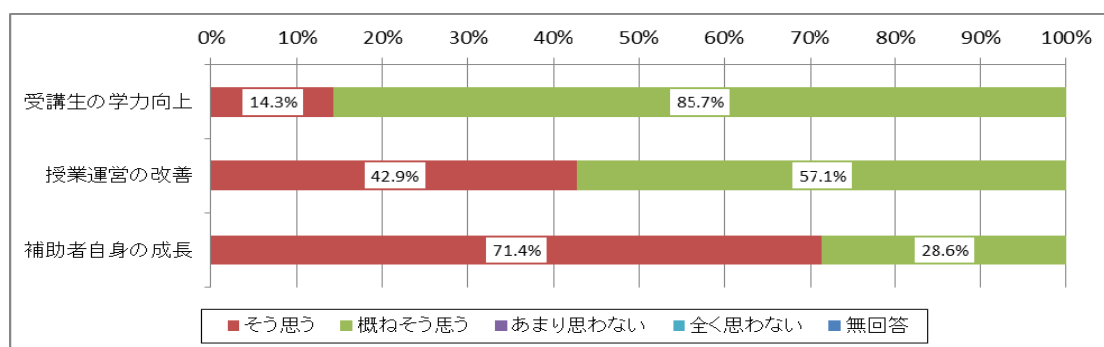
## 1. 実施科目等の状況

	担当教員	学部	科目名	補助員		別冊 ページ
				人数	時間	
1	望月 紀子	人間看護学部	老年臨床看護学	2	12.5	1
2	南川 久人	工学部	流体力学Ⅰ	2	72	7
3	奥村 万寿美	人間文化学部	臨床栄養学Ⅲ (栄養ケアマネジメント論実習)	1	36	13
4	バラチャンドラン ジャヤデーワン	工学部	金属材料	2	40	17
5	バラチャンドラン ジャヤデーワン	工学部	無機化学Ⅱ	2	87.5	23
6	丸尾 雅啓	環境科学部	水域環境機能論(環境毒性学)	1	9.5	29
7	植村 小夜子	人間看護学部	在宅看護援助論	2	20	33
計 7 科目 (補助員数 12 名)				277.5		

## 2. アンケート集計結果

## (1) 教員アンケート (n=7)

## ■宿題プログラムを導入した効果について



## 資料 5-2-2-5 オフィスアワー (履修の手引より抜粋)

(<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/officehour/officehour.html>)

## (4) オフィスアワーについて

オフィスアワーは、授業の内容や学習の進め方などについて、学生からの相談を受ける時間を各教員が指定し、学生を支援する制度です。学生のみなさんの積極的な活用を期待します。開設教員一覧については、学掲示板および学生ポータル「STEP-USP」の「お知らせ」に掲載します。

## 資料 5-2-2-6 GPA 制度 (履修の手引より抜粋)

## (4) GPA (Grade Point Average) 制度

## ① GPA とは

本学では、「秀・優・良・可・不可」の成績評価に加えて、GPA による成績評価制度を導入しています。

GPA とは、履修登録した全科目のうち、GPA 算出対象となる科目（以下「算出対象科目」といいます。）の成績を 4.5 から 0 までの数値に置き換え、これに当該科目の単位数を掛けて、その合計を算出対象科目の総単位数で割った数値です。

「秀・優・良・可・不可」が科目ごとの学業成果を表すのに対して、GPA は、「不可」となった科

目も含め、学生が履修登録した算出対象科目の学業成果および学業への取り組み結果の総合的な値として表すこととなります。  
したがって、みなさんが修学指導を受ける際や履修計画・学習計画を立てる際の参考として活用してください。

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業時間として年間 35 週の確保と、前期・後期の 1 学期に定期試験を除いて 15 週の授業を行っている。また、単位の実質化に向けての取り組みとして、学生に自学自習を促す教育プログラムの採用、E-learning システムの導入、自習室の整備などにより学生の自学自習を進めるための環境整備がなされている。同時に学生もまた自覚して自学自習を進めている。なお、図書館、全学共通情報処理演習室、学部情報室、自習室の利用などにより学生の積極的な自学自習がなされている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

しかし、学生の学習時間はまだ不足していることから、今後更なる努力が必要である。

#### 観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

##### 【観点到係る状況】

本学では開講している全ての科目につき、シラバスを作成している。シラバスは履修の手引に記載されている紙ベースの簡易版とWEB版がある。シラバスの内容は①授業概要（授業の目的、内容と狙い）、②授業計画（各授業回数ごとの内容を示すもの）、③到達目標、④成績評価（成績評価の基準を示すもの）、⑤テキスト・指定図書・参考書、⑥宿題および小試験（宿題や小試験を課す頻度などを示すもの）、⑦前提学力（その科目を履修するのに必要な前提学力を示すもの、特定の科目をすでに履修していることを要件とするものが多い）、⑧履修資格（登録できる学年を示すもの）、⑨履修定員および選定方法、⑩学位授与方針での位置付け、⑪キーワードなどの項目を標準様式として記載するシラバスを作成している。（資料 5-2-3-1）紙ベースの簡易版は学部ごとの履修の手引に、該当する学部の全科目のシラバスが記載され、学生に配布している。WEB版シラバスはループリックを添付書類として添付ができ、本学ウェブサイトに掲載し、検索閲覧ができるようにしている。（資料 5-2-3-2、資料 5-2-3-3）

学生が履修計画を立てるに際して、こうした事項から構成される講義概要は有効なガイドラインとして活用されている。また、授業評価アンケートでは履修の手引との一致について、どの学部等においても否定的な回答は非常に少ない。（資料 5-2-3-4）

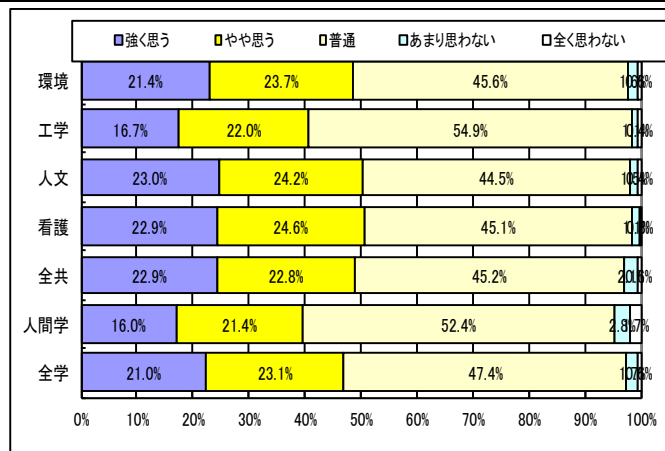
資料 5-2-3-1 シラバス記入要領(別添資料)

資料 5-2-3-2 講義概要 紙版 「履修の手引」(別添資料)

資料 5-2-3-3 講義概要 WEB版

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/SyllabusGaku/default.asp>

資料 5-2-3-4 授業とシラバス (授業評価アンケートより抜粋)

**設問8 この授業は履修の手引きの内容と一致していましたか**

履修の手引きとの一致について、否定的な回答はどの学部等でも非常に少なかった。前年度同期とほぼ同じ分布だが、「強く思う」とする回答は、人間学を除き、全学部等で少しずつ増える結果となった。

**【分析結果とその根拠理由】**

講義概要として必要十分な情報を備えた紙ベースのシラバスと詳細なWEB版シラバスを併用し、学生の活用度も高いことから教育課程編成の趣旨に沿う適切なシラバスが作成され活用されていると判断する。

**観点 5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。****【観点に係る状況】**

基礎学力不足の学生については早期の発見に努め、1年次前期学習時におけるGPA値が1点台の学生については、学生支援センター及び各学科の教員で履修指導を行っている。(資料 5-2-4-1) また、オフィスアワーを設け、学生が各教員に履修や授業内容に関する相談ができるようにしている。(資料 5-2-4-2)

また各学部・学科における基礎学力不足学生への組織的対応としては、環境科学部では数学に関するリメディアル教育として「基礎数学Ⅰ・Ⅱ」の2科目の授業を開講している。この科目は高校の数学Ⅲを履修していない学生が主たる対象で、高校の数学の教科書の定理を復習してそれを反映した例題を教員が解説し、学生が類題を演習課題として取り組む。さらにここでは大学の立場からの講義かつ演習であることを明確にし、単なる高校数学の復習とはしないことが強く意識されている。(資料 5-2-4-3)

人間文化学部生活栄養学科では基礎学力が不足の学生に対して、化学分野の「天然物化学基礎」を開講している。(資料 5-2-4-4)

人間看護学部においては、担任制をとっているため、当該学年の担任である教員が履修および学生生活の相談に応じるようになっている。既習科目であっても、専門基礎科目等の専門科目(実習科目)の基礎となる科目については学生の希望があれば聴講ができるよう配慮も行っている。(資料 5-2-4-5)

英語教育に関しては、学力不足で単位習得ができなかった学生のために「再履修英語」を開講している。(資料 5-2-4-6)

また、留学生の中で母国では英語の学習をほとんどしていない者を対象にした「初習英語Ⅰ・Ⅱ」のクラスを設けることで、本学の教育内容への円滑な参加を図っている。(資料 5-2-4-7)

## 資料 5-2-4-1 GPA による分析

平成25年度 学部・学科・学年ごとのGPA区分			H26.3.17現在				
学部	学科	年次	各GPA区間の割合 (%)				平均GPA
			4.5 ～ 3.5	3.4 ～ 2.5	2.4 ～ 1.5	1.5未満	
環境科学部	環境生態 学科	1	0.0%	50.0%	40.0%	9.9%	2.3
		2	3.3%	26.7%	53.4%	16.7%	2.1
		3	0.0%	41.3%	37.9%	20.7%	2.1
		4	0.0%	42.8%	46.4%	10.7%	2.3
	環境政策・計画 学科	1	0.0%	40.0%	57.5%	2.5%	2.3
		2	0.0%	14.6%	68.3%	17.1%	1.9
		3	4.4%	24.5%	42.2%	28.9%	2.0
		4	0.0%	38.4%	43.6%	17.9%	2.1
	環境建築 デザイン 学科	1	0.0%	31.5%	51.9%	16.7%	2.1
		2	0.0%	26.0%	58.0%	16.0%	2.0
		3	0.0%	21.5%	54.9%	23.5%	2.0
		4	0.0%	7.1%	61.4%	31.6%	1.7
生物資源 管理学科	1	1.7%	63.4%	26.7%	8.4%	2.5	
	2	3.3%	37.7%	49.2%	9.8%	2.3	
	3	1.6%	34.9%	50.7%	12.8%	2.2	
	4	1.7%	40.7%	49.1%	8.5%	2.3	
工学部	材料科学 科	1	0.0%	44.0%	38.0%	18.0%	2.2
		2	0.0%	27.4%	50.0%	22.6%	2.0
		3	0.0%	19.2%	59.6%	21.2%	1.9
		4	0.0%	29.4%	58.8%	11.8%	2.1
	機械シス テム工学 科	1	0.0%	37.2%	54.9%	7.9%	2.3
		2	0.0%	22.7%	51.0%	26.4%	1.8
		3	0.0%	17.3%	63.4%	19.2%	1.9
		4	2.0%	37.3%	47.1%	13.7%	2.2
電子シス テム工学 科	1	0.0%	15.7%	72.6%	11.8%	2.0	
	2	1.9%	46.3%	42.6%	9.3%	2.3	
	3	1.9%	25.0%	48.1%	25.0%	2.0	
	4	0.0%	28.0%	62.0%	10.0%	2.1	
人間文化学部	地域文化 学科	1	0.0%	45.9%	44.3%	9.8%	2.3
		2	0.0%	54.7%	39.1%	6.3%	2.4
		3	0.0%	29.6%	53.5%	16.9%	2.1
		4	0.0%	27.4%	60.3%	12.2%	2.1
	生活デザ イン学科	1	3.0%	15.1%	78.8%	3.0%	2.1
		2	0.0%	35.5%	58.1%	6.5%	2.2
		3	0.0%	26.6%	60.0%	13.3%	2.1
		4	0.0%	16.1%	64.5%	19.4%	1.9
	生活栄養 学科	1	0.0%	86.7%	13.3%	0.0%	2.8
		2	0.0%	54.8%	42.0%	3.2%	2.4
		3	0.0%	43.8%	50.0%	6.2%	2.4
		4	0.0%	56.7%	43.3%	0.0%	2.6
人間関係 学科	1	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	2.6	
	2	0.0%	65.6%	28.2%	6.3%	2.4	
	3	0.0%	41.2%	35.2%	23.5%	2.1	
	4	0.0%	21.3%	72.8%	6.1%	2.2	
国際コミュ ニケーショ	1	2.0%	66.0%	32.0%	0.0%	2.6	
	2	1.9%	41.5%	43.4%	13.2%	2.3	
人間看護 学部	人間看護 学科	1	0.0%	65.7%	31.5%	2.9%	2.5
		2	1.6%	59.0%	36.1%	3.2%	2.5
		3	0.0%	62.1%	34.9%	3.0%	2.5
		4	0.0%	61.3%	38.6%	0.0%	2.5

資料 5-2-4-2 オフィスアワー (資料 5-2-2-5 再掲)

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/officehour/officehour.html>

## 資料 5-2-4-3 環境科学部履修の手引

## 2 環境科学部共通科目の履修について

- ④ 基礎数学Ⅰ、Ⅱは、高校で数学Ⅲと数学Ⅳを履修していない1回生を対象にしています。高校で両科目を履修したものは、履修するに及びません。

## 資料 5-2-4-4 天然物化学基礎のシラバス

科目名	天然物化学基礎 (402280)
科目名 (英文)	Basic Chemistry of Natural Substances
担当教員	村上健太郎
単位数	2単位
授業概要 (web用)	化学と人間生活の関わり、特に食での関わりを考える上で必要な、化学の基礎知識を扱う。
授業概要 (要約版：印刷用)	化学と人間生活の関わり、特に食での関わりを考える上で必要な、化学の基礎知識を扱う。
授業計画	第 1 回 化学の世界の単位、用語の基礎 第 2 回 炭水化物(糖質)の構造と化学(ブドウ糖を例にして) 第 3 回 炭水化物(糖質)の構造と化学 第 4 回 原子の構造と電子配置 第 5 回 原子の構造と電子配置 第 6 回 分子の形と化学結合 第 7 回 分子の形と化学結合 第 8 回 脂質の構造と化学 第 9 回 脂質の構造と化学 第 10 回 タンパク質、アミノ酸の構造と化学 第 11 回 タンパク質、アミノ酸の構造と化学 第 12 回 溶液の濃度(原子量、分子量、モルの概念) 第 13 回 pHと緩衝液 第 14 回 化学反応の速さと化学平衡、酵素 第 15 回 まとめ

## 資料 5-2-4-5 人間看護学部履修の手引

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/08\\_人間看護学部科目履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/08_人間看護学部科目履修の手引.pdf)

## 資料 5-2-4-6 再履修英語 (全学共通教育履修の手引)

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/02\\_全学共通科目履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/02_全学共通科目履修の手引.pdf)

科目名	英語 I A (活性化コース) (再履修) (110201)
科目名 (英文)	English IA
担当教員	吉田亞美
単位数	1単位
授業概要 (web用)	本授業では、『シャレード』(1963年、アメリカ)の鑑賞を通じて、英語ならびに英語圏以外の言語や文化についての理解を深める。同時に、本映画を題材にしたTOEIC形式のテキストを用いてTOEIC対策・演習を行い、スコア500取得を目指す。文理の如何に関わらず、TOEICに慣れ親しみ、高スコアを取得しておくことは、将来の就職活動において有利となるばかりではなく、自身の英語学習の上達度を知るうえで参考かつ励みとなる。また、フランスが舞台である本作品を通じて、英語を母語としない話者による英語に対する柔軟なリスニング力を身につけるとともに、主人公役を演じた女優オードリー・ヘップバーンの生涯、彼女を取り巻くフランスの文化・精神にまで踏み込み本編を存分に味わいたい。

## 資料 5-2-4-7 初習英語 (全学共通教育履修の手引)

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/02\\_全学共通科目履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/02_全学共通科目履修の手引.pdf)

科目名	初習英語 I A (110981)
科目名 (英文)	English I for Beginners [Overseas Students Only]
担当教員	ウォルター・クリンガー Walter Klinger
単位数	1 単位
授業概要 (web用)	既習の知識を活性化させ、コミュニケーションの場で即座に使用できる知識として定着させ、また高めることを目標とする。この授業では、音声教材 (MD / CD等) に従って (文字を見ないで)、英語会話の基礎となる基本文型の変形がスラスラ口から出てくるよう訓練します。授業では (必要なら基本文型の解説をします)、基本文型の変形トレーニングをします。進み具合は人によって異なりますので、マイペースでトレーニングをし、チェックを受けてください。

## 【分析結果とその根拠理由】

学力不足の学生を1年次の早い時期にGPAを用いて判断し、学生支援センターおよび各学科において指導を行っている。また、リメディアル型の授業では、例えば全学共通科目の英語の場合を例にとると、再履修英語を通年で4クラス開設している。また、各学部・学科においてもリメディアル教育を実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等は組織的に行われていると判断する。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

## 【観点に係る状況】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は学士課程に共通のものと各学部・学科で、明確に定められていて、「履修の手引」に明示されるとともに、本学ウェブサイトで公表されている。

資料 5-3-1-1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

## 滋賀県立大学 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

滋賀県立大学では、卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を以下のとおり定めます。これらの能力を獲得するとともに、各学部・学科に所定の年限在学し、全学ならびに各学部・学科の定める教育理念・教育目的に沿って設定された教育プログラムや授業科目を履修して、基準となる単位数を



修得した学生に学位を授与し、卒業を認定します。

学位：学士

- A. 「全学共通科目」、「全学共通基礎科目」、「人間学」の履修を通じて、基礎的な知識・技術を養うとともに、社会環境の変化に柔軟に対応できる豊かな人間性と、課題を発見、分析、解決する能力に加え、自ら探求する態度と姿勢を身につける。
- B. 各学部・学科の特性に応じて編成された体系的な教育を通じて、専門的な知識・技術を養うとともに、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を身につける。

### 環境科学部

#### [環境生態学科]

環境生態学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記の通り定めます。

これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を取得した上で、環境生態学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士課程の環境科学の学位を授与します。

- A. 人間・社会・環境の関係について多様な側面から理解できる。（知識・理解）
- B. 外国語で意思疎通し、与えられた課題について情報を入手し発信する基礎能力を養う。（技術・技能）
- C. 生態系の構造と機能を探求するのに必要な科学的基礎力を修得する。（知識・理解）
- D. 様々な生態系の構造と機能について幅広い知識を身につけ、それらについて自然科学（物理学・化学・生物学・地球科学）的方法論を用いて理解できる。（知識・理解）
- E. 生態系の保全と修復に関する知識を身につけるとともに、その保全修復に積極的に関わる態度を持つ。（知識・理解）（興味・関心）（思考・判断）
- F. 物理的・化学的・生物的・地球科学的環境因子の調査測定、解析に必要な技術を修得する。（技術・技能）
- G. 環境問題に対し、自らの見解を形成できる。（知識・理解）（興味・関心）（思考・判断）
- H. 調査結果等を口頭発表、論文作成等の適切な手法を用いて表現できる。（技術・技能）（思考・判断）（興味・関心）
- I. 他者と論理的に議論できる。（技術・技能）（思考・判断）（興味・関心）

#### [環境政策・計画学科]

環境政策・計画学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記の通り定めます。

これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得した上で、環境政策・計画学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士課程の環境科学の学位を授与します。

- A. 環境政策と環境計画についての知識を習得し理解する。（知識・理解）
  - ・環境を配慮した政策や計画について学ぶ。
  - ・環境問題と関連する人間行動や社会システムについて理解する。
  - ・環境および環境と人間活動の相互作用についての知識を習得する。
  - ・環境政策と環境計画の理解に必要な知識を学ぶ。
- B. 環境問題に対して思考・判断する能力を獲得する。（思考・判断）
  - ・プロジェクトの設計やイベントの計画を通じて環境問題について考える。
  - ・ビジネスの構築や行政計画から環境問題の解決策を検討する。
  - ・環境を配慮した政策や計画の目標を達成するための思考能力と判断力を身につける。
- C. 地域環境問題や地球環境問題についての興味や関心を養成する。（興味・関心）
  - ・環境フィールドワークによる現場での体験から学ぶ。
  - ・環境政策や環境計画の実態について調べる。
  - ・環境問題と人間や社会とのかかわりについて興味を持つ。
  - ・環境問題が発生してきた地域に関心を持つ。
- D. 環境を配慮した社会の実現につながる技能や技術を習得する。（技能・技術）
  - ・政策や計画を作成するための技法を習得する。
  - ・環境を配慮した政策や計画を導入するために支援となるような技法を学ぶ。
  - ・環境問題の解決につながる研究を論文の作成と口頭による発表によって、わかりやすく伝える技術を身につける。
- E. 環境政策や環境計画に携わるための態度を養成する。（意欲・態度）
  - ・環境問題に関連するイベントや会議に主体的に参加することができる。
  - ・環境政策や環境計画に従事している人にインタビューをすることができる。
  - ・自分から環境問題の解決に向けて積極的に取り組むことができる。

#### [環境建築デザイン学科]

環境建築デザイン学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記の通り定めます。

これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得した上で、環境建築デザイン学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士課程の環境科学の学位を授与します。

- A 人間存在と環境・社会について深く理解し、豊かな人間性を身につけること（知識・理解）（興味・関心）
  - A-1 人間の心身および人間と自然や社会とのかかわりなどについて、興味に応じて多面的に学習し、大学教養レベルの知識と複雑化・流動化していく現代社会の中で将来の指針を見いだしていく能力を身につけること（知識・理解）
  - A-2 国際的に活躍する世界市民に必要な外国語によるコミュニケーション能力の基礎を身につけること（知識・理解）
- B 技術が環境や社会に与える影響や効果について理解し、技術者・デザイナーとしての責任感と倫理観を身につけること（知識・理解）（興味・関心）
- C 力学、数学、フィールドワーク、情報処理技術、および環境建築デザイン分野の全般に関わる基礎的な知識と技法を身につけること（知識・理解）（技能・技術）
- D 環境建築デザインの各分野の専門的な知識を習得し、さらにそれらを基礎として高度な専門知識と技法を身につけるとともに、それらを応用して与えられた課題を整理・探究する能力を身につけること（知識・理解）（思考・判断）
- E 環境建築デザイン分野の様々なデザイン技法を習得し、さらにそれらを基礎として演習・実習を通じて高度な設計・デザイン技能を身につけること（思考・判断）（技能・技術）
  - E-1 環境建築デザインの幅広い課題に関する演習を通じて、課題の分析・解決・提案、及びそれらをデザインに表現する能力を身につけること（思考・判断）（技能・技術）
  - E-2 環境建築デザインの幅広い課題に関する実習を通じて、地域の課題を理解し、解決するための技術と技能を身につけること（思考・判断）（技能・技術）
- F 自分の論点や考えを制作や論文を用いて、わかり易く論理的に表現する能力とともに、それを口頭でわかり易く論理的に発表しディスカッションを行う能力を身につけること（思考・判断）（技能・技術）
- G 環境の一部としての建築を計画・設計するという意識をもち、建築プロフェッションとしての明確な目的意識をもち、生涯にわたって自発的に学習する能力を身につけること（技能・技術）（興味・関心）

#### [生物資源管理学科]

生物資源管理学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記のとおりに定めます。

これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を取得した上で、生物資源管理学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士課程の環境科学の学位を授与します。

- A. 人間と自然・社会の関係について多面的に理解することで、豊かな人間性と倫理観を身につける。（知識・理解）
  - A-1. 幅広い教養を習得し、環境問題を解決するための基礎的能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力および文章表現能力を身につける。（知識・理解）
  - A-2. 外国語によるコミュニケーション能力および異文化を理解する能力を身につける。（知識・理解）
- B. 生物資源管理学の基礎となる知識と技術を身につける。（知識・理解）
- C. 生物資源管理学に関連する幅広い専門知識を身につける。（知識・理解）
- D. 生物資源管理学の幅広い分野について俯瞰した上で、自ら選択した個別分野について深く理解し、応用できる能力を身につける。（知識・理解）（技能・技術）
  - D-1. 各専門分野における専門知識を体系的に身につけ、自ら選択した個別分野について、高度な専門知識と応用力を身につける。（知識・理解）
  - D-2. 実験・実習を通じて、実践的な専門技術、結果の解析能力、論理的思考力およびレポート作成能力を身につける。（技能・技術）
- E. 生物資源管理学に関係する諸問題を、自らの専門性に基づいて発見し、問題解決に向けて主体的・協同的に行動できる能力を身につける。（思考・判断）（興味・関心）
- F. 専門分野の調査研究結果を他者に分かりやすく発表し、論理的にディスカッションできる能力、および科学論文の作成能力を身につける。（技能・技術）

#### 工学部

##### [材料科学科]

材料科学科は、環境と調和した持続可能な人間社会の構築のために、科学技術に裏打ちされた材料技術の進歩に貢献できる、高度専門職業人の養成を目的としています。そこで材料科学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力を下記のとおりに定めます。これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する

所定の単位を修得した上で、材料科学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士（工学）の学位を授与します。

- A. 「人間」という存在を深く見つめ、人間と環境・社会の関係について多面的に理解し、技術者が社会に対して負っている責任と使命を実践する能力を身につける（思考・判断）
- B. 英語や他の外国語で生活および材料科学技術分野に関する必要な情報発信ができる、コミュニケーション基礎能力を身につける（技能・技術）
- C. 工学の基礎となる数学、自然科学、情報科学および情報処理についての理解と活用能力を身につける（知識・理解）
- D. 工学とその基礎となる学問の幅広い分野に基づいて、技術について俯瞰的に見ることが出来る能力を身につける（興味・関心）
- E. 材料の物性、構造や機能、これらの解析方法、および材料製造方法についての、金属、セラミックス、有機材料、高分子材料に共通する基本的な知識と、それを材料開発、プロセス開発に応用する能力を身につける（知識・理解）
- F. 様々な材料の特性、製造方法、機能性について、その構造と関係づけて理解し、材料設計およびプロセス設計へと活用できる能力を身につける（知識・理解）
- G. 与えられた課題に対して適切な実験計画を立案・遂行して、得られたデータをもとに現象について考察し論理的に説明し記述できる能力、卒業研究などを通して自主的・継続的に学習できる能力、伝えたい専門的内容を論理的で判り易く説明し議論できるコミュニケーション能力等を身につける（思考・判断）（技能・技術）

#### [機械システム工学科]

機械システム工学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記のとおり定めます。これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得した上で、機械システム工学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士課程（工学）の学位を授与します。

- A. 自然環境、社会、人間に関する理解、および技術の役割に関する理解
  - A-1. 自然環境、社会、人間について、地球的視点や地域の視点、さまざまな立場から多面的に理解し、幅広く深い教養を身につける。（興味・関心、態度）
  - A-2. 技術が、自然環境、社会、人間に及ぼす影響を理解して、技術者が負っている責任を自覚できる。（興味・関心、態度）
- B. 国際的にコミュニケーションできる基礎能力を身につける。（技能・技術）
- C. 数学、力学、電磁気学、化学、情報技術に関する基礎学力を修得し、これらを機械システム工学に応用できる能力を身につける。（知識・理解、技能・技術）
- D. 機械システム工学専門科目に関する能力
  - D-1. 機械システム工学の概要を学習し、機械システム工学の基礎を修得するとともに、機械システム工学全般を見渡せる能力を育成する。（知識・理解、思考・判断）
  - D-2. 機械システム工学の基礎である材料と構造、エネルギー、流れ、力と運動、応用である計測制御、生産技術に関する学力を身につける。（知識・理解）
  - D-3. 講義で学んだ知識を、実験・実習・演習を通してより具体的に機械システム工学を理解し、ものづくりに応用できる能力を身につける。（知識・理解、技能・技術）
- E. 社会が要求する実際的な課題を、種々の専門知識を活用して解決する実践的なデザイン能力を身につける。（興味・関心、技能・技術）
- F. 自分の意見を論理的に整理し相手にわかりやすく伝える力、相手の意見を聴き理解する力を身につける。（思考・判断、技能・技術、表現）
- G. 自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む力、継続的に自己啓発と学習を続けていく力を身につける。（思考・判断、興味・関心、態度、意欲）
- H. 課題の解決への道筋を明らかにする力、目標に向け確実に行動する力を身につける。（思考・判断、態度）

#### [電子システム工学科]

電子システム工学科は、電気・電子・情報工学分野の高度な技術と知識に裏打ちされた創造力豊かな高度専門職業人の養成を目的としている。そのため学生は、次の能力を身につけることが求められる。

- A. 人間存在と環境・社会について深く理解し、豊かな人間性を身につける。（興味・関心）
- B. 国際的に活躍する世界市民に必要な外国語によるコミュニケーション能力の基礎を身につける。（技能・技術）
- C. 電子システム工学分野の基礎となる、大学工学部共通基礎レベルの数学、物理学、化学および情報処理技術に関する知識とそれらに応用する能力を身につける。（知識・理解）
- D. 電子システム工学分野の幅広い基礎知識を習得し、さらにそれらを基礎として高度な専門知識を身につける。（知識・理解）
- E. 電子システム工学分野の実験、実習の実践を通して、工学課題を設定・遂行・解決する能力を身につ

ける。(技能・技術)

- F. 自分の論点や考え方について論文や口頭でわかり易く論理的に発表しディスカッションを行う、日本語によるコミュニケーション能力を身につける。(技能・技術)
- G. 技術者としての明確な目的意識を持ち、生涯にわたって自発的に学習する能力を身につける。(思考・判断)

## 人間文化学部

### [地域文化学科]

- A. 日本や東アジアの過去・現在の文化について幅広い知識を身につけることができる。(知識・理解)
- B. 多様な地域文化についての関心を持ち、大学で学んだことをもとに課題を解決しようとする態度を持つ。(思考・判断)
- C. 琵琶湖地域を中心とするフィールドワーク(現地調査)を通じて、それぞれの地域の社会や文化に対して関心を持ち、自らの見解を形成できる。(興味・関心)
- D. 自分の調査・研究の成果を口頭あるいは文章や地図・図像などの製作物の形で表現することができる。(技能・技術)

### [生活デザイン学科]

- A. 身近な生活環境を構成する服飾・道具・住居の各分野について、基礎から実践に至るまでの知識と理論を理解することができる。(知識・理解)
- B. 演習科目を通して、自分の専攻する分野のデザインスキルを身に付ける。(技能・技術)
- C. 生活環境、生活様式に関わる問題を発見し、具体的な方法論により、分析・考察し、解明・解決・提案できる。(思考・判断)
- D. 生活環境の中のデザインや地域におけるデザインについて関心を持ち、大学で学んだことをもとに、それを改善しようとする態度を持つ。(興味・関心)
- E. 自分の調査・研究の成果を、口頭あるいは文章や、制作物の形で表現する事ができる。(技能)

### [生活栄養学科]

生活栄養学科は卒業時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的)を下記のとおり定めます。これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得した上で、生活栄養学科の定める人材育成目標を達成した者に、学士課程の人間文化学の学士を授与します。

- A. 栄養学に関する幅広い基礎的な知識を習得する。(知識・理解)
- B. 栄養学の視点からみた健康に関するさまざまな問題に対して大学で学んだ知識を基に科学的根拠をもって自らの見解を形成できる。(思考・判断)
- C. 実験、実習、演習などの実施教育を通して、明確な目的意識を持ち、自主的な学習姿勢を通じて独創的な思考力を習得する。(思考・判断)
- D. 現代社会が抱える栄養学の視点からみた健康に関する問題に対し、大学で学んだ事を基に解決しようとする態度を持つ。(興味・関心)
- E. 個々人の栄養状態を把握し、個々人に最適な栄養管理を行うことができる。(技能・技術)

### [人間関係学科]

本学科の専門科目群、全学共通教育科目群の履修および在学中の多様な活動を通じて、人間らしい心の発達と生きがいの感じられる生活や社会システムの構築に参加するための基礎的、専門的知見と技術、多様な立場や職種の人々と対話し、連携する主体としての諸力量を身につけていることが求められます。また、個人の生涯発達と社会の生成、発展のダイナミクスに関心をもち、問題状況を科学的に分析し、理解し、状況の改善に向けて論理的に判断、議論する能力が求められます。以下にも記すこれらの要件を満たした者には人間文化学部から学士(人間文化学)の学位が授与されます。

- A. 知識・理解  
人間関係のあり方について心理学・教育学・社会学を中心とする幅広い知識を身につける。
- B. 思考・判断  
B-1. 一対一の関係で起こる綿密なコミュニケーションを考える一方で、大きな社会集団で起こる複雑なコミュニケーションを考えることができる。  
B-2. 対人関係を短い時間単位で捉えるだけでなく、生涯にわたって発達していく関係として考えることができる。
- C. 興味・関心  
専門性に閉じこもることなく、隣接する分野に積極的な興味と関心を持ち、さまざまな分野の人びとと話し合う態度を身につける。
- D. 技法・技術  
D-1. 人間関係を定量的／質的に分析するための技法を身につける。  
D-2. 多様な人間関係のあり方を議論することができ、それを口頭や文章で表現することができる。

### [国際コミュニケーション学科]

国際コミュニケーション学科は、卒業時点において学生が身につけるべき能力を下記のとおり定めま

す。

これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得した上で、国際コミュニケーション学科の定める人材育成目標を達成した者には学士課程の人間文化学の学位を授与します。

- A-1. 自国や諸外国の社会・文化・歴史等に関する幅広い知識や教養を身につける。(知識・理解)
- A-2. 国境を越えた人の移動に伴う諸問題について理解し、グローバル化する世界や地域社会の諸課題に対応できる知と実践力を身につける。(知識・理解)
- B. 異なる民族や異なる文化的背景を持つ人間が、いかに共生していけるかという課題に多面的な関心を持ち、自らの見解を形成できる。(思考・判断)
- C-1. グローバル化の進展により人類の課題となっている多文化共生の未来を拓こうとする態度を持つ。(興味・関心)
- C-2. 文化だけでなく人間の持つあらゆる多様性を尊重し、異文化に積極的に関わることによって、新たな関係を創造していく意欲を持つ。(興味・関心)
- D-1. 英語を中心とする複数の外国語でのコミュニケーション能力を身につける。(技能・技術)
- D-2. 自分の調査・研究の成果を、口頭あるいは文章(日本語および外国語)で表現することができる。(技能・技術)

### 人間看護学部

[人間看護学科]

- A. 人の生命に対する畏敬の念を持ち、人の尊厳と権利を擁護する倫理観を確立している。(態度・倫理)
- B. 看護学に興味・関心を持ち、その知識を用いて、人間を多角的・総合的に理解することができる。(知識・理解) (興味・関心)
- C. 健康上のさまざまな課題に対して科学的に評価・判断し、解決のための方策を考えることができる。(知識・理解) (思考・判断)
- D. 人に対する深い洞察力を持ち、人の感情に共感する態度を形成している。(知識・理解) (興味・関心) (態度・倫理)
- E. 専門知識を基に、基礎から応用に至る看護技術を習得している。(知識・理解) (思考・判断) (技能・技術)
- F. コミュニケーション技能を身につけ、ヘルスケアチームの一員として多職種と協働できる。(思考・判断) (態度・倫理)
- G. 社会情勢や地域特性を踏まえ、生活実態に応じた看護を提供できる。(知識・理解) (思考・判断) (技能・技術)
- H. 地域社会から国際社会まで幅広い視野を持ち、社会に貢献できる基礎能力を備えている。(知識・理解) (興味・関心)
- I. 生涯にわたって研鑽を積み、自らの能力・専門性を高める基本姿勢を備えている。(知識・理解) (興味・関心) (態度・倫理)

### 分析結果とその根拠理由】

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は、学士課程共通のものと各学部・学科で明確に定められ、卒業時において学生が身につけるべき能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を取得し、専門分野の人材育成目標を達成した者に学位が授与される。

したがって、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は明確に定められていると判断する。

**観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

### 【観点に係る状況】

本学での成績評価基準は学則と履修規程で定められていて、各学部の履修の手引に掲載され学生に周知されている。(資料5-3-2-1、資料5-3-2-2) その評価方法は100点を満点とする評点を基礎とする成績評価方法で、

秀（90 点以上）・優（80 点以上 90 点未満）・良（70 点以上 80 点未満）・可（60 点以上 70 点未満）・不可（60 点未満）の 5 段階評価が原則として採用されており、秀・優・良・可までが合格として単位の認定を得る。それぞれの科目での評価方法はシラバスとルーブリックで科目担当者が示す基準に従い、小テスト、レポート課題、期末試験等ごとの配分に従って行われる。そのほかに、点数で表現できない成績として「合格」「不合格」あるいは「認定」で単位認定を行うことがある。（資料 5-3-2-3）

また、GPA 制度を採用していて、GPA 値を修学指導や履修計画・学習計画を立てる際の参考として活用できるようにしている。なお、本学の GPA 値の計算は素点に対応したファンクショナル GPA を採用している。（資料 5-3-2-4）

以上のことについては、学生の理解を徹底するため、大学ウェブサイトに掲載するほか学年ごとのオリエンテーションなど機会あるごとにその周知を図っている。（資料 5-3-2-5）

#### 資料 5-3-2-1 成績評価の基準（学則）

（成績の評価）

第 37 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

#### 資料 5-3-2-2 成績評価の方法（履修規定）

（成績評価）

**第 6 条** 成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100 点満点で採点する。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良および可を合格とし所定の単位を与える。

評 価	評 点
秀	90 点以上
優	80 点以上 90 点未満
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満
不 可	60 点未満

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。|

4 不合格になった科目は、改めて再履修することができる。

#### 資料 5-3-2-3 科目の成績評価基準例（シラバス）

英語Ⅲ A（充実コース）（環境①）（110421）

成績評価（Web版）	<p>(1) リーディング力(英語の語彙力、読解力)を養う            (2) リスニング力を向上させる            (3) 英語での思考力(自分の意見を英語でまとめる能力)を身につける            (4) スピーキングスキル(自然な発話力、プレゼンテーションスキル)を習得する</p> <p>Review Tests 2回（語彙 30%、読解30%、リスニング40%）・・・ 30%            Presentations 2回（発音25%、流暢さ25%、文法25%、内容25%）・・・ 30%            学期末試験（語彙30%、読解40%、リスニング30%）・・・ 40%</p>
------------	--

## 資料 5-3-2-4 GPA の計算方法

## ② GPA の計算方法

本学では、一般的によく用いられている計算方法（秀, 優, 良, 可, 不可を 4, 3, 2, 1, 0 のような数値に置き換えて平均を算出）ではなく、原成績（評点）による順位との相違が生じないファンクショナル GPA を採用しています。GPA は以下の計算式で算出されます。

## 【GPA の計算式】

$$\text{GPA} = \frac{(\text{グレード・ポイント}(\ast) \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{算出対象科目の単位数の総和}}$$

※ グレード・ポイント = (当該科目の評点 - 55) ÷ 10  
 (ただし、評価が不可 (評点が 60 点未満および履修放棄) の場合、グレード・ポイントは一律に 0 点となります。)

資料 5-3-2-5 成績評価関係ウェブサイト (履修の手引 6 成績評価および単位の認定)

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/01\\_科目履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/01_科目履修の手引.pdf)

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は学則および履修規程により組織として定めており、履修の手引、シラバスの講義概要および大学ウェブサイトへの掲載と、機会あるごとのオリエンテーションなどでも繰り返し学生に提示されていることから十分な周知が図られていると考えられる。

各科目の成績評価基準は担当する各教員により明確に定められ、これらの基準を基礎とした成績は教授会で単位認定が承認されている。

以上のことから成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

## 【観点到に係る状況】

成績評価の基準を学則で規定するとともに、各科目の成績評価はこれを根拠として実施されている。(前掲資料 5-3-2-1) それぞれの科目の評価方法はシラバスに明示されている。(前掲資料 5-3-2-3) また、この判定評価に対する学生からの疑義がある際には学生は自らの成績評価にかかる根拠等について、当該科目の担当教員に説明を求めることができる。あるいは、書面開示を希望する学生は学生支援センター長を通じて、書面で担当教員へ開示を求めることができる。(資料 5-3-3-1) その結果、評価の修正が必要と判断された場合のために学部長を経ての「成績評価変更届」による修正方法が確立されている。

資料 5-3-3-1 成績開示 (履修の手引より抜粋)

6 成績評価および単位の認定  
 (5) 成績評価の根拠等についての開示について

本学では、学生は自らの成績評価にかかる根拠等について、当該科目の担当教員に対して開示を求めることができます。

当該科目の担当教員に成績評価の根拠等について教えてもらいたい場合は、オフィスアワー等を活用して研究室を訪ねて聞くこともできますし、学生支援センター長（教務グループ）を通じて、書面にて担当教員へ願い出ることもできます。

ただし、書面にて開示を求めることのできる期間は、成績が通知された日から原則として3週間以内となりますので、ご注意ください。詳細については、教務グループ担当までご相談ください。

#### 資料 5-3-3-2 成績開示の申し立て内容・件数

＜成績根拠開示請求件数＞	
平成 22 年度	3 件（前期 3 件）
平成 23 年度	0 件
平成 24 年度	16 件（前期 5 件、後期 11 件）
平成 25 年度	23 件（前期 5 件、後期 18 件）
平成 26 年度	52 件（前期 52 件）
	内訳：素点もしくは内訳の開示 33 件（63.5%）
	成績疑義に基づく開示 19 件（35.5%）
	上記のうち成績修正あり 7 件（13.5%）

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準はそれぞれの科目について、評価要素ごとの配分とともに明示されており、評価の根拠と実際の手順、成績評価の根拠等についての開示体制が整っている。また、成績通知された日から3週間以内の「成績確認期間」が設けられている。その後の修正手続きの運用も含めて学生側からも教員側からも格別の課題は指摘されていない。これらのことから、評価の正確さは十分に担保されていると判断する。

**観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。**

#### 【観点到に係る状況】

卒業認定と学位授与に関する基本規定は学則で定められている。（資料 5-3-4-1）各学部・学科においても学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に従って卒業認定基準が明確に定められていて、その基準に従って、卒業判定は各学部の卒業要件単位数と卒業論文の審査を経て、各学部教授会において行われている。これらの卒業認定基準は履修の手引に記載され学生に周知されている。（資料 5-3-4-2）

#### 資料 5-3-4-1 卒業に関する学則

##### 第5節 卒業、学位および資格

（卒業の要件）

第48条 本学に4年（第29条から第32条までの規定により入学した者または第43条第1項の規定により転学部し、もしくは転学科した者）にあっては、それぞれ第33条または第43条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、環境科学部、工学部および人間文化学部にあつては130単位以上を、人間看護学部にあつては129単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第34条の4第2項に定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 学長は、第1項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。



(学位)

第49条 卒業した者には、学士の学位を授与する。  
2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

資料 5-3-4-2 各学部・学科の卒業認定基準の例（履修の手引より）

環境科学部環境生態学科

## (2) 環境生態学科卒業要件

[2014（平成26）年度入学生用]

## 1 全学共通科目（計 30単位以上） 必修18単位、選択必修12単位以上

① 共通基礎科目	18単位以上	※留学生はP.16参照
第一外国語	英語ⅠA・B、ⅡA・B、ⅢA・B、ⅣA・B	8単位
第二外国語	ドイツ語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB、フランス語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB、中国語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB、朝鮮語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB、モンゴル語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBのうちから4単位以上。 ただし、「第二外国語ⅡA・ⅡB」は「実用英語演習ⅠA・ⅠB」で代替可。	
情報処理	情報リテラシー（情報倫理を含む）、情報科学概論	4単位
保健体育	健康・体力科学Ⅰ・Ⅱ	2単位
② 人間学	12単位以上（「水環境政策論」は除かれる。） （「環境マネジメント総論」と「人間探求学」は必修）	

## 2 専門科目（計 100単位以上） 必修58単位、選択42単位以上

① 必修	年次別配当表に指定する科目	58単位
② 選択	年次別配当表に指定する科目から	42単位以上
ただし、全学共通科目で30単位を超えた分の科目および他学部・他学科の開講科目については、10単位までを限度に、専門科目の単位として、卒業単位に算入することができる。（学則第38条）		

合計 130単位以上

## 【卒業研究等履修要件】

原則として合計110単位

## 【卒業研究等審査基準】

- 卒業研究は、以下の評価項目によって審査する。
  - 研究目的の妥当性
  - 研究方法の的確性・独創性
  - 研究内容の新規性・学術性・社会性
  - 研究内容の論拠（実験・調査データ・文献資料等）の客観性・実証性
  - 卒業論文の論理性
- 卒業研究は、卒業研究発表審査会において学科が定める方法で発表し、質疑を行う。
- 上記1ならびに2による評価結果をもとに、学科構成全教員の合議を経て卒業研究の審査判定を行う。
- 平成25年度以前入学生は入学年度の「履修の手引」を参照のこと。

## 【分析結果とその根拠理由】

学則で卒業に関する規定を定め、各学部・学科単位で学位授与方針に従って卒業認定基準を定めており、それらは履修の手引に記載され、学生への周知が図られている。卒業認定は定められた基準に基づいて厳正な審査が

行われ、教授会で認定されている。

このことから学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

## <大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

### 観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

#### 【観点到る状況】

本学大学院には環境科学研究科（環境動態学専攻、環境計画学専攻）、工学研究科（材料科学専攻、機械システム工学専攻、電子システム工学専攻、先端工学専攻）、人間文化科学研究科（地域文化学専攻、生活文化学専攻、人間看護学研究科（人間看護学専攻）が設置されている。人間看護学研究科を除いて、各研究科には博士前期課程と博士後期課程がある。工学研究科先端工学専攻は博士後期課程である。また、大学院共通の副専攻として近江環人地域再生学座が設置されている。大学院研究科規程には各研究科における人材育成に関する目的とその他教育研究上の目的が定められ、この目的を達成するために、各研究科・専攻において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。また履修の手引に、博士前期課程について履修モデルが示されている。（資料5-4-1-1、資料5-4-1-2、資料5-4-1-3、資料5-4-1-4）

#### 資料5-4-1-1 大学院研究科規程（抜粋）（前掲資料2-1-3-2-②再掲）

第2条 大学院学則第2条第2項に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

研究科	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
環境科学研究科	人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
工学研究科	ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的な研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
人間文化科学研究科	高齢化とグローバル化が急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的な知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。
人間看護学研究科	少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高専化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

資料 5-4-1-2 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/index.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/index.html)

滋賀県立大学大学院 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） -

滋賀県立大学大学院は、「知と実践力をそなえた人が育つ大学」として、高度な研究能力と専門知識を持つ人材の養成をめざすとともに、社会人の再教育機関として、独創性、広い視野をあわせもつ次世代の研究者を養成するため、環境科学研究科、工学研究科、人間文化科学研究科、人間看護学研究科を置き、以下の方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

A. 専門科目

幅広い知識、基礎学力と学際的・国際的な視野を身につけ、生涯にわたり社会に貢献できる態度と、より高度で専門的な知識と卓越した技術・技能を修得するための講義科目や演習科目を配置します。

B. 特別演習・特別研究

国内外の著書・論文等の資料収集や輪講を行い、研究分野における概念や技術を学ぶとともに、研究を遂行する上で必要となる基礎的・応用的知識、調査能力や問題解決能力、研究手法などを修得し、高度な研究能力とその成果を学位論文としてまとめる能力を養います。

C. 副専攻

高い専門性の上に、幅広い視野に立って様々な問題を解決へ導く学際的・総合的な知識と実践力を修得するための教育システムとして、全研究科共通の副専攻である近江環人地域再生学座を設置します。

学座では、豊かな自然・歴史・文化に根ざし、環境と調和した持続可能な循環型地域社会の実現を担うリーダー、コーディネーターであるコミュニティ・アーキテクト（近江環人）としての知識とスキルの修得を目指します。

資料 5-4-1-3 各研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/index.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/index.html)

**環境科学研究科**

**【環境動態学専攻】**

環境動態学専攻は、自然生態系の保全あるいは持続可能な生物生産や資源利用に関して提言できる人材を育成するため、下記の教育課程を編成しています。

[博士前期課程]

研究の遂行に必要な専門的知識を学ぶための講義科目を配置しています。系統的に調査・観測・実験を行い、論理的な結論を導き、その成果を論文としてまとめるため、環境動態学特別演習および特別研究を配置しています。また、研究成果を国内外の学会等で発表できる水準にするため、環境動態学プレゼンテーションを配置しています。

[博士後期課程]

研究を立案・遂行し、成果を国内外の学会等で発表し、論文にまとめるため、部門ごとに特別演習と特別研究を、そして研究成果を専門外の人に説明できるように環境科学特論を配置しています。また、それぞれの研究部門ごとに、最新の研究動向を把握し、批判的に評価できるようにするため、生物圏環境特論、生態系保全特論、生物生産特論を配置しています。

**【環境計画学専攻】**

<環境意匠研究部門>

環境計画学専攻環境意匠研究部門は、自然環境と調和し、持続可能な社会の実現に資することができる人材の養成に関する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成しています。

[博士前期課程]

- A. デザイン、歴史・理論、計画、エンジニアリングの科目および演習を配置し、これらの部門科目・演習および研究科共通科目や専攻共通科目および近江環人地域再生学座科目を総合的に修学する。
- B. 上記の科目および演習で習得した専門的・先端的な知見や技術をもとに、独創性・新規性をもつ修士論文もしくは修士設計としてまとめる。

[博士後期課程]

- A. 環境意匠に関する高度に専門的・先端的な知識と研究手法を修学する。
- B. 上記の知見をもって独創性・新規性をもつ学術研究をおこない、博士論文としてまとめる。

#### <地域環境経営研究部門>

環境計画学専攻地域環境経営研究部門は、人材の養成に関する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成します。

##### [博士前期課程]

部門科目として、環境システム、資源・環境経済、環境政策に関する科目を配置している。これらの部門科目と、研究科共通科目や専攻共通科目および近江環人地域再生学座科目の体系的・選択的な学修により、人材の養成に関する目標を達成する。

##### [博士後期課程]

環境科学および地域環境経営に関する先端的な課題や知見の講義や演習、研究方法に関する科目を配置する。これらの科目の体系的な学修により、人材の養成に関する目標を達成する。

### 工学研究科

#### 【材料科学専攻】[博士前期課程]

材料科学専攻は、人材の養成に関する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成します。

材料科学に関する深い学識に裏打ちされた幅広い知識および視野を身につけるために、無機材料部門開講科目として 11 科目、有機材料部門開講科目として 10 科目、部門共通 1 科目の選択科目を配置している。これらの中の 4 科目は、部門を問わず履修することが望ましい科目として配置している。

また、材料科学の分野において、新規課題の研究に自らの手法を提案し遂行できる能力を身につけるために、必修科目として「材料科学特別実験」を配置している。

さらに、自らの行った研究の学術的および工学的意義を説明でき、また研究の内容を科学的・論理的かつ判り易く纏め上げ、説明・報告できる能力を身につけるために、必修科目として「材料科学特別演習」を配置している。

これらの科目の体系的な学修により、人材の育成に関する目標を達成する。

#### 【機械システム工学専攻】[博士前期課程]

機械システム工学専攻では、機械全体を一つのシステムとしてとらえ、機械工学と他の工学分野との融合を図りながら、その構築に際して、機能、効率のみならず使用する人間をも考慮できる総合力のある人材を養成します。この目的の達成のため、下記のようにカリキュラム（教育課程）を編成しています。

機械システム工学に関する幅広い知識および視野を身につけるために、講義科目を配置する。

自ら研究課題を見出し、研究遂行に必要な知識を自ら獲得して、高い水準の研究を遂行できる能力を身につけるために、「機械システム工学特別演習」を配置する。

自ら見出した研究課題を解決するために、研究計画を立案して、実験あるいは理論的研究を実行し、研究の成果を論理的に纏め、広範な人に説明・議論して、研究を発展させる能力を身につけるために、「機械システム工学特別実験」を配置する。

修士論文の作成および発表によって、論理的な思考能力、論文および口頭発表による表現能力を身につける。

#### 【電子システム工学専攻】[博士前期課程]

電子システム工学専攻では、学位授与方針（ディプロマポリシー）に記載した人材を養成する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成します。

専門科目として、電気・電子システムの視点から電子回路、半導体デバイス、センシング工学、パワーエレクトロニクス関連の科目を、また、情報システムの視点からコンピュータ工学、情報基礎関連の科目を配置しています。環境問題の解決や持続可能な開発につながる機能的電子システム創成のために、電子システム工学特別実験や電子システム工学特別演習も配置しています。これらの科目の体系的な学修により、人材の養成に関する目的を達成します。

#### 【先端工学専攻】[博士後期課程]

先端工学専攻は、人材の養成に関する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成します。

材料科学、機械システム工学、電子システム工学およびその関連分野に関する深い学識に裏打ちされた幅広い知識および視野を身につけ、それらを最先端の工学に応用する能力を獲得するために、講義科目として、これら 3 つの工学に関する総合的内容の必修科目 1 科目と、材料科学関係 2 科目、機械システム工学関係 2 科目、電子システム工学関係 2 科目の選択科目を配置している。

また、材料科学、機械システム工学、電子システム工学およびその関連分野において自ら新規研究課題を見出し、その研究方法を開発して高い水準の研究を遂行できる能力を身につけるために、必修科目として「先端工学特別研究」を配置している。

さらに、自らの行った研究課題の重要性および研究の学術的・工学的意義を説明でき、また研究の内容を正確で論理的かつ判り易く纏め上げ、様々な学術的基盤を持つ人に対して説明できる能力を身につ

けるために、必修科目として「先端工学特別演習」を配置している。

最後に、博士論文の作成および公表によって、高度な研究者として自立し社会に貢献できる能力を身につける。

これらの科目の体系的な学修により、人材の育成に関する目標を達成する。

## 人間文化学研究科

### 【地域文化学専攻】

地域文化学専攻は、人材の養成に関する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成します。

#### [博士前期課程]

日本生活文化論、環琵琶湖地域論、日本考古学、美術史特論、社会学特論、朝鮮史特論モンゴル・ディアスポラ論、現代中国論、地域文化遺産・情報論などの科目を配置している。また、セミナー形式での報告・討論などで研究の進展を確認していく観点から地域文化学特別演習、地域文化学特別研究などの科目を配置している。これらの科目の体系的な学修により、人材の養成に関する目標を達成する。

#### [博士後期課程]

研究者として必要な研究方法や理論的知識の取得、学位論文の執筆などの観点から、日本・地域文化論特別演習、日本・地域文化論特別研究、研究方法特論などの科目を配置している。これらの科目の体系的な学修により、人材の養成に関する目標を達成する。

### 【生活文化学専攻】

生活文化学専攻各部門は、人材の養成に関する目的の達成のため、下記のような教育課程を編成します。

#### <生活デザイン部門>

#### [博士前期課程]

道具デザイン特論、服飾デザイン特論、住環境デザイン特論などの科目を配置する。またセミナー形式での報告・討論などで研究の進展を確認していく観点から、生活文化学特別演習、生活文化学特別研究等の科目を配置する。

#### [博士後期課程]

研究者として必要な研究方法や理論的知識の取得、学位論文の執筆等の観点から、生活デザイン論特別演習、生活デザイン論特別研究、研究方法特論などの科目を配置する。

#### <健康栄養部門>

#### [博士前期課程]

学士課程で得た栄養学の知識と技術を基盤とした上で、次世代の栄養学分野の課題を講義し、解決できる知識・技術を習得するための科目を配置する。

#### [博士後期課程]

栄養学の指導者に必要となる知識・研究方法を与える。強い責任感、高い倫理感を養成するための教育を行う。また、常に新しい研究成果と意義を議論できる能力を習得させる。

#### <人間関係部門>

#### [博士前期課程]

心理学、教育学、社会学など人間関係論にかかわる各分野の知見を専門的かつ学際的に学ぶ科目を配置する。人間の心や社会の諸問題に積極的にかかわるための方法論を習得し、課題解決に資する共同討議のための生活文化学特別演習、生活文化学特別研究、研究方法特論などの科目を配置する。

#### [博士後期課程]

人間らしい心の発達と生きがいの感じられる生活や社会システムの構築において、リーダーシップを発揮する市民、研究者に必要な、学際的な知見や研究方法を習得するために、人間関係論特別演習、人間関係論特別研究、研究方法特論などの科目を配置する。

## 人間看護学研究科

### 【人間看護専攻】

人間看護学研究科（人間看護学専攻）は、人材の養成に関する目的を達成するため、3つの分野（基盤看護学分野、生涯健康看護学分野、CNS コース慢性疾患看護学分野）を設け、ディプロマ・ポリシーに基づき下記の教育課程を編成します。

A. 幅広い基礎学力と学際的・国際的な幅広い視野をもち、生涯にわたって社会に貢献できる基礎的な知識を習得するため、「共通科目」を配置する。(DP-A)

B. 高度な専門的知識と卓越した技能を習得するため、より高い専門性を学ぶ「専門科目」を配置する。(DP-B)

・基盤看護学分野と生涯健康看護学分野では、分野ごとに、選択必修科目と選択科目として「特論・演習」を配置する。

・CNS コース慢性疾患看護学分野では、指導的な役割を担える慢性疾患の専門看護師を養成するた

- め、選択必修科目として「特論・演習・実習」を配置する。
- C. 社会のニーズに基づく研究課題を明確化し、創造的に解決する方策を探求する研究能力を身につけるため、基盤看護学分野と生涯健康看護学分野には「特別研究」を、CNS コース慢性疾患看護学分野には「課題研究」を配置する。(DP-C)
- D. 看護専門職者としての深い学識・高潔な倫理観・豊かな人間性を育み、指導的役割を担える力を養成するため、「共通科目」と「専門科目」を配置する。(DP-D)

資料 5-4-1-4 副専攻近江環人地域再生学座

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/gakubu/in/ohmikanjin/ohmikanjin.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

それぞれの研究科・専攻において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、ウェブサイトに公表されている。このため大学院における教育課程の編成・実施方針は明確に定められていると判断する。

**観点 5-4-②：** 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

#### 【観点に係る状況】

大学院での教育課程は、大学院学則に定めるところに基づいている。（資料 5-4-2-1）また、それぞれの研究科は学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を決定し、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育体系を構築している。博士前期課程における専攻分野を例にすると、それぞれの研究科は専攻とそれを構成する部門、分野などのユニット数をもって編成されている。それぞれのユニットでは講義科目と演習科目との組み合わせにより授業体系を構成するとともに、履修の手引に履修モデルが示されている。（資料 5-4-2-2、資料 5-4-2-3）論文作成に至るまでの中間発表などを通じ研究のチェック体制が備えられている。また、各研究科において学位論文審査基準が定められ、それぞれの専門分野の学位を授与している。（資料 5-4-2-4）これらに加えて、副専攻近江環人地域再生学座が開設され、循環型地域社会を形成するために、行政、企業、NPOなどそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる資質を有した人材の養成を目指している。（資料 5-4-2-5）

## 資料 5-4-2-1 大学院の構成 (大学院学則より抜粋)

(研究科、専攻、課程および定員)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- (1) 環境科学研究科
- (2) 工学研究科
- (3) 人間文化科学研究科
- (4) 人間看護学研究科

2 前項に規定する研究科に置く専攻および課程ならびにその入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	3人	9人
	環境計画学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	2人	6人
工学研究科	材料科学専攻	博士前期課程	18人	36人
	機械システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	電子システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	先端工学専攻	博士後期課程	3人	9人
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	博士前期課程	9人	18人
		博士後期課程	3人	9人
	生活文化学専攻	博士前期課程	7人	14人
		博士後期課程	2人	6人
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	8人	16人

3 各専攻に置く組織は、別に定める。

## 資料 5-4-2-2 研究科における専攻、部門、分野

研究科	専攻	部門、分野
環境科学研究科	環境動態学専攻 環境計画学専攻	生物圏環境研究部門 生態系保全研究部門 生物生産研究部門 環境意匠研究部門 地域環境経営研究部門
工学研究科	材料科学専攻 機械システム工学専攻 電子システム工学専攻	
人間文化科学研究科	地域文化学専攻 生活文化学専攻	生活デザイン部門 健康栄養部門 人間関係部門
人間看護学研究科	人間看護学専攻	基盤看護学分野 生涯健康看護学分野 CNSコース慢性疾患看護学分野

資料 5-4-2-3 大学院博士前期課程の履修モデル (大学院博士前期課程履修の手引)

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/12\\_前期課程履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/12_前期課程履修の手引.pdf)

資料 5-4-2-4 学位に付記する専攻分野の名称 (学位規定より抜粋)

(専攻分野等の名称)

第 15 条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称および英文による学位の名称は、次のとおりとする。

学位の別	学部および研究科の名称	専攻分野の名称	英文による学位の名称
学 士	環 境 科 学 部	環 境 科 学	Bachelor of Environmental Science
	工 学 部	工 学	Bachelor of Engineering
	人 間 文 化 学 部	人 間 文 化 学	Bachelor of Human Cultures
	人 間 看 護 学 部	看 護 学	Bachelor of Nursing
修 士	環 境 科 学 研 究 科	環 境 科 学	Master of Environmental Science
	工 学 研 究 科	工 学	Master of Engineering
	人 間 文 化 学 研 究 科	人 間 文 化 学	Master of Human Cultures
	人 間 看 護 学 研 究 科	看 護 学	Master of Nursing
博 士	環 境 科 学 研 究 科	環 境 科 学	Doctor of Environmental Science
		学 術	Doctor of Philosophy
	工 学 研 究 科	工 学	Doctor of Engineering
	人 間 文 化 学 研 究 科	人 間 文 化 学	Doctor of Human Cultures
学 術		Doctor of Philosophy	

資料 5-4-2-5 近江環人地域再生学座

<http://ohmikanjin.net/>

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院では教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた体系的な教育課程を構築している。大学院における履修科目は研究科の内容を反映した講義、特別演習、特別研究から構成されていて、博士前期課程では履修モデルが各専攻で作成され、履修の手引に記載されている。また各専攻分野において、教育内容に応じて学位が授与されている。

以上のことからカリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位において適切なものになっていると判断する。

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

#### 【観点に係る状況】

大学院における各研究科での教育は、学部比べて専門性の高い、より高度な教育内容になっていて、各担当教員の専門研究分野がより直接的に反映することになる。そこでは学術の発展動向、社会からの要請に配慮しつつ、教育研究が行われ、その水準を維持している。学生の研究成果は毎年の国内外の学会における発表として整理された情報の形で公表されており、その内容と指導教員の担当授業科目との対応関係は緊密である。また、全学共通の「インターンシップ C,D」環境科学研究科での「プレゼンテーション I・II」、「Environmental Sciences in Japan」、工学研究科の「ナノテクノロジーキャリアアップ特論」、人間文化学研究科の



「Japanese Culture and Civilization」の導入などは、学生のニーズと社会からの要請に応じたものである。  
(資料 5-4-3-1、資料 5-4-3-2、資料 5-4-3-3、資料 5-4-3-4)

資料 5-4-3-1 社会からの要請に配慮した授業内容例 全学共通大学院博士前期課程

インターンシップ C

授業概要 (web用)	<p>この授業は以下の3セッションから構成される。</p> <p>1) 事前学習(学内) : ビジネスマナー研修等および事前レポートの提出。</p> <p>2) 就業体験(学外) : 1週間から4週間程度(受け入れ先、学生双方の事情によって決定される)。インターンシップCは同一の企業・団体等で5日以上の高度な就業体験を要する。</p> <p>3) 事後学習(学内) : 実習レポートの提出および報告会</p>
-------------	---

インターンシップ D

授業概要 (web用)	<p>この授業は以下の3セッションから構成される。</p> <p>1) 事前学習(学内) : ビジネスマナー研修等および事前レポートの提出。</p> <p>2) 就業体験(学外) : 1週間から4週間程度(受け入れ先、学生双方の事情によって決定される)。インターンシップDは同一の企業・団体等で10日以上、または複数の企業・団体等で5日以上、合計10日以上の高度な就業体験を要する。</p> <p>3) 事後学習(学内) : 実習レポートの提出および報告会</p>
-------------	--

資料 5-4-3-2 社会からの要請に配慮した授業内容例

環境科学研究科環境動態学専攻博士前期課程 講義内容

プレゼンテーション I

授業概要 (web用)	<p>研究の内容を正確に理解しやすくプレゼンテーションすることは研究者・技術者にとって必須の技能といえる。また、他者のプレゼンテーションを自らの視点で吟味し、意見を戦わせることは研究・開発の進展に貢献する。本演習では研究発表の準備段階として、所属部門の二年生により行われる中間報告会と修士論文発表会に参加し、関連する研究分野についての知識とプレゼンテーション技術について学ぶ。</p>
-------------	--

環境動態学プレゼンテーション II

授業概要 (web用)	<p>環境動態学プレゼンテーションIIに引き続き、プレゼンテーション技術とそれをもとにした議論の方法について学ぶことを主目的とする。本演習では環境動態学特別研究の内容を素材として、所属部門において開催される中間報告会および修士論文発表会という形でプレゼンテーションを行う。</p>
-------------	--

資料 5-4-3-3 学術の発展動向による例 工学研究科共通科目

ナノテクノロジーキャリアアップ特論

授業概要 (web用)	<p>ナノテクノロジー関連分野で豊富な学識と経験を持つ社会人を各回ごとに講師に招いて大阪大学で開講される「ナノテクキャリアアップ特論」の講義を、ライブ配信システムを用いて本学でも新たな講義として開講し、講義を聴くとともに講師への質疑応答をその場で行なう。</p>
-------------	---

## 資料 5-4-3-4 英語による講義科目 人間文化科学研究科

## Japanese Culture and Civilization

授業概要 (web用)	This course presents an introduction to specific topics in Japanese culture and society as formed by religious beliefs and practices, especially Buddhism. Classroom lectures and discussions will focus on Buddhist concepts and ideals, both fundamental and those particular to Japan. Understanding particular religious practices will be heightened by field study trips to Nishi-Hongwanji and to a Zen temple in Hikone. Ideals of Buddhist architecture will be revealed in a field study tour of two National Treasure Buddhist temples in Shiga. A study tour to local manufacturers of Buddhist household altars will further deepen students' appreciation of the functions and significance of Buddhist beliefs in daily life. The classes for JCMU end in mid-December. Some JCMU classes are on different days, so USP students do not have to attend them if their schedules conflict.
-------------	---

## 【分析結果とその根拠理由】

各研究科において教育研究内容の専門性の幅は広く、学生の多様なニーズに配慮されているとともに教員の基礎的研究の成果が授業によく反映していると判断する。また、それぞれの研究科全体の教育のあり方が社会の要請、学生のニーズに配慮したものであると判断する。

**観点 5-5-①：** 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

## 【観点到に係る状況】

本学の大学院は4研究科9専攻体制であるが、各専攻における教育研究分野は大規模大学における専攻と異なり1専攻における専門分野の幅が広いのが特徴である。このことはそのまま大学院レベルでの教育指導方法の多様化を意味する。各研究科・専攻がそれぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいて独自の教育目標を達成するための指導方針に沿いつつ、講義、演習、実験等の組み合わせの下に指導を実践している。大学院の講義、演習などの授業は小人数で実施されており、対話形式授業、事例研究方式授業、フィールド型授業など教育方法の工夫が見られる。特に特別演習と特別研究は指導教員あたりの学生は数人であり、きめ細かな教育研究の指導がされている。(資料 5-5-1-1)

全学副専攻の近江環地域再生学座は、地域社会再生のための人材養成を目的とするが、それだけに1年修学の社会人を受け入れるなど、授業のスタッフと内容・方法は資料が示すように多様性に富むものとなっている。

(資料 5-5-1-2)

## 資料 5-5-1-1 各研究科における学習指導法 (各学部の自己点検評価書より抜粋)

<p>環境科学研究科</p> <p>環境動態学専攻で開講している「環境動態学特別演習 I」、「環境動態学特別演習 II」、「環境動態学特別研究 I」、「環境動態学特別研究 II」は、担当教員から直接、演習・実験および研究の指導を受けることができる科目である。プレゼンテーションの技術や議論の方法を習得する「環境動態学プレゼンテーション I」、「環境動態学プレゼンテーション II」は、一種の対話・討論型授業であり、新しい形</p>
---

式の大学院科目として特徴あるものといえる。  
環境計画学専攻で開講している「環境計画学特別演習 IA・IB・IIA・IIB・III・IV」、「環境計画学特別研究 I・II」に関しても、担当教員から直接、演習および研究の指導を受けることができる科目となっている。その他の選択科目にしても、基本的に、少人数による対話・討論型授業に努めている。

#### 工学研究科

各専攻とも一学年の学生数が 20 名程度と少ないため、講義を履修する学生数も少なく抑えられる。したがって、講義形式のみならず、ディスカッション形式、学生によるプレゼンテーション、ゼミ形式など多様な授業形態に対応できる。

#### 人間文化学研究科

本学大学院では授業科目を講義・演習という 2つのカテゴリーに分け、専攻ごとに開設・配置されている。その中で、少人数制教育、対話型・討論型授業、フィールドワーク型授業など工夫のある授業が展開されている。

地域文化学専攻においては、3 部門それぞれで「地域文化学特別演習」・「地域文化学特別研究」を必修とし、「日本・地域文化論部門」・「アジア・地域文化論部門」・「考現学・保存修景論部門」の各部門及び共通科目の計 34 科目から 7 科目（14 単位）以上を選択履修する。所属する専攻が認める場合は、他専攻（生活文化学専攻）および他研究科開講科目を選択科目として履修することも可能である。授業の中には、オムニバス形式で複数の教員が担当するものもあり、多様なディシプリンに触れる機会もある。また、演習の中で地域社会へのインタビューや史料調査（中世近世古文書調査や水利調査、遺跡発掘調査など）、町なみ調査、景観調査などが実施されており、学外との連携も行われている。

生活文化学専攻においても、3 部門それぞれで「生活文化学演習」・「生活文化学特別研究」を必修とし、「生活デザイン部門」、「健康栄養部門」、「人間関係部門」の各部門及び共通科目の計 36 科目から 7 科目（14 単位）以上を選択履修する。所属する専攻が認める場合は、他専攻（地域文化学専攻）および他研究科開講科目を選択科目として履修することも可能である。授業の中には、オムニバス形式で複数の教員が担当するものもあり、多様なディシプリンに触れる機会もある。

#### 人間看護学研究科

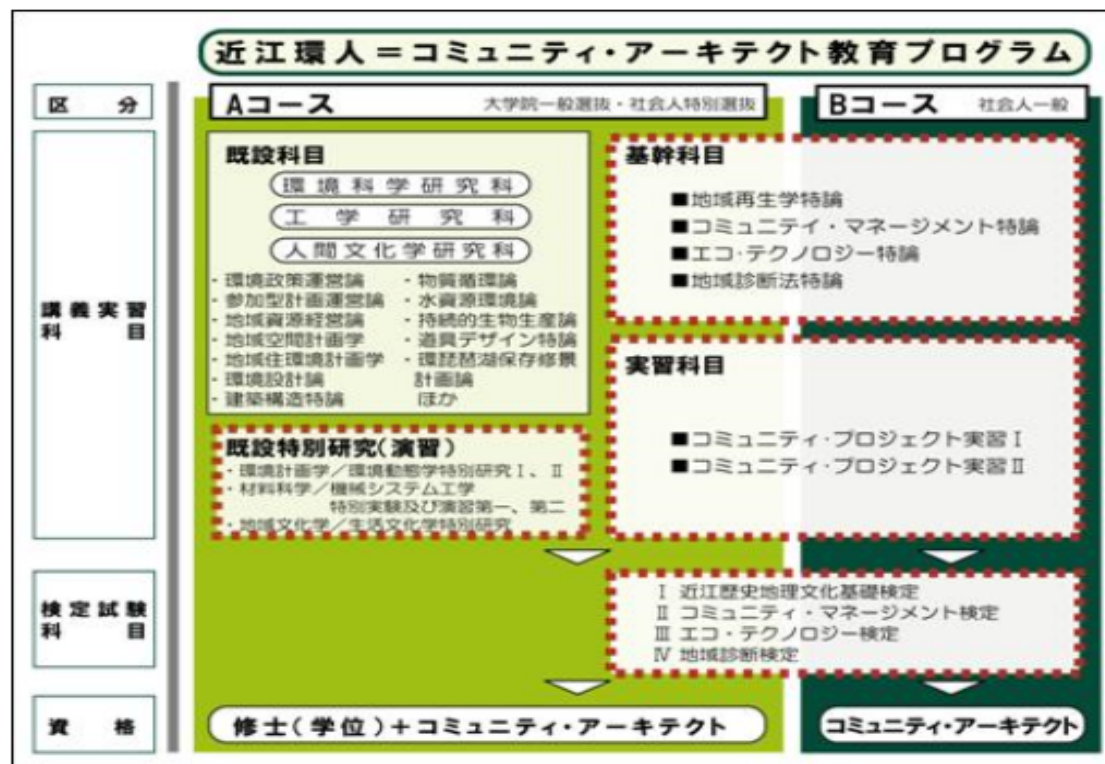
本研究科においては、昨年度に DP および CP を定め、それらの目標に基づいた教育を行っている。

基本的に前期に講義科目、後期に講義科目の履修が前提となる演習科目を配置している。

「基盤看護学特別研究」、「生涯看護学特別研究」や「CNS コース 慢性疾患看護学分野」での「慢性看護学課題研究」、「慢性看護学実習 I・II」は通年科目として配置している。

上記のような配置により、講義で習得した内容を踏まえた後に、後期で演習科目を履修する過程で、より理解を深めることが可能になると考えられる。

## 資料 5-5-1-2 近江環人地域再生学座教育プログラム



## 【分析結果とその根拠理由】

各研究科での一般の講義と演習科目は、学部と異なり受講生の数が少なく 10 人未満の場合もある。そのため、多様な指導上の工夫ができる条件下にあり、対話・討論型の授業など各科目で様々な工夫がされている。たとえば各専攻の「特別演習」や「特別研究」などは少人数でのきめ細かい教育指導が行われている。また副専攻である近江環人地域再生学座では、プログラムが地域の将来を担う人材の育成を目的とするものだけに、講義、教室での討論演習、地域社会での聞き取り調査、各種データ解析、計画策定演習など、さまざまな学習法が社会人学生も含めてのクラスで実施されている。

こうしたことから、教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

## 観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

## 【観点到る状況】

大学院の学年暦は学部の学年暦と同じであり、年間の授業期間として定期試験期間を含めて 35 週が確保されている。また前期、後期の学期もそれぞれ定期試験期間を除いて授業期間は 15 週確保されている。大学院研究科では、学部段階とは異なり各院生の積極的な自学自習が必要になるが、本学では図書情報センター、各学部情報室、図書情報センター情報演習室、自習室などのインフラ整備により設備面での支援条件は良好な状況にある。また、指導教員の体制については、主指導教員だけでなく副指導教員を定め、学生が多様な角度からの助言を得られるようにしている。また、関連分野の教員も指導グループに含める体制を構成する指導方式を採用している研究科もある。(資料 5-5-2-1) 特に各専攻の「特別演習」「特別研究」について、学生は授業時間以外に多

くの学習を自発的に進めている。このように学部学生と比較して大学院の院生は自学自習を十分行っている。

また論文提出までの間に数次の中間発表を課し、国内外の学会での発表を推奨することで、自主的研究は相当程度の水準が維持されている。(資料 5-5-2-2)

資料 5-5-2-1 環境科学研究科 コミティ制度 (大学院博士前期課程履修の手引より抜粋)

3 コミティ制について

学生は、入学時に選択した研究領域の教員の中から主指導教員を選び、その教員と相談の上研究テーマを決定する。

主指導教員は、学生の研究の意図や方法などを考慮しながら、複数の副指導教員を選び、学生の合意を得て研究指導のためのコミティを設置する。コミティは、学生の研究のみならず、講義科目履修についても学生に助言し、研究を推進するための幅広いバックグラウンドをもたせるよう指導する。コミティの副指導教員には、他研究領域の教員だけでなく、他専攻あるいは他研究科の教員等をも委嘱できる。

資料 5-5-2-2 機械システム工学専攻 (大学院博士前期課程履修の手引より抜粋)

3 修士の学位審査基準

○ 論文の審査基準

大学院指導資格を有する主査 1 名および副査 2 名からなる審査委員が、下に示す基準に照らし合わせ、論文審査を行う。

① 本人が主になって研究を遂行し、本人が学会等で在学期間中に発表、あるいは在学期間中に発表申し込みが終了している内容を主として執筆されていること。

② 工学系の学術論文としての体裁を整えていること。

③ 重大な誤りがないこと。ただし、提出後誤りが見つかった場合には修正後再提出できる。

なお、項目①の学会等での発表に関して、受託・共同研究等における特許など知的財産に関わる内容のため、受託・共同研究元との契約上、学会等で発表できない場合は、それを証明する受託・共同研究元と交わした契約書あるいは覚書などの書類を修士論文に添付すること。

【分析結果とその根拠理由】

学生の自学自習を支援する態勢は整備されており、学生は授業時間以外に自学自習に多くの時間を費やしている。特に論文完成までに経験する指導と自主的な学習とを通じ、単位の実質化は達成されていると判断する。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到る状況】

大学院のシラバスの様式は学部と同様であり、記載内容も授業概要、授業計画、到達目標、成績評価、テキスト・参考書などであり、学部シラバスと同じである。シラバスの内容は大学院の履修の手引とWEB版シラバスで院生に周知されている。(資料 5-5-3-1) また、専攻ごとの具体的な授業科目編成、履修モデルなどは大学院の「履修の手引」に掲載されているとともにWEB版シラバスで詳細を知ることができる。(資料 5-5-3-2) なお、大学院入学後のオリエンテーションでも履修についての指導にシラバスを活用している。

資料 5-5-3-1 大学院研究科WEB版シラバス

<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/SyllabusGaku/>

## 資料 5-5-3-2 大学院研究科履修モデルの例

## 環境動態学専攻生物生産研究部門博士前期課程履修モデル

生物生産研究部門は環境問題と両立した有用生物生産のあり方、農学で培われた知識の環境問題への展開を研究・教育の柱としています。科目履修は、別表を参考としてコミティの主指導および副指導の教員と相談しながら、以下の点に留意して決定するように。なお、ここで示す履修モデルは、博士前期課程修了後は就職を希望する者、博士後期課程に進学して研究者をめざす者に共通です。

1. 生産環境管理研究領域で昆虫生態学分野の院生以外は、生物生産系モデルに従って履修し、必修科目の他に選択Aの科目からは3科目・6単位以上を履修し、それ以外の選択A科目と選択Bの科目から3科目・6単位以上を履修する。選択A科目でどの科目を履修するかについては主指導教員とよく相談すること。
2. 生産環境管理研究領域で昆虫生態学分野の院生は、生態管理系モデルに従って履修し、必修科目の他に選択Aの科目からは3科目・6単位以上を履修し、それ以外の選択A科目と選択Bの科目から3科目・6単位以上を履修する。

## 【分析結果とその根拠理由】

シラバスは大学院用の履修の手引に記載され、院生に配布されている。また、WEB版シラバスも作成されている。また、シラバスは毎年不備な点はチェックして改善されている。このことから作成されたシラバスは活用されていると判断する。

しかし、一部専攻において履修のモデルが示されていない部門があるので改善する必要がある。

**観点 5-5-④：** 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

## 【観点に係る状況】

人間看護学研究科では、専門性の高い看護職者を育成するという研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、在職者を社会人学生として積極的に受け入れる必要があることから、社会人にとって勤務の支障が少ない18時以降の夜間開講や、標準修業年限を1年延長し3年間で計画的に履修できる長期履修制度を取り入れ、修学における時間的障壁が出来るだけ少なくなるよう配慮している。

職業を続けながら入学してくる研究科生が多いことから、授業の開講に当たっては、基本的に5校時～7校時（16時30分～21時20分）を設定している。多くの科目が18時以降の配置をしており、社会人に対する措置を講じている。また、受講の利便を図る見地から土曜日に開講する場合もある。そのように科目担当教員が受講生の求めに応じて、臨機応変に対応している現状である。（資料 5-5-4-1、資料 5-5-4-2、資料 5-5-4-3）

## 資料 5-5-4-1 長期にわたる教育課程の履修（大学院学則より抜粋）

第1節 修業年限および在学年限  
(標準修業年限)

第1条 修士課程および博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

## (長期にわたる教育課程の履修)

第1条の2 修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、研究科会議の議を経て、学長はその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定による履修について必要な事項は、別に定める。

## 資料 5-5-4-2 大学院長期履修規定（抜粋）

（資格）

第3条 長期履修をすることができる者は、人間看護学研究科に入学を許可された者のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められるものとする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他やむを得ない事情を有すると認められる者

（履修期間）

第4条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

## 資料 5-5-4-3 大学院時間割（別添資料）

## 【分析結果とその根拠理由】

人間看護学研究科では、前期科目のうち2科目以外は全てを、後期科目は開講科目の全てを、18時以降に配置し社会人研究科生への便宜を図るとともに、長期履修制度を運用することで適切な指導を可能にしている。

従って、夜間において授業を実施している人間看護学研究科では、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

**観点5-5-⑤：** 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点5-5-⑥：** 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

## 【観点に係る状況】

大学院における教育研究の指導については大学院学則に定められている。（資料 5-5-6-1）各研究科・専攻において大学院での研究指導、学位論文の作成を指導できる資格を持つ教員を配置している。（資料 5-5-6-2）また、院生個々について学位論文の研究テーマを設定し、主指導教員と副指導教員を定め、複数教員による体制で指導している。学位論文の研究内容については成果を国内外への学会で発表することを推奨し、学会への参加費用は実験実習費で交通費と宿泊費を支援している。また、院生をティーチング・アシスタント（TA）として採用し、学部学生の実験、演習、実習の教員補助を行うことで、将来の指導者としての体験教育を行うとともに研究指導能力の育成を行っている。（前掲資料 3-3-1-4）

## 資料 5-5-6-1 大学院学則（抜粋）

第3節 教育方法等  
（教育の方法）

第19条 本学大学院における教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

（教育方法の特例）

第19条の2 修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

#### 資料 5-5-6-2 環境科学研究科特別研究担当教員の資格審査に関する内規

第5条 博士前期課程の特別研究を担当する教員は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(1) 主指導教員 第5条 博士前期課程の特別研究を担当する教員は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する員は、以下の基準で審査し、認められた者とする。

イ 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイと同等かそれ以上であると認められる者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識、能力および経験を有する者

(2) 副指導教員は、前号に掲げる者に準ずる業績等を有すると認められた者とする。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育研究指導について大学院学則で定め、各研究科で研究指導資格教員によって研究指導を実施している。また、研究成果を学会で発表するように指導するなど研究の能力育成を行っている。

従って、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

#### 観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

#### 【観点到る状況】

大学院における学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は各研究科・専攻ごとに明確に決められている。また、各専攻でそれぞれの専門分野の学位審査基準と審査の内容について詳細に定められていて、それに基づいて審査がされ、学位が授与されている。それらは大学院生用の履修の手引および大学ウェブサイトに掲載され、院生に周知されている。(資料 5-6-1-1)

#### 資料 5-6-1-1 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_policy/index.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_policy/index.html)

#### 滋賀県立大学大学院 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

滋賀県立大学大学院では、修了時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を以下のとおり定めます。これらの能力を獲得するとともに、所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した学生に、学位を授与します。

学位：修士 [博士前期課程・修士課程]

博士前期課程・修士課程は、学術の理論および応用を十分に理解し、文化の進展に寄与するとしての目的に沿って研究を行い、高い倫理観と高度な専門知識を身につけ、専門分野における高い研究能力、あるいは職務遂行能力を身につける。

博士後期課程は、学術の理論および応用を十分に理解し、文化の進展に寄与するとしての目的に沿って研究を行い、専門分野において研究者として自立した研究活動を行うための高い倫理観と高度な研究能力、あるいは、より高い専門性が要求される職務を遂行するに十分な能力を身につける。



**環境科学研究科****【環境動態学専攻】**

環境動態学専攻は、自然生態系の保全あるいは持続可能な生物生産や資源利用に関して提言できる人材を育成する目的に立ち、下記の通り課程修了時において学生が身につけるべき能力を定めます。所定の単位を修得し、提出された修士あるいは博士論文の審査および最終試験の合格により、前期課程においては修士（環境科学）の学位を、後期課程においては博士（環境科学）の学位を授与します。

## [博士前期課程]

- A. 研究を遂行するのに必要な、専門的知見を理解する。（知識・理解）
- B. 系統的に調査・観測・実験を行い、論理的な結論を導くことができる。（知識・理解、思考・判断技術・技能）
- C. 研究成果を国内外の学会で発表する能力を有する。（知識・理解、技術・技能）
- D. 研究成果を論文としてまとめることができる。（知識・理解、技術・技能、思考・判断）

## [博士後期課程]

- A. 最新の研究動向を把握し、批判的に評価できる。（知識・理解、思考・判断、興味・関心）
- B. 研究成果を専門外の人に説明することができる。（知識・理解、技術・技能）
- C. 自ら研究計画を立て、調査・観測・実験を行い、論理的な結論を導くことができる。（知識・理解、思考・判断、技術・技能）
- D. 研究成果を国際的な学会等で発表する能力を有する。（知識・理解、技術・技能）
- E. 研究成果を学術論文としてまとめることができる。（知識・理解、技術・技能、思考・判断）

**【環境政策学専攻】**

## &lt;環境意匠研究部門&gt;

環境計画学専攻環境意匠研究部門は、博士前期課程および博士後期課程の修了時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記の通り定めます。

これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得した上で、環境計画学専攻・環境意匠研究部門の定める学位論文審査基準を充足する学位論文を提出した者には博士前期課程においては修士（環境科学）の学位、博士後期課程においては博士（環境科学）の学位を授与し、修士設計を提出した者に博士前期課程の修士（環境科学）の学位を授与します。

## [博士前期課程]

- A. 本専攻入学までに修得した専門知識を基に、環境科学に関わる高度な調査・実験・分析技術を身につける。（技能・技術）
- B. 環境意匠の各専門分野における最先端の学識を習得し、学術的に有意な研究あるいは社会的に有用な環境建築デザインを行うことができる。（知識・理解）（思考・判断）（技能・技術）
- C. 環境建築デザインに関する実務実習または演習を通じて建築デザイン、コミュニティデザイン、歴史理論、計画、環境設備、構造、施工、監理等の専門職能についての実践的な知識を身につける。（技能・技術）（興味・関心）
- D. 明確な目的と独創性、新規性をもつ研究テーマについて適切な実験・調査データあるいは文献資料に基づいて、論理的に考察し妥当な結論を導くことができ、論文または設計としてまとめることができる。（思考・判断）（技能・技術）

## [博士後期課程]

- A. 環境意匠の各分野における先端的で高度な専門知識と調査・実験・分析技術を身につける。
- B. 独創性、新規性をもつ学術研究をおこない、その成果を各専門分野において評価される論文[博士後期課程]としてまとめ、発表できる。

## &lt;地域環境経営研究部門&gt;

環境計画学専攻地域環境経営研究部門は、人材の養成の目的を達成するため、下記のとおり、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。

所定単位の修得と論文等の審査基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、前期課程においては修士学位、後期課程においては博士学位を授与します。

## [博士前期課程]

- A. 持続可能な地域環境をマネジメントできる専門知識を身につける。
- B. 地域環境マネジメントに関する新規性のある学術研究を行い、論文としてまとめ、的確な発表・質疑ができる。

## [博士後期課程]

- A. 持続可能な地域環境をマネジメントできる高度な専門知識を身につける。
- B. 地域環境マネジメントに関する新規性のある学術研究を行い、対外的に評価された成果を含めて論文としてまとめ、的確な発表・質疑ができる。

**工学研究科****【材料科学専攻】**

材料科学専攻は、人材の養成の目的を達成するため、下記のとおり、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。

本専攻において、所定単位の修得と論文および最終試験の審査基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、修士学位を授与します。

- A. 材料科学に関する深い学識に裏打ちされた幅広い知識および視野を身につける。（知識・理解）
- B. 材料科学の分野において、人間社会にとって有意義な新規課題の研究に自らの手法を提案して取り組み、全国的に通用する水準の課題解決を迅速に行える能力を、身につける。（技術・技能、思考・判断）
- C. 自らの行った研究について、その学術的および工学的意義を説明できる。（興味・関心）
- D. 自らの行った研究について、その内容を科学的・論理的かつ判り易く纏め上げて説明・報告できる能力を、身につける。（技術・技能）

**【機械システム工学専攻】**

機械システム工学専攻は、修了時点において学生が身につけるべき能力（教育研究上の目的）を下記のとおり定めます。これらの能力を獲得し、カリキュラムに規定する所定の単位を修得し、論文および最終試験の審査に合格した者に、修士の学位を授与します。

- A. 機械システム工学に関する幅広い知識および視野を身につける。（知識・理解）
- B. 機械システム工学の分野における社会に寄与する研究課題を見出し、必要な知識を獲得して研究を遂行し、自らの力で課題を解決できる能力を身につける。（技術・技能、思考・判断、興味・関心）
- C. 自らの行った研究の成果を纏め、発表・議論して、研究を発展させる能力を身につける。（技術・技能、思考・判断）

**【電子システム工学専攻】**

電子システム工学専攻では、電気・電子・情報システムの視点から、将来の最先端の科学技術に創造的な役割を果たすことができる有為の人材を養成する目的を達成するため、下記のとおり、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。

本専攻において、所定単位の修得と修士論文の審査基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、修士（工学）の学位を授与します。

- A. 幅広い基礎知識を含む高度な専門知識を習得できる。（知識・理解、技術・技能）
- B. 顕在化している多岐にわたる環境問題を解決できる。（興味・関心、技術・技能）
- C. 持続可能な開発につながる機能的電子システムが創成できる。（思考・判断、技術・技能）

**【先端工学専攻】**

先端工学専攻は、人材の養成の目的を達成するため、下記のとおり、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。

本専攻において、所定単位の修得あるいは学力試験によって学力を確認し、論文および最終試験の審査基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、博士の学位を授与します。

- A. 材料科学、機械システム工学、電子システム工学およびその関連分野に関する深い学識に裏打ちされた幅広い知識および視野を身につける。（知識・理解）
- B. 材料科学、機械システム工学、電子システム工学およびその関連分野において、社会にとって有意義な新規課題を見出し、その研究に自らの手法を提案して取り組み、一定の制約の下で合理的に課題を解決できる能力を身につける。（技術・技能、思考・判断）
- C. 自らの行った研究について、その課題の重要性および研究成果の学術的・工学的意義を説明できる。（技術・技能、興味・関心）
- D. 自らの行った研究について、その内容を科学的・論理的かつ判り易く纏め、社会に対して説明できる能力を身につける。（技術・技能、興味・関心）

**人間文化学研究科****【地域文化学専攻】**

地域文化学専攻は、人材の養成の目的を達成するため、下記の通り、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。

各課程において、所定単位の修得と論文等の審査基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、前期課程においては修士学位、後期課程においては博士学位を授与します。

**[博士前期課程]**

- A. 日本とアジアの歴史、そして現在の文化について広範な知識を身につけることができ、地域の歴史・文化を理解することができる。（知識・理解）

- B. 日本とアジアにおける多様な地域文化に関心をもち、博士課程前期で学んだことを基に課題を設定し、それを解決しようとする姿勢を持つ。(思考・判断)
- C. 日本やアジアを中心とする現地調査を通じて、各々の地域社会や地域文化の研究を進め、自らの見解を形成できる。(興味・関心)

## [博士後期課程]

- A. 日本とアジアの歴史、そして現在の文化について幅広い知識を身につけることができ、地域の歴史・文化を深く理解することができる。(知識・理解)
- B. 日本とアジアにおける多様な地域文化に関心をもち、博士課程後期で学んだことを基に日本やアジアを対象とする広範な課題を設定し、それを解決しようとする姿勢を持つ。(思考・判断)
- C. 日本やアジアを中心とする現地調査を通じて、各々の地域社会や地域文化に関する研究を深め、自らの見解を形成し発表できる。(興味・関心)

## 【生活文化学専攻】

生活文化学専攻各部門は、人材養成の目的を達成するため、下記の通り、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。

各課程において、所定単位の修得と学位論文等の審査基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、前期課程においては修士学位、後期課程においては博士学位を授与します。

## &lt;生活デザイン部門&gt;

## [博士前期課程]

- A. 生活に関わるデザインについて広範な知識を身につけ、適切なデザインを実現する方法について理解することができる。(知識・理解)
- B. 生活に関わるデザインのあり方に広い関心をもち、自ら学んだことを基に課題を設定し、それを解決しようとする姿勢を持つ。(興味・関心)
- C. 明確な目的をもつ研究テーマについて適切な方法で研究し、論文または制作物にとりまとめることができる。(思考・判断) (技能・技術)

## [博士後期課程]

- A. 生活に関わるデザインについて広範な知識を身につけ、適切なデザインを実現する方法について理解することができる。(知識・理解)
- B. 生活に関わるデザインのあり方に広い関心をもち、自ら学んだ事を基に課題を設定し、それを解決しようとする姿勢を持つ。(興味・関心)
- C. 独創性・新規性のある学術研究をおこない、その成果を各専門分野において評価される論文としてまとめ、対外的に発表できる。(思考・判断) (技能・技術)

## &lt;健康栄養部門&gt;

## [博士前期課程]

- A. 栄養学とは人が食べた後の食べ物の運命を扱う生物物理化学であることが理解できる。(知識・理解) (興味・関心)
- B. 栄養学の知識と技術を、健康の維持に活用できる。(知識・理解) (技能・技術)
- C. 必要な実験方法を自ら入手できる能力を身につけることができる。(思考・判断) (技能・技術)
- D. 自らが行った研究成果を説明できるプレゼンテーションと研究者間とのコミュニケーションができる。(思考・判断) (技能・技術)

## [博士後期課程]

- A. 栄養学の未知の領域を拓くための深い学識と高度な実験技術と分析能力を身につけている。(知識・理解) (技能・技術)
- B. 自ら研究計画を立てることができ、その計画を遂行できる。(思考・判断) (技能・技術)
- C. 自らの成果を世界に向けて発信できる。(知識・理解) (思考・判断) (技能・技術)

## &lt;人間関係部門&gt;

## [博士前期課程]

- A. 人間関係論にかかわる心理学・教育学・社会学を中心とする専門的な知識を自ら探求し、身につけることができる。(知識・理解) (興味・関心)
- B. 人間関係論に隣接する諸分野に積極的な興味と関心をもち、人間にかかわる幅広い考究の一地点に自らのテーマを位置づけることができる。(興味・関心) (思考・判断)
- C. 人間関係論を拓くための定量的／質的に分析するための技法を自ら探求し、身につけることができる。(思考・判断) (技能・技術)
- D. 人間関係論の多様なあり方を議論することができ、それを口頭や文章で表現することができる。(思考・判断) (技能・技術)

## [博士後期課程]

- A. 人間関係論にかかわる研究成果を学び、それらを評価するための総合的思考力と批判的判断力を身につけている。(知識・理解) (思考・判断)

- B. 人間関係論の新たな地平を拓くための深い学識と高度な調査・実験能力および分析能力を身につけている。(知識・理解) (技能・技術)
- C. 自らの研究成果を幅広く、多様な人々と交流するためのコミュニケーション、プレゼンテーションや論文執筆の能力を身につけている。(思考・判断) (技能・技術)

### 人間看護学研究科

#### 【人間看護学専攻】

人間看護学研究科は、看護学に関する高度な専門的知識・技能と高潔な倫理観をもち、人々の健康と安寧に貢献できる人材を育成します。この目的を達成するため、下記のとおり、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めます。修了に必要な期間在学したうえで、所定単位を修得し、論文等の審査に合格した場合に、その達成とみなし、看護学修士の学位を授与します。

- A. 学際的・国際的な視野をもち、生涯にわたって社会に貢献できる基礎的な力を備えている。(興味・関心、技能・技術)
- B. 高度な専門的知識と卓越した技能を修得し、質の高い看護を実践できる。(知識・理解、技能・技術)
- C. 社会のニーズに基づく研究課題を明確化し、創造的に解決する方策を探究する研究能力を身につけている。(知識・理解、思考・判断、興味・関心)
- D. 看護専門職者として深い学識・高潔な倫理観・豊かな人間性を備え、総合的な判断力と調整能力を発揮して指導的役割を担える。(知識・理解、思考・判断、態度・倫理)

#### 【分析結果とその根拠理由】

各研究科・専攻において学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が定められるとともに、学位授与の基準が定められ、院生に周知されていることと、それに基づく審査によって学位が授与されていることから、学位授与の方針が明確に定められていると判断する。

**観点5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

#### 【観点に係る状況】

成績評価は、大学院履修規程(成績評価)において評点を基準とすることが定められており、80点以上・70点以上・60点以上・60点未満の評点を基準として、優・良・可・不可の4段階の成績評価を行うこととされている。評点によらない場合は、合格・不合格の評価をすることとされており、各科目の単位認定教員はこれに基づき成績評価を実施している。(資料5-6-2-1)

それぞれの科目での評価方法は大学院版「履修の手引」と大学ウェブサイトに掲載され、学生に周知されている。修了認定基準は大学院学則に定められ、博士前期(修士)課程、博士後期課程ともに必要な単位数の修得、学位論文審査基準に基づく論文審査および最終試験の合格などが明確に定められ、履修規程とともに大学院版「履修の手引」に掲載することで学生への周知は徹底されている。(資料5-6-2-2)

これらの規程を基準として各研究科では年度終了時に研究科会議で修了認定のための判定作業を行っている。

資料5-6-2-1 大学院履修規定(抜粋)

**第8条** 授業科目の成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。  
2 成績の表示は次のとおりとし、優、良および可を合格とし所定の単位を与える。

評 価	評 点
優	80点以上
良	70点以上80点未満

可	60点以上70点未満
不可	60点未満

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

4 修士論文の審査、博士論文の審査および最終試験の成績評価は、合格または不合格をもって表す。

## 資料 5-6-2-2 大学院学則（抜粋）

<p>第4節 修了、学位等 （修士課程および博士前期課程の修了）</p> <p>第23条 修士課程または博士前期課程に2年（第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者）にあっては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。</p> <p>3 修士論文の審査および最終試験は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。</p> <p>（博士後期課程の修了）</p> <p>第24条 博士後期課程に3年（第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者）にあっては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者）にあっては、当該課程における2年の在学期間を、前条第1項ただし書または他の大学の大学院の同様の規定による在学期間をもって当該課程を修了した者）にあっては、当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項第2号から第4号までに該当する者で優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>3 博士論文の審査および最終試験は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。</p> <p>（学位）</p> <p>第25条 修士課程または博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。</p> <p>2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。</p> <p>4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--

## 【分析結果とその根拠理由】

大学院履修規程および大学院学則に成績評価の基準が定められ、その内容は履修の手引と本学ウェブサイトに記載され、公表されており、オリエンテーションなどでも学生に提示されていることから十分な周知が図られている。また、各科目の成績評価については学士課程と同様に、科目ごとに履修の手引のシラバスとWEB版シラバスに授業概要、到達目標とともに成績評価方法が表示されている。最終的に専攻会議を経て研究科会議における修了判定会議で確認を得る手続きが確立している。

従って、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

大学院における成績評価は成績評価方法に基づいて、科目担当教員が成績評価法をシラバスに記載し、その基準に基づいて厳格に評価している。大学院学生も学部学生と同様に個別の成績に疑問を持った時は成績評価に対する根拠等について、当該科目の担当教員に対して開示を求めることができる。担当教員に成績の根拠等を教えてもらいたいときはオフィスアワーなどを活用して直接尋ねるか、あるいは成績が通知されてから3週間以内の成績確認期間に学生支援センター長を通じて書面で開示を求めることができる。こうした取り扱いについては、履修の手引に掲載されるとともに、学年当初のオリエンテーションなどの機会に学生への周知が図られている。

(資料 5-6-3-1)

資料 5-6-3-1 成績開示 (大学院履修の手引より抜粋)

(<https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/11科目履修の手引.pdf>)

(5) 成績評価の根拠等についての開示について

本学では、学生は自らの成績評価にかかる根拠等について、当該科目の担当教員に対して開示を求めることができます。

当該科目の担当教員に成績評価の根拠等について教えてもらいたい場合は、オフィスアワー等を活用して研究室に訪ねてみることもできますし、学生支援センター長(教務グループ)を通じて、書面にて担当教員へ願い出ることもできます。

ただし、書面にて開示を求めることのできる期間は、成績が通知された日から原則として3週間以内となりますので、ご注意ください。詳細については、教務グループ担当までご相談ください。

【分析結果とその根拠理由】

個別の科目における成績は担当教員によって定められた成績評価法によって、客観的に評価されている。また学生は成績評価に対して疑問がある場合は、担当教員に口頭あるいは書面で開示を求めることができる。科目担当の教員との接点が設けられていること、成績発表後の「成績確認期間」を設けていることなどから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における学位授与のための学位論文審査と最終試験までの過程は大学院学則と学位規定において詳細に定められている。(前掲資料 5-6-2-2、資料 5-6-4-1) これに基づいて各研究科・専攻において定められている学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)にそって作成されている学位論文の評価基準により審査し、修了認定を各研究科会議において実施している。各研究科・専攻の修了認定基準は大学院の履修の手引と大学ウェブサイト上のWEB版の大学院履修の手引に掲載され、学生に周知されている。(資料 5-6-4-2)

## 資料 5-6-4-1 学位規定（抜粋） 学位授与の申請から論文審査

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

（授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、大学院学則第25条第3項に規定する者にも授与する。

（学位授与の申請）

第4条 前条第2項の規定による修士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に修士論文を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に博士論文、博士論文の要旨、論文目録および履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者については、退学後3年以内に限り、前項の規定を準用する。この場合において、同項に規定する書類のほか、単位修得証明書および研究指導認定書を添え、当該者が在学していた研究科の研究科長に提出するものとする。

4 前条第4項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、第2項に規定する書類に学位論文審査手数料を添えて、研究科長を経由して学長に提出しなければならない。

（学位論文）

第5条 修士論文または博士論文（以下「学位論文」という。）は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳本、学位論文の内容に関連のある模型、標本および参考資料等を提出させることができる。

3 受理した学位論文および学位論文審査手数料は、返還しない。

（学位論文の付託）

第6条 第4条に規定する学位申請書を受理したときは、研究科長または学長は、その審査を研究科会議に付託するものとする。

（学位論文の審査）

第7条 学位論文の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科会議を構成する教授3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科会議が必要と認めたときは、2人以内に限り、本学大学院の教授、准教授、講師および助教をもって委員に充てることができる。

4 前2項に規定する者のほか、研究科会議が必要と認めたときは、他の大学の大学院または研究所等の教員等を委員として加えることができる。

（最終試験）

第8条 最終試験（第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者にあつては、試験をいう。以下同じ。）は、審査委員会が学位論文および当該論文に関連する事項について、口頭または筆記により行う。

（学力の確認）

第9条 第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者については、審査委員会が論文審査および最終試験に併せて、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を行うものとする。

2 学力の確認は、学位論文に関連のある専門分野および外国語について、口頭および筆記により行うものとする。ただし、研究科会議において必要と認める場合は、他の方法によることができる。

## 資料 5-6-4-2 各研究科・専攻の学位論文審査基準（博士前期課程）

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/12\\_前期課程履修の手引.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/12_前期課程履修の手引.pdf)

**環境科学研究科**

環境科学研究科における学位論文審査基準

環境科学研究科の学位論文（博士前期課程）に係る審査は、以下のとおりとする。

(1) 学位論文（環境意匠研究部門については設計を含む）の審査は、大学院学則第23条第1項および第2項の条件を満たす者について、審査委員会が行う。

(2) 審査委員会は、学位規程第7条に基づいて3名以上の委員で構成する。

(3) 審査は、各研究分野における新たな知見を含み、学位に相当する水準にあると判断される研究成果に

ついて執筆されている学位論文について行う。審査の内容については専攻または研究部門において別途定める。

(4) 審査の過程で学位論文の内容に誤りが指摘された場合、審査委員長は、期日までに再提出させる。

(5) 最終試験は、学位規程第8条に基づいて審査委員会が学位論文に関する事項について、学位論文発表会または報告会で口頭により行う。

#### 環境動態学専攻 審査の内容

- ① 論文の体裁（構成、書式）が整っており、論理展開が明快であること。
- ② 研究の目的・方法が明確で、新たな知見を含んでいること。
- ③ 十分な調査・実験に基づき、結果の分析と考察が十分に行われていること。
- ④ 内容が国内外の学会で発表できる学問的水準に達していること。
- ⑤ 発表会において、制限時間内にわかりやすく発表し、質問に対して的確に答えられたこと。

#### 環境計画学専攻環境意匠研究部門 審査の内容

- ① 研究の目的が明確で、内容が独創性や新規性を有していること。
- ② 研究が学術的に有意な知見、あるいは社会的有用性を含んでいること。
- ③ 実験・調査データや文献資料等が信頼性を有し、分析、考察が適切であること。
- ④ 論文の論理構成・展開が明解で、妥当な結論が得られていること。
- ⑤ その他審査委員会が別に定める審査項目について要件を満たしていること。
- ⑥ 報告会において、制限時間内にわかりやすく発表し、質疑の際の応答が的確であること。

#### 環境計画学専攻地域環境経営研究部門 審査の内容

- ① 研究の目的が明確で、研究としての新規性があること（先行研究の十分なレビューを含む）。
- ② 論文（目的から調査分析、結論までの流れ）の論理展開が明快で、不整合や飛躍がないこと。
- ③ 研究の目的達成のために十分な調査がなされていること。
- ④ 調査結果の分析と調査分析結果の考察が十分になされていること。
- ⑤ 結論が社会的あるいは学術的に意義のある（有用な）知見を含んでいること。
- ⑥ 論文が、わかりやすく、指定された書式に従って書かれていること。
- ⑦ 報告会において、制限時間内にわかりやすく発表し、質問にも的確に答えられたこと。

### 工学研究科

#### [材料科学専攻]

##### 修士の学位審査基準

#### 1 学位審査基準

- ① 大学院学則第23条の条件を満たすこと。ただし修士論文および最終試験については、次の2および3の基準を満たすこと。最終試験は主に修士論文の内容について、口頭試問で行う。
- ② 修士論文は、材料科学の分野において新規な知見を含み、その内容は全国規模または国際的な学術集会において発表できる学問的水準にあると判断されること。
- ③ 最終試験により、材料科学に関する広い視野と深い学識を有し、これらに基づく研究能力を有すると認められること。

#### 2 学位審査プロセス

- ① 修士論文の審査は、審査を申請した者に対し、主査1名および副査2名による審査委員により、提出された論文の審査、および、論文内容の発表と口頭試問による最終試験で行う。
- ② 審査の際に不備が指摘された場合には、修士論文の再提出、または最終試験の再試験により、再審査を行うことがある。
- ③ 修士論文の審査結果およびそれ以外で大学院学則第23条に定める条件に基づき、工学研究科会議で学位授与の可否を決定する。

#### [機械システム工学専攻]

##### 修士の学位審査基準

#### ○ 論文の審査基準

大学院指導資格を有する主査1名および副査2名からなる審査委員が、下に示す基準に照らし合わせ、論文審査を行う。

- ① 本人が主になって研究を遂行し、本人が学会等で在学期間中に発表、あるいは在学期間中に発表申し込みが終了している内容を主として執筆されていること。
- ② 工学系の学術論文としての体裁を整えていること。
- ③ 重大な誤りがないこと。ただし、提出後誤りが見つかった場合には修正後再提出できる。

なお、項目①の学会等での発表に関して、受託・共同研究等における特許など知的財産に関わる内容のため、受託・共同研究元との契約上、学会等で発表できない場合は、それを証明する受託・共同研究元と交わした契約書あるいは覚書などの書類を修士論文に添付すること。

#### ○ 学位審査プロセス

- ① 審査を申請した者に対して、大学院指導資格を有する主査1名および副査2名からなる審査委員に



より、修士論文の審査基準に従い論文を審査、さらに、修士論文審査会において論文内容の発表と口頭試問による最終試験を行う。

- ② 論文審査において不備等があった場合は、修士論文の再提出をもとめ、再度審査をおこなう。
- ③ 修士論文の最終試験の結果および大学院学則第23条に定める条件に基づき、工学研究科会議において、学位授与の可否を決定する。

#### [電子システム工学専攻]

##### 修士の学位審査基準

1. 修士論文の審査基準：大学院指導資格を有する主査1名および副査2名から構成される審査委員が、次の基準に照らし合わせて審査する。
  - (1) 本人が主になって研究を遂行し、本人が学会等において在学期間中に発表、または在学期間中に発表申し込みが終了している内容を主として執筆されていることを原則とする。ただし、受託・共同等における特許など知的財産に関わる内容のため、受託・共同研究との契約上学会等で発表できない場合、そのことを証明する受託・共同研究元と交わした契約書・覚え書き等の書類を修士論文に添付すること。
  - (2) 工学系の修士論文としての体裁を整えていること。
  - (3) 審査で不備等が指摘された場合、修士論文を再提出し、再度審査を受けること。
2. 修士論文の最終試験：主として修士論文の内容に関して、主査1名および副査2名から構成される審査委員が口頭試問を行い、「合格」「不合格」を判定する。
3. 学位審査プロセス：
  - (1) 大学院指導資格を有する主査1名および副査2名から構成される審査委員が、
    - i. 修士論文の審査基準に従い論文を審査する。
    - ii. 修士論文審査会において、論文の発表に対して口頭試問による最終試験を行う。
    - iii. 上記の結果より、「合格」「不合格」を判定する。
  - (2) 論文審査において不備等があった場合は、修士論文の再提出をもとめ、再度審査をおこなう。
  - (3) 修士論文の最終試験の結果および大学院学則第23条に定める条件に基づき、工学研究科会議において、学位授与の可否を決定する。

#### 人間文化学研究科

##### [地域文化化学専攻]

##### 修士の学位審査基準

大学院指導資格を有する該当部門の教員を主査とし、同じく大学院指導資格を有する専攻科の教員（論文の主題に応じて。当該部門に限定しない）2名を副査とする審査委員が熟読したうえで、口頭試問を実施し、下に示す基準に照らし合わせて可否を判断する。

- ① 40000字を基本とし、学史をふまえ、独創的な内容をもつこと。
- ② 各部門における学術論文としての体裁を整えていること。
- ③ 口頭試問において、適切な応対ができていること。
- ④ 修士論文中間報告会において、修士論文の途中経過について報告を行っていること。

##### [生活文化化学専攻]

##### 修士の学位審査基準

大学院指導資格を有する主査1名および副査2名からなる審査委員が、下記に照らし合わせ審査を行う。

- ① 修士論文および最終試験については次の②と③の基準を満たすこと。最終試験は主に修士論文の内容について、口頭試問を行う。
- ② 修士論文は生活文化化学の新規な知見を含み、その内容が学術的な価値を有すると判断されること。
- ③ 最終試験により、生活文化化学に関する広い視野と学識を有し、これらに基づく研究能力を有すると認められること。  
ただし生活デザイン部門では、論文の成果として制作物を提出する場合、制作物も評価の対象とする。

#### 人間看護学研究科

##### [人間看護学専攻]

##### 修士の学位審査基準

- ① 大学院学則第23条第1項または第2項の条件を満たしていること。ただし修士論文および最終試験については次の②と③の基準を満たしていること。
- ② 修士論文は看護学の新規な知見を含んでいること。かつその内容が看護学の発展に貢献できる学術的な価値を有すると判断されること。
- ③ 最終試験により、看護学に関する広い視野と学識を有し、これらに基づいて看護を実践的・開発的に展開していく能力を有すると認められること。

## CNSの学位審査基準

- ① 大学院学則第 23 条第 1 項または第 2 項の条件を満たしていること。ただし課題レポートおよび最終試験については次の②あるいは③の基準を満たしていること。
- ② 修士論文については、課題研究レポートの審査をもって修士論文の審査にかえることができる。本レポートは、実習における看護実践を理論に基づいて分析・考察したもので、新たな看護方法の導入・開発を視野に入れた内容であること。かつ、その水準が専門看護師として高度な看護実践を行えると判断されるものであること。
- ③ 最終試験により、看護学に関する広い視野と学識を有し、これらに基づいて看護を実践的・開発的に展開していく能力を有すると認められること。
- ※課題研究レポート作成要領・レポート提出方法・必要書類等は、修士論文に準ずる。

## 【分析結果とその根拠理由】

学位授与に関して大学院学則と学位規程において申請から論文審査、学位授与決定の過程は詳細に定められ、各研究科、専攻において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて審査基準が定められている。またこれらは大学院の履修の手引と、大学ウェブサイトにもWEB版の履修の手引として掲載されている。

従って、大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・ 3つの方針(入学者受入方針・教育課程編成方針・学位授与方針)は大学全体の共通教育から各学部・学科、各研究科、専攻において明確に定められるとともに、大学ウェブサイトに公表されている。
- ・ 教育に関する情報について大学ウェブサイトに整理されて掲載されている。
- ・ 教育内容およびその方法に関して、学部では教員数対1学年学生定員数の比率は恵まれた条件下にある。このことによって教員は個々の学生の個性に対応して教育研究の丁寧な指導が可能である。これに加えて各種ハードウェアの整備状況は概して高い水準を維持しており、教育に携わる人材と機材の観点からの環境は優れた状況にある。
- ・ 講義以外にフィールドワーク、課外実習など、多様で実践的な学習の機会が設けられており、学生への多様な教育体制が構築されている。
- ・ 地域の学術の中心として、開学以来のモットーである「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」のもと、教育方針である「地域に根ざし」「地域に学び」「地域に貢献する」に基づいた地域密着型の教育が行われている。特に平成 25 年度からは文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(COC事業)」の採択・実施に伴い、地域の学術の中心として全学的に地域教育を充実させている。
- ・ FD活動の質が高く、活発に行われていて、FD研修会では学外からの参加者も多い。
- ・ 成績評価の厳格化の一つとしてシラバス作成時にルーブリックを導入することとし、FD研修会においてルーブリックの作成方法に関する研修を実施し、WEB版シラバスにルーブリックを添付する試みを行っている。

## 【改善を要する点】

- ・ 各学部・学科および研究科・専攻において3つの方針(入学者受入方針・教育課程編成方針・学位授与方針)を明確にし、体系的な教育課程の構築を目指している。各専門分野における人材の養成目標を達成するために必

要な1年次から4年次にわたるカリキュラム構成について見直しの作業を行っているところであるが、基準3でも述べたように、まだ一部の学科では授業科目数が過大であるなど十分でないところがある。

- ルーブリックの作成についても全教員、すべての科目で行われるまでには至っていない。各科目にナンバリングを行うことに決定しているが、詳細については現在検討中である。
- 日本の大学教育において学生の自習時間が少ないことが問題になっており、本学でも自習室の充実、自学自習を促進する教育プログラムなどを実施しているが、まだ十分でない。予習を前提とした授業を行うなど、教員の授業改善も併せて進めていく必要がある。
- 大学院博士前期課程においては、学位授与に関する取り扱いは論文審査基準を明確にし、履修の手引などに記載するとともに学生にも周知しているが、博士後期課程についての学位論文審査基準は各研究科において内規で決められているものの、履修の手引に掲載されていないなど、学生への周知が十分ではない。

## 基準 6 学習成果

### (1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学における各学部および研究科における卒業と修了をめぐる状況は資料 6-1-1-1 に示すとおりである。

本学では進級制度を採用していないが、各学科単位で各学年時の単位取得状況から教育の成果を判断し、問題のある学生に指導を行っている。また、卒業研究に進むための学習成績の要件が定められていて、修了判定の結果などから、約 10%の学生が留年になっている。（資料 6-1-1-1、資料 6-1-1-2）

各専門課程を卒業（修了）するための学習の仕上げとなる卒業研究については、数次の中間発表会と最終発表会における質疑応答を経て、論文審査をすることとなっている。

また、学部の成績については各学年の GPA データを教務グループで解析し、問題のある学生について各学科へ指導を依頼している。（資料 6-1-1-3）

これと並び、特定の専門職養成の教育内容にもなっている学部等の各種試験合格率の遷移を平成 24 年度卒業生まで示す。平成 24 年度では人間看護学部では看護師、保健師、助産師とも 100%であった。また、人間文化学部食生活専攻（現・生活栄養学科）の管理栄養士では 93%であった。（資料 6-1-1-4） 全学の英語教育では TOEIC 試験を 1 年次と 2 年次に受験しているが、英語の能力は進級とともに向上している。（資料 6-1-1-5） また、学生は国内外の学会において学習成果を発表している。その結果、国内の学会や団体あるいは国際学会からも受賞する活躍をしている。（資料 6-1-1-6）、

資料 6-1-1-1 卒業生・修了者判定結果

学部・学科・専攻	平成22年度生(第16期生)の卒業判定結果について														
	在籍 学生数 (A)	卒業判定結果				再試験		H25卒業		H25留年		H24留年		H23留年	
		卒業可 (B)	比率% (B)/(A)	卒業 不可	再判定で 卒業(C)	対象 学生数	総数 D=(B+C)	比率% (D)/(A)	学生数 E=(A-D)	比率% (E)/(A)	学生数	比率%	学生数	比率%	
環境科学部	51	18	35.3	33	5	5	23	45.1	28	54.9	20	48.8	27	65.9	
環境生態学科	7	3	42.9	4	1	1	4	57.1	3	42.9	5	50.0	5	71.4	
環境政策・計画学科	14	7	7.1	13	0	0	1	7.1	13	92.9	7	30.0	7	58.3	
環境建築デザイン学科	21	10	47.6	11	1	1	11	52.4	10	47.6	4	63.6	4	66.7	
生物資源管理学科	9	4	44.4	5	3	3	7	77.8	2	22.2	11	50.0	11	68.8	
工学部	33	19	57.6	14	0	0	19	57.6	14	42.4	22	52.4	32	78.0	
材料科学科	14	7	50.0	7	0	0	7	50.0	7	50.0	14	64.7	14	73.7	
機械システム工学科	12	9	75.0	3	0	0	9	75.0	3	25.0	18	47.6	18	81.8	
電子システム工学科	7	3	42.9	4	0	0	3	42.9	4	57.1	5	25.0	5	10.2	
人間文化学部	31	14	45.2	17	2	2	16	51.6	15	48.4	13	48.1	13	50.0	
地域文化学科	27	14	51.9	13	2	2	16	59.3	11	40.7	11	45.8	11	55.0	
生活デザイン学科	1	0	0.0	1	0	0	0	0.0	1	100.0	1	50.0	1	33.3	
生活栄養学科	1	0	0.0	1	0	0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	
人間関係学科	2	0	0.0	2	0	0	0	0.0	2	100.0	1	100.0	1	50.0	
人間看護学部	9	8	88.9	1	0	0	8	88.9	1	11.1	1	14.3	1	50.0	
計	124	59	47.6	65	7	7	66	53.2	58	46.8	56	47.9	73	66.4	
	571	497	87.0	74	14	14	511	89.5	60	10.5	68	11.5	82	14.2	

※斜体字は、留年生(5回生以上)の人数。3月中の退学者は除く。外数。  
 ※留年の数は、休学歴があるため修業年限を満たさなかった学生を含む。  
 ※在籍者数は平成25年5月1日時点

平成24年度生(第14期生)修了判定結果について													
研究科・専攻	在籍 学生数 (A)	修了判定結果				H25卒業		H25留年		H24留年		H23留年	
		修了可 (B)	比率% (B)/(A)	修了 不可	総数 D=(B+C)	比率% 卒業(C)	学生数 E=(A-D)	比率% (E)/(A)	学生数	比率%	学生数	比率%	
環境科学研究科	7	3	42.9	4	3	42.9	4	57.1	6	75.0	4	80.0	
環境動態学専攻	2	1	50.0	1	1	50.0	1	50.0	4	80.0	2	100.0	
環境計画学専攻	5	2	40.0	3	2	40.0	3	60.0	2	66.7	2	66.7	
工学研究科	2	0	0.0	2	0	0.0	2	100.0	3	75.0	2	100.0	
材料科学専攻	2	0	0.0	2	0	0.0	2	100.0	2	66.7	1	100.0	
機械システム工学専攻	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	
電子システム工学専攻	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
人間文化学研究科	4	4	100.0	0	4	100.0	0	0.0	2	33.3	1	50.0	
地域文化学専攻	1	1	100.0	0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	
生活文化学専攻	3	3	100.0	0	3	100.0	0	0.0	2	33.3	0	0.0	
人間看護学研究科	6	5	83.3	1	5	83.3	1	16.7	1	14.3	1	14.3	
人間看護学専攻	6	5	83.3	1	5	83.3	1	16.7	1	14.3	1	14.3	
計	19	12	63.2	7	12	63.2	7	36.8	12	48.0	8	50.0	
<small>※斜体字は、留年生(M3以上)の人数。3月中の退学者は除く。外数。                  ※留年の数は、休学歴があるため修業年限を満たさなかった学生を含む。                  ※在籍者数は平成25年5月1日時点                  (注1) 長期履修生を含む。</small>													

資料 6-1-1-2 標準卒業年限内および「標準年限×1.5」年内の卒業(修了)率

標準卒業年限内および「標準年限×1.5」年内の卒業(修了)率

H22調査	H18入学者	卒業率	H21末卒業のうち		
			H18入学	H17入学	H16入学
環境科学部	183	80.9%	148	10	2
工学部	127	78.0%	99	7	2
人間文化学部	173	87.3%	151	13	4
人間看護学部	61	96.7%	59	6	0

H18入学		修業年限× 1.5の卒業率
H18入学	H18入学	
11	4	89.1%
5	4	85.0%
15	2	97.1%
0	0	96.7%

H23調査	H19入学者	卒業率	H22末卒業のうち		
			H19入学	H18入学	H17入学
環境科学部	184	78.8%	145	11	0
工学部	129	76.0%	98	5	2
人間文化学部	172	84.9%	146	15	1
人間看護学部	61	90.2%	55	0	0

H19入学		修業年限× 1.5の卒業率
H19入学	H19入学	
15	3	88.6%
5	4	82.9%
12	1	92.4%
1	0	91.8%

H24調査	H20入学者	卒業率	H23末卒業のうち		
			H20入学	H19入学	H18入学
環境科学部	185	80.0%	148	15	4
工学部	154	82.5%	127	5	4
人間文化学部	172	88.4%	152	12	2
人間看護学部	60	88.3%	53	1	0

H20入学		修業年限× 1.5の卒業率
H20入学	H20入学	
14	7	91.4%
11	2	90.9%
10	3	95.9%
2	4	98.3%

H25調査	H21入学者	卒業率	H24末卒業のうち		
			H21入学	H20入学	H19入学
環境科学部	193	84.5%	163	14	3
工学部	172	85.5%	147	11	4
人間文化学部	162	85.2%	138	10	1
人間看護学部	60	93.3%	56	2	0

H21入学	
13	
10	
11	
4	

H26調査	H22入学者	卒業率	H25末卒業のうち		
			H22入学	H21入学	H20入学
環境科学部	188	84.0%	158	13	7
工学部	153	87.6%	134	10	2
人間文化学部	170	86.5%	147	11	3
人間看護学部	59	91.5%	54	4	4

博士前期課程・修士課程

修業年限×1.5  
修了率(3年間)

	H20入学者	修了率	H21末卒業のうち		
			H20入学	H19入学	H18入学
環境科学研究科	38	89.5%	34	6	0
工学研究科	36	91.7%	33	0	0
人間文化科学研究科	13	69.2%	9	2	1
人間看護学研究科	5	40.0%	2	0	0
人間看護学部(長期履修)	7	85.7%			8

H23.3	H24.3	H25.3
H20入学	H20入学	H20入学
3	0	
1	0	
1	0	
1	2	1
6		

97.4%
94.4%
76.9%
60.0%
85.7%

\*人間看護学部の長期履修は修業年限は3年で計算しています。(以下、同じ)

	H21入学者	修了率	H22末卒業のうち		
			H21入学	H20入学	H19入学
環境科学研究科	43	81.4%	35	3	0
工学研究科	38	97.4%	37	1	0
人間文化科学研究科	16	62.5%	10	1	0
人間看護学研究科	4	100.0%	4	1	0
人間看護学部(長期履修)	4	100.0%			6

H24.3	H25.3	H26.3
H21入学	H21入学	H21入学
1	0	1
0	0	0
2	0	0
0	0	0
4		

83.7%
97.4%
75.0%
100.0%
100.0%

	H22入学者	修了率	H23末卒業のうち			
			H23入学	H22入学	H21入学	H20入学
環境科学研究科	47	89.4%	1	42	1	0
工学研究科	39	92.3%		36	0	0
人間文化科学研究科	20	65.0%		13	2	0
人間看護学研究科	4	25.0%		1	0	2
人間看護学部(長期履修)	3	100.0%				4

H25.3	H26.3
H22入学	H22入学
2	1
1	0
4	2
2	0
3	

93.6%
94.9%
85.0%
75.0%

	H23入学者	修了率	H24末卒業のうち			
			H23入学	H22入学	H21入学	H20入学
環境科学研究科	45	86.7%	38	2	0	
工学研究科	39	94.9%	37	1	0	
人間文化科学研究科	15	80.0%	12	4	0	
人間看護学研究科	4	75.0%	3	2	0	1
人間看護学部(長期履修)	4	100.0%				3

H24.3	H26.3
H23入学	H23入学
1	2
	0
	2
	1
	4

91.1%
94.9%
93.3%
100.0%

	H24入学者	修了率	H25末卒業のうち				H21入学
			H25入学	H24入学	H23入学	H22入学	
環境科学研究科	42	92.9%	1	39	2	1	1
工学研究科	58	87.9%		51	0	0	0
人間文化科学研究科	18	77.8%		14	2	2	0
人間看護学研究科	5	20.0%		1	1	0	0
人間看護学部(長期履修)	3						4

\*39名は26.4修了1名含

博士後期課程

修業年限×1.5  
修了率(5年間)

H22調査(2010)	2007	修業年限内	修了率	H21末卒業のうち				
				H19入学	H18入学	H17入学	H16入学	H15以前入学
環境科学研究科	9	0.0%		0	3	4	0	2
工学研究科	0			0	0	0	0	0
人間文化科学研究科	7	57.1%		4	0	0	0	0

H23.3	H24.3	H25.3	H26.3
H19入学	H19入学	H19入学	H19以前入学
3	2	0	0
0	0	0	0
1	0	0	1

55.0%
71.4%

H23調査(2011)	2008	修業年限内	修了率	H22末卒業のうち				
				H21入学	H20入学	H19入学	H18入学	H17以前入学
環境科学研究科	3	0.0%		0	3	0	1	1
工学研究科	3	33.3%		1	0	0	0	0
人間文化科学研究科	6	18.7%		1	1	0	1	0

H24.3	H25.3	H26.3
H20入学	H20入学	H20入学
0	0	0
0	0	0
1	0	1

0.0%
33.3%
33.3%

H24調査(2012)	2009	修業年限内	修了率	H23末卒業のうち				
				H21入学	H20入学	H19入学	H18入学	H17以前入学
環境科学研究科	1	0.0%		0	0	2	2	0
工学研究科	3	33.3%		0	0	0	0	0
人間文化科学研究科	3	0.0%		0	1	0	0	1

H23.3	H25.3	H26.3
H21入学	H21入学	H21入学
	0	1
1	1	0
	1	1

100.0%
66.7%
66.7%

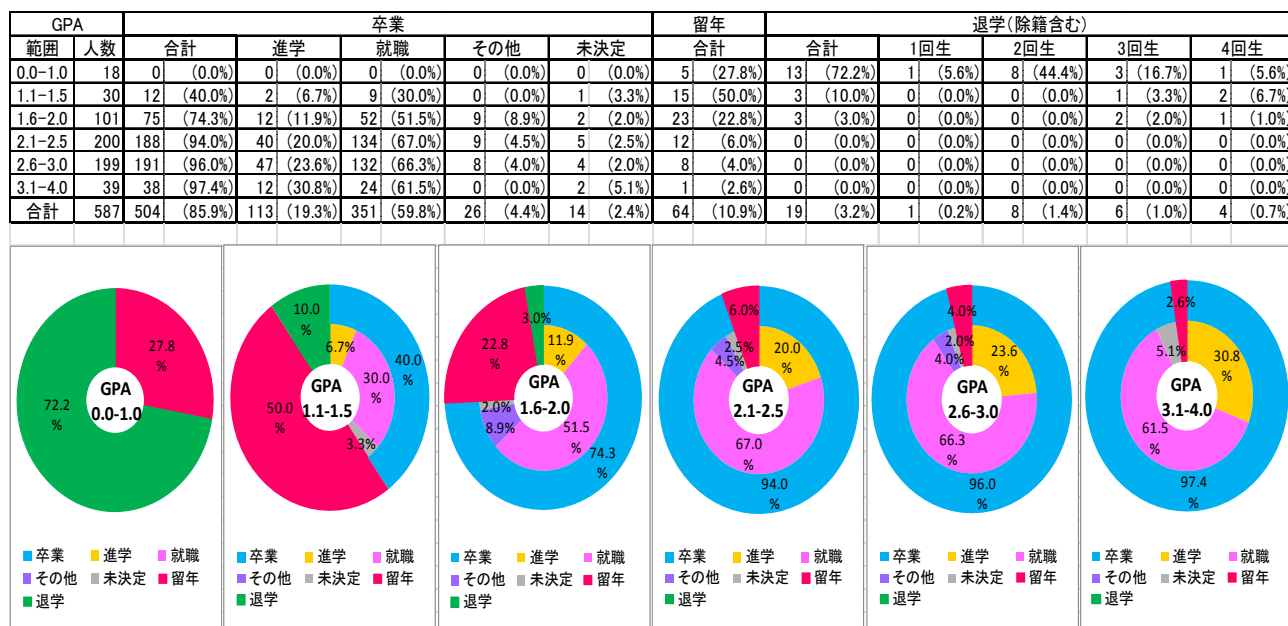
H25調査(2013)	2010	修業年限内	修了率	H24末卒業のうち			
				H22入学	H21入学	H20入学	H18以前入学
環境科学研究科	8	50.0%		4	0	0	1
工学研究科	2	0.0%		0	1	0	0
人間文化科学研究科	4	0.0%		0	1	0	0

H26.3
H22入学
1
1
0

62.5%
50.0%
0.0%

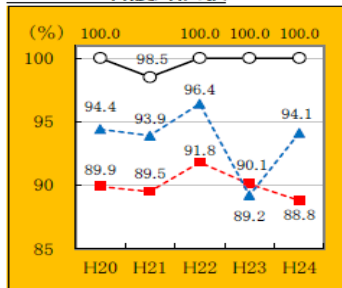
H26調査(2014)	H23入学者	修了率	H25末卒業のうち			
			H23入学	H22入学	H21入学	H19以前入学
環境科学研究科	5	20.0%	1	1	1	0
工学研究科	2	0.0%	0	1	0	0
人間文化科学研究科	5	0.0%	0	0	1	1

資料 6-1-1-3 GPAの結果（平成25年3月卒業生）

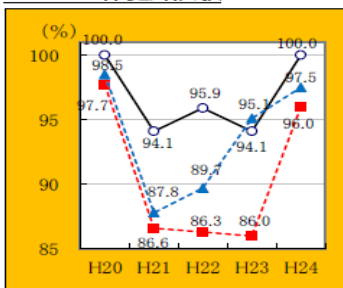


資料 6-1-1-4 資格取得の状況

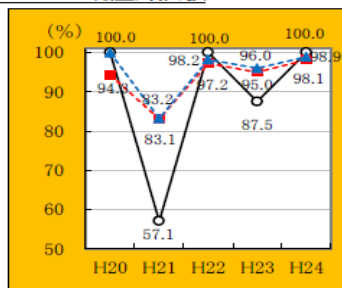
3-1 看護師試験



3-2 保健師試験



3-3 助産師試験

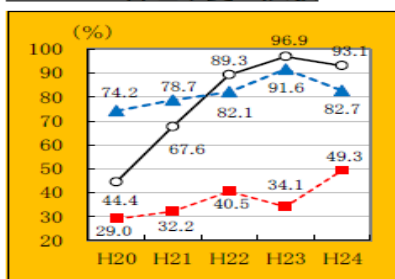


○ 専大  
 ■ 全国平均  
 ▲ うち新卒

※ 出所いづれも厚生労働省報道発表資料など

平成24年度は看護師、保健師、助産師試験の合格率は100%だった。合格者数は次のとおり。  
 看護師 (58人/58人) 保健師 (78人/78人) 助産師 (8人/8人) (合格者数/本学受験者数)

3-4 管理栄養士試験

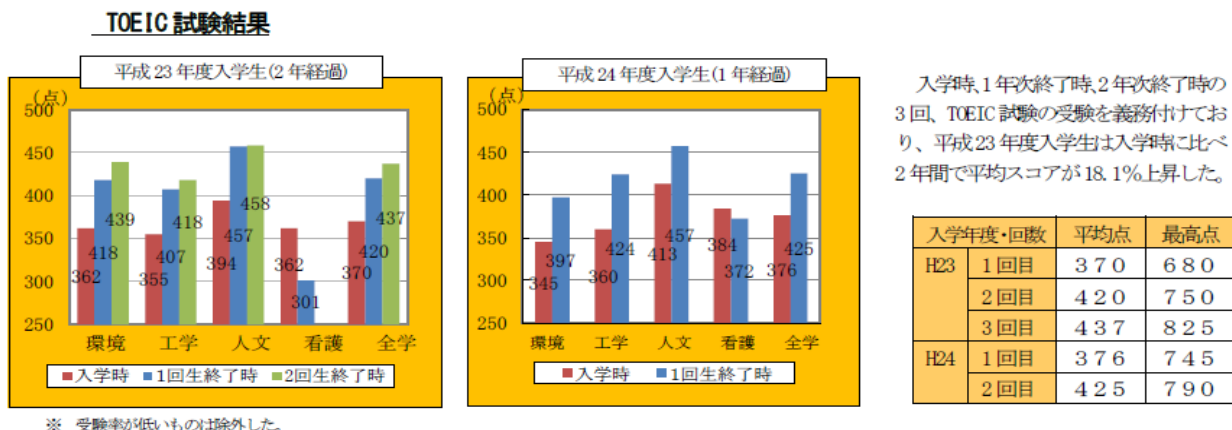


○ 専大  
 ■ 全国平均  
 ▲ うち新卒

※ 出所いづれも厚生労働省報道発表資料など

平成20・21年度は新卒の全国平均合格率を大きく下回っていたが、平成22年度以降は新卒の全国平均を上回って大きく好転した。合格者数は次のとおり。(27人/29人) (合格者数/本学受験者数)

資料 6-1-1-5 TOEIC 試験の結果（資料 5-2-1-7 再掲）



資料 6-1-1-6 学生の受賞（平成 25 年度）

受賞年月日	受賞名	学部	学年	受賞者名
平成25年7月5日・6日	Enactus Japan 国内大会 2013 優勝			廃棄物マスターズ
募集期間 平成25年4月1日～6月30日	第5回ヘッドデザインコンテスト ドリームヘッド部門 佳作賞	人間文化学部 生活デザイン学科	3年	宮浦 菜 さん
平成25年9月25日～27日	第61回レオロジー討論会 優秀ポスター賞	工学研究科 材料科学専攻博士前期課程	2年	林 明日香 さん
平成25年10月12日・13日	日本子ども第10回学術集会：子ども会議 優秀発表賞	人間文化学研究所 生活文化学専攻(人間関係部門) 博士前期課程	1年	鈴木 祥子 さん (教授との共同受賞)
	DSA空間デザイン賞2013 協会特別賞学生賞	生活デザイン学科 環境・建築デザイン学科有志		ワールドフラクサスプロジェクトチーム SPACE ART PROJECT
	平成25年度プラスチック成形加工学会 関西支部若手セミナー ベストポスター賞	工学研究科 材料科学専攻博士前期課程	1年	福井 雄哉 さん
平成25年10月31日	ココヨデザインアワード2013 特別賞	人間文化学部 生活デザイン学科	3年	磯野 楓 さん
平成25年11月22日	2013年度 Visual Mining Studio/Text Mining Studio学生研究奨励賞 最優秀賞	工学研究科 電子システム工学専攻博士前期課程	2年	井上 剛 さん
平成25年12月6日・7日	平成25年度日本材料学会関西支部若手シンポ ジウム ポスター支部長賞	工学研究科 材料科学専攻博士前期課 程	1年	寺倉 弘祐 さん
平成26年1月25日	第5回建築コンクール「翔んでる建築」 最優秀賞	環境科学部 環境建築デザイン学科		陶器 浩一 教授と永井 拓生 助教らと 学生グループ

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育内容についてここに挙げた資料から見ると、内部的にも社会的にも一定の水準を達成していると考えられる。また、学部および研究科での単位修得状況および卒業・修了の状況とあわせて考えると、それぞれの学部・研究科の人材の養成と教育研究の目標として掲げられた観点に立てば、学習成果は上がっていると判断する。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上  
がっているか。



## 【観点に係る状況】

本学では全学的に学習の達成度や満足度について学生による授業評価アンケートを実施し、この結果は各科目の担当教員に個別データとして返されるのと同時に、大学全体の傾向および学部全体の傾向が分析され全教員に返されており、各学部等において対応が検討されている。

平成 25 年度前期の授業評価アンケートの結果を 5 点満点でポイント化した結果では授業の理解度は 3.4 であり、満足度は 3.5～3.6 である。従って、授業に対する達成度と満足度は高い。（資料 6-1-2-1）

また、卒業時に卒業時アンケートを実施している。この結果より本学の教育に対する満足度はどちらかといえは満足と回答した学生を加えると約 85%の学生が満足であると感じていて非常に高いことがわかる。（資料 6-1-2-2）

授業改善のための全学的な取り組み状況について、基準 8 で述べるように「教育実践支援室」による F D 活動があり、F D 研修会を継続的に開催し高い参加率を得ており、学生による授業評価の数値は改善傾向にある。

資料 6-1-2-1 平成 25 年度前期開講科目と後期開講科目の授業評価アンケートの平均ポイント

[前期]

## (1) 平均ポイント（学部等別）

アンケート項目								H24	H23
	環境	工	人文	人看	全共	人間学	全学	全学	全学
Q1.授業への出席	4.3	4.4	4.1	4.9	4.5	4.4	4.4	4.4	4.3
Q2.受講態度は真剣だったか	3.7	3.8	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.7
Q3.この授業に対する学習時間	2.8	2.8	2.2	2.9	2.6	2.3	2.6	2.5	2.5
Q4.授業内容への興味	3.6	3.5	3.7	3.7	3.7	3.8	3.7	3.7	3.6
Q5.授業レベル	3.9	3.9	4.1	4.1	4.2	4.3	4.1	4.0	4.0
Q6.授業の理解	3.3	3.2	3.4	3.4	3.6	3.6	3.4	3.4	3.3
Q7.より深く学びたくなかったか	3.4	3.3	3.6	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4
Q8.履修の手引きとの一致度	3.6	3.5	3.6	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5
Q9.教員の教え方は適切か	3.6	3.5	3.7	3.6	3.8	3.8	3.7	3.6	3.6
Q10.教え方で優れていた点									
Q11.教え方で工夫すべき点									
Q12.授業の満足度	3.5	3.4	3.5	3.5	3.7	3.6	3.5	3.5	3.5
Q13.迷惑行為に対する対応	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	-

※ Q10およびQ11については、ポイント評価でないため平均ポイントは示していない。

[後期]

## (1) 平均ポイント（学部等別）

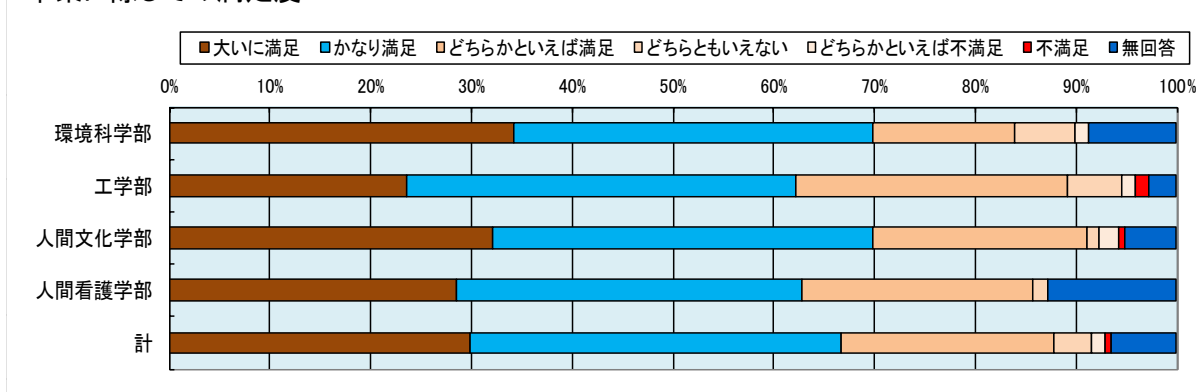
アンケート項目								H24
	環境	工	人文	人看	全共	人間学	全学	全学
Q1.授業への出席	4.2	4.3	4.1	4.8	4.3	4.0	4.2	4.1
Q2.受講態度は真剣だったか	3.8	3.8	3.7	4.0	3.8	3.5	3.8	3.8
Q3.この授業に対する学習時間	2.6	3.0	2.3	2.5	2.5	1.7	2.5	2.5
Q4.授業内容への興味	3.7	3.5	3.7	3.8	3.6	3.5	3.6	3.6
Q5.授業レベル	4.0	3.8	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1
Q6.授業の理解	3.4	3.2	3.5	3.5	3.5	3.3	3.4	3.4
Q7.より深く学びたくなかったか	3.5	3.3	3.6	3.7	3.4	3.3	3.5	3.5
Q8.履修の手引きとの一致度	3.7	3.6	3.7	3.7	3.7	3.5	3.7	3.6
Q9.教員の教え方は適切か	3.7	3.6	3.8	3.7	3.8	3.5	3.7	3.7
Q10.教え方で優れていた点								
Q11.教え方で工夫すべき点								
Q12.授業の満足度	3.6	3.4	3.6	3.6	3.6	3.4	3.6	3.5
Q13.迷惑行為に対する対応	3.4	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.6	3.5

※ Q10およびQ11については、ポイント評価でないため平均ポイントは示していない。

資料 6-1-2-2 卒業時アンケート (平成 26 年度 3 月 卒業生)

学部	①大いに満足		②かなり満足		③どちらかといえば満足		④どちらともいえない		⑤どちらかといえば不満足		⑥不満足		無回答		計
環境科学部	51	34.2%	53	35.6%	21	14.1%	9	6.0%	2	1.3%	0	0.0%	13	8.7%	149
工学部	35	23.6%	57	38.5%	40	27.0%	8	5.4%	2	1.4%	2	1.4%	4	2.7%	148
人間文化学部	50	32.1%	59	37.8%	33	21.2%	2	1.3%	3	1.9%	1	0.6%	8	5.1%	156
人間看護学部	20	28.6%	24	34.3%	16	22.9%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	9	12.9%	70
計	156	29.8%	193	36.9%	110	21.0%	20	3.8%	7	1.3%	3	0.6%	34	6.5%	523

## 卒業に際しての満足度



## 【分析結果とその根拠理由】

全ての学部・学科等で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果から授業に対する学生の理解度、満足度はおおむね良好な水準にあると考えており、単位取得状況および卒業状況からも教育の成果は達成できていると判断している。調査項目の中で、授業科目によっては授業内容に対する理解度の評価と満足度が他の項目に対しては相対的に低い科目があることから、授業のあり方について一層の改善が必要な科目もあるが、卒業時アンケートの結果から全体的に良い評価が得られていると判断できる。

授業方法の改善をめざして、教育実践支援室でも F D 研修会のテーマを授業スキルの向上を中心に活動展開をしており、その成果は上がっていると考えている。

以上のことから、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

## 【観点に係る状況】

本学の進路状況は、概ね、学部生では就職が 6 割強、進学が 3 割、その他が 1 割弱という割合となるが、近年、この比率については従前からの大きな変化は見られない。就職内定率については、ほぼ全国平均レベルで 90% 前半の数値を安定して残しており、最近の就職難の時期においても 90% 台の内定率を保っていたが、ここ 2 年ほどはやや上昇傾向にある。就職先は関西圏および滋賀県内に就職する学生が大半を占めている。滋賀県内への

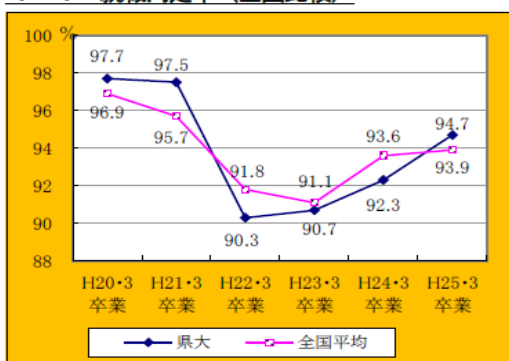
就職率は平成 26 年 3 月の卒業生では 27.2%である。人間看護学部の場合はその教育内容の特性を反映し、県内就職率は高い。（資料 6-2-1-1、資料 6-2-1-2、資料 6-2-1-3）

進路内容は学部によってそれぞれの特徴があり、人間看護学部および生活栄養学科などの資格を取得する職業直結型の学部・学科は就職先の業種範囲は狭いが就職率が良い。また工学部は大学院への進学者が多く、就職先は製造業などの企業中心である。環境科学部は大学院進学と自治体などの公務員への就職が多く、人間文化学部の文化系学科などでは事務系職あるいは教員志向の学生が多い。（資料 6-2-1-4）

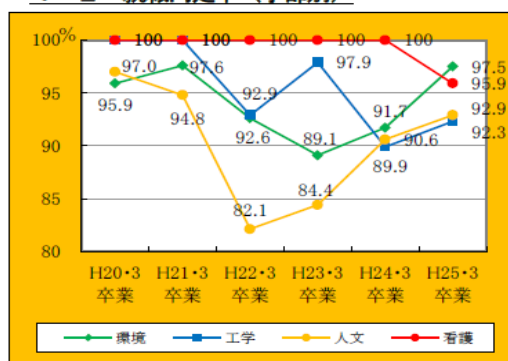
また、進学先については、本学大学院以外に、他の国公立大学等の大学院へ進学する学生も最近増加傾向にある。（資料 6-2-1-5）

資料 6-2-1-1 就職率の変化

4-1 就職内定率（全国比較）



4-2 就職内定率（学部別）



※ 出所：文部科学省報道発表資料

平成 25 年 3 月卒は 94.7%で、平成 24 年 3 月卒比べ 2.4 ポイント上昇し、全国平均 93.9%を上回る結果となった。学部別の特徴は次のとおりである。

資料 6-2-1-2 卒業生の内定状況（平成 25 年度：5 月 1 日時点）

学 部・研 究 科	卒業 修了 者	内定率 (内定者/希望者)	内定状況（5 / 1）				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			11期生	12期生	13期生	14期生	15期生
<b>環境科学部</b>	<b>183</b>	<b>94.4%</b>	<b>97.6%</b>	<b>92.6%</b>	<b>89.1%</b>	<b>91.7%</b>	<b>97.5%</b>
環境生態学科	30	92.9%	100.0%	93.8%	90.0%	92.9%	100.0%
政策・計画学科	31	92.9%	100.0%	92.0%	96.9%	86.7%	93.8%
建築デザイン学科	60	94.6%	93.5%	92.9%	66.7%	97.0%	100.0%
生物資源管理学科	62	95.7%	97.9%	92.3%	93.8%	90.7%	97.7%
<b>工学部</b>	<b>154</b>	<b>97.6%</b>	<b>100.0%</b>	<b>92.9%</b>	<b>97.9%</b>	<b>89.9%</b>	<b>92.3%</b>
材料科学科	55	96.2%	100.0%	92.3%	94.1%	81.8%	86.7%
機械システム工学科	51	100.0%	100.0%	93.3%	100.0%	88.9%	90.3%
電子システム工学科	48	96.3%				100.0%	100.0%
<b>人間文化学部</b>	<b>163</b>	<b>94.0%</b>	<b>94.8%</b>	<b>82.1%</b>	<b>84.4%</b>	<b>90.6%</b>	<b>92.9%</b>
地域文化学科	75	93.5%	96.9%	77.4%	78.8%	83.1%	89.6%
生活デザイン学科	27	88.0%	76.2%	73.9%	86.7%	90.0%	93.5%
生活栄養学科	28	100.0%	100.0%	96.8%	92.3%	100.0%	96.4%
人間関係学科	33	96.2%	100.0%	81.5%	85.0%	100.0%	94.7%
<b>合計</b>	<b>500</b>	<b>95.0%</b>	<b>97.0%</b>	<b>87.7%</b>	<b>88.4%</b>	<b>90.9%</b>	<b>94.4%</b>
<b>人間看護学部</b>	<b>79</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>95.9%</b>
人間看護学科	79	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.9%
<b>合計</b>	<b>579</b>	<b>95.9%</b>	<b>97.5%</b>	<b>90.3%</b>	<b>90.7%</b>	<b>92.3%</b>	<b>94.7%</b>
<b>環境科学研究科博士前期課程</b>	<b>42</b>	<b>97.3%</b>	<b>89.7%</b>	<b>88.9%</b>	<b>90.6%</b>	<b>97.4%</b>	<b>84.8%</b>
環境動態学専攻	20	100.0%	85.7%	91.7%	100.0%	92.9%	93.8%
環境計画学専攻	22	94.7%	93.3%	86.7%	85.0%	100.0%	76.5%
<b>工学研究科博士前期課程</b>	<b>51</b>	<b>98.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>94.7%</b>	<b>97.2%</b>	<b>100.0%</b>
材料科学専攻	16	93.8%	100.0%	100.0%	95.5%	100.0%	100.0%
機械システム工学専攻	18	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	93.8%	100.0%
電子システム工学専攻	17	100.0%					
<b>人間文化学研究科博士前期課程</b>	<b>18</b>	<b>84.6%</b>	<b>84.6%</b>	<b>77.8%</b>	<b>90.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>88.9%</b>
地域文化学専攻	5	100.0%	83.3%	33.3%	75.0%	100.0%	100.0%
生活文化学専攻	13	81.8%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%
<b>合計</b>	<b>111</b>	<b>96.0%</b>	<b>94.4%</b>	<b>92.8%</b>	<b>92.5%</b>	<b>97.6%</b>	<b>92.4%</b>
<b>人間看護学研究科人間看護学専攻</b>	<b>6</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
<b>合計</b>	<b>117</b>	<b>96.1%</b>	<b>94.5%</b>	<b>93.0%</b>	<b>92.6%</b>	<b>97.7%</b>	<b>92.4%</b>
<b>環境科学研究科博士後期課程</b>	<b>4</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>60.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>0.0%</b>	<b>100.0%</b>
環境動態学専攻	1	100.0%	100.0%	50.0%		0.0%	100.0%
環境計画学専攻	3	100.0%		100.0%	100.0%		
<b>工学研究科博士後期課程</b>	<b>0</b>						
先端工学専攻	0						
<b>人間文化学研究科博士後期課程</b>	<b>2</b>	<b>50.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>			
地域文化学専攻	2	50.0%		100.0%			
生活文化学専攻	0		100.0%	100.0%			
<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>75.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>75.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>0.0%</b>	<b>100.0%</b>

資料 6-2-1-3 県内就職率

## 滋賀県立大学 県内就職率

		卒業年	26	25	24	23	22	21	20	計
学部生	県内就職者数		108	121	119	106	103	93	83	862
	県内就職率		27.2%	31.0%	32.9%	33.9%	31.5%	23.7%	22.0%	33.7%
	県外就職者数		289	269	243	207	224	299	294	1,825
	就職者総数		397	390	362	313	327	392	377	2,558
県内就職者 内訳	民間企業		58	68	70	51	47	49	49	392
	公務		15	18	22	16	18	12	12	113
	病院(看護師・助産師)		28	26	24	30	35	30	18	191
	自営・家業		0	0	1	3	1			5
	非正規(非常勤等)		7	9	2	6	2	2	4	32
			108	121	119	106	103	93	83	733

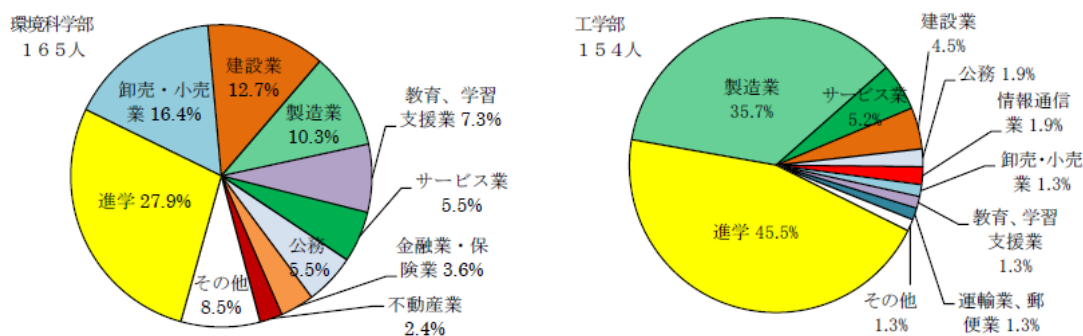
学部別県内就職率

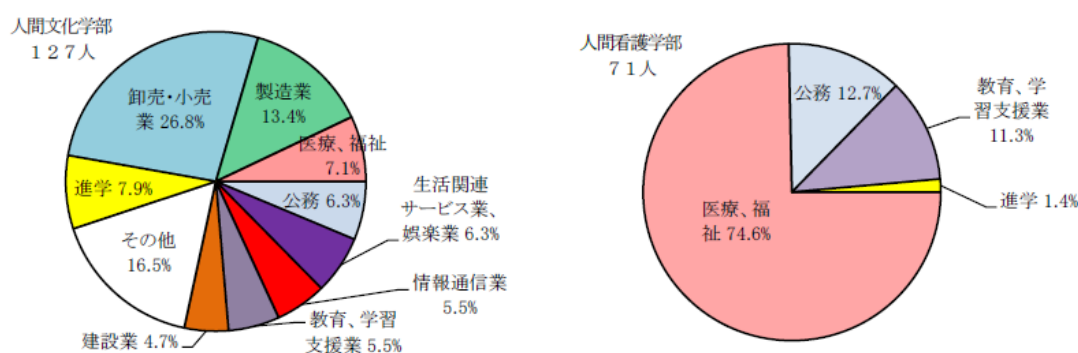
学部	26	25	24	23	22
環境科学部	22.7%	25.2%	21.8%	32.2%	28.4%
工学部	25.0%	28.6%	45.2%	47.8%	30.8%
人間文化学部	20.6%	23.9%	27.0%	22.2%	18.2%
人間看護学部	48.6%	55.7%	51.6%	44.9%	54.5%
全学部	27.2%	31.0%	32.9%	33.9%	31.5%

	26	25	24	23	22	21	20
県内就職(県内出身)	82	86	93	83	81	75	66
県内就職(県外出身)	26	35	26	23	22	18	17
	108	121	119	106	103	93	83
県外就職(県内出身)	71	71	55	45	62	79	74
県外就職(県外出身)	218	198	188	162	161	220	220
	289	269	243	207	223	299	294
県内出身者の県内就職率	54%	55%	63%	65%	57%	49%	47%
県内出身者数	153	157	148	128	143	154	140
県外出身者数	244	233	214	185	183	238	237
県内出身者の割合	39%	40%	41%	41%	44%	39%	37%

資料 6-2-1-4 卒業生の就職先 (平成 24 年度)

## 4-3 平成 24 年度末卒業生進路状況 (産業別就職状況)





資料 6-2-1-5 大学院への進学（平成 25 年度）

学部・研究科	卒業 修了 者	男	女	進 学	
				希望者	合格者
<b>環境科学部</b>	<b>183</b>	<b>120</b>	<b>63</b>	<b>42</b>	<b>42</b>
環境生態学科	30	25	5	12	12
政策・計画学科	31	16	15	1	1
建築デザイン学科	60	42	18	16	16
生物資源管理学科	62	37	25	13	13
<b>工学部</b>	<b>154</b>	<b>142</b>	<b>12</b>	<b>70</b>	<b>70</b>
材料科学科	55	43	12	28	28
機械システム工学科	51	51	0	21	21
電子システム工学科	48	48	0	21	21
<b>人間文化学部</b>	<b>163</b>	<b>34</b>	<b>129</b>	<b>15</b>	<b>15</b>
地域文化学科	75	23	52	3	3
生活デザイン学科	27	0	27	0	0
生活栄養学科	28	2	26	7	7
人間関係学科	33	9	24	5	5
<b>合計</b>	<b>500</b>	<b>296</b>	<b>204</b>	<b>127</b>	<b>127</b>
<b>人間看護学部</b>	<b>79</b>	<b>4</b>	<b>75</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
人間看護学科	79	4	75	2	2
<b>合計</b>	<b>579</b>	<b>300</b>	<b>279</b>	<b>129</b>	<b>129</b>
<b>環境科学研究科博士前期課程</b>	<b>42</b>	<b>32</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
環境動態学専攻	20	15	5	2	2
環境計画学専攻	22	17	5	2	2
<b>工学研究科博士前期課程</b>	<b>51</b>	<b>46</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
材料科学専攻	16	13	3	0	0
機械システム工学専攻	18	16	2	0	0
電子システム工学専攻	17	17	0	0	0
<b>人間文化学研究科博士前期課程</b>	<b>18</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
地域文化学専攻	5	4	1	2	2
生活文化学専攻	13	3	10	0	0
<b>合計</b>	<b>111</b>	<b>85</b>	<b>26</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
<b>人間看護学研究科人間看護学専攻</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>合計</b>	<b>117</b>	<b>85</b>	<b>32</b>	<b>6</b>	<b>6</b>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の人材育成の目的に沿った教育課程を修めた学生達の就職および進学について考えると、就職率もよく進学も本学大学院以外に国立大学等に進学している。このことから判断して、本学における学習成果が上がっていると判断する。

しかし、学部や学科ごとの就職指導の取り組みや指導教員の個人差などを考えると、大学全体の組織のあり方としては教職協働による就職支援体制を整えるなど改善できる余地があり、より学生本位の観点から満足度の高い卒業のあり方に迫るように努力し、取り組む必要がある。

観点6-2-②：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

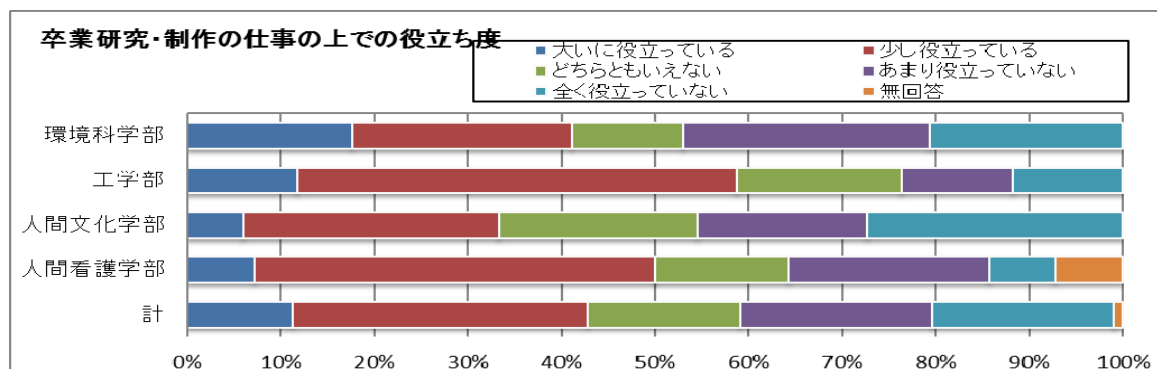
【観点に係る状況】

卒業生に対するアンケートを定期的実施し、本学での学習成果について意見を聴取している。（資料6-2-2-1、資料6-2-2-2）学部での勉学に関して卒業研究が仕事や人間形成に役立っていると考えている卒業生が多い。卒業研究が仕事に役立っているかの問いに対して、全体で約40%が積極的な回答を寄せており、人間形成に役立っているかの問いには70%が積極的な回答を寄せている。この結果概要からすると、本学の学部学科構成からして多様な職業選択がなされているが、概ね卒業生の満足度は高く好評であったと言える。資格取得に特化した学部・学科では取得資格についての評価は高く、そうした面での教育の成果は十分に現れている。

また、本学の学生が就職した企業関係者の声としては、毎年、学内で開催している業界・企業研究会における企業の採用担当者に対するアンケートがある。この中で本学学生（内定者）や卒業生に対する評価を尋ねている項目があるが、どの企業においてもかなり高い評価を得ている。

資料6-2-2-1 卒業生アンケート集計結果（別添資料）

資料6-2-2-2 卒業研究（卒業生アンケートより抜粋）



【分析結果とその根拠理由】

卒業生に対するアンケートについては開始して日が浅く、まだデータ不足の感はあるが、今後も継続して実施することにより、精度の高い分析が可能となると考えている。これまでの限られた範囲のデータであるが、卒業生アンケートと就職先等の意見聴取の結果からは概ね高い評価を得ている。

従って、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・人材育成の目的と教育目標、そのための教育課程についてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが明確にされており、本学の教育体系はそれに基づいて各専門分野における人材養成の目的を実現するために機

能している。その成果である卒業生は本学での教育について概して高い満足度を示し、その受け入れ企業からも受け入れた本学卒業生については高い評価を得ている。

- ・人間看護学部と工学部においては常に高い就職率を保っている。

**【改善を要する点】**

- ・卒業生を社会に送り出して 16 年を経過したが、教育の成果を改めて判定するに足りる素材の蓄積が十分ではない。ひとつの背景には同窓会組織における名簿整理の未成熟があり、ここに由来する情報収集の難しさがある。現在、同窓会を中心として名簿整理が進められているが、十分でなく、今後卒業生との連絡体制を整備する必要がある。
- ・それぞれの学部・学科は人材養成の目的を明確にしているが、そうした目的に沿う人材輩出が実現できているのかは常に検証すべきであり、時代の変化と学問の進歩に対応して、絶えず卒業研究を含めたカリキュラムを柔軟に見直す必要がある。



## 基準 7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

観点 7-1-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 【観点到係る状況】

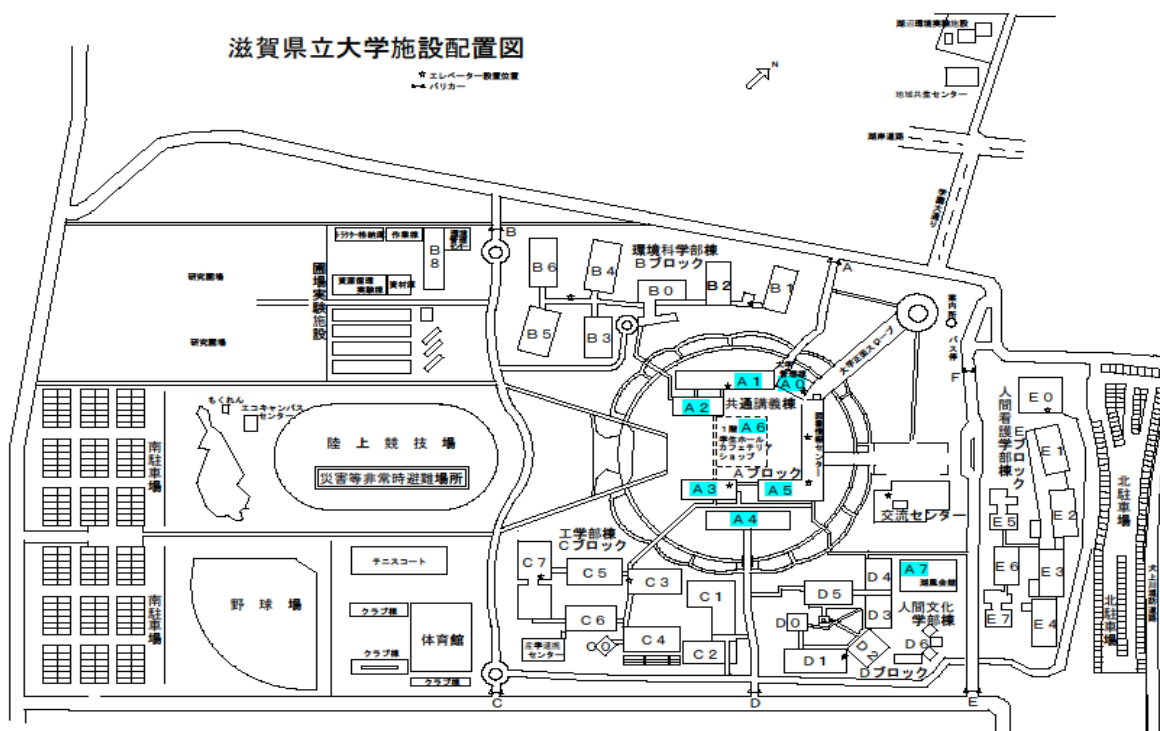
##### [土地校舎面積]

本学の校地面積（附属施設、職員宿舎を除く）は 267,367 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積 23,600 m<sup>2</sup>（収容定員学生数 2,360 名×10 m<sup>2</sup>）を大きく上回っている。また、校舎面積についても 74,339 m<sup>2</sup>（附属施設、職員宿舎を除く）であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要な面積 25,354 m<sup>2</sup>を大きく上回っている。学生一人当たりの校舎面積は 31.5 m<sup>2</sup>と他大学に比べてかなり広く、地域に根ざした少人数教育により「学生が育つ」大学としての教育が行われている。（資料 7-1-1-1、資料 7-1-1-2）

資料 7-1-1-1 校地・校舎面積

校地		校舎	
校地面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準面積 (m <sup>2</sup> )
267,367	23,600	74,339	25,354

資料 7-1-1-2 大学建物等配置図



[講義室]

講義棟（A1棟全6室）、学生ホール（A2棟全2室）、共通講義棟（A3、A4棟全36室、うち1室は視聴覚教室、3室は実験室）、図書情報センター（A5棟全6室うち、1室はCAI教室、2室はLL教室、3室は情報処理演習室）、共通講義棟・同窓会館（A7棟全2室）、人間看護学部棟（E5、E7棟全4室）が設けられ、学部・大学院の学習・教育が行われている。また、講義棟には、プロジェクター、DVDなどのAV設備、空調設備、無線LANなどのIT設備を整備済みであり、現在も逐次機器を更新中である（資料7-1-1-3）。

講義棟の講義室数は、総計56室、学部および大学院修士課程の学生数合計は2,788人である。講義棟全体の座席数は合計4,297席で、学生1人当たりの座席数は1.54席/人である。図書情報センターには、最新の視聴覚機器が備えられたLL教室や情報教育用教室が配置され、いずれも授業の空き時間には自習室として学生が利用できる。

これらの講義棟建物配置図、平面図を（資料7-1-1-4）に、収容人数（座席数）、教育機器の設備等を（資料7-1-1-3、資料7-1-1-5）に示す。学部の学生実験や大学院の講義は、一部研究棟で行われていることも考慮した場合、専有面積からみた講義室は十分に整備され、有効に活用されている。

資料7-1-1-3 講義室設備一覧（別添資料）  
 資料7-1-1-4 講義棟建物配置図、平面図（別添資料 学生便覧P99～）

資料7-1-1-5 図書情報センター施設利用案内一覧

施設利用案内一覧			
■図書館部門			
室名・コーナー名	資料・設備の説明	利用方法	
1階	入口・エントランスホール	話し声が響きます。静態にしてください。	9:00～19:00 (休業期間は17:00まで) 入館可
	図架書庫	約30万冊が収蔵可能、図書配架	閲覧、貸出可
	検索コーナー	端末機でセンターおよび研究所蔵の資料検索	自由利用
	個人閲覧席	図書情報センターの資料を使って調査・研究するとき利用	予約制
	教員閲覧室	教員の研究用個室	予約制(教員のみ)
	貴重資料室	古文書等の貴重資料の保管	閲覧のみ(許可制)
	移動書庫	寄贈コレクション	閲覧、貸出不可
	増設書庫	約17万冊が収蔵可能 主に雑誌のバックナンバー配架	閲覧 雑誌は貸出不可
2階	入口・エントランスブリッジ	センター広場からのメインの入口	入館時には学生証が必要です
	カウンター	資料の貸出・返却、資料案内、調査相談、複写・相互貸借申込等の各種サービスをカウンターで行っています。	
	新聞コーナー	国内外の新聞を置いています。	閲覧のみ
	参考図書コーナー	辞書、年鑑、ハンドブック、索引、所 在目録等を配架しています。	閲覧のみ
	一般雑誌コーナー	総合雑誌、情報誌等を置いています。	席学雑誌のバックナンバーのみ貸出可
	学術雑誌コーナー	学術雑誌、学会誌等を配架 当該年のバックナンバーも収架しています。	閲覧のみ
	学生用基本図書コーナー	教員が授業で利用するために指定した 図書や参考書を配架しています。	閲覧のみ
	閲覧席	自習、資料の閲覧に利用	自由利用
	検索コーナー	端末機でセンターおよび研究所蔵の資料 検索や、インターネット検索もできます。	自由利用
	パソコンコーナー	ビデオ・DVD(3ブース)、マイクロリ ープリンタ、パソコン(8台)で自習、eラ ーニング、DVDの利用ができます。	自由利用
	地図コーナー	国内外の地図があります。	閲覧のみ

室名・コーナー名	資料・設備の説明	利用方法	
3階	一般開架閲覧室	国内外の学術図書を配架しています。 図書はNDC分類(日本十進分類表)順に 配架しています。 ただし看護学の図書は日本看護協会看護学 図書分類表の順に配架しています。	自由閲覧、貸出可
	閲覧席	自習、資料の閲覧に利用	自由利用
	グループ閲覧室	グループ学習、資料調査等に利用 2室×10名迄/室 電子黒板システム	予約制 (代まぎれ待ちしむ)
	検索コーナー	端末機でセンターおよび研究所蔵の 資料検索	自由利用

■情報センター部門			
室名	設備の説明	利用方法	
1階	情報管理室	コンピュータラブラブル窓口 各種マニュアル	
2階	情報処理演習室1	パソコン60台設置	
	情報処理演習室2	パソコン60台設置	授業等に使われて いない場合は、自由 に利用できます
	情報処理演習室3	パソコン48台設置	
3階	CAI教室	パソコン64台設置 ASIANSAT II 受信可	
	LL教室1	パソコン50台設置 CALL/3FAの利用可 ASIANSAT II 受信可	授業等に使われて いない場合は、自由 に利用できます
	LL教室2	パソコン50台設置 CALL/3FAの利用可 ASIANSAT II 受信可	
	AVスタジオ	ビデオテープの編集が可能	予約制(教員のみ)

図書情報センターの利用

## [実験・実習室]

実験・実習室は共通科目用にA3棟内に化学・生物、物理、地学の各実験室を置くほか、専門科目用に各学部棟に各学部学科の特色に応じて置いている。さらに、一般用学内共同教育研究施設として、先端技術（計測・加工）教育研修施設である「実習工場」、木工デザイン技術等教育研修施設としての「もくれん」、また、産学官連携による共同研究推進の拠点として「産学連携センター」が設置されている。

## [自主学习・視聴覚設備・語学演習室関係]

図書情報センターの施設・設備は（資料 7-1-1-5、資料 7-1-1-6、資料 7-1-1-7）のとおりである。図書館には閲覧スペース（1,564 m<sup>2</sup>）が整備され、図書館所蔵資料の検索専用情報端末が8台とインターネット接続の文献検索情報端末が3台設置されている。開館時間は20時までとし、平成20年度から月1回程度の土曜開館（年間10回、23年度から12回）を実施するなど、サービスの充実を図ってきた。

自主学习は、前述のとおり図書情報センターで可能であるとともに、平成25年3月に新設した共通講義棟・同窓会館にはグループ学習にも対応可能な自習室を設置し、22時まで利用できるようにしている。

また図書館は、ビデオ、DVD、CDなどの教材が利用できるパソコン8台と視聴覚機器を設置している。

語学教育関係の施設・設備は（資料 7-1-1-5）のとおりであり、LL教室2室（語学教育用情報端末50台×2室）が設けられており、授業等で利用されていないときは、平日は19時までの利用が可能である。

情報処理教育用教室の施設・設備は（資料 7-1-1-8）のとおりであり、授業等で利用されていないときは、平日は19時までの利用が可能である。

体育に関する施設としては、体育館、柔剣道場、陸上競技場兼サッカー場、テニスコート、野球場があり、授業や課外活動を実施する上で十分な設備が設置されている。（資料 7-1-1-9・資料 7-1-1-10）

資料 7-1-1-6 図書情報センターの案内（別添資料）

資料 7-1-1-7 （図書館）利用案内 2014 学生用（別添資料）

資料 7-1-1-8 情報機器の設置台数と利用状況

資料7-1-2-1 情報機器の設置台数（図書情報センター）と利用状況

□設置台数

図書部門	
開架書庫の図書館資料検索コーナー（1F）	検索専用情報端末 2台
図書館資料検索コーナー（2F）	文献検索用情報端末（インターネット接続）3台 検索専用情報端末 4台
開架書庫の図書館資料検索コーナー（3F）	検索専用情報端末 2台
情報部門	
演習室（2F）（学生用）	第1演習室（A5-201）60台 第2演習室（A5-202）60台 第3演習室（A5-203）48台
CAI教室（3F）（学生用）	CAI教室（A5-303）64台
LL教室（3F）	LL教室1（A5-301）50台 LL教室2（A5-302）50台

□ 情報システムの利用状況  
 情報処理演習室(3室)にはパソコン168台が設置され、また、各学部毎に整備されている学部情報室には16~30台のパソコンが設置されている。さらに大学院生には1人1台のパソコンが配置されている。また、コンピュータを用いた専門教育に資するため、CAD/GISシステムとして51台、CAD/CAEシステムとして84台のパソコンが整備されている。情報処理演習室(3室)については、授業時間以外は開放しており、学生の自主学習に利用されている。

情報処理演習室（3室）の利用状況は、表のとおりである。

(表) 情報処理演習室(3室)の利用者数

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間利用者数(人)	-	-	37,202	76,403	88,216
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
年間利用者数(人)	125,098	111,854	96,599	88,880	77,402
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
年間利用者数(人)	84,647	77,804	70,889	65,247	71,444
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
年間利用者数(人)	80,001	83,287	69,320	62,994	

資料 7-1-1-9 体育施設管理利用規程および同心得（別添資料）

資料 7-1-1-10 体育関係施設一覧

施設名	規格用途	使用団体
体育館 建築面積 3,579.42㎡	アリーナ  エントランスロビー 柔・剣道場	男女バレー部 男女バスケット部 男女バトミントン部 フットサル部 キンボールサークル 体操・トランポリン部 ダンスサークル 剣道部 合気道部 卓球部 水泳部 チアリーダーサークル
陸上競技場	トラック 400m フィールド	陸上部 サッカー部
野球部	1面	硬式・軟式野球部 ソフトボール部(授業)
テニスコート	5面	硬式テニス部、軟式テニス部、 テニスサークル
ヨット艇庫	1棟 52㎡ 彦根市馬場2丁目	
ボート・カヌー ビニール艇庫	敷地 703㎡ 東近江市能登川町	

## 資料 7-1-1-11 バリアフリー化施工状況一覧（別添資料）

## 学内バリアフリー化の推進

(すべての利用者が快適で居心地のよい施設整備)

県の定める「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による義務基準はもとより、教育施設として、また、開かれた大学として、だれもが利用しやすい自由度の高い施設整備が必要である。

バリアフリーのガイドライン

## 1. 多様な人々への配慮

高齢者や子ども、肢体・視覚・聴覚などの不自由な方々、外国人等言語的なバリア抱える方、また、車椅子、歩行器、自転車、自動車など、さまざまな移動形態も対象とした配慮が必要である。

## 2. 空間的配慮

移動や利用のしやすさについては、段差の解消、手すりの設置、家具の形状、また、ゆとりのあるスペースなど介助を含めた計画が必要である。また、自立した移動を補助するための点字、点字ブロックを含め、シンプルでわかりやすいサイン計画を進めることも重要である。

## 3. キャンパスの景観に対する配慮（個性を生かした施設整備）

本学は、周囲景観への配慮と環濠を中心とする集落のイメージを基本とした建物計画となっており、地域との関わりを大切に開学以来開かれた大学として歩んできた。

キャンパスの創り出す景観は本学の大きな特徴であり、施設整備はこの個性を生かしたものとする。

## 4. 施設の老朽化に対する配慮

施設の老朽化を起因とする段差の発生や舗装の剥離など新たに発生する障害への改善を実施する必要がある。

バリアフリーに関するアクションプラン

すべての利用者が快適で居心地のよい施設となるために、障害となっている施設等の調査を実施し、その調査結果に基づき改善に努める。

## 【これまでの改善または設置された施設等の参考事例】



段差解消



スロープ、手すり



施設老朽化による段差解消



ローカウンターへ改修



障害者用トイレ



階段手摺の設置



点字案内



わかりやすいサイン計画



## 【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積は 267,367 m<sup>2</sup> であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要面積 23,060 m<sup>2</sup> を（収容定員学生数 2,360 名×10 m<sup>2</sup>）を大幅に上回っている。また、校舎面積は 74,339 m<sup>2</sup> であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要面積 25,354 m<sup>2</sup> を大幅に上回っている。

講義棟においては、プロジェクター等 AV 機器の最新機器への更新、LAN の設置などの改善、さらに自習室、実験室、演習室、附属図書館、体育関連施設、情報関連施設、農場・湖沼等の実験施設などの整備を進めて教育効果の向上と有効活用を図っている。

また、バリアフリー化対策については、開学時に障害者トイレや点字ブロック等の整備をしていたが、その後「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、施設点検を行い、スロープの設置、段差解消、受付カウンターのローカウンター化、手摺りの設置を順次行い、バリアフリー化への対応に努めている。(資料 7-1-1-11)

安全面への配慮からも、各建物の出入りは夜間・休日は閉鎖するとともに、研究室や実験室・演習室は登録された者のみが入りできるカードキー方式とし、外灯は必要な個所に配置している。

以上のことから、本学の基本理念、教育目標に照らして、必要と考えられる施設・設備が整備されているとともに、有効に活用できる状況にあると判断する。

#### 観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

##### 【観点に係る状況】

##### [ネットワーク整備状況]

本学のネットワークは、滋賀県立大学情報ネットワーク (The University of Shiga Prefecture Information Network System。略称「SPINS」。) といひ、図書情報センターの情報部門で管理している。SPINS の幹線となる部分は L3 スイッチを用いたギガビットイーサネット構成されており、支線となる部分は、L3 スイッチから L2 スイッチまではギガビットの通信が、L2 スイッチから各部屋までは 100Mbps の通信が確保されている。

外部インターネット接続経路には、SINET (Science Information Network) と商用インターネットの二つがある。SINET ノード (大津データセンター) へは、有線通信事業者が保有するインターネット回線の商用により接続している。商用インターネットについても有線通信事業者が保有するインターネット回線は専用回線 (100Mbps) で接続している。

上記 2 系統の外部インターネット接続経路の冗長化、帯域制御を行うための機器を導入し、回線の能力を最大限に引き出すようにしている。

その他の情報ネットワークサービスとして、講義棟の一部や、図書情報センター、学生ホール、カフェテリアならびに交流センター (ホワイエ) に無線 LAN 設備が整備されている。

また、セキュリティ対策として、各対外接続用ルータの配下にファイアウォールや IPS (不正侵入防御機能) を設置して外部からの不正侵入を防止するとともに、内部から外部へのアクセスも制限しているほか、スパムメールのチェックシステム、インターネットアクセス時のウイルスチェックシステムなどが整備されている。さらにこうした対応を担保するため、情報セキュリティポリシーの下に運用体制を定め、体系的にセキュリティ管理ができるように組織化している。(資料 7-1-2-1-①, 資料 7-1-2-1-②)

一般情報関連教育施設として、情報処理演習室 3 室 (端末: 60 台×2 室, 48 台×1 室 合計 168 台) と CAI 教室 1 室 (端末: 64 台) がある。語学教育施設として、LL 教室 2 室 (端末: 50 台×2 室) があり、CALL システムを整備している。また、学生は自宅などの外部ネットワークおよびセンター内のイントラネットに接続し、TOEIC 新テストに対応した英語学習 E-learning システムのサービスを受けることができる。これらの教室はいずれも、授業等で利用されていないときは、平日 19 時までの利用が可能である。

情報処理端末の設備状況については、(前掲資料 7-1-1-8) に示すとおりであり、情報処理演習室、LL 教室、CAI 教室、図書情報センターなどに設置されている情報処理端末の合計は 343 台となる。

[ネットワーク利用状況]

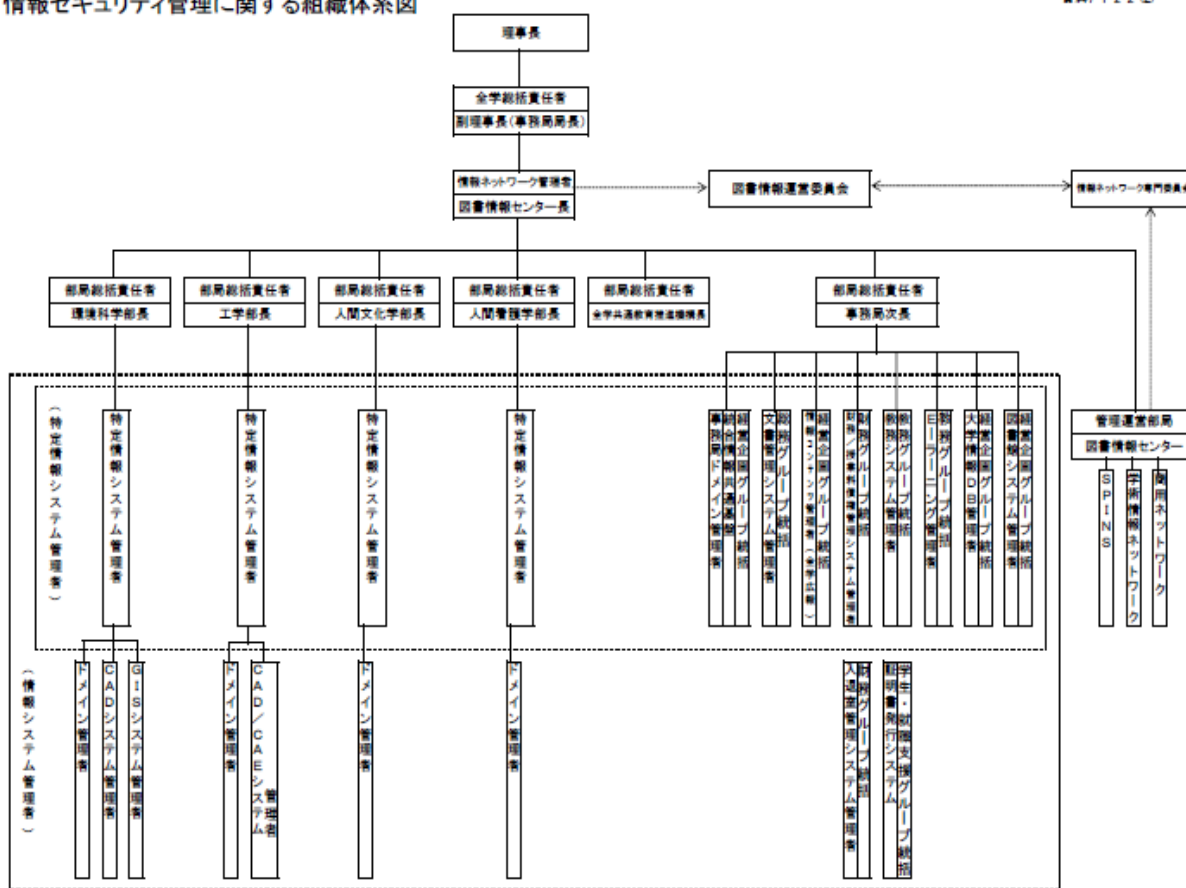
図書館所蔵資料の検索専用情報端末が8台とインターネット接続の文献検索用情報端末が3台設置されている。また、情報処理演習室の利用者数は、平成24年度69,320人(278人/日)、平成25年度62,994人(254人/日)であり、減少傾向にある。

資料 7-1-4-1 図書情報センター利用統計 (後掲資料参照)  
 資料 7-1-2-1-① 情報セキュリティ運用体制 (別添資料)

資料 7-1-2-1-② 情報セキュリティに関する組織体系図 (別添資料)

情報セキュリティ管理に関する組織体系図

資料7-1-2-2-②



【分析結果とその根拠理由】

情報ネットワークの整備状況については、情報機器のインフラ整備が5年間のリース契約方式をとっているため、定期的に情報機器の更新がされ、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワーク機器が適切に整備され、高い利用がされていると判断する。

観点 7-1-③: 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

## 【観点に係る状況】

## 〔図書館関係〕

図書情報センターでは、平成 26 年 3 月 31 日現在、総蔵書数 381,656 冊、総購読雑誌数 1,902 冊が所蔵されている。特に電子ジャーナルを重点的に購読し、総数では平成 18 年度 38 タイトルから平成 26 年度当初には 4,766 タイトルへと飛躍的に増大させた。

視聴覚資料としては、マイクロフィルム（9,041 タイトル）、カセットテープ（281 タイトル）、ビデオテープ（3,980 タイトル）、CD・LD・DVD（1,421 タイトル）などを分類して配架し、貸出や利用が可能である。シラバスに記載されているテキストや参考図書は、優先的に購入し、蔵書として所蔵されている。また、学生用基本図書については、各学部より一定の予算枠内で推薦を依頼し、推薦に基づき購入し整備している。

施設・設備は、閲覧スペースに加え、グループ閲覧室、個人閲覧席、パソコンコーナー、情報処理演習室 3 室、LL 教室 2 室、CAI 教室 1 室などが整備され、図書館所蔵資料の検索情報端末 8 台、インターネットに接続されている情報端末 335 台が自由に利用できる形になっている。

図書館利用状況等を資料 7-1-3-1・後掲資料 7-1-4-2 に示す。平成 20 年度（2008 年）からの推移をみると蔵書数は増加しているが、利用者数は若干減少している。これは主要な学術雑誌が電子ジャーナル化され、各研究室から直接閲覧が可能になっているためと思われる。

資料 7-1-3-1 図書館の蔵書数と利用状況の推移について

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
蔵書数	345,814 冊	361,729 冊	367,062 冊	373,355 冊	378,619 冊	381,656 冊
入館者数	117,993 人	112,839 人	113,851 人	112,676 人	114,129 人	106,956 人
貸出冊数	45,845 冊	47,595 冊	47,889 冊	46,041 冊	43,176 冊	42,663 冊
文献複写依頼件数	9,121 件	6,543 件	6,064 件	6,493 件	5,954 件	5,699 件

## 【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターでは、シラバスに記載されているテキストや参考図書を優先的に購入し、蔵書として所蔵している。また、学生用基本図書については、各学部・センターより一定の予算枠内で推薦を依頼し、推薦に基づき整備している。

施設・設備は、閲覧スペースに加え、グループ閲覧室、個人閲覧席、パソコンコーナー、情報処理演習室 3 室、LL 教室 2 室、CAI 教室 1 室などが整備されている。これらには図書館所蔵資料の検索情報端末 8 台、インターネットに接続されている情報端末 335 台が設置されており、特にインターネットによる情報収集の環境整備を図っている。

蔵書数、ネットワークなどサービスの向上や施設・設備の一層の充実に関しては、図書情報センター運営委員会を中心に検討し、特に他大学に比べ少なかった電子ジャーナルも重点的に整備するなど、継続的改善が図れる体制を構築している。

以上のことから、教育研究組織及び教育課程に応じて図書等の資料が系統的に整備されるとともに、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。



## 【観点に係る状況】

自主的な学習を支援する主なインフラ整備の状況を述べると、中枢的な機能を果たす図書情報センターについては、所蔵図書が約 38 万冊、年間受入刊行物が、和雑誌：519 タイトル、洋雑誌：231 タイトル、席数が 277 席、開館時間が午前 9 時～午後 8 時、個人閲覧室が 10 室（利用延日数は平成 23 年度 666 日、平成 24 年度 564 日、平成 25 年度 391 日）、LL 教室・C A I 教室の設置、情報処理演習室等の P C が 332 台、学部別の情報室 P C が 103 台、などが挙げられ、学生が自由に使用できる状況にある。なお、学生の要望が強いことを受け、平成 20 年度より、図書館部門は月 1 回程度、土曜日開館を実施し、平成 25 年度には、授業期間を中心に年 12 回開館した。

さらには、平成 25 年 3 月に新設した共通講義棟・同窓会館には、グループ学習にも対応可能なように、可動式の机 32 台と椅子 110 脚を置いた自習室を増設し、22 時まで利用できるようにしている。

また、図書情報センターの検索ソフトウェアについては、CiNii、Scopus などのデータベースアクセス数では平成 23 年度 68,450 件、平成 24 年度 66,075 件、平成 25 年度 174,689 件と増加しており、利用講習の成果を反映したものとなっている。

学内の教育施設は基本的に教員の研究室とそれに隣接する形で演習室が組み合わせて整備されているため、教員の数だけ学生の部屋があることになり、学部単位で設けられている学部情報室も学生の自主的な管理で運用されているなど、学生の自主的学習環境の整備度は極めて高い水準にある。

## 資料 7-1-4-1 図書情報センター利用統計（別添資料）

## 資料 7-1-4-2 図書情報センター文献検索回数

## 文献・データベースのアクセス数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
CiNii	86,732	70,711	64,789	62,482	171,222
Scopus	4,515	4,409	3,661	3,593	3,822
医学中央雑誌	1,682	1,475	2,537	2,305	3,351

## 【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターの情報検索データベースアクセス数（CiNii、Scopus など）は年間約 7 万件近く（平成 25 年度については異例）に達し、入館者数等は減少気味ではあるが一定の水準は保持している。これと併せて、自学自習のために高い機能が期待されている E-learning の活用状況も高い水準にあり、レスポンス・ペーパーおよびオフィスアワーの活用などのソフトウェアの整備状況と併せて、学生の自主学習のための環境は十分に整備され、活用されていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

## 【観点に係る状況】

4 月の入学式の当日と翌日の 2 日間にわたって、学部ごとに各学年別でオリエンテーションを実施し、さらに学科ごとに分かれての説明会を学部教務委員および学年担任の指導の下に開催し、カリキュラムの特性と講義・

演習科目の対応状況という全体的な構成に関する事項からそれぞれの授業科目の組み合わせまで、時間をかけて実施している。同時にオリエンテーションについての事務局の対応として教務グループ担当者の指導助言が大きな役割を果たしている。また自学自習に必要な図書館の利用方法や教職科目の取得についてのガイダンスも同時に行われている。学生支援センターの窓口と学生支援室においても、必要とする学生について個別のガイダンスによって履修を含む学生生活一般の指導を行っている。また、学生の所属学科においては学年ごとに学年担当教員をきめ、ガイダンスに対応している。(資料 7-2-1-1)

また、卒業研究のクラス選択に関する情報提供は、多くの学部は3回生後期の開始前に、一部の学部では3回生前期の開始前に実施され、学生は自分の希望する研究方向を見定めながら指導者を選択する機会を得ている。

大学院においても入学者を対象にオリエンテーションを実施している。(資料 7-2-1-2)

#### 資料 7-2-1-1 オリエンテーション日程等

新入生オリエンテーションの案内				
入学式終了後、本学科目の履修、学生生活等についてのオリエンテーションが下記のとおり実施されますので、必ず出席してください。(遅刻厳禁 開始5分前には着席のこと)				
		新入学生オリエンテーション		
学部	学科	【第1部】(学部別)	【第2部】(学科別)	【第3部】
環境科学	環境生態	【本日】4月4日(金) 13:40~15:30 場所: A2-202	7日(月) 9:30~11:30 場所: A1-112	7日(月) 13:00~15:45 場所: 交流センター ホール  (※座席表裏面)
	環境政策・計画		7日(月) 9:30~11:30 場所: A1-204	
	環境建築デザイン		7日(月) 9:30~11:30 場所: A1-205	
	生物資源管理		7日(月) 9:30~12:00 場所: A1-113	
工 学	材料科学	【本日】4月4日(金) 13:40~15:50 場所: A3-301	7日(月) 9:30~11:30 場所: A1-301	7日(月) 13:00~15:45 場所: 交流センター ホール  (※座席表裏面)
	機械システム工学		7日(月) 9:30~11:30 場所: A1-302	
	電子システム工学		7日(月) 9:30~11:30 場所: A2-201	
人間文化	地域文化	【本日】4月4日(金) 13:40~15:30 場所: 交流センター ホール	7日(月) 9:30~11:30 場所: A4-205	7日(月) 13:00~15:45 場所: 交流センター ホール  (※座席表裏面)
	生活デザイン		7日(月) 9:30~11:30 場所: A4-201	
	生活栄養		7日(月) 9:30~11:30 場所: A4-202	
	人間関係		7日(月) 9:30~11:30 場所: A4-203	
	国際コミュニケーション		7日(月) 9:30~11:30 場所: A4-107	
人間看護	人間看護	【本日】4月4日(金) 13:40~16:00 場所: E5-101	7日(月) 9:30~12:10 場所: E5-101	7日(月) 13:00~15:45 場所: A3-301
※注意 【第3部】においては、住所届、学生便覧および【第1部】学部別オリエンテーションで配布された資料を必ず持参してください。(【第3部】のオリエンテーションに出席できない場合は、住所届を4月8日(火)までに学生支援センター(学生担当)へ提出してください。)				

平成26年度オリエンテーション開催日程表(学部2～4回生)

各自所属の進級後学年の時間、場所を確認のうえ、出席してください。

学部	学科(専攻)	2回生			3回生			4回生以上		
		開催日	時間	場所	開催日	時間	場所	開催日	時間	場所
環境科学	環境生態	7日(月)	13:30～14:30	A1-112	7日(月)	14:40～15:40	A1-112	7日(月)	16:00～16:30	A1-112
	環境政策・計画		13:30～14:50	A1-204		15:00～16:20	A1-204		16:30～17:20	A1-204
	環境建築デザイン		14:30～15:50	A2-202		14:30～15:50	A2-202		14:30～15:50	A2-202
	生物資源管理		13:30～14:35	A1-113		15:40～17:25	A1-113		14:50～15:25	A1-113
工学	材料科学	7日(月)	14:00～	A1-301	7日(月)	15:00～	A1-301	7日(月)	16:00～	A1-301
	機械システム工		14:00～	A1-302		15:00～	A1-302		16:00～	A1-302
	電子システム工		14:00～	A2-201		15:00～	A2-201		16:15～	A2-201
人間文化	地域文化	7日(月)	13:00～	A4-205	7日(月)	13:40～ 全体説明 (A4-205)	A4-205	7日(月)	15:30～	A4-205
	生活デザイン		13:00～	A4-201			A4-201		15:30～	A4-201
	生活栄養		13:00～	A4-202			A4-202		15:30～	A4-202
	人間関係		13:00～	A4-203			A4-203		15:30～	A4-203
	国際コミュニケーション		13:00～	A4-107		A4-107				
人間看護	人間看護	7日(月)	13:10～15:00	E7-101	7日(月)	13:10～15:00	E5-102	7日(月)	13:10～15:00	E7-102

資料 7-2-1-2 大学院オリエンテーション日程

オリエンテーションの案内(大学院新入生)

科目の履修、学生生活等についてのオリエンテーションを下記のとおり行いますので、必ず出席してください。

研究科	専攻・研究部門	日時		場所
環境科学研究科	環境動態学専攻	実施せず(7日(月)以降、履修登録関係資料等を学生支援センター内で配布します。)		
	環境計画学専攻			
	環境意匠研究部門	7日(月)	17:30～	B1棟 談話室1
	地域環境経営研究部門	7日(月)	17:30～	A1-204
工学研究科	材料科学専攻	4日(金)【本日】	16:20～	C0棟 会議室
	機械システム工学専攻	4日(金)【本日】	16:20～	A4-305
	電子システム工学専攻	4日(金)【本日】	16:20～	A4-306
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	7日(月)	16:20～	A4-201
	生活文化学専攻	7日(月)	16:20～	A4-202
人間看護学研究科	人間看護学専攻	4日(金)【本日】	14:00～	E2-102
全研究科	*人間看護学研究科は4日(金)に実施 (15:15-16:15) E2-102	7日(月)	13:00～13:50	A3-301
大学院新入生(博士前期(修士)・後期)を対象としたSTEP-USP学生ポータルおよび履修登録ガイダンス(事務局開催)				

※学生便覧を忘れずに持参してください。

※住所届は、4月8日(火)までに学生支援センター(学生担当)へ提出してください。

※前期の履修登録期間は、4月8日(火)～16日(水)17:00です。

【分析結果とその根拠理由】

各学年と学期の初めに授業科目の履修登録が行われるが、学生の側に科目や類別などについての十分な理解が

あることが必要になる。本学でのオリエンテーションおよび学生支援センターにおける個別ガイダンスと、学科における卒業研究の研究室配属のガイダンスは、学生の学習と研究を行うための指針を与える機能を果たしているものと考えられる。

従って、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

**観点 7-2-②：** 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

本学での全体的に学生支援を行なう組織として、学生支援センターがある。（資料 7-2-2-1）ここでは学生相談窓口を開設するとともに学生支援室を設置しており、個々の学生に対して学習相談を始め、生活相談など各種相談を受け付け、内容によって担当職員が対応している。また学生相談室では学習、学生生活、就職など助言、支援が専門のスタッフによってなされている。学生支援センターでの履修相談では、学年当初の履修登録に際して、主として新入生からの、必修、選択必修、選択に関する科目群の組み合わせ方などの相談に対応するとともに、ここで把握された学生の学習関連の相談内容の中で必要なものは関係する委員会などを通じて全学的に共有される。（資料 7-2-2-2）また、新入生アンケートを実施して学生のニーズの把握に努めているほか、GPAを利用して早期に学力不足の学生の把握に努め、学習についての指導を行っている。（資料 7-2-2-3）

ちなみに、学生支援センターが対応する学生相談内容は1ヶ月約573件になっている。（資料 7-2-2-4）

こうしたものと並び、各教員が授業内容について相談を受けるために開設しているオフィスアワー、学科単位では初年次必修科目である人間探求学クラス、グループアドバイザー、学年担任という対象学生規模の異なる単位での対応により、極小単位から全学単位までの段階的な対応が組織化されており、それを通じて学生のニーズの把握も実践されている。これらの事象は全学科長を構成員とする学生支援委員会による協議を通じて同一レベルで全学的に共有されることになる。（資料 7-2-2-5）

また、学習支援の一翼を担う図書情報センターにおいても相談の担当を設けることで学生のニーズへの対応を講じている。

最近多く見られる発達障害を示す学生に対しては、カウンセラーの助言を得て支援チームを構成し、各教員に対する対応を指導している。（資料 7-2-2-6）

留学生に対する具体的学習支援体制としては、国際化推進室を設置し、専門スタッフとチューターによる、学習支援のみならず、生活全般の支援についても宿舍や各種奨学金等の相談に応じる体制を整えている。留学生に対する日本語教育についても、習熟度別クラスによる授業を行っている。（資料 7-2-2-7、資料 7-2-2-8）

人間看護学研究科では基準5-5-4で記述したとおり、社会人を積極的に受け入れるため、時間割科目のほとんどを18時以降に配置するとともに、長期履修制度を設けることで3年間の計画的な履修ができるように支援体制を整えており、多くの入学生がこの制度を利用している。

経済的な事情から学費の減免支援を必要とする学生に対しては、入学科に対する免除および授業料に対する減免制度を以って支援を実施している。また、大学経由の外部奨学金に関する募集情報の積極的な提供に努め、日本学生支援機構奨学金は多くの学部、大学院生が貸与を受けている。また、今年から博士後期課程の学生には大学独自の奨学金制度や社会人学生には入学金免除制度などを設けた。（資料 7-2-2-9）

また、先に記述したとおり、近年の入学者の多様化に伴い必ずしも大学での教科内容に基礎学力の面で適応しきれない学生が見られることから、英語および数学などについて再履修クラスや基礎学力の養成クラスを開設し学力の向上を図っている。（前掲資料 5-2-4-6）

## 資料 7-2-2-1 学則（抜粋）

<p>（附属施設）</p> <p>第5条 本学に次の附属施設を置く。</p> <p>（1）図書情報センター</p> <p>（2）地域共生センター</p> <p>（3）環境管理センター</p> <p>（4）産学連携センター</p> <p>（5）学生支援センター</p> <p>2 前項の附属施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>
---

## 資料 7-2-2-2 学生支援委員会規定（抜粋）

<p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>（1）学生支援センターの運営に関する事項</p> <p>（2）学生生活の支援に関する事項</p> <p>（3）学生の課外活動および学生団体に関する事項</p> <p>（4）学生の福利厚生および保健管理に関する事項</p> <p>（5）学生のキャリア形成および就職支援に関する事項</p> <p>（6）その他学生の支援に関する事項</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>（1）学生支援センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>（2）学生支援センター副センター長</p> <p>（3）学科長</p> <p>（4）人間看護学部から選出される教授1人</p> <p>（5）事務局次長</p> <p>（6）学生・就職支援グループ統括</p> <p>2 前項に定める委員のほか、センター長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。</p>
---

## 資料 7-2-2-3 新入生学生生活アンケート調査記録

## アンケート質問事項の抜粋

	(4-2) 自分の生活・健康・家族・対人関係・学生生活・生き方などについて悩んだり、不安に感じていることがありますか。(3つ以内)					(%)
	環境科学	工学	人間文化	人間看護	全体	
学業	24.9	37.2	34.0	45.4	33.7	
再受験・転学部および将来の進路など進路問題	11.0	8.9	6.7	4.1	8.0	
対人関係(家族の問題・恋愛問題以外)	17.2	14.7	19.2	13.4	16.9	
身体上の健康	9.6	5.2	4.5	6.2	6.2	
精神上的健康	6.7	5.8	3.2	4.1	4.8	
家庭・家族	4.8	1.6	2.2	3.1	2.8	
学生生活	13.4	12.6	14.7	17.5	14.2	
恋愛・性	3.3	4.7	5.4	2.1	4.3	
経済上	6.7	8.9	8.3	4.1	7.5	
その他	2.4	0.5	1.6	0.0	1.4	

平成26年度学生生活に関するアンケート回答率					
					(平成26年5月 実施)
学部・学科・専攻	コード	学生数	回答数	回答率	備考
<b>環境科学部</b>		<b>185</b>	<b>181</b>	<b>97.8%</b>	
環境生態学科	1411	30	30	100.0%	
環境政策・計画学科	1412	42	42	100.0%	
環境建築デザイン学科	1413	53	50	94.3%	
生物資源管理学科	1414	60	59	98.3%	
<b>工学部</b>		<b>153</b>	<b>147</b>	<b>96.1%</b>	
材料科学科	1421	50	49	98.0%	
機械システム工学科	1422	53	51	96.2%	
電子システム工学科	1423	50	47	94.0%	
<b>人間文化学部</b>		<b>206</b>	<b>188</b>	<b>91.3%</b>	
地域文化学科	1430	62	58	93.5%	
生活デザイン学科	1433	30	30	100.0%	
生活栄養学科	1434	31	29	93.5%	
人間関係学科	1435	31	31	100.0%	
国際コミュニケーション学科	1437	52	40	76.9%	
<b>人間看護学部</b>	1441	<b>70</b>	<b>70</b>	<b>100.0%</b>	
<b>合 計</b>		<b>614</b>	<b>586</b>	<b>95.4%</b>	

## 資料 7-2-2-4 学生指導対応状況

平成 25 年度 学生支援の状況について												
<b>1 学生相談の件数と内容に関する統計概要</b> (平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)												
学生支援センター窓口 (学生担当分) および学生相談室における相談、問い合わせ、諸手続き等への対応状況は以下のとおり。												
■ 学生支援センター窓口での相談・問い合わせ、諸手続等月別対応件数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1,148	665	556	737	309	387	782	390	434	617	500	364	6,879
■ 学生支援センター窓口での内容別対応件総数 (平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)												
就職相談	373 ( 5.4%)			課外活動	1,175 (17.1%)			外部来客	63 (0.9%)			
就職手続・届出	371 ( 5.4%)			減免・奨学金	1,765 (25.7%)			その他	24 (0.4%)			
学生相談	259 ( 3.8%)			教務	928 (13.5%)			計 6,879				
学生手続・届出	1,748 (25.4%)			財務・授業料	173 ( 2.5%)							
■ 学生相談室でのカウンセリング件数 ( )内は初回相談者数(内数)												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10 (4)	11 (4)	18 (7)	14 (3)	5 (0)	6 (0)	33 (10)	24 (1)	25 (2)	22 (1)	15 (2)	8 (0)	191 (34)
※最近7年間の各年度のカウンセリング対応件数 ( )内は初回相談者数(内数)												
H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度						
124(27)	122(22)	94(32)	136(22)	202(27)	165(36)	172(30)						
※健康相談室での相談対応件数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
5	12	17	15	6	7	29	27	12	32	21		183

## 2 学生に関する事故・苦情等の状況（平成25年4月～平成26年3月）

感謝	学生表彰	同窓会表彰	その他	計
0	個人3 団体2	12		17

交通事故	窃盗	盗難	苦情	その他	計
14	2	17	18	3	54

※急病等による救急搬送は含まない。

## 資料 7-2-2-5 オフィスアワーの例

**オフィスアワーについて 平成26年度前期**

オフィスアワーは、学生のみなさんから授業の内容や学習の進め方などについて相談に応じるため、各教員が待機している特定の時間のことです。  
 なお、事前の連絡や予約を必要とする場合がありますので備考欄(条件等)に注意してください。  
 また、指定時間以外にも在室の際には対応しますので、具体的には各担当教員に問い合わせください。  
 みなさんの積極的な活用を期待します。

氏名	職名	所属	研究室	実施曜日・時間	場所	備考(条件等) ●:予約必要 ○:予約が望ましい
永 淵 修	教授	生態	B3-203	随時	研究室	○(E-mailで)nagafuti@ses.usp.ac.jp
西 田 隆 義	教授	生態	B3-104	随時	研究室	授業時間以外ならいつでも可能
倉 茂 好 匡	教授	生態	B3-303	月曜・水曜 12:10-13:10	研究室	左記以外でも在室時はいつでも対応可能 予約不要
伴 修 平	教授	生態	B3-201	金曜 13:00-14:00	研究室	○(E-Mailで)ban@ses.usp.ac.jp
浦 部 美 佐 子	教授	生態	B3-202	随時	研究室	在室時は可能な限り対応
浜 端 悦 治	准教授	生態	B3-101	火曜 18:00-19:00	研究室	
丸 尾 雅 啓	准教授	生態	B3-204	月曜 17:00-18:30	研究室	○(E-Mailで)maruo@usp.ac.jp 他の時間も可能な限り対応
野 間 直 彦	准教授	生態	B3-102	火曜 16:30-18:30	研究室	やむを得ず不在にするときは研究室に掲示する。他の時間も在室時は可能
後 藤 直 成	准教授	生態	湖沼環境実験施設 研究室2	金曜 12:10-13:10	研究室	○(E-Mailで)gotonao@ses.usp.ac.jp
籠 谷 泰 行	助教	生態	B3-103	金曜 12:00-13:00	研究室	他にも、在室時は可能
肥 田 嘉 文	助教	生態	B3-105	水曜 12:10-13:10	研究室	在室時はいつでも可能
堂 満 華 子	助教	生態	B3-301	随時	研究室	在室時はいつでも可能
田 辺 祥 子	助教	生態	B3-302	月曜 12:00-13:00	研究室	○(E-Mailで)tanabe.sh@ses.usp.ac.jp
尾 坂 兼 一	助教	生態	B3-205	随時	研究室	●(E-Mailで)osaka.k@ses.usp.ac.jp

## 資料 7-2-2-6 障害学生等の支援に関する規程(抜粋)

## 第2章 障害学生等支援体制

(支援体制)

第3条 本学に障害学生等支援会議（以下「支援会議」という。）を置き、障害学生等に対する支援のための基本的な対応方針等を協議する。

2 本学は、障害学生等およびその関係者と修学等必要な支援に関する相談の場を設け、次により支援を行うものとする。

- (1) 相談は、面接その他の方法により行うこととし、学生支援センターがその窓口となる。
- (2) 支援会議は、相談内容について協議の上、関係部署および委員会と連携を図りながら、対応方針を決定する。
- (3) 本学は、前号の対応方針に基づく支援内容を障害学生等に通知する。

## 第3章 障害学生等支援会議

(協議事項)

第4条 支援会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害学生等の支援のための基本的な対応方針に関すること。
- (2) 障害学生等の支援のための連絡調整に関すること。
- (3) 障害学生等の教育および学生生活に係る指導および助言に関すること。
- (4) その他障害学生等の支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生支援センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 学生支援センター副センター長
- (3) 学科長
- (4) 人間看護学部から選出される教授1人
- (5) 事務局次長
- (6) 学生・就職支援グループ統括

2 前項に定める委員のほか、センター長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

#### 資料 7-2-2-7 交換留学生のための日本語

##### 日本語基礎（交換留学生等向け）

科目名	単位数	年次	期間
日本語基礎ⅠA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅡA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅢA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅣA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅤA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅥA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅦA, B	各1	1	各前・後期
日本語基礎ⅧA, B	各1	1	各前・後期

中級～中上級の日本語を学ぶ交換留学生を主な対象に、日本語基礎ⅠA・B～日本語基礎ⅧA・Bを開講します。

学部の私費外国人留学生で、日本語レベルが日本語能力試験（JLPT）のN1レベル未満の学生は、補講として一部科目を履修出来る場合がありますが、卒業要件単位に算入することはできません。

#### 資料 7-2-2-8 チューター制度

##### 滋賀県立大学外国人留学生特別指導員制度実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、滋賀県立大学に在学する外国人留学生ならびに学長が特に必要と認める中国引揚者等子女および外国人特別聴講学生（以下「留学生等」という。）に対して、学業および生活についての個別の指導および助言等（以下「指導等」という。）を行うために実施する外国人留学生特別指導員制度について必要な事項を定めるものとする。

（指導等の期間）

第2条 留学生等に対して外国人留学生特別指導員（以下「チューター」という。）が指導等を行う期間は、当該留学生の入学後最初の1年以内とする。ただし、公立大学法人滋賀県立大学学則第21条第1項第4号から第6号に掲げる期間を除く。

（チューターの委嘱）

第3条 当該学部長は、学生のなかから適当と認める者をチューターとして学長に推薦し、学長が委嘱する。

（チューターの職務）

第4条 チューターは、留学生等に対し日本語教育および基礎学力等の学習ならびに生活習慣の理解の向上を図るため、第2条の期間中に、少なくとも1週間につき2時間の指導等を行うものとする。

#### 資料 7-2-2-9 授業料等減免取扱

（授業料減免の対象者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（外国人留学生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生を除く。）で、授業料の納付が困難であり、かつ、人物優秀と認められるものに対して、授業料を減免することができる。



- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、別に定める単位数（以下「標準修得単位数」という。）以上を修得したもの
- (2) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（被保護者を除く。）および要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得し、かつ、その困窮度に応じて理事長が別に定める基準以上の学業成績を有するもの
- (3) 天災その他の災害により学資の支弁が困難な者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得したもの
- 2 大学の認めるところにより、休学によらず海外留学生となった者で、正規の修了年限を超えて在学することが明らかな場合は、留学期間中の授業料（月割計算により留学の開始日の属する月の翌月（留学の開始日が月の初日であるときは、その月）から留学の終了日の属する月の前月（留学の終了日が月の末日であるときは、その月）まで）を免除することができる。ただし、留学助成金を受給する者の減免の取り扱いは別に定める。
- 3 滋賀県職員、滋賀県立学校職員または市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条もしくは第 2 条に規定する職員で滋賀県内の学校に勤務する者を研修員として受け入れるときは、授業料を免除することができる。
- 4 本学との間に相互に授業料を不徴収とする内容を含む大学間単位互換協定を締結した国内または国外の大学に在学する学生である特別聴講学生の授業料は、免除することができる。
- 5 その他、理事長が特に減免の必要があると認める者は、授業料を減免することができる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学習支援をめぐる学生のニーズは直接学生相談窓口にご相談に来る学生が多いことから十分把握されている。また相談窓口以外では学科教員を通じて把握されており、同時にまた学生支援センターや図書情報センターの担当を通じても把握され、それぞれがその後の対応措置を講じられることから、学習支援に関する学生のニーズは十分に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断できる。

また、障害のある学生、留学生、経済的な支援を要する学生など、それぞれに応じた支援体制が整備されている。また、メンタルな面の相談はカウンセラーによってなされていることを勘案すると特別な支援を必要とする学生への直接間接の学習支援は適切に行われている。

従って、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

**観点 7-2-③：** 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

**観点 7-2-④：** 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学における部活動について体育会クラブは 21 団体、文化会クラブは 26 団体、サークルは体育会系サークルと文化会系サークルを合わせて 26 団体がある。しかし、近年は常時、部室不足の状況が続いている。体育会系のクラブの活動の一つとして毎年京都府立大との対抗戦である京滋戦があり、大学として支援している。また、

自治会は設立はしたものの現在は機能していないが、学園祭を行う学生の有志で組織する湖風祭実行委員会があり、毎年11月に開催される湖風祭を主催している。学生の部活動、クラブのリーダー育成のためのリーダーズ研修、湖風祭の開催を含めた、これらの活動の資金的な支援は専ら後援会に頼っているのが現状で、大学としては施設や備品の貸し出し程度の支援にとどまっている。(資料7-2-4-1、資料7-2-4-2-①、②、資料7-2-4-3、資料7-2-4-4)

こうした従来型の課外活動とは別に本学の特徴的な学生活動として近江楽座がある。その社会的活動のレベルが極めて高く、意欲も旺盛であることで、現在20に近い学生の自主的な活動プログラムが実施され、地域との交流が活発に行われ地域の活性化に貢献している。この取り組みは文部科学省のGPプログラムとして始まったが、プログラム終了後も大学としてこの活動支援のため独自に財政支援を継続して実施してきている。

なお、学生の課外活動支援には教員・職員の顧問就任などの側面支援が不可欠であるが、支援を一層推進するために学生側からの要望に合わせて指導教員の参加を増やすとともに、事務局職員も指導協力に加わる取り組みを行っている。(資料7-2-4-5、資料7-2-4-6)

#### 資料7-2-4-1 課外活動団体の状況

課外活動団体の状況(平成26年度)		
区分	団体数	参加学生数
体育会所属	21団体	520人
文化会所属	26団体	794人
サークル運営委員会所属	26団体	622人
湖風祭実行委員会	1団体	62人
合計		1,998人
大学からのおもな活動支援内容		
・ 体育館、グラウンド等の活動場所、部室等の施設の提供		
・ 滋賀県立大学後援会との連携によるサークル運営等のための経済支援		
・ 大学祭、京滋戦(定期戦)の実施に対する支援		
・ リーダース研修の実施		
・ 課外活動団体新部長説明会の実施		
・ 課外活動応援BOOKの作成・配付		

#### 資料7-2-4-2-① 課外活動団体所属学生数

平成26年度 課外活動団体所属学生内訳表				
<b>体育会:21団体 510人</b>				
区分	学部生	院生	研究生	合計
環境科学部	167	4	0	171
工学部	145	4	0	149
人間文化学部	140	1	0	141
人間看護学部	49	0	0	49
計	501	9	0	510
<b>文化会:26団体 708人</b>				
区分	学部生	院生	研究生	合計
環境科学部	199	6	0	205
工学部	172	7	0	179
人間文化学部	253	5	7	265
人間看護学部	59	0	0	59
計	683	18	7	708

資料 7-2-4-2-② 課外活動団体名

団体名	役員数	主な活動内容
体育会	(46)	体育会団体統括
文化会	(4)	文化会団体統括
湖風祭実行委員会	62	学園祭企画運営
サークル運営委員会	(20)	サークル活動の統括
計	62	

【体育会：21団体】		
団体名	部員数	主な活動内容
男子バレーボール部	10	バレーボール
女子バレーボール部	11	バレーボール
男子バスケットボール部	22	バスケットボール
男子硬式庭球部	16	硬式テニス
女子硬式庭球部	11	硬式テニス
バドミントン部	71	バドミントン
陸上競技部	37	陸上競技
剣道部	13	剣道
弓道部	44	弓道
合気道部	8	合気道
硬式野球部	25	硬式野球
軟式野球部	33	軟式野球
ウインドサーフィン部	32	ウインドサーフィン
カヌー部	24	カヌー
水泳部	25	水泳
ゴルフ部	19	ゴルフ
卓球部	40	卓球
サッカー部	35	サッカー
体操・トランポリン部	18	トランポリン
ソフトテニス部	6	ソフトテニス
フットサル部	20	フットサル
計	520	

【文化会：26団体】		
団体名	部員数	主な活動内容
オーケストラ部	17	オーケストラ
吹奏楽部	40	吹奏楽
アコースティックサウンドクラブ	100	音楽活動
Big×Band部	35	音楽活動
軽音楽部	76	音楽活動
能楽部	7	能楽
劇団深夜特急	18	演劇
美術部	13	美術作品制作
ESS部	27	英会話
航空研究会 COOL SWEETS	12	滑空機製作
環境マネジメント事務所 (EMO)	16	生協EMS構築支援
グリーンコンシューマーサークル	27	グリーン購入の普及促進
青年環境NPO「LEAFS」	80	リサイクル市、町の清掃、エコツアー等
現代視覚文化研究部	32	現代視覚への理解や小説、イラスト制作
ボランティアサークルHarmony	29	地域の課題をもつ子供、人との交流
ゴスペルサークルBlessing	10	ゴスペル
うんしょ	52	天体観測・星の勉強会・ジョギング
ストリートダンスサークル K'crew	71	ストリートダンス
ウクレレサークル Endless Summer	8	ウクレレ
インターナショナル日本文化サークル	8	生け花・茶道・琴
写真部	34	写真の撮影会・写真展、活動についての発表
USP. Magicサークル	13	マジック
エコキャンバスプロジェクト木楽部会	8	木工活動・土壁塗り・もくれんの管理
琵琶湖水中考古学研究会	13	琵琶湖湖底遺跡の調査、研究、普及啓発活動
コンピュータ研究会	21	多人数でのコンピュータプロジェクトの計画・実行
日本酒プロジェクト	27	米作り、酒造り、試飲販売
計	794	

団体名	部員数	主な活動内容
バスケットボールサークル ICEMEN	111	バスケットボール
テニスサークル のんなさい	27	テニス
Hot Chocolate	93	硬式テニス
桃球 (ももたま)	42	キンボール
SKINS (スキズ)	25	サッカー
馬とみんとんサークル	80	バドミントン
自転車サークル「りんりん」	10	自転車ツーリング
DUCKS	10	ダンス・スタンツ
Hand Making Circle	6	手作り雑貨・アクセサリー等の制作・販売
映画クラブ	22	映画鑑賞
鴨部	34	学内鴨・71ルの世話
ALI	7	楽器の演奏・鑑賞
サムルノリサークル	8	韓国楽器の演奏
AYATAKA	11	ソフトテニス
非電源遊戯研究部	8	非電源ゲームの開発
女子フットサルサークル	10	フットサル
自動車研究会「CREBO」	5	自動車の研究開発
史跡めぐりサークル	9	史跡めぐり
にじいろkids	7	発達障害等を抱える児童との交流
雪兎	17	スキー・スノーボード
バンデイラ・ジ・オウロ	7	彦根市内の外国籍児童との交流
生協学生委員会とんがり	14	生協組合員向け企画
創作サークル ガラパゴス	10	各種創作活動と発表
食育推進隊	30	食育に関するイベントの開催・手伝い
TRY TONE	7	アカペラ
電の会	12	電の製作とその運用
計	622	

資料 7-2-4-3

## 【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引残額	摘 要	
会議費	300,000	127,864	172,136	総会、理事会、学生懇談会、会計監査	
事務局費	2,400,000	2,085,454	314,546	人件費、事務用消耗品、通信運搬費	
大学祭助成	3,600,000	3,600,000	0	湖風祭、湖風夏祭 開催助成	
クラブ活動助成	10,800,000	9,625,298	1,174,702	体育会活動助成	4,508,300
				文化会活動助成	3,929,100
				サークル運営委員会	699,800
				大会出場激励金、全国大会出場交通費補助等	387,020
				その他(共通物品整備費等)	101,078
課外活動等助成	2,350,000	1,793,129	556,871	留学生交流活動助成	220,210
				学生自治会活動助成	0
				地域交流事業	600,000
				リーダーズ研修	49,760
				その他(新入生歓迎行事、京滋大会、運動会、予備費等)	923,159

資料 7-2-4-4 後援会による課外活動支援の実績 (平成 25 年度)

<http://www.usp-koenkai.jp/>

資料 7-2-4-5 近江楽座プロジェクトの概要

<http://ohmirakuza.net/>

資料 7-2-4-6 近江楽座プロジェクト一覧

<http://ohmirakuza.net/projects.html#1>

## 【分析結果とその根拠理由】

近江楽座に対する財政支援のように大学外での社会活動に対する場合を別にとすると、一般的な学生の部活動である体育会、文化会、湖風祭実行委員会に対する資金的な支援は開学以来、後援会組織に大きく依存しているのが実情である。大学と後援会は適切な支援のあり方について連携しながら課外活動が円滑に行われるように支援している。

以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

しかし、学生自治会は平成 20 年 11 月に設立されたが、現在は機能していない。また、部室不足など大学が整備しなければならないところなど改善すべき課題は残っている。

観点 7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

## 【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズの把握については、学生支援センターの相談窓口への相談を通じて直接の把握ができる状況にあるが、気軽に相談ができる雰囲気が欲しいとの要望に応え、学生が相談しやすいように学生

相談窓口を設置している。学生相談窓口はオープンなカウンターで学生が相談しやすい開放的な雰囲気を持っている。（資料 7-2-5-1）

生活、健康、就職等進路、各種ハラスメントなど学生生活全般について、個別の問題に関する相談内容により、学生支援センターの学生支援室、学生相談室、健康相談室、キャリア相談室などが対応する体制にあり、適切な助言を受けるための案内は学生便覧や大学ウェブサイトを通じて周知されている。（資料 7-2-5-2、資料 7-2-5-3、資料 7-2-5-4）

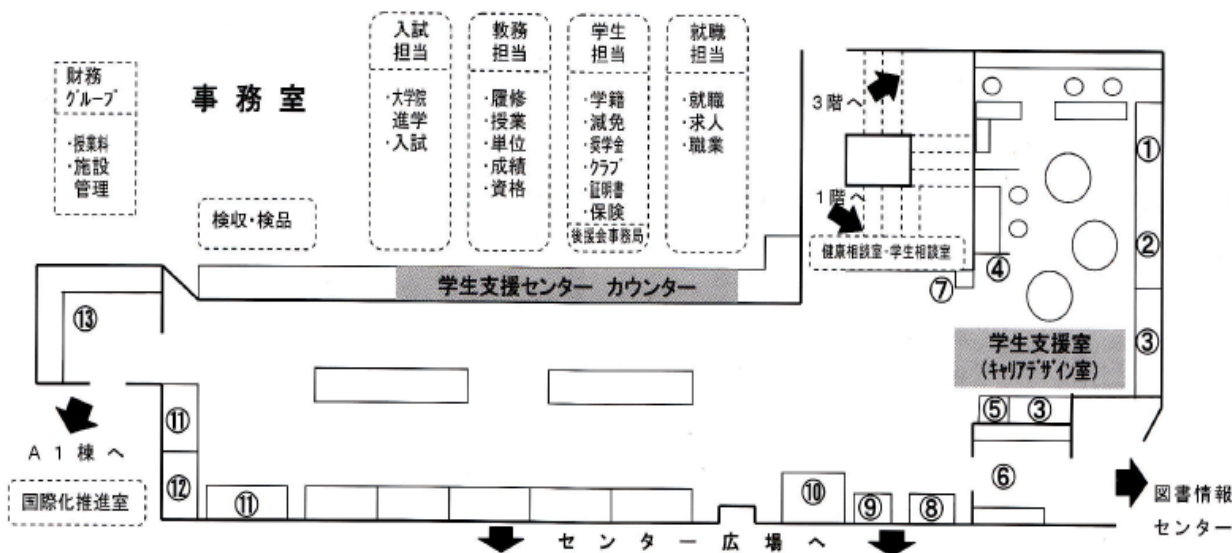
また、ハラスメントについては各学部にはハラスメント相談員を置き、相談を受けている。（資料 7-2-5-5、資料 7-2-5-6）

学習支援とは別に、生活面での支援を特に必要とする主な対象は障害のある学生と留学生になるが、前者については受験時の事前審査の段階で大学生活への適応に必要な支援方法の確認が行われ、それに沿いつつ入学後に必要な措置がとられる。歩行が困難な学生の入学を契機に、スロープの設置などのバリアフリー化にも努めている。また、発達障害などの学生についてはカウンセラーの助言を得て、学生支援センターを通じて各教員が適切な指導を行えるよう取り組んでいる。（前掲資料 7-2-2-6）

留学生については、国際化推進室の職員とチューターの配置などにより早期の日本生活への適応支援を図っている。学習支援のみならず、生活全般の支援についても外国人留学生支援奨学金制度の積極的活用を促すなど、各種相談に応じる体制を整えている。（前掲資料 7-2-2-8）

資料 7-2-5-1 学生相談窓口配置図

学生支援センター 大学管理棟（A0棟）2階



- ① 語学関連図書 … TOEICの対策本などの関連図書があります。貸し出し可能です。
- ② 就職関連図書等 … エントリーシート、面接、SPIなどの対策本や四季報など就職対策関連図書等があります。貸し出し可能です。
- ③ 求人情報 … 本学に届いた企業等からの求人票やパンフレットがファイリングされています。
- ④ パソコン(2台) … インターネットを自由に利用できます。プリントアウト可能です。
- ⑤ 大学院進学情報 … 本学に届いた他大学の大学院情報や学生募集要項がファイリングされています。
- ⑥ レポートボックス … 各種レポートの提出場所として専用のレポートボックスが設置されています。
- ⑦ A E D … 救急救命に有効なAED(自動体外式除細動器)が設置されています。詳しくはP. 63に記載しています。
- ⑧ 下宿・アルバイト情報 … 本学に届いた下宿情報やアルバイト求人情報がファイリングされています。
- ⑨ コピー機 … 現金専用(1枚10円)の白黒コピー機です。
- ⑩ 証明書自動発行機 … 在学証明書や成績証明書、学割証等は、学生証を使用して各自で発行することができます。
- ⑪ 落し物保管・展示 … 学生支援センターに届いた落し物は一定期間、保管・展示しています。詳しくはP. 50に記載しています。
- ⑫ スポーツ用具保管庫 … グローブ、バット、テニスラケットなどを貸し出しています。学生担当カウンターで申し込んでください。
- ⑬ クラブメールボックス … 大学公認のクラブ・サークルには、連絡用として団体ごとにメールボックスを設置しています。

## 資料 7-2-5-2 学生支援センター規程（抜粋）

<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、滋賀県立大学に在学する学生の学習、課外活動等の学生生活を総合的かつ効果的に支援することを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 学生の履修、資格取得、留学等の学修支援</p> <p>(2) 学生のキャリア形成および就職活動の支援</p> <p>(3) 学生の経済的援助等福利厚生および課外活動の支援</p> <p>(4) 学生の健康診断、保健衛生指導、カウンセリング等健康管理の支援</p> <p>(5) その他学生の各種相談対応および支援</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 学生支援センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>(2) 学生支援センター副センター長（以下「副センター長」という。）</p> <p>(3) 学科長</p> <p>(4) 学科において学生の学習および生活の相談および支援等を担当する教員</p> <p>(5) 学科において学生の就職の指導および支援を担当する教員</p> <p>(6) 事務局学生・就職支援グループおよび教務グループの職員</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者</p> <p>(副センター長)</p> <p>第5条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、理事長が指名する。</p> <p>2 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。</p>
--

## 資料 7-2-5-3 学生相談室設置規定（抜粋）

<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀県立大学に学生相談室(以下「相談室」という。)を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 相談室は、学生の諸問題についての相談活動およびそれらに関する調査を行い、学生の心身ともに健全な学生生活を助けるための諸活動を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 相談室は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。</p> <p>(1) 心理相談</p> <p>(2) 生活相談</p> <p>(3) その他、相談室が必要と認める業務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 相談室に次の者を置く。</p> <p>(1) 室長1名</p> <p>(2) 副室長1名</p> <p>(3) 相談員若干名</p>
---

## 資料 7-2-5-4 学生相談室の概要

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/life/sodan.html>

学生相談 学生相談室（大学管理棟1階）  
臨床心理士による相談を実施しています。  
日常的なことから健康面の悩みまで、どんなことでも気軽に相談してください。  
事前予約制となっていますから、学生相談室入口の予約表を記入して学生相談室・健康相談室・学生支援センターのいずれかに提出し予約を取ってください。

開設曜日	開設期間	開設時間
火曜日	前期・後期	13:10～16:20
木曜日	前期・後期	第1・3・5週 12:20～16:20 第2・4週 10:20～14:20
金曜日	前期 後期	10:40～14:40 10:40～13:10

## 資料 7-2-5-5 ハラスメントの防止等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第38条第2項、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則第38条第2項および公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則第25条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止および排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関して、必要な事項を定めることにより、本学における職員および学生等の人権の擁護を図り、もって人事の公正の確保、職員および学生等の利益の保護、職員の職務能率の発揮ならびに学生等の良好な就学環境の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメントセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント役員、職員、学生等および関係者が、他の役員職員、学生等および関係者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント教員がその職務上の地位または権限を利用して他の教員または学生等に対して行う研究もしくは教育上または就学上の不適切な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント役員および職員が職務上の地位または権限を利用して他の職員に対して行う就労上の不適切な言動をいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題ハラスメントのため職員等の就労上または学生等の就学上の環境が害されることおよびハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上のまたは学生等が就学上の不利益を受けることをいう。
- (6) 役員法人の理事長、副理事長、理事および監事をいう。
- (7) 職員本学の教員、事務局職員、契約職員、非常勤職員、委託または派遣等により本学において就労する者をいう。
- (8) 学生等本学の学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生等本学において就学する者をいう。
- (9) 関係者学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者および客員研究員等本学において研究等を目的に滞在する者をいう。
- (10) 部局長等各学部長、国際教育センター長、図書情報センター長、地域づくり教育研究センター長、環境管理センター長、地域産学連携センター長、学生支援センター長および環境共生システム研究センター長をいう。

## 資料 7-2-5-6 相談員規定（抜粋）

## (委嘱等)

第2条 相談員は、次に掲げる者について理事長が委嘱する。

- (1) 心理臨床経験など苦情相談に関し識見を有する教員
  - (2) 各学部ごとに推薦された教員2人
  - (3) 事務局長から推薦された事務局職員2人
  - (4) その他本学に所属しない者で理事長が必要と認める者
- 2 相談員の中に主任相談員1人を置き、相談員の互選により選出する。  
3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (任務)

第3条 主任相談員は、相談員と密接な連携を図り、必要に応じ助言等を行うとともに、苦情相談に関

し、総括する。

- 2 相談員は、「公立大学法人滋賀県立大学のハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に十分留意し、苦情相談に対応するものとする。
- 3 相談員は、苦情相談があった事実、申出人の意向等について記録に残さなければならない。
- 4 前項の場合において相談員は、苦情相談内容が深刻で人権問題委員会において審議すべき事項があると判断し、かつ、申出人の了解が得られた場合には、その内容について、主任相談員を経由して人権問題委員会委員長に報告しなければならない。
- 5 主任相談員は、苦情を受ける相談員の氏名等必要な事項（以下「相談窓口」という。）について、職員および学生等に周知するものとする。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生支援センターの窓口への学生の直接の相談あるいは学生支援室、学生相談室、各学部・学科のそれぞれの相談員によって生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握するように努めており、また状況でのべたように生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると考える。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生については、学内環境の整備や学習およびメンタル面での支援を行なっている。

以上から生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

#### 観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

##### 【観点に係る状況】

本学には入学金と授業料の減免制度があり、特に授業料減免の制度は多くの学生と留学生が利用している。授業料減免は世帯の総所得金額と生活保護認定における基準所得金額との比較による家計困窮度と学業成績による判定基準によって決められている。減免率は 100%、75%、50%、25% の 4 種類である。また、留学生については、ほぼ全員がこの制度の適用を受けている。予算的な面から正規学生に占める授業料減免者の割合は 4% 強程度である。国立大学と比較すると不十分と考えられ、今後この制度の拡充が必要となってきた。入学金減免制度は滋賀県内に住所を有する者で経済的な支援を必要とする学生に対して適用している。（資料 7-2-6-1、資料 7-1-6-2）

奨学金については、学部学生については本学独自の制度を持たないため日本学生支援機構の奨学金制度等の活用を奨励することによって多くの学生が利用している。（資料 7-2-6-3） また、他の奨学金制度について情報の積極的収集提供に努め、学生に周知している。（資料 7-2-6-4）

また、大学院の博士後期課程の学生に対しては平成 26 年度より大学独自の奨学金制度と社会人学生への授業料減免制度を導入した。また博士前期課程の学生のほとんどは TA として働くことによって経済面の援助にもなっている。（資料 7-2-6-5）

なお、緊急時の経済支援が必要な学生に対しては授業料等減免取扱規程により、被災の程度に応じた減免制度があるが、緊急時の本学独自の貸与制度はなく、日本学生支援機構の緊急採用・応急採用措置によることとし、いつでも対応ができる体制にある。（資料 7-2-6-6）



また、交換留学生には留学生宿舎を提供するとともに民間の宿舎に入る場合は経済的支援（月額 15,000 円）を行っている。さらに、授業料の減免制度を殆どの私費留学生在が活用しており、経済的な支援になっている。

（資料 7-2-6-7）

海外への留学については、国際コミュニケーション学科の学生には1年間の留学を推奨している関係から留学の形態、すなわち交換留学、派遣留学などに応じて渡航費と生活費の一部を援助をしている。他学部の学生の海外留学については1年間の留学をした場合、卒業するためには修学期間が5年間になることが多いので、そのときは1年間の授業料を免除している。（資料 7-2-6-1）

このような方法とは趣を異にするが、基準 5-5-④で記述したとおり、人間看護学研究科では長期履修制度を設けることで3年間の計画的な履修ができるように支援体制を整え、大学院修士課程を通常の2年間にに対し、同じ学費をもって3年間で修了する制度があり、多くの学生が利用している。

また、学生の課外活動に対して後援会からの補助を行っている。（前掲資料 7-2-4-3）

#### 資料 7-2-6-1 授業料等減免取扱規程（抜粋）

（授業料減免の対象者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（外国人留学生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生を除く。）で、授業料の納付が困難であり、かつ、人物優秀と認められるものに対して、授業料を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、別に定める単位数（以下「標準修得単位数」という。）以上を修得したものの

(2) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（被保護者を除く。）および要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得し、かつ、その困窮度に応じて理事長が別に定める基準以上の学業成績を有するもの

(3) 天災その他の災害により学資の支弁が困難な者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得したものの

2 大学の認めるところにより、休学によらず海外留学生となった者で、正規の修了年限を超えて在学することが明らかな場合は、留学期間中の授業料（月割計算により留学の開始日の属する月の翌月（留学の開始日が月の初日であるときは、その月）から留学の終了日の属する月の前月（留学の終了日が月の末日であるときは、その月）まで）を免除することができる。ただし、留学助成金を受給する者の減免の取り扱いは別に定める。

3 滋賀県職員、滋賀県立学校職員または市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条もしくは第 2 条に規定する職員で滋賀県内の学校に勤務する者を研修員として受け入れるときは、授業料を免除することができる。

4 本学との間に相互に授業料を不徴収とする内容を含む大学間単位互換協定を締結した国内または国外の大学に在学する学生である特別聴講学生の授業料は、免除することができる。

5 その他、理事長が特に減免の必要があると認める者は、授業料を減免することができる。

資料 7-2-6-2 授業料減免の実施状況

授業料減免額の推移について													
年度	前・後期	日本人(在学)					留学生					留学許可	合計
		100%	75%	50%	25%	計	100%	75%	50%	25%	計		
H19	前期	9,108,600		1,473,450		10,582,050	16,074,000		0		16,074,000	1,842,000	28,498,050
	後期	9,644,400		1,741,350		11,385,750	15,806,100		0		15,806,100	1,607,400	28,799,250
	計	18,753,000	0	3,214,800	0	21,967,800	31,880,100	0	0	0	31,880,100	3,449,400	57,297,300
H20	前期	8,840,700	200,925	2,812,950	267,900	12,122,475	10,716,000	1,004,625	1,205,550	0	12,926,175	1,875,300	26,923,950
	後期	9,376,500	803,700	2,009,250	267,900	12,457,350	11,251,800	803,700	535,800	66,975	12,658,275	2,679,000	27,794,625
	計	18,217,200	1,004,625	4,822,200	535,800	24,579,825	21,967,800	1,808,325	1,741,350	66,975	25,584,450	4,554,300	54,718,575
H21	前期	6,161,700	803,700	2,812,950	669,750	10,448,100	5,358,000	1,205,550	2,277,150	66,975	8,907,675	3,214,800	22,570,575
	後期	5,625,900	1,406,475	2,545,050	334,875	9,912,300	5,893,800	1,004,625	1,741,350	334,875	8,974,650	2,143,200	21,030,150
	計	11,787,600	2,210,175	5,358,000	1,004,625	20,360,400	11,251,800	2,210,175	4,018,500	401,850	17,882,325	5,358,000	43,600,725
H22	前期	6,697,500	2,812,950	2,411,100	736,725	12,658,275	4,286,400	2,913,412	2,545,050	0	9,744,862	1,071,600	23,474,737
	後期	6,965,400	2,009,250	2,679,000	803,700	12,457,350	5,090,100	1,942,275	2,277,150	133,950	9,443,475	1,607,400	23,508,225
	計	13,662,900	4,822,200	5,090,100	1,540,425	25,115,625	9,376,500	4,855,687	4,822,200	133,950	19,188,337	2,679,000	46,982,962
H23	前期	3,482,700	3,415,725	3,482,700	1,071,600	11,452,725	2,679,000	5,424,975	2,009,250	200,925	10,314,150	2,009,250	23,776,125
	後期	4,018,500	3,214,800	4,152,450	937,650	12,323,400	3,482,700	3,415,725	2,366,450	267,900	9,532,775	1,786,000	23,642,175
	計	7,501,200	6,630,525	7,635,150	2,009,250	23,776,125	6,161,700	8,840,700	4,375,700	468,825	19,846,925	3,795,250	47,418,300
H24	前期	3,214,800	4,621,275	3,750,600	870,675	12,457,350	2,679,000	4,018,500	2,857,600	133,950	9,689,050	1,384,150	23,530,550
	後期	4,018,500	4,219,425	3,348,750	803,700	12,390,375	3,750,600	2,812,950	2,701,325	200,925	9,465,800	1,786,000	23,642,175
	計	7,233,300	8,840,700	7,099,350	1,674,375	24,847,725	6,429,600	6,831,450	5,558,925	334,875	19,154,850	3,170,150	47,172,725
H25	前期	4,018,500	3,616,650	3,482,700	1,138,575	12,256,425	3,214,800	4,319,887	1,741,350	133,950	9,409,987	1,294,850	22,961,262
	後期	4,554,300	3,013,875	3,214,800	1,138,575	11,921,550	5,358,000	2,411,100	1,875,300	66,975	9,711,375	2,143,200	23,776,125
	計	8,572,800	6,630,525	6,697,500	2,277,150	24,177,975	8,572,800	6,730,987	3,616,650	200,925	19,121,362	3,438,050	46,737,387
H26	前期	5,358,000	3,817,575	2,545,050	1,138,575	12,859,200	4,822,200	2,679,000	1,607,400	133,950	9,242,550	2,143,200	24,244,950
	後期	5,625,900	3,013,875	3,214,800	1,071,600	12,926,175	5,893,800	2,411,100	937,650	200,925	9,443,475	1,339,500	23,709,150
	計	10,983,900	6,831,450	5,759,850	2,210,175	25,785,375	10,716,000	5,090,100	2,545,050	334,875	18,686,025	3,482,700	47,954,100

資料 7-2-6-3 日本学生支援機構奨学金等の利用実績

## 日本学生支援機構奨学金利用状況

## ○日本学生支援機構奨学金の種類

第1種奨学金 (無利子)	学部生	30,000円、(自宅生)45,000円、(自宅外生)51,000円
	大学院生	博士前期 50,000円、88,000円 博士後期 80,000円、122,000円
第2種奨学金 (有利子)※	学部生	3万円、5万円、8万円、10万円 12万円 希望額を選択
	大学院生	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円 希望額を選択

※利率(平成26年10月現在) 固定方式:0.79% 見直方式:0.20%

## ○年度別採用者の状況

(単位:件)

	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院
第1種奨学金	57	28	77	33	105	50	101	44	98	41	99	51	99	50
第2種奨学金	75	24	175	18	196	8	158	10	168	13	172	5	162	5
合計	132	52	252	51	301	58	258	54	266	54	271	56	261	55

資料 7-2-6-4 各種奨学金募集広報例

各種奨学金広報例		2014/7/2 現在		※給付型=返還不要		
No.	奨学(事業)名称	団体等名称	対象	募集期間	貸付月額	条件
1	*日本学生支援機構奨学金	独立行政法人 日本学生支援機構	全学生	定期採用 4月8日～4月26日	第1種：無利子貸付 第2種：有利子貸付 <学部生>30,000円～120,000円 <大学院>30,000円～150,000円	人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人 学業成績および家計基準による制限あり
2	*日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用	独立行政法人 日本学生支援機構	全学生	随時受付	緊急：無利子貸付 応急：有利子貸付 <学部生>30,000円～120,000円 <大学院>30,000円～150,000円	災害、家計支持者の失職、死亡等で家計が急変した人
3	*誠志ツルヤ奨学会	財団法人ツルヤ奨学会	<学部1回生> 農業・畜産業・水産業・食品衛生・栄養・調理等の食品関連分野専攻の学生	4月10日～5月2日	(給付型) 月額：30,000円 ※日本学生支援機構奨学金以外の重複貸付不可 毎年6月、12月に半年分入金	長野県内出身者(長野県内の高校卒業者かつ実家が長野県内)の人で人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人
4	*岐阜県選奨奨学金	岐阜県	学部生	4月11日～5月16日	(無利子貸付) 月額：32,000円 ※日本学生支援機構奨学金と重複貸付不可 上記の半額となる	保護者が岐阜県内に在住の人で人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人 成績基準および家計基準による制限あり
5	*山口県ひとりぐり財団奨学金	公益財団法人 山口県ひとりぐり財団	学部生	4月10日～5月2日	(無利子貸付) 月額：43,000円 ※その他団体の奨学金制度との重複貸付不可	保護者が山口県内に在住の人で人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人
6	*石川県奨学生	石川県	学部生	4月10日～5月2日	(無利子貸付) 月額：44,000円 ※日本学生支援機構奨学金との重複貸付不可	保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住し、人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人
7	*石川県奨学生 緊急採用	石川県	学部生	随時受付	(無利子貸付) 月額：44,000円 ※日本学生支援機構奨学金との重複貸付不可	保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住し、災害、家計支持者の失職、死亡等で家計が急変した人
8	*東大阪市教育委員会	東大阪市奨学生	学部生	4月10日～5月9日	(無利子貸付) 月額：14,000円 最初の4～9月分は直接現金手渡し、以降半年分振込	東大阪市内に住所を有する者で、向上心に富み、かつ経済的支援が必要な者
9	*福島県奨学生	福島県	学部生	4月10日～6月13日	(無利子貸付) 月額：35,000円 ※他の奨学金との重複貸付不可	福島県内の高校卒業生または保護者が福島県内に在住の人(合格当時福島県内に住所を持ち、かつ引き続き6ヶ月以上の住所を有している者)で人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人
10	*あしなが育英会奨学生	あしなが育英会	全学生	4月10日～5月10日	(無利子貸付) <学部生>一般：40,000円 特別：50,000円 <大学院>80,000円	保護者等が災害(道路での交通事故を除く)、自殺などで死亡したり、それらが原因で後遺障害を負った家庭の子どもであること。 書類審査と東京での筆記試験・面接あり(6月)
11	城陽市辻奨学生	京都府城陽市教育委員会	①学部2回生以上 大学院1回生以上 ②全学生	7月23日～8月21日	(給付型) 500,000円(年額)	本人または保護者が城陽市内に在住している人 ①学力が特に優秀な人 ②全国規模のスポーツ競技会・芸術コンクール等で特に優秀な成績を取った人

※新しい募集があったときは、随時更新します。(※は募集期間切れです)

資料 7-2-6-5 大学独自の奨学金制度

滋賀県立大学

## 滋賀県立大学大学院博士後期課程 学生への支援策について

滋賀県立大学では、大学院博士後期課程学生への支援策として、下記の制度を創設します。  
奨学金制度については、平成26年度後期から、社会人入学生への支援策については、平成27年度入学生から適用します。

**■ 社会人入学生への支援**  
大学院博士後期課程でのキャリアアップを目指す社会人を対象に優遇制度を創設します。

**■ 奨学金制度の創設**  
大学院博士後期課程における研究活動への支援を給付型の奨学金で行います。

**1 入学料の免除(全額)**  
423,000円(県内282,000円)

**2 授業料の減免(50%減免)**  
授業料年額 535,800円 × 1/2  
= 267,900円

◇対象

- ・1. 入学料の免除、2. 授業料の減免とも各3名以内とする。
- ・社会人として、3年以上の就労経験を有し、入学後も就労を継続する社会人学生

**1 奨学金(給付型)**  
1人あたり年額 300,000円  
(月額25,000円)

◇対象

- ・各専攻・各学年毎に1名以内とする。
- 環境科学研究科 2名 × 3学年 = 6名
- 工学研究科 1名 × 3学年 = 3名
- 人間文化研究科 2名 × 3学年 = 6名
- 計 15名
- ※授業料減免を受けている者、休学中の者は対象外とする。

◇交付

- ・年2回払とする。

資料 7-2-6-6 日本学生支援機構

<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

資料 7-2-6-7 私費外国人留学生授業料等減免取扱規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、外国人留学生（公立大学法人滋賀県立大学外国人留学生規程第6条による選考結果に基づいて私費で入学する者のうち研究生、科目等履修生を除くもの。以下「私費外国人留学生」という。）にかかる、公立大学法人滋賀県立大学における授業料その他の料金に関する規程第6条の規定に基づく授業料および入学料（以下「授業料等」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

（授業料減免の対象者）

第2条 私費外国人留学生のうち、所得および学業成績がそれぞれ別に定める一定の基準を満たす者に対して、授業料を減免することができる。ただし、次の各号に該当する者は減免することができない。

- (1) 減免を受けようとする年度の前年度までに、別に定める標準修得単位数以上を修得していない者
- (2) 本学に納入義務のある授業料について滞納をしている者
- (3) 学則による懲戒歴のある者
- (4) 休学中の者
- (5) 正規の修業年限を超えて在学している者

（授業料減免の額）

第3条前条の規定により受けることのできる減免の額は、各納期ごとに納付すべき授業料の全部または一部とし、別に定める。

## 【分析結果とその根拠理由】

授業料減免対象者を経済的な理由だけでなく、成績を加味することによって成績優秀者に対する奨学金的な要素を含ませている。また、限られた予算の中で減免額を4種類設定し、経済的な援助を受ける学生数を増やしている。これらと併せて、入学金免除制度および長期履修制度、大学院博士後期課程学生への奨学金制度と社会人学生に対する授業料減免制度の導入により学生の経済的な支援のあり方は適切であると判断する。

## （2）優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・施設・設備は、図書・ICT環境を含め、大学設置基準を大きく超える水準で整備され、教育研究活動や学生の自主学習に活用されている。
- ・学生支援センターを設置して、学生の各種相談について専任の職員を配置して学生の支援を行なっている。学生が相談しやすいようにオープンな相談窓口のカウンターを設け、学生の相談内容によって、履修相談などの教務関係については教務グループが、またクラブ活動などの課外活動、奨学金などの生活支援に関するものは学生支援グループがすぐ対応できる体制になっている。また、学生支援センターに学生支援室を設置して個別の詳細な相談に応じる体制ができている。
- ・学生数と教員数の対比から密度の濃い学生指導が可能な条件を活かして、全学的に展開しているさまざまな学習支援体制や生活相談などの体制に加えて、各学科単位で学年ごとに、履修相談については履修相談窓口教員、生活相談については学年担当教員を配置している。
- ・各種ハラスメント相談については各学部等にハラスメント相談員を配置している。

- ・図書情報センターでの利用相談や助言の実施状況を勘案すると、これらの相談・助言体制は十分な水準で運営されていると考えられる。
- ・近江楽座の例が示すように学生の課外活動、とりわけ社会活動に対する大学の支援、あるいはクラブ活動に対する後援会の支援は学生の活動意欲をよく喚起し、近江楽座における活動は地域社会から高く評価されている。また、クラブ活動も国際大会の日本代表や国体に出場する学生も輩出している。

**【改善を要する点】**

- ・大学開学以来 20 年が経過し施設設備の経年劣化が進んでいるため、今後、改修等への対応が必要となってきた。
- ・学生への支援は学習面に対するもの、学生生活全般に及ぶべきものがあるが、予算が関係する部分についてはやや弱く、改善を必要とするところがある。とりわけクラブ活動のための部室や施設の不足が考えられるが、対応が追いついていない状況である。財政面の背景があることだけに多くの課題を全面的に改善することは容易ではないが、少なくとも長期的な支援施策を備えることが必要である。
- ・授業料の減免制度の適用率が国立大学と比較して少ないので、増加する必要がある。

## 基準 8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点到る状況】

教育活動の実態を示す基本資料の収集については、時間割表、講義概要、定期試験日程、学生の単位取得状況などは教務グループが、また、学生の試験答案、学部卒業論文、研究科学位論文などについては指導教員が管理し、蓄積されている。また、当然のことながら各学部では卒業研究クラス配属後、研究着手発表会から中間発表会、最後の研究発表会までの段階のレジメは保存し、成長の過程を確認するとともに、後に続く後輩学生のための指導教材としての機能も果たすようにしている。これとは別に本学で盛んなフィールドでの教育に関しては、授業の実施後にまとめられる授業の報告書の内容を通じてそれぞれのグループでの教員の果たした役割などについて知ることができる。これらの報告書も毎年の発行分が蓄積されており、同じように見える授業であっても少しずつの経年変化が現れていることがわかる。

個々の教員による教育活動の実態はそれぞれの教員による自己評価において、研究実績、学内・地域貢献とならび毎年集積されている。ここでは授業時間、指導担当院生数など参考資料に見られるように多様な面からの教育活動データが項目別に示されている。(前掲資料 3-2-2-1)

教育の質を保証するための取組のひとつとして、全学的に授業評価アンケートを実施し、各教員がアンケート結果を参考に授業改善に取り組むとともに、教育実践支援室の支援を得て授業改善に取り組んでいる。なお、授業評価アンケートの結果は、自己評価委員会で報告され、各学部に評価結果が周知されている。

(8-1-②で詳細)

各学部においては、環境科学部では環境フィールドワークの中で独自に携帯電話を利用したアンケートを実施して学習の状況を把握し、到達度等を授業時間内に把握できるようにしている。工学部においては日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定を受け、教育の質の維持向上に取り組んでいる。(資料 8-1-1-1)

資料 8-1-1-1 日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定

[http://www.usp.ac.jp/japanese/news/n\\_20120522151651.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/news/n_20120522151651.html)

[http://www.usp.ac.jp/japanese/news/n\\_20130528171231.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/news/n_20130528171231.html)

#### 【分析結果とその根拠理由】

それぞれの教員が自己評価において教育面での活動につき全部で 16 項目を把握する仕組みができていることは、当該教員にせよあるいはその所属する組織にせよ、長期的な教育改善に向けて大きく寄与することは明らかであり、それに加えて学習成果を推し量る各種成績管理資料の保存蓄積、教育の成果が過程を追いつつ確認できる発表会レジメの保存蓄積が継続していることを考えると、教育活動の実態を示す資料の収集と蓄積についても適切なものであると判断できる。

授業方法の改善については、授業評価アンケートでの学生の要望もあり、学内での関心は高かったことを反映

し、FD研修会などを通じて改善傾向にある。しかし、こうした活動に参加することなく、なお学生の評価が低いままの授業科目もある。

観点8-1-②：大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

教育の質の改善・向上に向けて、本学では平成19年度から学生による授業評価アンケートを実施している。マークシート方式により、前期・後期の期末近くで原則として全ての授業を対象に実施されており、実施状況は次のように整理される。

(1) 目的 授業評価アンケートは、次の①～③を基本原則とし、本学の教育の質・教育効果を向上させることを目的として実施した。 ① カリキュラムの改善につなげる ② 授業改善につなげる ③ 透明性を高める
---

平成25年度学生による授業評価実施状況（前期）

科目区分	開講科目	実施対象科目	実施科目	アンケート実施率	アンケート実施科目		
					受講登録者数	回答数	回答率
環境科学部	112	106	92	86.8%	4,623	3,404	73.6%
工学部	85	85	84	98.8%	4,698	3,558	75.7%
人間文化学部	145	141	127	90.1%	5,166	3,996	77.4%
人間看護学部	35	28	28	100.0%	1,817	1,682	92.6%
全学共通教育	228	224	218	97.3%	6,509	5,795	89.0%
人間学	29	29	24	82.8%	2,710	1,868	68.9%
合計	634	613	573	93.5%	25,523	20,303	79.5%

平成25年度学生による授業評価実施状況（後期）

科目区分	開講科目	実施対象科目	実施科目	アンケート実施率	アンケート実施科目		
					受講登録者数	回答数	回答率
環境科学部	117	107	95	88.8%	4,289	3,112	72.6%
工学部	81	76	75	98.7%	4,299	3,073	71.5%
人間文化学部	160	157	126	80.3%	4,780	3,543	74.1%
人間看護学部	31	17	17	100.0%	1,058	977	92.3%

全学共通教育	209	206	197	95.6%	5,988	5,161	86.2%
人 間 学	26	26	23	88.5%	1,976	1,351	68.4%
合 計	624	589	533	90.5%	22,390	17,217	76.9%

(注) 学部判断で、実習科目等、一部対象としていない科目がある。

その学部別実施率は平成 25 年度で、各学部単位で 82.8%から 100%であり、全学平均では 90.0%以上の実施率を得ている。(資料 8-1-2-1)

この学生による授業評価の結果は各科目の担当教員に個別データとして返されるのと同時に、大学全体の傾向および学部全体の傾向が分析され全学教員に返されている。また、こうして実施された授業評価は教育改善に資することがその最優先の目的であり、それぞれの教員に対しては担当科目についての評価内容が示されるとともに学部ではそうした個人資料が部局内で開示され、教員が相互に参考のために閲覧できる体制になっている。学生に対しても学生支援室で閲覧が可能となっている。

また、授業改善のための全学的な取り組み状況の調査を平成 18 年度から始め、平成 19 年度には教員による F D 活動支援のために「教育実践支援室」が開設され、その後は F D 研修会を継続的に開催し高い参加率を得ており、学生による授業評価の数値は改善傾向にある。(前掲資料 6-1-2-1)

資料 8-1-2-1 学生による授業評価アンケート集計結果

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/jugyouhyouka.html>

教育活動をめぐる実情の把握は教員自身の自己評価によるが、それと学生による授業評価との両輪で学生の理解度の向上を図るなどの努力をすることになる。教員による授業方法の改善等に向けた努力を支援することを目的として平成 19 年度に開設された教育実践支援室では、こうした教員の努力を支援するために研修会などを継続的に開催してきているが、参加状況は関心の高さをよく表している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

全ての学部等で学生による授業評価を実施し、その結果から授業に対する学生の理解度、満足度はおおむね良好な水準にあると考えており、単位取得状況および卒業状況からも教育の成果は達成できていると判断しているが、調査項目の中でも授業内容に対する理解度をめぐる満足度が他の項目に対しては相対的に低いことから、授業のあり方をめぐる一層の改善方策を検討する必要性を今後の課題として認識している。

このため、教育実践支援室でも F D 研修会のテーマを授業スキルの向上を中心に活動展開をしており、その成果は上がりつつあると考えている。

**観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

#### 【観点到係る状況】

学外関係者による教育への意見を収集・活用作業のひとつに卒業生アンケート調査が挙げられる。全学部の卒業生を対象に実施されており、その設問方法と内容は多岐にわたるが、その寄せられた回答内容は教務委員会お



よび学生支援委員会など、直接に関係する委員会での検討事項として位置づけられている。

学外関係者として、たとえば法人評価委員会において、英語科目等の能力別クラス編成について意見をいただいたことを受け、「実用英語演習」科目の能力別クラス編成に取り組んでいる。

また、環境科学部では、環境フィールドワークで関わった地域住民を対象に結果報告会を開催、意見聴取を行い、翌年以降の課題に活かしている。工学部では工学部支援会による企業研究会等を開催し、在学中にどのような学力や資質・能力を身につけておくべきか等に関して、卒業生の協力を要請し、在學生に話す機会を設けている。人間看護学部においては、平成 26 年度に卒業生および就職先等の関係者から意見聴取を行っているなど、それぞれの学部の状況に応じた学外者からの意見聴取を行っている。

他にも、多くの就職先関係者から受けているコミュニケーション能力のあり方についての指摘を受け、キャリア教育科目を充実させてきている。〈資料 8-1-3-2〉

資料 8-1-3-1 卒業生アンケート集計結果（前掲資料 6-2-2-1 の別添資料）

資料 8-1-3-2 キャリア教育科目について

[https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/04 キャリア教育について.pdf](https://sgkwe.office.usp.ac.jp/SGKWeb/Syllabus/upload/doc/2014/04%20キャリア教育について.pdf)

#### 【分析結果とその根拠理由】

学外関係者に対するアンケート調査や委員会での学内委員の発言を通じて得られた意見は、関係する学内委員会で検討され、具体的な科目編成などの改善に結びついていることから、学外関係者の意見が活かされていると判断できる。

しかし、各学部の実情に応じてアンケートや意見聴取が行われているものの、組織的に学外者から意見聴取を行うしくみが整備され、機能しているとはいえない。

**観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

#### 【観点到る状況】

学生による授業評価を通じて教育の質の向上という課題を解決するため、平成 19 年度末に教育実践支援室が設置され、各学科等からの教員が室員となり、教育の授業方法などの改善に向けて具体的な支援策の検討や支援を進めている。室員を中心にファカルティ・ディベロップメント（FD）を適切に実施するため、毎月 FD ミーティングを開催して、研修会や各種セミナーなどの活動計画を立て、全学的に実施している。（資料 8-2-1-1、資料 8-2-1-2、資料 8-2-1-4）

FD 研修会では授業の基本的なスキルを学ぶための研修として、毎年「授業の方法：基本編」と題する研修会が開催される。これ以外に年によって異なるテーマでの研修会も開催している。新任教員は必ず参加することになっており、その内容については学内外からの評価が高く、他大学からの参加者も多い。（資料 8-2-1-6）

それぞれの研修会やセミナーごとに参加教員からの感想・意見・疑問の収集に努め、これまでの実施内容を DVD に収録、配布し、反復して確認ができるように便宜を図っている。参加者のコメントからは、授業現場での改善努力と直結していることが確認できる。また、全教員に対して授業の方法についての「授業の基本」ワンポ

イントラアドバイスを週に1回程度メールで配信している。(資料 8-2-1-3、資料 8-2-1-5、資料 8-2-1-6、資料 8-2-1-7)

教育実践支援室では授業の方法に関するだけでなく、各科目の成績評価に関して、平成25年度と26年度にルーブリックの作成法について全学的に講習を実施したり、学生の自宅学習を促す教育プログラム事業についても教育実践支援室が中心に行っており、その結果は学生の自宅学習の促進と教員の授業内容の改善に役立っている。(資料 8-2-1-8)

こうした全学レベルでの活動とは別に、学部単位でも研修が組織的に実施されている。各学部から選ばれている室員がそれぞれ所属の学部・学科においてFD活動をリードし、教育の質の向上や授業改善に取り組んでいる。

#### 資料 8-2-1-1 教育実践支援室設置

<p>公立大学法人滋賀県立大学教育実践支援室設置要綱 (目的および設置)</p> <p>第1条 公立大学法人滋賀県立大学における教育活動の継続的な改善に向けた教員の主体的な関わりを支援することを目的とし、教育実践支援室(以下「支援室」という。)を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教員の教育活動改善のための支援に関すること。 (2) 教育活動の改善に必要な調査および研修の実施に関すること。 (3) その他教育活動の改善について支援室が必要と認めること。</p> <p>(構成員)</p> <p>第3条 支援室は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 支援室長 (2) 学部等から選出された支援室委員</p> <p>2 支援室長は、専任教員のうちから、副学長(教育担当理事)の推薦に基づき、学長が任命する。</p>
--

#### 資料 8-2-1-2 FDミーティングの結果概要

<p>教育実践支援室 平成26年度 第6回 FDミーティング結果概要(案)</p> <p>日時:平成26年11月5日(水)16時30分~18時10分</p> <p>場所:A1棟208会議室</p> <p>出席者:菊池理事、倉茂教授(室長)、丸尾准教授、伊丹講師、吉田准教授、安田准教授、福岡准教授、杉浦助教、大脇准教授</p> <p>欠席者:村上准教授、増田助教、亀井准教授、横田准教授、奥村准教授、山本准教授</p> <p>事務局:藤川統括、茶谷主査、久保田主事</p> <p>■議題</p> <p>1 平成26年度第5回FDミーティング結果概要(案)について案の通り承認された。</p> <p>2 発達障害の疑いのある学生に関する教育活動の支援について以下のような意見が出され、まずは限られた事例に関して、試行的に支援体制を組んでいくことが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の進路や将来を第一に考えた支援・指導を考えていかなければならない。</li> <li>・チェックリストは教育実践支援室内での検討段階にあり、支援室員のみが把握・所持する資料として保管する。</li> <li>・学生は、学部共通科目や他学部の授業も履修するため、学科内にとどまらず、学部単位さらには他学部の該当する授業担当教員にも情報共有すべきである。また1人の教員が抱え込むことのないような支援体制を考えるべきである。</li> <li>・緊急を要し、チェックリストで経過観察をする猶予がない場合は、教育支援室に直接相談し対応していくこととする。</li> <li>・現時点では、本人の自覚と医師の診断書がなければ第三者の判断だけで支援をすることが難しいため、専門医や臨床心理士との連携も図っていくべきである。</li> <li>・今後、学内に臨床心理士を常駐させるなど支援体制の充実を図るべきである。</li> </ul> <p>3 今後のFD研修会の計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害支援の方法を知る研修会について</li> </ul> <p>富山大学の西村優紀美先生に平成27年3月5日の日程で講師を打診することとなった。1日研修</p>
---

会として、午前中は講師に講義を依頼し、午後からは学内で抱える具体的事例を用いたワークショップを開催する方向で調整していく。

#### 4 その他

##### ■報告事項

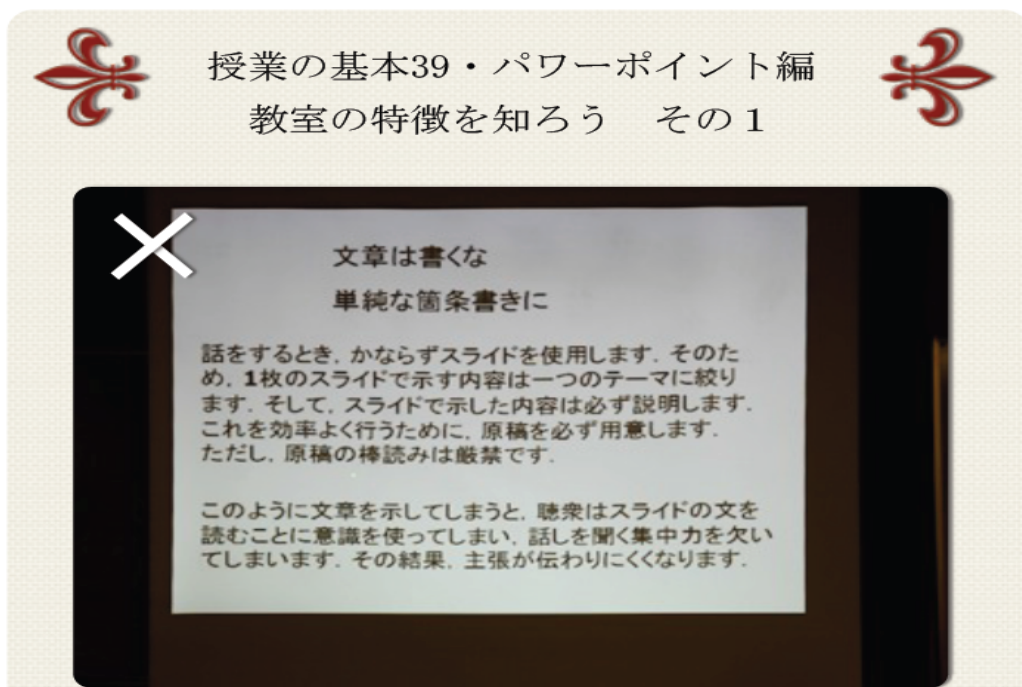
#### 1 平成26年度後期学生の自宅学習を促す教育プログラム事業の申込状況について

資料に基づき、教育補助員とティーチングアシスタントの取扱要綱について説明があった。現在、それぞれに取扱要綱を定めているために、雇用に制限がかかる場合があり、学内の人的資源を有効活用できておらず、今後は、これらの要綱について一本化していくことが望ましいのではないかという報告があった。

次回ミーティングは、11月25日(火)～12月5日(金)で日程調整する。

資料 8-2-1-3 「授業の基本」メール配信の一例

【教育実践支援室】倉茂のちょっと聞いてよ。



## 資料 8-2-1-4 FDミーティング議事一覧

## 平成 25 年度 FDミーティング議事一覧

	月 日	議 事
第 1 回	4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実践支援室平成 25 年度事業計画について</li> <li>・平成 25 年度前期授業見学会について</li> <li>・作文指導研修会について</li> <li>・アナウンサーを講師にした「話し方・発声」研修会について</li> </ul>
第 2 回	5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の研修会について</li> <li>・前期授業見学会結果の取りまとめについて</li> </ul>
第 3 回	6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の研修会について</li> <li>・授業評価アンケートについて</li> </ul>
第 4 回	9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期における学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業について</li> <li>・平成 25 年度後期授業見学会について</li> <li>・グループワーク研修会について</li> <li>・授業評価アンケートについて</li> </ul>
第 5 回	11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の研修会について</li> <li>・授業見学期間について</li> </ul>
第 6 回	12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の研修会について</li> </ul>
第 7 回	1 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク研修会の総括について</li> <li>・生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業について</li> <li>・今後の研修会について</li> </ul>
第 8 回	3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業実施要項および同プログラム教育補助員取扱要項の一部改正について</li> <li>・2014 年度 FD 研修会について</li> </ul>

## 資料 8-2-1-5 F D 研修内容一覧

年度\内容	新任教員向け	授業改善・教育方法	カリキュラム改善	その他
平成 20 年度	授業の方法 講師：倉茂 好匡 (滋賀県立大学) ① 4/ 2 81名 ② 5/ 7 51名 ③ 6/18 51名 ④ 7/22 43名 ⑤ 9/29 34名 ⑥11/10 34名	web シラバス研修会 講師：小倉 明浩 (滋賀大学) 12/17 40名	学科カリキュラムの点検 方法 講師：沖 裕貴 (立命館大学) 8/ 3 42名	人間探究学研究会 1/ 8 46名
平成 21 年度	授業の方法 ② 4/ 2 20名 ② 4/ 3 16名	学生が集中できる BRD 方式による講義 講師：錦澤 滋雄 (滋賀県立大学) 9/18 33名		人間探究学研究会 1/ 7 42名
平成 22 年度	授業の方法 講師：倉茂 好匡 (滋賀県立大学) ①② 4/ 2 28名 ③ 5/ 7 25名 ④ 5/18 27名 ⑤ 7/ 9 15名 ⑥ 7/30 19名			人間探究学研究会 1/ 7 27名
平成 23 年度	授業の方法 講師：倉茂 好匡 (滋賀県立大学) 4/29 28名			人間探究学研究会 11/10 29名
平成 24 年度	授業の方法 講師：倉茂 好匡 (滋賀県立大学) ① 5/ 6 15名 ② 5/25 16名 ③ 6/22 12名 ④ 7/27 19名	宿題プログラム報告・説明会 講師：南川 久人・丸尾 雅啓・香川 雄一・森下 あおい (滋賀県立大学) 4/4 23名	カリキュラム点検ワーク ショップ 講師：沖 裕貴 (立命館大学) 倉茂 好匡 (滋賀県立大学) ① 9/ 6 40名 ② 9/ 7 38名	メンタルヘルスに関する 研修会 講師：滋野井一博 (龍谷大学) 7/25 37名 人間探究学研究会 11/ 9 24名
平成 25 年度	授業の方法 講師：倉茂 好匡 (滋賀県立大学) 4/27 37名	宿題プログラム報告・説明会 講師：谷本智史・大脇万 起子・森下 あおい (滋賀県立大学) 4/3 21名 大学生への作文法指導研 修会 講師：倉茂 好匡 (滋賀県立大学) 6/28 46名 コミュニケーション技法 研修会 講師：羽川 英樹 (フリーアウンサー) 7/29 81名 グループワークを授業で 取り入れるための研修会 12/27 43名 講師：木村 裕・ 荒川千登世 (滋賀県立大学) 柴田 裕希 (東邦大学)		

## 資料 8-2-1-6 「授業の方法：基本編」研修会の開催結果の一例

平成 26 年度 F D 研修会

## 「授業の基本」研修会 結果概要

開催日時：平成 26 年 7 月 25 日（金）18：20～20：20

開催内容：「授業に学生を『参加』させるには」

講 師：教育実践支援室長 倉茂 好匡

参加人数：17名

[内訳]

学内		他大学			
環境科学部	2名	大阪保健医療大学	1名	帝塚山大学	1名
工学部	1名	京都薬科大学	1名	長浜バイオ大学	1名
人間文化学部	2名	神戸常盤大学	1名	びわこ学院大学	3名
人間看護学部	1名	滋賀大学	3名		

概要：今回は、「授業に学生を参加させる方法」をテーマに研修会を開催した。学生が参加する授業づくりをするための発問方法やグループワークについて、あらゆる方法を実際に先生方に体験してもらいながら理解を深めた。講師からは、「授業の基本は黒板と声で伝えること」と話があり、その上で、さらに学生の興味を引く内容にするために効果的な視聴覚教材やグループ討論、宿題の出し方について具体的なアドバイスがあった。授業は教員からの一方通行ではなく、学生にも考えさせる機会を取り入れるだけで、学習内容の定着度は大きく向上することが示された。具体的なアドバイスは以下のとおり。

## 資料 8-2-1-7 F D 講習会の例

## 平成 26 年度 F D 講演会 結果概要

開催日時：平成 26 年 7 月 28 日（金）14：50～16：50

開催内容：「楽しい授業の厳しい舞台裏」

講 師：国際教養大学 理事長・学長 鈴木 典比古 氏

参加人数：61名

[内訳]

全体		教員所属学科別			
役員	4名	環境生態学科	3名	地域文化学科	1名
教員	41名	環境政策・計画学科	3名	生活デザイン学科	2名
職員	12名	環境建築デザイン学科	2名	生活栄養学科	3名
その他	4名	生物資源管理学科	4名	人間関係学科	0名
		材料科学科	2名	国際コミュニケーション学科	7名
		機械システム工学科	4名	人間看護学科	6名
		電子システム工学科	2名	全学共通教育推進機構	2名

告知方法：学内全教員あて案内メールを配信。教育研究評議会、FDミーティング、事務局局内会議などを通じて告知。案内用ポスターの作成。

概要：今回の講演会では、国際教養大学の鈴木典比古学長を迎え、「楽しい授業の厳しい舞台裏」を演題に開催した。国際教養大学は、本学と同じ公立大学でありながら、「国際化」を強く全面に押し出し国内外から注目される大学の1つである。今回の講演では、グローバル化が進展する中、これから先の大学教育に本当に必要となる視点(students are masters of the campus)、考え方(from teaching to learning)、そのためのクラスマネジメントの在り方が示された。

クラスマネジメントとは、「努力して生き活きとした授業を作ること」という考え方に立って、授業とは、教員は“演出家”であり、学生が“主役”となるパフォーマンスであると表現された。つまり、一方的な講義をするのではなく、双方向の対話(lecture + discussion)を重視し、学生の主体的な参加を促すことによって、モチベーションを高める授業が実践できると示された。

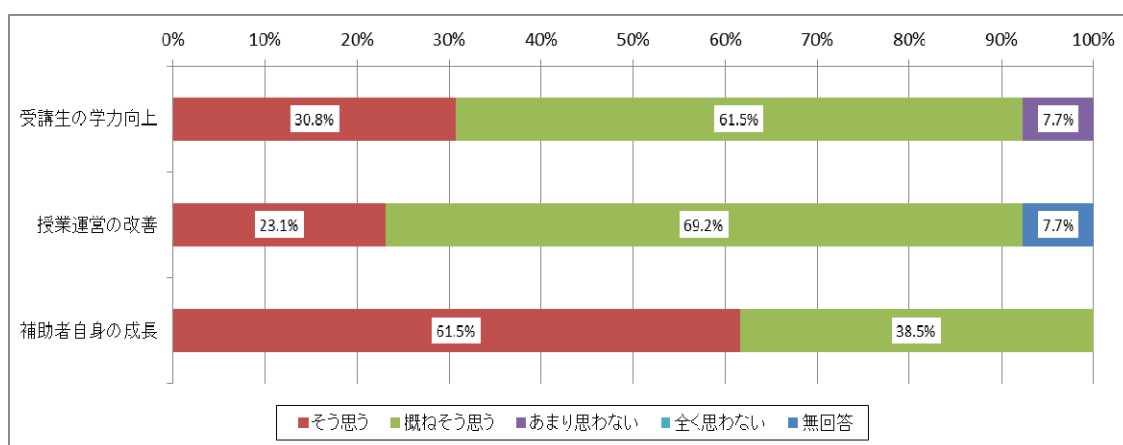
また、国際教養大学はもとより、前所属である国際基督教大学で取り組まれてきた、ワールドクラスでのコミュニケーションやリベラルアーツを中心としたユニークなカリキュラムについて紹介があった。国際教養大学では、3年次で海外留学に行くこととされており、それに合わせて海外からの留学生を受け入れている。海外の授業やカリキュラムと比較することは、教育の質を磨くことにつながると教示された。

さらには、学生寮での共同生活、24時間開放された図書館運営など学生サポートについても紹介があった。学生の成長は学生自身の努力ではあるものの、それをサポートする大学の体制として、アカデミックプランニングセンターや教員アドバイザーの配置などの具体的な事例が挙げられ、学生に寄り添う支援を続け、学生の自己を尊重することが最も重要であると示された。

鈴木学長からは「授業とは、学生と一緒に創り上げるもの」、「学生の隠れる場所を作らず、本気で鍛え上げる」という熱のこもったメッセージと、「学生は“個”として意識されるだけで積極的に授業に参加するようになるので、学生一人ひとりを大切にすることが重要である」とアドバイスがあった。

資料 8-2-1-8 自宅学習を促す教育プログラムモデル事業の参加教員アンケート（平成 25 年度前期）

#### ■宿題プログラムを導入した効果について



#### 【分析結果とその根拠理由】

全学レベルでの授業改善のための努力は教育実践支援室によるFD活動を通じて組織的に展開されてきており、その内容のレベルは高く、教育実践支援室の室員の指導により学部・学科でのFD活動も活発に行われている。FD研修会には教員自身が積極的に参加し、教育の質の向上や授業方法の改善に取り組んでおり、教員自身のコメントや学生による授業評価を通じて改善傾向を確認することもできることから、この改善努力は教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者や教育補助者としては、非常勤の実験実習助手、大学院生のT Aや学部学生のE Sなどであるが、全学で統一して教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修を行う制度はない。唯一全学共通で取り組んでいる「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」で教員の補助として採用している学部学生E Sの活動が、教育補助者の質の向上を図る取り組みであると考えられる。このプログラムではE Sとして教員の授業補助として学生のレポートの添削などを行い学生の学力を向上させる取り組みであるが、同時に添削することによってE S自体の能力の向上が結果として顕著である。（資料 8-2-2-1）

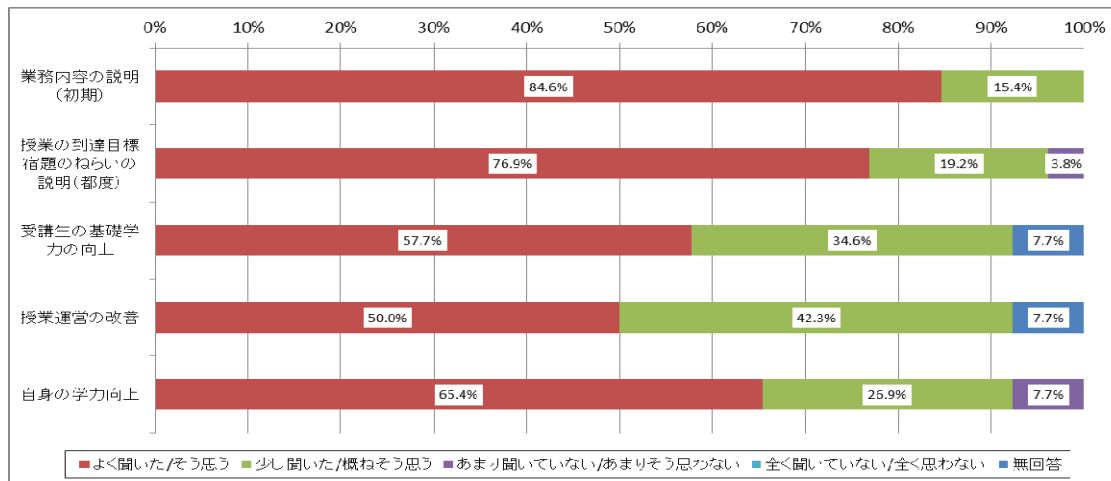
各学部では、学科専門科目である実験、実習、演習などにおいて実験実習助手とT Aを教育補助の目的で採用している。実験実習助手とT Aに対しては事前に担当教員によって個別に事前・事後の指導と研修が行われている。たとえば実験科目であれば実際に担当教員と一緒に前もって実験を行い、内容を理解する研修を行っている。また、全学共通教育科目の情報処理を担当するT Aは新しい学期の開始の前に担当教員から研修を受けている。

また、事務局職員については、職員研修規程によって、研修計画を策定し、研修を受けることを明確にしている。研修会に参加し、職員の能力開発と組織全体の資質の向上を図り、大学のエキスパートとしての自覚を持ち、絶えず研鑽に努めることができる人材を育成している。（資料 8-2-2-2）

資料 8-2-2-1 「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」教育補助員アンケート結果

(平成 25 年度前期)

■ 補助員の業務内容と効果について



資料 8-2-2-2 職員研修規定(抜粋)

(趣旨)  
 第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第43条第5項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。  
 (研修の目的)  
 第2条 研修は、職員に対して、現在就いている職または将来就くことが予想される職に係る業務の遂行に必要な知識または技能等を修得させ、その遂行に必要な職員の能力および資質等の向上を図ることを目的とする。  
 (理事長の責務)  
 第3条 理事長は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修に関する計画を立案し、実施に努めなければならない。



- 2 理事長は、研修の計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を発揮させるよう努めるものとする。
- 3 理事長は、必要と認めるときは、他の機関と合同してまたは外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。
- (職員の責務)
- 第4条 研修を受ける職員は、研修を効果的に実施するため、当該研修の実施にあたる機関が定める規則その他の規定に従わなければならない。
- (勤務を通じての研修)
- 第5条 理事長は、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）をして、職員に対し日常の勤務を通じて必要な研修を行わせるものとする。
- 2 理事長は、前項に規定する勤務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、監督者に対し、必要な措置を講ずるものとする。
- (勤務を離れての研修)
- 第6条 理事長は、必要と認めるときは、職員に日常の勤務場所を離れて専ら研修を受けることを命ずることができる。
- 2 1日の業務の全部を離れて研修を受けることを命じられた職員の勤務時間については、当該研修に必要な時間を当該職員に割り振られた勤務時間とみなす。
- ただし、当該研修に必要な時間が当該職員に通常割り振られている勤務時間を超えるときは、当該時間を勤務したものとみなす。
- (研修中の義務)
- 第7条 職員は、当該研修期間中はその計画に基づき研修に専念するものとし、他の職務に従事してはならない

#### 【分析結果とその根拠理由】

全学で行っている「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」教育補助員アンケートによると、この事業が教育補助ESの学力向上、しいては質の向上となっていることが確認できる。

学部や学科により教育支援や教育補助を必要とする科目の内容などが異なることから、助手やTAに対する指導のスタイルは同一ではないが、教育支援や補助をお願いする実験助手とTAに対して科目ごとに必要な範囲で実施されている。また、科目によっては事前講習や報告を課しているところもあり、こうしたことから教育補助者に対する教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組については適切になされていると判断する。

また、事務局職員についても独自の人材育成方針の下で事務局職員研修体系を備え、それに沿う実践を行っていることから資質向上のための取り組みは適切であると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・本学ではFD活動が教育実践支援室を中心に非常に活発に行われ、授業方法の改善にとどまらず、授業の成績評価法、話し方や発達障害などの学生に対する対応の仕方のセミナー開催など、毎年多くの研修会セミナーを開催している。また、FD研修会の内容は質が高く、学外からの参加者も多いことから、教育の質の向上とその改善のためのシステムという点では十分な体制が構築されている。
- ・教育活動の質の向上を図るための実験助手、TA、ESなどの教育支援者や教育補助者に対する研修も各教育単位において適切に実施され、資質の向上が図られている。

#### 【改善を要する点】

- ・ F D 研修会などを通じて授業方法は改善傾向にあるが、こうした活動に参加することなく、なお学生の授業評価アンケートでの評価が低いままの科目があることも事実であり、シラバスの充実や成績評価基準の明示、授業評価アンケート結果などを通じて、F D 研修会への積極的な参加を含め、個々の教員の意識に働きかけていくことが今後の課題である。
- ・ 学外者からの意見聴取について、各学部の実情に応じてアンケートや意見聴取が行われているものの、組織的に学外者から意見聴取を行うしくみが整備されているとはいえない。今後は、現在実施している卒業生アンケートを含め、効率的で有効な意見聴取の方法や手段について検討していく必要がある。

## 基準 9 財務基盤及び管理運営

### (1) 観点ごとの分析

観点 9-1-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

#### 【観点到係る状況】

本法人の平成 26 年 3 月 31 日現在の資産は 19,509 百万円で、土地や建物等の固定資産が 18,185 百万円と約 93%を占め、土地 328,821 m<sup>2</sup>、建物 84,655 m<sup>2</sup>を有している。一方、負債は固定負債および流動負債を合わせ 4,518 百万円で、このうち実質的に負債ではない資産見返負債が約 70%を占めている。(資料 9-1-1-1)

なお、法人化後の資産と負債の推移は資料 9-1-1-2 のとおりであるが、固定資産が減価償却費の増加により減少している以外はほぼ同様の水準で推移している。

資料 9-1-1-1 平成 25 年度末 貸借対照表の概要

				*内訳は主な項目のみ表記しています (百万円)			
資産の部	H25.3.31	H26.3.31	増減	負債の部	H25.3.31	H26.3.31	増減
固定資産	18,599	18,185	△ 414	固定負債	3,477	3,358	△ 119
有形固定資産	18,579	18,168	△ 411	資産見返負債	3,218	3,154	△ 64
土地	5,794	5,794	0	長期未払金	257	195	△ 62
建物	9,090	8,804	△ 286	流動負債	1,256	1,160	△ 96
構築物	114	134	20	寄附金債務	363	341	△ 22
工具器具備品等	711	588	△ 123	未払金等	743	681	△ 62
図書	2,845	2,837	△ 8	負債の部合計	4,733	4,518	△ 215
建設仮勘定	11	0	△ 11	純資産			
無形固定資産	20	17	△ 3	資本金	15,887	15,887	0
流動資産	1,481	1,324	△ 156	資本剰余金	△ 934	△ 1,211	△ 277
現金及び預金	1,417	1,236	△ 181	利益剰余金	394	315	△ 79
未収入金	63	88	25	純資産の部合計	15,347	14,991	△ 356
資産の部合計	20,080	19,509	△ 571	負債純資産合計	20,080	19,509	△ 571

9-1-1-2 資産と負債の推移

(単位：千円)

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	平成 25 年度末
固定資産	19,334,311	18,881,583	18,185,263
流動資産	984,071	1,591,665	1,322,370
固定負債	3,373,635	3,570,516	3,357,552
流動負債	1,042,444	1,044,596	1,160,165

資料 9-1-1-3 貸借対照表等 (財務諸表)

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/h25zaimushohyo.pdf>

## 【分析結果とその根拠理由】

本法人は、大学運営に必要な法人化以前の土地・建物等すべての資産について県から出資または承継していることから、安定した教育研究活動が遂行できると判断する。負債については、借入金はなく資産見返負債など大部分が返済を要しない負債であり、債務は過大ではない。

**観点 9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。**

## 【観点に係る状況】

本法人の経常的収入は、県からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入および外部資金で構成されており、過去4年間の収入実績は資料9-1-2-1のとおりとなっている。

学生納付金の安定的な確保のためにも、オープンキャンパスや大学祭での相談受付、高校訪問、高大連携講座等の実施により、志願者・入学者の確保に努めている。また、在学生に対しても口座振替による納付の促進や滞納者への教職協働による早期督促等により授業料の滞納は年々減少するなど、安定的に経常収入を確保している。

またこの間、「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」をはじめ文部科学省等の公募型の大型プロジェクトに応募し、平成25年度においては、合計5つのプロジェクト（COC事業（文部科学省）、地域イノベーション戦略支援事業（同）、スーパークラスタープログラム（サテライトクラスター）（JST）、「域学連携」地域活力創出モデル実証事業（総務省）、産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（文部科学省））に採択され、また、平成25年度における補助金等収益については、合計68,128千円と大きな金額を獲得することが出来た。（資料9-1-2-2）

さらに、科学研究費助成金等の獲得にも全学を挙げて取り組み、得られた間接経費を研究促進のための費用に充当している。

（単位：千円、単位未満切捨）

資料9-1-2-1 過去4年間の収支状況

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常費用	4,575,704	4,586,984	4,586,886	4,547,688
経常収益	4,673,127	4,632,014	4,621,275	4,531,570
経常利益	97,422	45,030	34,388	△ 16,117
臨時損失	2,181	0	475	4,197
臨時利益	4,901	112,813	13,442	4,197
目的積立金取崩額	52,767	85,106	61,658	39,407
当期総利益	152,910	242,951	109,014	23,290

## 【分析結果とその根拠理由】

学生納付金については、適正な学生数の確保に努め、安定的な収入を確保している。

また、外部資金についても競争的資金等に積極的に応募し採択されることにより収入額が増加していることから、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。（資料9-1-2-3）

## 資料9-1-2-2 収入実績

(金額単位:千円。単位未満切捨)

科目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	2,402,332	51.4%	2,306,417	49.8%	2,312,069	50.0%	2,201,270	48.6%
授業料収益	1,410,071	30.2%	1,435,576	31.0%	1,464,576	31.7%	1,469,362	32.4%
入学金収益	264,431	5.7%	282,296	6.1%	273,300	5.9%	271,622	6.0%
検定料収益	57,607	1.2%	59,327	1.3%	58,229	1.3%	54,550	1.2%
受託研究等収益	211,676	4.5%	229,289	5.0%	171,577	3.7%	139,037	3.1%
受託事業等収益	11,000	0.2%	9,000	0.2%	4,540	0.1%	2,089	0.0%
補助金等収益	52,371	1.1%	36,152	0.8%	44,618	1.0%	68,128	1.5%
寄附金収益	72,762	1.6%	54,049	1.2%	63,646	1.4%	62,639	1.4%
資産見返負債戻入	112,217	2.4%	139,063	3.0%	146,064	3.2%	168,814	3.7%
財務収益	491	0.0%	761	0.0%	885	0.0%	794	0.0%
雑益	78,164	1.7%	80,080	1.7%	81,768	1.8%	93,261	2.1%
経常収益合計	4,673,127		4,632,014		4,621,275		4,531,570	

## 資料 9-1-2-3 外部資金獲得状況

(単位:円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受託研究	198,081,010	227,319,505	127,290,531	101,814,775
共同研究	28,337,255	26,103,000	30,716,550	36,766,500
奨励寄附金	44,642,804	17,476,500	34,149,825	32,864,734
寄附講座	0	0	100,000,000	0
競争的外部資金	220,433,499	194,554,778	207,673,656	239,871,973
科学研究費補助金	150,263,000	143,512,000	154,850,000	155,501,229
その他国等の補助金	70,170,499	51,042,778	52,823,656	84,370,744
合 計	491,494,568	465,453,783	499,830,562	411,317,982
うち間接経費	68,574,186	58,915,149	63,750,899	49,625,022

観点9-1-③: 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

## 【観点に係る状況】

中期計画期間(6事業年度間)に係る予算、収支計画、資金計画は、本法人の中期計画の一部として経営協議会、役員会の議を経て理事長が決定の上、県知事に申請し、認可を受けている。

また、各年度に係る予算、収支計画、資金計画は経営協議会、役員会の議を経て理事長が決定し、県知事に届け出た後、中期計画と合わせてウェブサイトに掲載している。（資料 9-1-3-1、資料 9-1-3-2）

資料 9-1-3-1 中期計画、年度計画（予算、収支計画および資金計画）

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html>

資料 9-1-3-2 情報公開

<http://www.usp.ac.jp/>

#### 【分析結果とその根拠理由】

第 1 期中期計画期間後半の平成 21 年度から平成 23 年度、および第 2 期中期計画期間前半の平成 24 年度から平成 26 年度に係る長期的な予算、収支計画、資金計画は、それぞれ学内諸会議の議を経て理事長が決定し、県知事に申請し、認可を受けている。また、各年度に係る予算、収支計画、資金計画は経営協議会、役員会の議を経て理事長が決定していることから、適切な収支計画等が策定されていると判断する。

さらに、収支計画等を含む中期計画および年度計画は、本学ウェブサイトに掲載して関係者に明示している。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

#### 【観点に係る状況】

本法人の平成 25 年度の収支状況は、経常費用が 4,547,688 千円、経常収益は 4,531,571 千円となっており、臨時損失および臨時利益を差し引いた当期純利益は△16,117 千円となったが、前中期目標期間繰越積立金取崩額を足した当期総利益では 23,290 千円の黒字となっている。（資料 9-1-4-1）

資料 9-1-4-1 損益計算書（財務諸表）

	H24	H25	増減		H24	H25	増減
経常費用	4,587	4,548	△ 39	経常収益	4,621	4,532	△ 89
業務費	4,296	4,215	△ 81	運営費交付金収益	2,312	2,201	△ 111
教育経費	533	529	△ 4	授業料収益	1,465	1,469	4
研究経費	278	271	△ 7	入学金収益	273	272	△ 1
教育研究支援経費	307	339	32	検定料収益	58	54	△ 4
受託研究費等	175	138	△ 37	受託研究等収益	172	139	△ 33
受託事業費等	5	2	△ 3	受託事業等収益	5	2	△ 3
役員人件費	67	67	0	補助金等収益	45	68	23
教員人件費	2,278	2,222	△ 56	寄附金収益	64	63	△ 1
職員人件費	655	646	△ 9	資産見返負債戻入	146	169	23
一般管理費	284	326	42	財務収益	1	1	0
財務費用等	8	6	△ 2	雑益	82	93	11
臨時損失	0	4	4	臨時利益	13	4	△ 9
当期純利益	47	△ 16	△ 63	目的積立金取崩額	62	39	△ 23
当期総利益	109	23	△ 86				

## 【分析結果とその根拠理由】

本法人における平成 25 年度の収支の状況は、23,290 千円の当期総利益計上しており、また、短期借入金も有していないことから、支出超過とはなっていないと判断する。

観点 9-1-⑤：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

## 【観点到に係る状況】

本法人における学内の予算配分は、事前に予算編成の基本方針を策定・周知し、事業計画について各部局からの詳細な聴取を行った後、予算案を整え、経営協議会および役員会の議を経て決定している。教育研究活動に必要な経費（教育経費、研究経費、教育研究支援経費の合計）として、平成 25 年度は 1,139 百万円を執行している。（後掲資料 9-1-6-1）

また、研究費の配分方法は教員の業績に基づく評価配分を採用している。さらには、教育研究を一層活性化させるための競争的経費として 19,000 千円を確保し、特別研究費として審査を行って配分している。（資料 9-1-5-1）

資料 9-1-5-1 特別研究費配分一覧表

(単位：千円)

## H18～H26特別研究

	重点領域(3年)		特別研究(2年)		奨励研究				
	採択件数	配分金額	採択件数	配分金額	採択件数	配分金額			
H18			8	15,200	9	4,462			
H19			3	14,000	8	3,942			
H20	2	5,700	4	4,470	13	5,850			
H21	3	11,200	6	6,313	8	3,959			
H22	4	10,692	6	3,638					
H23	3	12,588	4	3,924					
H24	3	11,020	3	1,790			水質浄化P	3	1,800
H25	3	13,726	3	3,433					
H26	3	13,640	4	2,548					

※採択件数は、新規と継続の合計件数。

平成22年度より、奨励研究を廃止。

## 【分析結果とその根拠理由】

教育に要する経費については、運営費交付金が減額される中でも毎年度同額程度の額を確保し、事業経費や競争的経費を配分する際には、教育・研究の重点化、活性化を図るためのヒアリングを実施し、本学の発展に寄与する教育研究活動に対して効率的に配分している。このことから適切な配分がなされていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本法人の平成 25 事業年度に係る財務諸表等については、平成 26 年 6 月に県知事に提出し、承認を受けた後、県公報に公示し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書ならびに監事、会計監査人の意見を付した書面を閲覧に供するとともに、大学ウェブサイトに分かりやすくするために別途作成した決算概要を加えて掲載している。  
(資料 9-1-6-1)

資料 9-1-6-1 決算概要

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/h25kessangaiyo.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

本法人の財務諸表等については、法令に基づき財務諸表を県公報に公示し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書ならびに財務諸表、決算報告書に関する監事、会計監査人の意見を閲覧に供するとともに大学ウェブサイトに掲載し、適切な形で公表している。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本法人の管理運営組織およびそれらの業務、構成員等は（資料 9-2-1-1・資料 9-2-1-2、資料 9-2-1-3、資料 9-2-1-4）のとおりである。

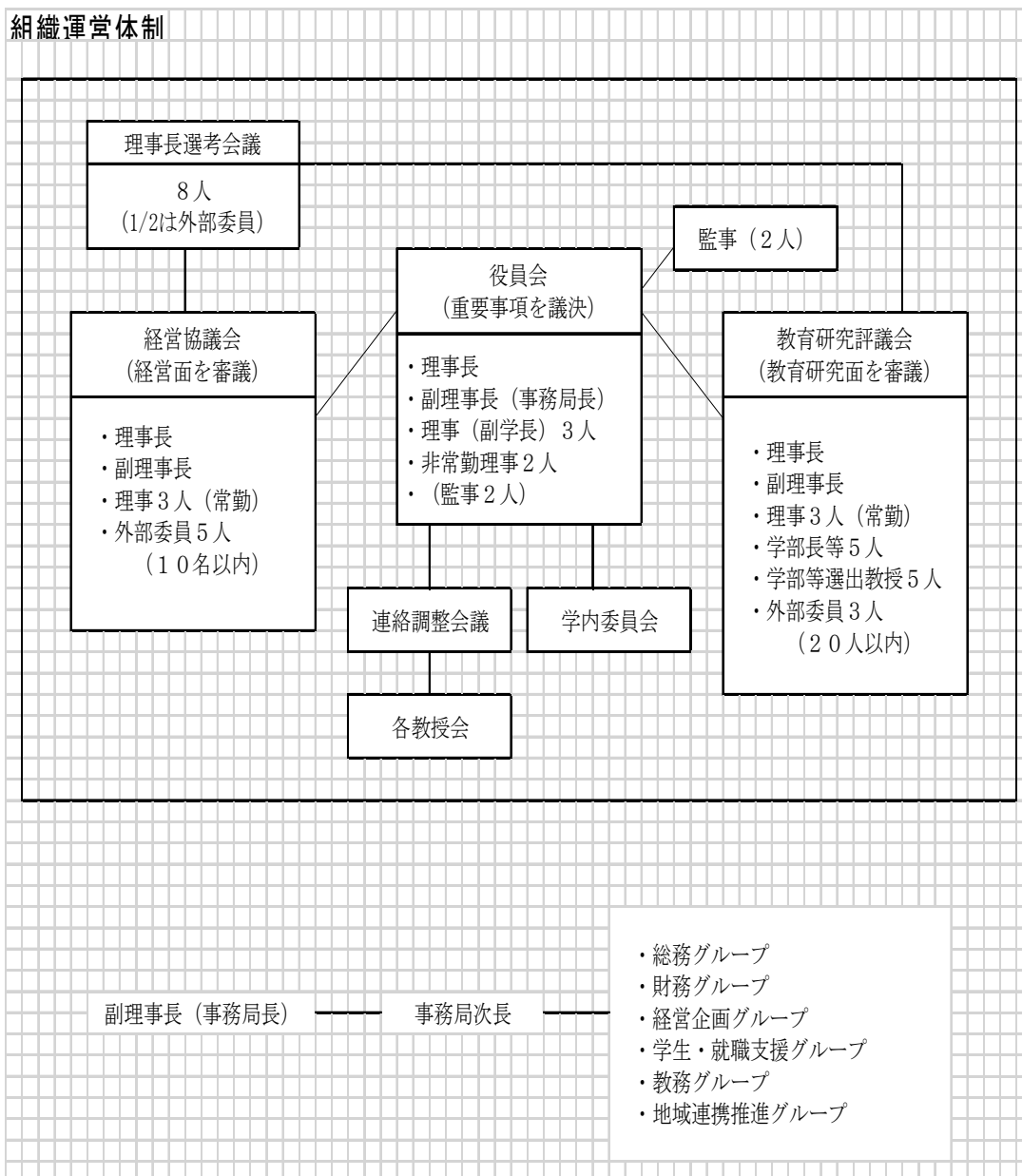
法人化後、本学は、迅速な意思決定により効果的な大学運営を行うため、理事長および理事で構成する「役員会」を機動的に運営するとともに、学長を補佐するため大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置した。また、組織を活性化させるため学外の有識者、専門家を役員や審議機関委員に配置したほか、法人と大学の一体運営を推進するため、基本的に常勤理事が副学長を兼務している。さらに、法人決定事項を円滑に推進し、かつ学部等の意見を法人運営に反映させるため、常勤役員による「役員会議」を定例化するとともに、常勤役員と学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置している。事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長のもとに 6 グループを配置している。また、管理運営事務について定期的に調整協議する「局内会議」を設置している。（前掲資料 3-3-1-1)

また、危機管理等の体制については、平成 20 年 10 月に危機管理規程を整備して危機管理体制の組織、業務および権限を規定するとともに、危機管理対策基本マニュアルも策定して対応策などの基本的枠組みを明らかにした。（資料 9-2-1-8・資料 9-2-1-9)

さらには、科学研究費補助金等の不正使用防止の取り組みや、生命倫理等への取り組みも着実に実行している。  
(資料 9-2-1-10・資料 9-2-1-11)



資料 9-2-1-1 組織運営体制



## 平成26年度 法人役員等一覧

## ○ 役員会

役員名	氏名	備考(就任時)
理事長	大田 啓一	教育担当理事
副理事長(総務担当)	川口 逸司	前滋賀県総務部長
理事(教育・学生支援担当)	菊池 潮美	滋賀県立大学工学部長
理事(地域連携担当)	仁達 孝昭	滋賀県立大学環境科学部教授
理事(研究・評価担当)	布野 修司	滋賀県立大学環境科学部長
理事(非常勤)	井筒 雄三	日本電気硝子㈱取締役会長
理事(非常勤)	岩坂 泰信	金沢大学特任教授
監事※	藤 崇之	公認会計士
監事※	森野 有香	弁護士

※監事(県が任命)は、役員会に出席して意見を述べることができる。

## ○ 経営協議会

(定員10人)

理事長、副理事長、常勤の理事3人の学内委員5人に加え、次の学外委員5人

役員名・分野	氏名	備考
有識者	渡辺 信一郎	前京都府立大学長
#	横山 俊夫	滋賀大学理事・副学長
#	村山 典久	アクセンチュア(株)マネージング・ディレクター
経済界	小出 秀樹	彦根商工会議所会頭(株)キントー代表取締役会長
マスコミ関係者	柳原 弘行	京都新聞社滋賀本社代表

## ○ 教育研究評議会

(定員20人・現員16人)

理事長、副理事長、常勤の理事3人の5人に加え、次の11人

役職・分野	氏名	備考
環境科学部長	増田 佳昭	
工学部長	廣川 能剛	
人間文化学部長	田中 俊明	
人間看護学部長	森 敏	
環境科学部教授	井手 慎司	
工学部教授	稲葉 博美	
人間文化学部教授	面矢 慎介	
人間看護学部教授	甘佐 京子	
研究分野	徳原 徹	滋賀県立琵琶湖博物館館長
教育分野	末松 史彦	聖泉大学教授(元滋賀県教育長)
地域貢献分野	石橋 美年子	(社)滋賀県看護協会会長

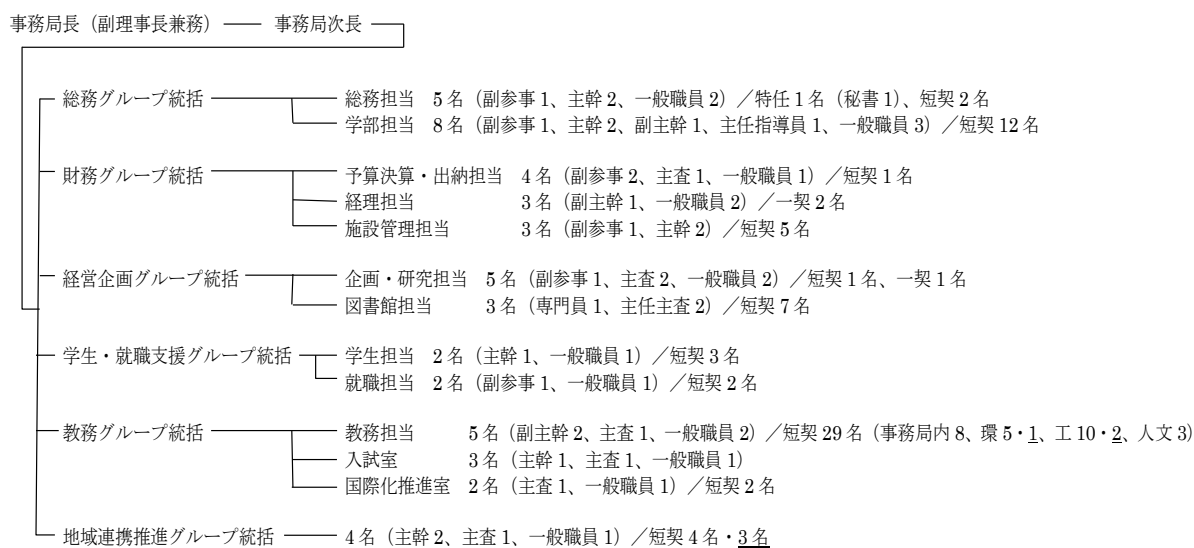
## ○ 法人評価委員会(委員は県が任命)

分野	氏名	備考
財務関係	奥田 希充子	公認会計士・税理士
教育関係	郷 通子	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構理事
経済関係	磯田 隆雄	瀬国精工(株)代表取締役社長
大学経営	位藤 紀美子	国立大学法人京都教育大学長
民間企業	古川 幸一	(株)平和堂顧問

資料 9-2-1-3 事務局組織図（再掲資料 3-3-1-1 に同じ）

公立大学法人滋賀県立大学 事務局組織

平成 26 年 4 月 1 日現在



凡 例 短契：短時間契約職員 一契：一般契約職員 特任：特任職員 特プロ：特定プロジェクト職員 アンダーライン：外部資金

役職員の人数

区 分	人 数	内 訳
役 員	9人	常勤5、非常勤4
教 員	201人	運営費交付金198、外部資金3
職 員	56人	県派遣職員35、法人職員21
特定プロジェクト職員	2人	特定プロジェクト研究員2

区 分	人 数	内 訳
特任職員	20人	運営費交付金12、外部資金8
短時間契約職員	71人	運営費交付金65、外部資金6
一般契約職員	3人	運営費交付金3

資料 9-2-1-4 理事・事務局対応表（別添資料）

資料 9-2-1-5 定款

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/teikan.pdf>

資料 9-2-1-6 組織規程

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/SoshikiKitei.pdf>

資料 9-2-1-7 事務局事務分掌細則（別添資料）

資料 9-2-1-9 危機管理対策基本マニュアル（別添資料）

資料 9-2-1-10 科学研究費助成金 体制整備等自己評価チェックリスト（別添資料）

資料 9-2-1-8 危機管理規程

公立大学法人滋賀県立大学危機管理規程

（目的）

第1条 この規程は、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における危機管理体制および対処策等を定めることにより、職員および学生等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、他の法令等および本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところとする。

（1）職員 本学の役員および教職員ならびに本学において業務を行うことが認められている者をいう。

- (2) 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件または事故により、職員および学生等の生命もしくは身体または大学の組織、財産もしくは名誉に重大な被害が発生し、または発生するおそれのある緊急の事象および状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制および対応策を検討し、措置を講じるとともに、危機発生時においては、原因および状況の把握および分析ならびにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害および影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 部局 各学部、各研究科、全学共通教育推進機構、図書情報センター、地域共生センター、環境管理センター、産学連携センター、学生支援センターおよび事務局をいう。

(理事長等の責務)

第3条 理事長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副理事長および理事は、理事長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 部局の長は、当該部局における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 職員は、危機管理意識を持って、その職務の遂行にあたるものとする。

(理事長の代理者)

第4条 理事長が外国出張等により不在の場合、または理事長に事故があるときは、公立大学法人滋賀県立大学定款第9条第3項および第5項に定める代理者がその職務を代行するものとする。

(平常時における危機管理)

第5条 理事長は、平常時より、全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 部局の長は、次の各号に掲げる危機管理に係る業務を行うものとする。

- (1) 情報の収集、分析および対応策の検討
- (2) 職員および学生等に対する適切な情報提供
- (3) 個別マニュアル等の作成および見直し
- (4) 危機意識の向上を図る研修会および訓練の実施
- (5) 緊急時の危機対策の組織体制および活動内容の決定
- (6) 緊急時の情報伝達方法の整備
- (7) その他危機管理に係る必要な事項

(危機管理本部)

第6条 理事長は、本学における危機管理に必要な事項を検討するため、危機管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事（非常勤を除く。）
- (4) その他理事長が必要と認めた者

- 3 本部に本部長を置き、理事長をもって充てる。

- 4 本部に副本部長を置き、副理事長をもって充てる。

- 5 本部は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な危機管理に関する重要事項に関すること。
- (2) 危機管理研修の企画、立案および訓練の実施に関すること。
- (3) 危機管理対策の評価および見直しに関すること。
- (4) その他危機管理に関し必要なこと。

- 6 本部の事務は、事務局経営企画グループで行う。

(危機対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機が発生し、または発生するおそれがある場合において、対策を講じるために必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部を設置するものとする。

- 2 危機対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、理事長をもって充て、危機対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部長は、理事をもって充てる。
- (4) 本部長には、必要に応じて関係する部局の長を加えることができる。

- 3 危機対策本部の組織および緊急連絡体制等の必要な事項は、理事長があらかじめ定める。

- 4 危機対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

- 5 危機対策本部の事務は、別表1に定める当該危機事象を所管する組織が行う。

(危機対策本部の権限)

第8条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 危機対策本部は、その事案の処理にあたり、役員会、教育研究評議会および経営協議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め本学の学内規程等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合において、危機対策本部は、事案の対処の終了後に役員会等に報告しなければならない。（危機対策本部の業務）

第9条 危機対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の情報収集および情報分析
  - (2) 必要な対策の決定および実施
  - (3) 職員および学生等への危機に関する情報提供
  - (4) 関係機関との連絡調整
  - (5) 報道機関への情報提供
  - (6) 部局における危機対策本部との連絡調整
  - (7) その他危機への対応に関して必要な事項
- （部局における危機対策本部）

第10条 部局の長は、危機が発生し、または発生するおそれがある場合において、対策を講じるために必要があると判断する場合は、当該部局の危機対策本部（以下「部局本部」という。）を設置するものとする。

- 2 部局の長は、部局本部を設置したときは、遅滞なく理事長に報告するとともに、その内容ならびに、対策方針および対策状況等について、随時、理事長に報告するものとする。この場合において、理事長は、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、危機対策本部を設置し、全学的に対応することができる。
- 3 部局の長は、当該部局のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、理事長に対し危機対策本部の設置を申し出るものとする。
- 4 部局本部の組織および業務ならびに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局の長があらかじめ定め、部局の職員に周知しておくものとする。
- 5 部局本部は、部局の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

資料 9-2-1-11 生命倫理等審査申請件数一覧

データの個数 / 職名	審査結果			
受付年	承認	条件付承認	不承認	総計
H17	11	9	2	22
H18	5	15	1	21
H19	15	7		22
H20	33	7		40
H21	40	12		52
H22	39	20		59
H23	48	9	1	58
H24	72	1		73
H25	63	3		66
総計	326	83	4	413

#### 【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、法令に基づく「理事長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のトップマネジメントによる機動的、戦略的な大学運営を推進するための体制および学長を補佐する体制等が整備されている。また、役員や審議機関委員（教育研究評議会を含む）への学外者の積極的な登用が図られている。

事務組織は、法人に事務局を置き、副理事長が兼務する事務局長が事務を掌理し、事務局次長とともに6グループからなる事務局の総括、調整を行っている。各グループは、管理運営・教育研究を支援するとともに、必要な委員会には委員としても大学運営に参画している。管理運営のための組織および事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

**観点 9-2-②：** 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

**【観点に係る状況】**

「役員会」、「経営協議会」および「教育研究評議会」にはそれぞれに外部の有識者が加わっており、それにより学外のニーズに対する適切な対応を行っている。また、学内関係者のニーズは連絡調整会議等を通じて把握しており、これら学内外関係者のニーズを管理運営に反映させている。

教職員については、教育研究評議会に、学部長ならびに学部選出委員が出席し、教育研究に関して自由に発言できる場も設けている。また、学内の各委員会に教職員が出席し発言を行うとともに、必要に応じて学部・学科に持ち帰り、意見を集約することもある。

学生については、全学的には、入学時アンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケートや授業評価アンケートを実施しているほか、サークル代表者との定期的な協議機会を設けるなど、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。

事務局職員については、事務局長、事務局次長、グループ統括および学部調整職員で構成する「局内会議」を設置し、定期的に事務局内の意思疎通および連絡調整を図っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

「役員会」、「経営協議会」および「教育研究評議会」に学外の有識者を加えることにより、学外関係者のニーズを把握し、審議を通じて管理運営に反映させている。

教職員については各種会議を通じて意見やニーズの把握に努めるとともに、学生については授業評価アンケート等の各種アンケートを実施するほか、サークル代表者との定期的な協議機会を設けるなど、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。また、事務局職員については「局内会議」を毎週月曜日に開催することにより、意思疎通および連絡調整を行っている。

以上のことから、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備していると判断する。

**観点 9-2-③：** 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

**【観点に係る状況】**

監事の役割は監事監査規程において定められている。（資料 9-2-3-1）

監事は、年度初めに監査計画を作成し、毎月 2 回開催する役員会に出席し業務の状況について把握するとともに、計画に添って、財務関係については監査法人と、業務全般については監査室と情報を共有しながら監査を行っている。その結果については、翌年度初めに監査報告書として大学に提出し、役員会等で報告するとともに、法人評価委員会にも提出している。（資料 9-2-3-2、資料 9-2-3-3）

## 資料 9-2-3-1 監事監査規程

<p>公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）および公立大学法人滋賀県立大学定款に基づき、監事が行う公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の業務の監査に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(監査の目的)</p> <p>第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を確保することを目的とする。</p> <p>(監査の対象)</p> <p>第3条 監査は、法人の業務および財務会計について行う。</p> <p>(監査の種類)</p> <p>第4条 監査は、定期監査および臨時監査とする。</p> <p>(監査の方法)</p> <p>第5条 監査は、書面監査および実地監査により行う。</p> <p>(監査計画)</p> <p>第6条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。</p> <p>(監査の事務補助)</p> <p>第7条 監事は、監査室の職員に監査に関する事務を補助させることができる。</p> <p>2 監事は、必要と認める場合は、事務局長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。</p> <p>3 監査の事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p>(協力義務)</p> <p>第8条 監査を受ける者は、監事の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料または物件を提示し、説明および報告を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。</p> <p>(監査結果報告書の作成等)</p> <p>第9条 監事は、監査結果に基づき、監査結果報告書を作成し、監査終了後、速やかに理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 監事は、前項の場合において必要があると認めるときは、意見を付すことができる。</p> <p>3 理事長は、監査の結果報告に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。</p> <p>(知事への意見の提出)</p> <p>第10条 法第13条第5項に基づき、知事に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(監事の閲覧する文書)</p> <p>第11条 監事は、必要に応じて、次の各号に掲げる文書を適宜閲覧することができる。</p> <p>(1) 知事に対する認可または承認の申請書、知事から発せられた許認可等に関する文書その他の重要な文書</p> <p>(2) 前号以外の官公庁に提出する重要な文書および前号以外の官公庁から発せられた重要な文書</p> <p>(3) 規程の制定および改廃に関する文書</p> <p>(4) 事業計画、予算および資金管理に関する文書</p> <p>(5) 契約に関する重要な文書</p> <p>(6) 訴訟に関する重要な文書</p> <p>(7) 事故に関する文書</p> <p>(8) その他業務に関する重要な文書</p> <p>(事故または異例事項の監事への報告)</p> <p>第12条 業務上の重大な事故または異例の事項が発生したときは、役員または職員は、速やかにその旨を口頭または文書で監事に報告しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--

資料 9-2-3-2 平成 25 年度監事監査計画〈別添資料〉

資料 9-2-3-3 平成 25 年度監事監査結果報告書〈別添資料〉

## 【分析結果とその根拠理由】

監事は、役員会に出席し大学の状況を把握するとともに他の主要な会議や監査法人との情報交換会にも出席するなど、大学の現状の把握に努め、また、毎年テーマを絞って監事監査を行い、大学の合理的かつ効率的な運営のための助言を行っている。

以上のことから、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

**観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

事務局職員の管理運営に関する資質の向上を図るため、公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針を策定して、職務に必要な知識や技術等を習得する研修を計画的に進めるとともに、特に法人職員が自己啓発を自主的に進められるように助成制度を設け、職員の高度化・専門化を支援している。（資料 9-2-4-1）

この人材育成方針に基づき、公立大学協会が開催するセミナー等に職員を参加させているほか、立命館大学が主催する「大学幹部職員養成プログラム」に中堅職員を派遣してスキルアップを図っている。また、設立団体である滋賀県が実施する新規採用職員研修および階層別研修等に対象職員を参加させている。（資料 9-2-4-2、資料 9-2-4-3）

さらに大学内では、大学職員意識向上研修や人権啓発研修などを実施して職員の意識啓発を行うとともに（資料 9-2-4-4）、平成 22 年度から職員提案制度を創設し、個々の職員の業務の改革・改善に向けての意識啓発と実際の改善による事務の合理化や学生サービスの向上に役立てている。職員提案に基づいて「カイゼン活動・事業見直し提案制度」も創設し、グループごと・年度ごとに見直し計画を立て、その結果を年度末に総括することになっている。（資料 9-2-4-5）

## 資料 9-2-4-1 事務局職員人材育成方針

## 公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針

平成 20 年 6 月 3 日

本学中期目標前文で掲げる「大学の基本的な目標」を達成するためには、事務局職員一人ひとりが大学設置の基本理念を理解し、中期目標、中期計画の実現を目指して、責任感と誇りを持って仕事に取り組むことが求められ、公立大学法人滋賀県立大学人事計画にある「求められる事務局職員像」を実現することが必要である。このため、大学は職員が自己啓発の取り組みを効果的に支援できるような職場風土づくりを進め、管理監督者が人材育成に意を用いた仕事の進め方に配慮するとともに、職務に必要な知識、技術等を計画的に習得させる研修や、職員の能力開発に必要な研修を、適切な時期・内容で実施することにより、個々の職員の能力開発を行い、職員を育成し、組織全体の力を向上させることとする。

## 1 求められる事務局職員像

- (1) 新たに発生する課題、中期計画記載事項等に的確に対応し、大学の諸課題に対して柔軟かつ迅速に対応しうる人材
- (2) 大学事務のエキスパートとしての自覚を持ち、絶えず研鑽に努めることができる人材

## 2 人材育成の展開方向

## (1) 自らを高めようとする自己改革の姿勢

大学間競争が激化する時代にあって機動的・戦略的な大学運営を展開していくためには、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮することが求められる。このため、事務局職員は、現状に甘んじるのでは



なく、常に学び続け、自らを高めようとする自己改革の意識を持って、計画的に能力開発に取り組んでいく姿勢が求められる。

(2) 自己改革と人が育つ職場風土づくり

事務局職員が目標を持って自己啓発に努めるとともに、自己啓発の取り組みを効果的に支援できるような職場風土づくりを進める。

(3) 人を育てる仕事の進め方

日常の仕事を進める過程自体を職員を育てる機会として、管理監督者やグループのリーダーが意識的に活用するとともに、目標管理を通じた能力開発支援など、人材育成に意を用いた仕事の進め方に配慮する。

資料 9-2-4-2 公立大学協会主催研修参加状況（別添資料）

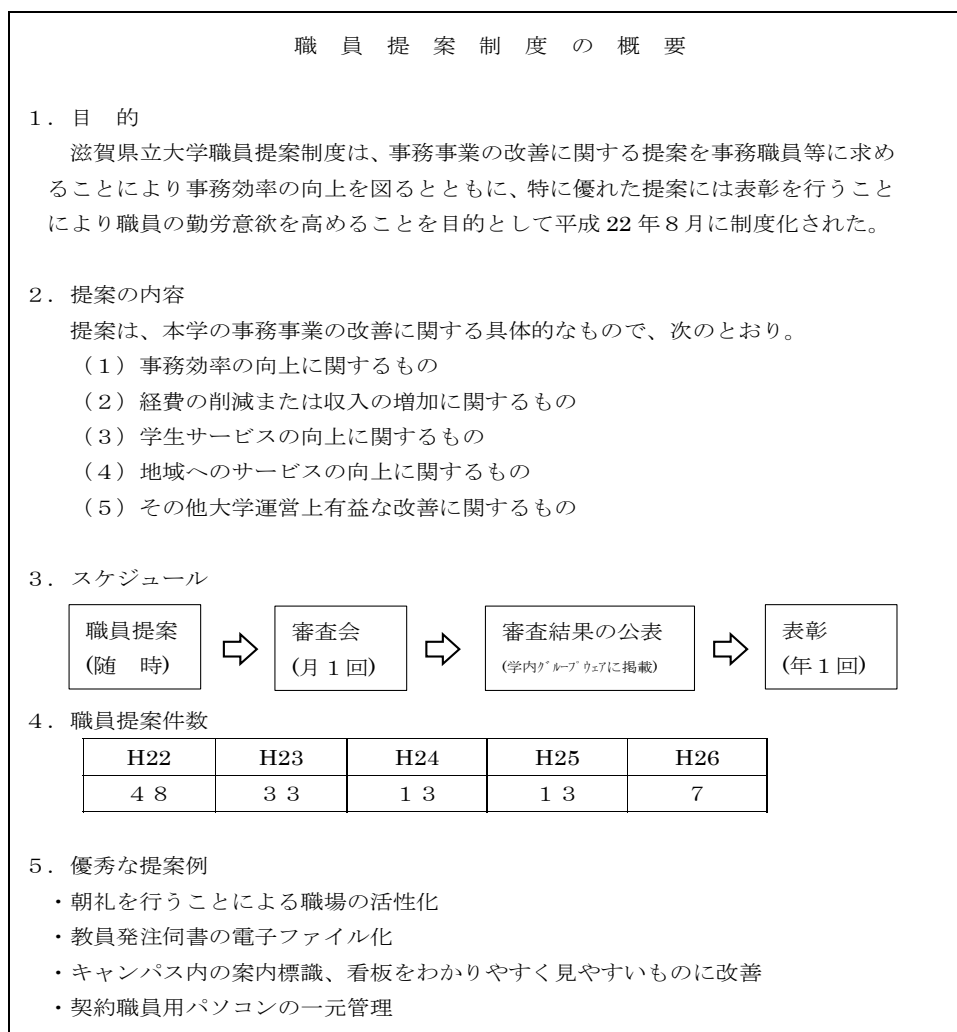
資料 9-2-4-3 大学幹部職員養成プログラム受講状況（別添資料）

資料 9-2-4-4 平成 25 年度人権問題研修会開催結果

平成 25 年度人権問題研修会開催結果

1	日 時	平成 25 年 10 月 30 日（水） 午後 10 時 40 分から午後 12 時 10 分まで
2	場 所	滋賀県立大学 交流センター研修室
3	研修テーマ	キャンパス・ハラスメントの防止について
4	講 師	NPO 法人 福岡ジェンダー研究所 理事 高木 里美 氏
5	内 容	本学の中期計画においても、教職員や学生に対する人権啓発研修の充実を図ることが決定されており、大学の全ての構成員が、学び、働き、研究する自由と権利を妨げることがないよう、その防止に全学で取り組んでいるところであり、お互いの人格・人権を 尊重し合い、快適な教育・研究環境を作り上げることが求められていることから、「キャンパス・ハラスメントの防止について」講演をいただき、人権尊重の理解を深めた。
6	研修参加者	滋賀県立大学役員、教職員等 82 名
7	周知方法	学内メールにより教職員へ周知するとともに、各人権問題委員から教授会等で研修会の参加を呼び掛けた。

## 資料 9-2-4-5 職員提案制度の概要



## 【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員の研修等については、公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針に基づき、事務局職員に対して計画的に実施しており、大学の新たな課題に対して柔軟かつ迅速に対応できる人材や大学の事務のエキスパートとしての自覚を持ち、絶えず研鑽に努める人材の育成を目指して、管理運営に関わる職員研修を進めている。

研修は、新規採用職員や新任職員に対する職務に関する基礎的な知識の習得や、企業会計など実務の基礎知識を習得する財務会計研修など職務の遂行に必要な研修のみならず、大学職員として経営意識や人権意識を高める意識啓発研修も実施して自己改革の姿勢を高める研修ができています。さらに、今後の大学経営の幹部となる職員を養成するため、高度で専門的なセミナーにも職員を派遣している。

また、業務改善に向けての職員提案制度を設けるなど意識改革にも取り組んでおり、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的、体系的、計画的に行われている。

観点9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、自己点検・評価に取り組んできた。平成11年3月に最初の自己点検・評価を実施し、報告書を刊行、公表した。法人化を控えた平成17年には第2回目の自己評価・点検を行い、引き続いて外部評価を実施し、その結果を平成18年3月に印刷、公表した。（資料9-3-1-1）法人化後は大学全般の評価関係を所掌する研究・評価担当の理事の下に、研究活動のみならず教育研究活動を検証し、問題点を改善するため、全学の自己評価委員会（資料9-3-1-2）および部局ごとの自己評価委員会が設けられている。この間、大学情報データベースを構築し、自己点検・評価、認証評価、法人評価、さらに教員評価などの各種評価に対応できるように整備してきた。（資料9-3-1-5）平成19～20年度には各学部等を対象とした自己点検・評価および外部評価を実施、平成22年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、その結果を公表した。（資料9-3-1-3）

第2期中期計画期間（平成24年度～平成29年度）に入っても、設立団体（滋賀県）による法人評価を毎年受審してきている。（資料9-3-1-4）平成26年度には、自己点検評価を行い、外部評価を受審する。また、この自己点検評価や外部評価をもとに、平成28年度には認証評価を受審する予定である。

これら自己点検評価を行うにあたっては、エビデンスとして、データの収集を行い、明示するように心がけている。

資料9-3-1-1 滋賀県立大学 自己点検自己評価・外部評価報告書 平成18年3月

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/hyouka.pdf>

資料9-3-1-3 滋賀県立大学 自己点検自己評価・外部評価報告書 認証評価書

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/hyouka.html>

資料9-3-1-4 法人評価結果

（法人評価委員会 HP）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/shingikai/daigaku/index.html>

（本学 HP）

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html>

資料9-3-1-5 大学情報データベース（知のリソース・研究者総覧）

<http://db.spins.usp.ac.jp/search?m=home&l=ja>

資料9-3-1-2 自己評価委員会規程

公立大学法人滋賀県立大学自己評価委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）自己点検および評価の基本方針に関する事項
- （2）自己点検および評価の項目の設定に関する事項
- （3）自己点検および評価の実施に関する事項
- （4）自己点検および評価に関する報告書の作成および公表に関する事項

<p>(5) その他滋賀県立大学の自己点検および評価に関する事項 (組織)</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 副理事長 (2) 常勤である理事 (3) 各学部長 (4) 各学部ごとに選出される教授1人 (5) 事務局次長</p> <p>2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前条第2項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、評価を所掌する理事をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会の会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>(実施委員会)</p> <p>第7条 委員会に、全学自己評価実施委員会、環境科学部自己評価実施委員会、工学部自己評価実施委員会、人間文化学部自己評価実施委員会および人間看護学部自己評価委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。</p> <p>2 実施委員会は、委員会により策定された実施計画に基づき点検および評価を行い、その結果等について委員会に報告するものとする。</p> <p>3 実施委員会の組織等については、委員会が別に定める。</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 委員会の事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。</p>
--

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、エビデンスとして資料やデータを示し、自己点検・評価に取り組んできた。法人化後は大学全般の評価関係を所掌する研究・評価担当の理事の下に、研究活動のみならず教育研究活動を検証し、問題点を改善するため、全学の自己評価委員会および部局ごとの自己評価委員会が設けられている。また、平成20年度以降、研究者情報データベースを構築し、自己点検・評価、認証評価、法人評価、さらに教員評価などの各種評価に対応できるように整備してきた。

以上より、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点9-3-②：大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、自己点検・評価に取り組んで

きた。平成 17 年には第 2 回目の自己点検評価を行い、それをもとに外部評価を実施し、その結果を平成 18 年 3 月に印刷、公表している。(資料 9-3-2-1) 平成 19～20 年度には各学部等を対象とした自己点検・評価および外部評価を実施(資料 9-3-2-2)、平成 22 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、その結果を公表した。(資料 9-3-2-3) また、外部評価委員による法人評価を各事業年度で受審してきている。(資料 9-3-2-4)

資料 9-3-2-1 自己点検自己評価・外部評価報告書(平成 17 年 3 月・平成 18 年 3 月)

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/hyouka.pdf>

資料 9-3-2-2 自己点検自己評価・外部評価報告書(平成 21 年 7 月)

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/hyouka2009.pdf>

資料 9-3-2-3 平成 22 年度実施認証評価

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/hyouka.html>

資料 9-3-2-4 法人評価実施要項、実施日程、外部評価委員名簿等

<http://www.pref.shiga.lg.jp/shingikai/daigaku/index.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

法人評価、認証評価は、外部評価委員によって厳正に行われてきている。本学では自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が十分に実施されていると判断する。

**観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。**

#### 【観点に係る状況】

評価結果を学内外に公表するとともに、改善が必要な事項については各層からの意見・改善提案を収集するシステムを構築している。外部評価で指摘された事項に対する各学部等の対応を自己評価委員会(前掲資料 9-3-1-2、資料 9-3-3-1)で把握し、改善に反映させる取り組みを行っている。各年度の法人評価の評価結果は、学内外に公表するとともに、学内では自己評価委員会、連絡調整会議等を通して意見・改善策を収集し、管理運営の改善に反映させている。

資料 9-3-3-1 自己評価委員会議事録(平成 25 年度第 2 回)(別添資料)

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本学では、自己評価委員会、連絡調整会議等を通して評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・財務関連では、研究費の配分について、職階別傾斜配分でなく業績評価に基づく配分制度を定着させ、競争的研究費の確保について意識啓発や具体の支援を行うことにより、競争的環境を醸成し研究活動の活性化を図っている。
- ・外部資金、競争的資金獲得については年々増加している状況にあるが、その重要性から大型研究の推進に顕著な貢献を行った教員への表彰制度を創設し、インセンティブを働かせる方策を行うなど、より一層の獲得に向けての取組を行っている。
- ・管理運営については、学内の調整組織として役員会議や連絡調整会議・局内会議を定例化し、理事長・学長のトップマネジメントによる円滑な運営を図るとともに、より効果的・効率的な大学運営のため、学外者の積極的な活用を図っている。非常勤役員に企業経験者を起用するとともに、経営協議会は構成員の半数、教育研究評議会は3名の外部有識者を委員として任用し、役員会には常に監事も出席させるなど、時代に即した学外のニーズを把握している点は優れている。

### 【改善を要する点】

- ・大学設立から20年が経過し、老朽化に伴う設備、機器等の更新を行っていく必要があり、今後の設備と備品の更新計画を策定して設立団体に要求しているが、設立団体である県の財政状況が厳しい状況にあることから、具体化の見通しが立っていない状況にある。
- ・自己点検評価を行う際に、エビデンスとして資料やデータを用いるが、これらを収集するためかなりの時間と労力を要する。今後は、IRの整備を進め、大学としての必要な基本情報の一元管理を目指したい。

## 基準 10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①：大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

基準ごとの自己点検の基準 1 に示すような大学の目的については、大学が発行する学生便覧、学生募集要項などの印刷物に明記し、周知するとともに、ウェブサイトに掲載している。新入学生については、入試説明会、入学式、新入生ガイダンスにおいて、本学の目指すところを説明している。（資料 10-1-1-1、資料 10-1-1-2、資料 10-1-1-3）

資料 10-1-1-1 滋賀県立大学ウェブサイト〈キャンパスガイド、他広報媒体含〉

<http://www.usp.ac.jp/japanese/index.html>

資料 10-1-1-2 学生募集要項（前掲資料 4-1-2-1, 2, 3, 4）

資料 10-1-1-3 学長メッセージ

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/riji.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、目指すところに関しては、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「地域に根差し、地域に学び、地域に貢献する」というモットーについて、以上のように様々な媒体に表示されており、また、機会を捉えて説明が繰り返されており、構成員全体に浸透し、共有されていると判断する。

観点 10-1-②：入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

入学者受入方針は大学から高等学校や受験生に直接配布される入学者選抜要項には全て掲載すると共に、大学ウェブサイトを通じて広く社会にその周知を図っている。同時に、毎年開催されるオープンキャンパスにおいても、学部別、学科別の説明会では改めてその内容をできるだけ平易に説明し、受験生に再確認を求めている。

また、本学への関心の高い生徒を対象とする高大連携事業の一環として大学が主催する高校生向け進学説明会においても、必ず関係する学部学科等のアドミッション・ポリシーの説明を実施し、併せて大学から高校を訪問しての年間に 70 回近く開催している進学説明会でも分かりやすく説明することに留意している。（資料 10-1-2-1、資料 10-1-2-2、資料 10-1-2-3、資料 10-1-2-4）

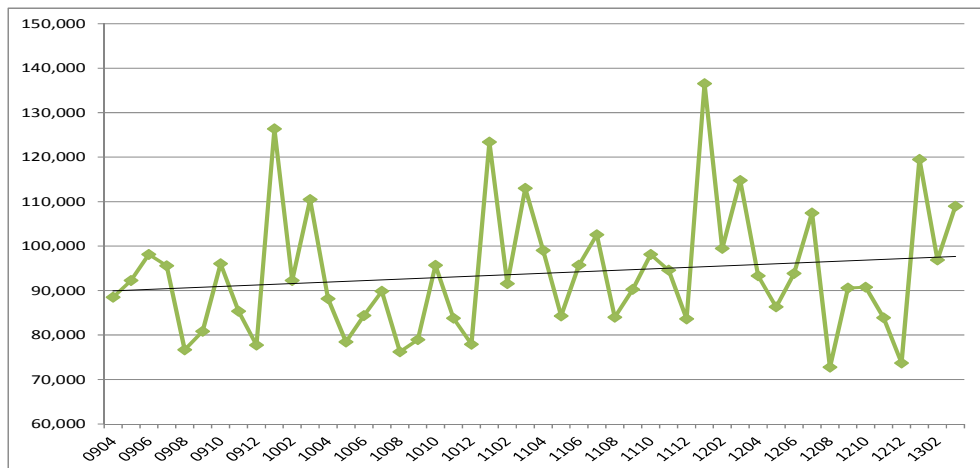
資料 10-1-2-1 各方針が示されているウェブサイトの掲載箇所

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/gakubu/index.html>

資料 10-1-2-2 学生募集要項（前掲資料 4-1-2-1.2.3.4）

資料 10-1-2-3 高大連携事業一覧〈別添資料〉

資料 10-1-2-4 ウェブサイトアクセス数月別合計



#### 【分析結果とその根拠理由】

大学へ入学以前に大学教育の内容についてできるだけ正確な認識を受験生に与えるために、高校訪問による進学説明会などと並んで重要な機能を果たしているのがオープンキャンパスであるとの位置づけから、本学ではかなりの注力をしている。来場者は毎年 3,000 人以上の参加になるが、オープンキャンパス開催時のアンケート調査において、教育・研究内容に関する理解度の設問に対する回答では、「よくわかった」「かなりわかった」という積極的回答が 70%に上っている。入学者選抜要項および大学ウェブサイト、SNS、高校生向け講座等を通じての広報面の徹底は、十分に図られていると判断する。

観点 10-1-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

#### 【観点に係る状況】

学校教育法に定められた事項を含む大学の教育研究活動等の状況は、大学のウェブサイトに積極的に掲載・公表して、学内の教職員と学外関係者の情報の共有を図っている。（資料 10-1-3-1）

上記以外にも、大学情報データベースを作成し、大学の知のリソースを公開するとともに、大学のウェブサイトを活用して、様々な情報を提供している。（資料 10-1-3-2）

資料 10-1-3-1 教育研究活動等についての情報公表ウェブサイト

[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu\\_info.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu_info.html)

資料 10-1-3-2 大学情報データベース

<http://db.spins.usp.ac.jp/search?m=home&l=ja>



**【分析結果とその根拠理由】**

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む教育研究活動等の情報については、大学のウェブサイトを通じて公表している。大学情報のさらなる積極的公開へ向けて、平成 27 年度より大学ポータル・システムへの参加も予定している。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

- ・大学における 3 つの方針等をはじめとする教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信するため、平成 18 年度の法人化に際して新設した経営戦略グループを改組、図書情報グループおよび研究戦略部門を統合することにより経営企画グループを新たに設置し、企画広報、研究戦略部門を強化する体制を構築した（平成 26 年度）。
- ・平成 26 年度にはウェブサイトの全面リニューアルを行い CMS による各部署からの情報発信を可能にするとともに、キャンパスガイドなどの紙媒体との統合的運用システムを構築しつつある。
- ・大学の構成員が適切な判断を行うために、必要な情報を必要な時に入手可能なように、ウェブサイトや学内グループウェア、大学情報データベースなどで提供できている。

**【改善を要する点】**

- ・情報公開についても一定の責任を果たしてきているが、先にも述べた評価等に対応できる情報蓄積の仕組みや、大学の目標を達成するために、IR による情報分析データを活用しつつ、より戦略的な広報活動を展開する仕組みを構築することが目指される。